

はじめに

南箕輪村は、伊那谷で最も広い平地の中央に位置し、豊かな自然環境と、保育園から大学院まで教育機関が整う恵まれた環境のもと、子育て、健康、福祉の充実に努めてまいりました。

令和7年（2025年）には村政施行150周年を迎え、発足時2,333人であった人口は、現在では16,000人を超えるまでに増加し、県内で最も若い自治体として注目されるまでになりました。これまでの歩みは、先人の努力と、地域を支えてくださった皆様のご尽力の賜物であります。



本村では、平成27年（2015年）に「第1期南箕輪村子ども・子育て支援計画」を策定し、第2期、第3期計画を経て、10年以上にわたり、「子どもにとっての最善の利益」の実現と、子ども・子育て支援施策を通じて誰もが「住み続けたい」と思える魅力あるむらづくりを推進してまいりました。

令和5年（2023年）4月には、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができるとともに、こどもの権利を尊重するとともに、子育て世代への支援、教育・保育の充実、地域における見守り体制の強化など、こどもや若者、子育て当事者の意見を生かしながら、ニーズを的確に捉えた取組を進めてまいります。そして、未来を担うすべてのこどもたちが、いつまでもこの村で暮らしたいと思えるむらづくりを推進してまいります。

こうした状況を踏まえ、本村では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、より包括的・多角的に施策を推進するため、「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第3期）」、「こどもの貧困対策に関する計画」及び「次世代育成支援行動計画」を一体化した「南箕輪村こども計画」を策定いたしました。

本計画では、基本理念である「自分らしさと笑顔があふれる こどもまんなか南箕輪の実現」をめざし、こどもの権利を尊重するとともに、子育て世代への支援、教育・保育の充実、地域における見守り体制の強化など、こどもや若者、子育て当事者の意見を生かしながら、ニーズを的確に捉えた取組を進めてまいります。そして、未来を担うすべてのこどもたちが、いつまでもこの村で暮らしたいと思えるむらづくりを推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケートや意見交換会を通じて貴重なご意見をお寄せくださった村民の皆様、関係機関の皆様に心より感謝申し上げます。

今後とも、「こどもがまんなか」のむらづくりに向けて、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年（2026年）4月

南箕輪村長 藤城 栄文

目次

第1編	こども計画	1
第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画の背景・趣旨	1
2	計画の目的	2
3	計画の位置づけ	3
(1)	法的位置づけ	3
(2)	他の計画との関係	3
4	計画期間	4
5	計画の対象	4
6	SDGsの推進	5
第2章	こども・子育て家庭を取巻く状況	6
1	本村の状況	6
(1)	人口の状況	6
(2)	世帯の状況	9
(3)	出生の動向	10
(4)	就労の状況	12
(5)	ひとり親家庭の状況	14
2	教育・保育サービスなどの実施状況	15
(1)	保育園の利用状況	15
(2)	小中学校の児童・生徒数の状況	17
3	アンケート調査・意見聴取の結果	18
(1)	調査の概要	18
(2)	アンケート調査の種類と対象者	18
(3)	アンケート調査回収結果	18
(4)	ヒアリング調査	18
(5)	アンケート調査結果の概要	19
4	課題の整理	39
第3章	計画の基本的な方針	41
1	基本目標	41
2	基本理念	42
3	施策体系	43
第4章	施策の展開	44
1	心身が健康で健全な自立を実現できる社会づくり	44
(1)	心身の健康の基盤づくり	44
(2)	青少年の健全育成	46
(3)	こどもの性被害防止	48

2	誰もがライフデザインを実現できる社会づくり	51
(1)	家庭での養育に困難を抱えるこどもの支援	51
(2)	いじめへの対応、不登校児童・生徒の支援	53
(3)	ニート・ひきこもりの支援	56
(4)	障がいのあるこどもの支援	58
(5)	医療的な配慮を必要とするこどもの支援	60
(6)	こども・若者のいのちを支える	62
(7)	特に配慮が必要なこどもの支援	64
3	安心して家族を築く希望が実現できる社会づくり	66
(1)	結婚の支援	66
(2)	妊娠、出産及び子育ての支援	69
(3)	就業の支援	72
(4)	職場環境の整備	74
(5)	キャリア教育の推進	76
(6)	地域の特性を生かした取組など	78
(7)	社会全体の気運醸成	79
第5章 計画の推進		81
1	計画の推進体制	81
(1)	本村の推進体制の整備	81
(2)	こどもの意見の尊重・社会参画の推進	81
(3)	地域や関係団体などとの連携・協働	81
2	施策の推進体制	81
(1)	点検・評価 (PDCA)	81
第2編 子ども・子育て支援事業計画		82
第1章 計画の策定にあたって		82
1	計画策定の背景・趣旨	82
2	計画の位置づけ	84
3	計画期間	85
第2章 こども・子育て支援の課題		86
1	本村のこども・子育て支援の課題	86
(1)	切れ目のない子育て支援	86
(2)	多様化する保育ニーズ：3歳未満児保育の増加	86
(3)	障がい・疾病などの早期発見早期支援	87
第3章 こども・子育て支援の基本的な考え方		88
1	本村における施策の基本的視点と考え方	88
(1)	こどもの健全育成の視点	88
(2)	保護者への生活支援の視点	88

(3) 社会全体による支援の視点	88
第4章 計画の内容	89
1 教育・保育提供区域について	89
2 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	90
(1) 1号認定（3歳以上で教育を受けさせたいもの）	90
(2) 2号認定（3歳以上で保育を受けさせたいもの）	90
(3) 3号認定（3歳未満で保育を受けさせたいもの）	91
(4) 保育施設及び保育士などの確保	92
3 教育・保育の一体的提供の推進	93
4 地域子ども・子育て支援事業	93
(1) 利用者支援事業	93
(2) 延長保育事業（長時間保育）	94
(3) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	95
(4) 放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）	95
(5) 子育て短期支援事業	97
(6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	98
(7) 養育支援訪問事業	99
(8) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童の支援に資する事業）	99
(9) 地域子育て支援拠点事業（すくすくはうす）	100
(10) 一時預かり事業	100
(11) 病児保育事業（病児・病後児保育）	102
(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	103
(13) 妊婦健康診査事業	104
(14) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）（令和8年度から）	105
(15) 産後ケア事業（令和7年度拡充）	105
第5章 その他の子ども・子育て支援施策の推進	106
1 地域における子育て支援	106
(1) おはなしむら・ちいさなおはなしむら事業	106
(2) ブックスタート事業	107
(3) すくすく玉手箱事業（子育て学級）	108
(4) 運動あそび事業	109
(5) 人材育成講演会・教室事業	109
(6) 食育推進事業	110
(7) 子育て教育支援事業（こども家庭センター）	112
(8) 児童手当給付事業	114
(9) 子育て応援パスポート事業	114
2 母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進	115
(1) 妊婦の届出及び母子健康手帳交付（「母子保健法」）	115

(2)	マタニティスクール・ウェルカムベビースクール（「母子保健法」）	115
(3)	産婦・新生児・乳児訪問（こんにちは赤ちゃん事業・「母子保健法」）	117
(4)	乳幼児健康診査・相談（「母子保健法」）	118
(5)	育児相談	119
(6)	要支援親子教室（あそびの教室「どんどこ広場」）	120
(7)	産後ケア	120
(8)	産婦健康診査	122
(9)	乳児一般健康診査	122
(10)	予防接種（「予防接種法」）	122
(11)	新生児聴覚検査	124
(12)	不妊・不育症治療費助成事業	124
(13)	福祉医療費給付事業	125
(14)	食育推進事業（再掲）	126
3	児童虐待防止対策の推進	126
(1)	南箕輪村要保護児童対策地域協議会（児童虐待への対策）	126
4	ひとり親家庭の自立支援の推進	127
(1)	児童扶養手当	127
(2)	母子家庭等日常生活支援員派遣事業	128
(3)	母子（父子）家庭高等学校生徒通学費補助金	129
(4)	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	129
5	療育への取組	130
(1)	療育への取組	130
(2)	医療的ケアへの取組	130
6	障がい児施策の充実	131
(1)	たけのこ園運営事業（児童発達支援事業）	131
(2)	SST「にじいろクラブ」	131
(3)	相談支援事業所「みなみみのわ」運営事業（障がい児相談支援事業）	132
(4)	保育園等巡回相談	132
(5)	障がい児保育	132
(6)	教育支援委員会	133
(7)	特別児童扶養手当	134
(8)	障がい者等福祉手当	135
(9)	障がい児福祉手当	136
(10)	障がい児施設等訪問看護サービス事業	137
(11)	重度障害児（者）日常生活用具給付等事業	138
(12)	心身障害児（者）タイムケア事業	139
(13)	「障害者総合支援法」に基づく支援事業	140
(14)	「児童福祉法」に基づく支援事業	142

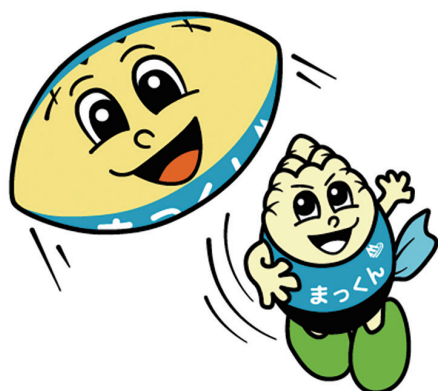
(15) 自立支援医療（育成医療・精神通院医療）	143
7 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	144
(1) 学校改築事業	144
(2) スポーツ環境の整備事業	144
(3) 大芝こども未来塾	147
(4) 大芝公園施設の整備充実	147
(5) 青少年健全育成事業	148
8 子育てを支援する生活環境の整備	150
(1) 児童公園の整備	150
(2) こどもの交通安全対策	150
(3) 防犯活動の推進	152
9 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進	153
(1) 職業生活と家庭生活との両立	153
(2) 女性の就業支援（子育て女性再就職トータルサポート事業）	154
10 こどもの心身の健やかな成長に資する環境の整備	155
(1) こども館	155
(2) 保育園	156
(3) 公園整備	156
第6章 計画の推進体制	157
1 関係機関との連携	157
2 計画の達成状況の点検・評価	157

第3編 こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画 158

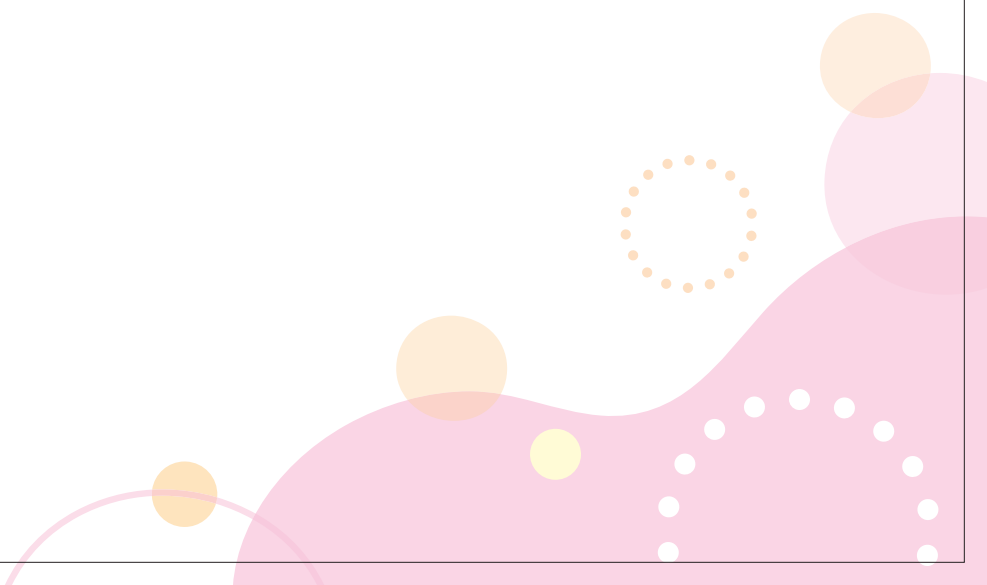
第1章 こどもの貧困対策計画の概要	159
1 計画の背景・趣旨	159
2 計画の目的	160
3 計画の位置づけ	161
(1) 法的位置づけ	161
(2) 他の計画との関係	161
4 計画期間	162
第2章 現況	163
1 全国のこどもの貧困の状況	163
2 本村の現況	165
(1) ひとり親世帯数の推移	165
(2) 生活保護世帯数の推移	165
(3) 要保護・準要保護児童数の推移	166
(4) スクールカウンセラー対応実績件数の推移	167
(5) スクールソーシャルワーカー対応実績件数の推移	167

3 課題の整理	168
(1) 困難な状況に置かれている人への支援と環境整備	168
(2) 相談支援体制の充実	168
(3) 早期発見に向けた関係機関との連携強化	169
(4) 地域での関わり	169
第3章 計画の基本的な方針	170
1 基本方針	170
(1) 親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援	170
(2) 支援が届きにくい子ども・世帯への支援	170
(3) 貧困の世代間連鎖の解消	171
(4) 地域による支援	172
2 施策の体系	173
第4章 こどもの貧困対策に関する具体的取組	175
1 教育の支援	175
個別施策 1-1 幼児期の教育・保育を通じた支援の充実	175
個別施策 1-2 学力の定着・向上に向けた教育の推進	176
個別施策 1-3 こどもの家庭環境などを踏まえた支援の充実	177
個別施策 1-4 地域などと連携した学習支援の充実	179
2 生活の安定に資するための支援	180
個別施策 2-1 妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援の充実	180
個別施策 2-2 保護者の自立や生活安定に向けた支援の充実	182
個別施策 2-3 配慮を要するこどもの生活支援の充実	184
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	187
個別施策 3-1 困窮家庭やひとり親家庭などへの就労支援	187
4 経済的支援	190
個別施策 4-1 教育費の負担軽減のための支援	190
個別施策 4-2 子育てにかかる経済的負担の軽減	191
5 支援体制の強化や制度の周知	194
個別施策 5-1 こどもに関する相談体制の充実	194
個別施策 5-2 こどもや子育て支援のネットワーク構築・連携強化	195
個別施策 5-3 制度の周知や村民の意識啓発	196
第5章 計画の進行管理	197
第4編 次世代育成支援行動計画	199
第1章 次世代育成支援行動計画の概要	199
1 次世代育成支援行動計画とは	199
2 計画策定の目的	200
3 計画の位置づけ	200

(1) 法的位置づけ	200
(2) 他の計画との関係	201
4 計画期間.....	202
第2章 南箕輪村の現況.....	203
1 南箕輪村の現況.....	203
(1) 少子化の動向	203
(2) 家族や地域の状況	206
第3章 次世代育成支援に向けた具体的取組.....	207
1 地域における子育ての支援.....	207
2 妊婦及び幼児などの健康の確保及び推進.....	208
3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	209
4 子育てを支援する生活環境の整備.....	210
5 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	211
6 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進.....	212
第4章 計画の進行管理.....	213
資料編	214
1 策定経過.....	215
2 南箕輪村子ども・子育て審議会条例.....	216
3 南箕輪村子ども・子育て審議会委員名簿.....	217
用語集.....	218



第1編 こども計画



第1編 こども計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景・趣旨

わが国の出生数の減少は予測を上回る速度で進行しており、令和6年（2024年）の出生数は68万6,061人、合計特殊出生率は1.15となっています（厚生労働省人口動態統計）。また、長野県の出生数は1万512人、合計特殊出生率は1.30となっています。

少子化については、未婚化と晩婚化の影響が大きいといわれており、その主な要因は、若い世代の不安定な雇用環境・出会いの機会の減少とされています。また、子育てしづらい社会環境や、仕事と子育てを両立しにくい職場環境、子育ての経済的・精神的負担感等、子育て当事者を取巻く環境は厳しく、多くの問題を抱えています。

さらに、不登校やいじめの件数、児童虐待の相談対応件数がそれぞれ過去最多を記録し、こどもの貧困問題、ヤングケアラー^{*1}、10～39歳の死因の1位が自殺であること等、こどもや若者、家庭をめぐる様々な課題が深刻化しています。また、こども・若者の自己肯定感や幸福感が低いことから、こども・若者のウェルビーイング^{*2}の向上を図っていくことが求められています。

令和5年（2023年）4月には、「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。また、同年12月には、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざすことを目的として、こども施策に関する基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定され、各自治体でこども計画を策定することの必要性が示されました。

※1 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

※2 ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみだけでなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

本村においては、平成27年（2015年）に「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定、令和2年（2020年）には「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定し、子どもを取巻く現状と今後の方向性を明確にし、「子どもにとっての最善の利益」の実現、子ども・子育て支援施策を通して誰もが「住み続けたい」と思える魅力あるむらづくりを推進してきました。こうした状況を受け、多様化・複雑化する子ども・子育てを取巻く課題に対し、より包括的・多角的に対応するため、令和8年（2026年）4月から令和12年（2030年）3月までの4年間を計画期間とする「南箕輪村子ども計画」を、「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第3期）（令和7年（2025年）4月から）」「子どもの貧困対策に関する計画」及び「次世代育成支援行動計画」と一体的に策定します。この「南箕輪村子ども計画」の策定により、「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の進捗状況等を踏まえ、効果的かつ総合的に施策を進め、子ども・若者と子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことをめざします。

2 計画の目的

「子ども基本法」において、目的が以下のように明確化されています。

【「子ども基本法」から抜粋】

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び子ども施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども政策推進会議を設置すること等により、子ども施策を総合的に推進することを目的とする。

3 計画の位置づけ

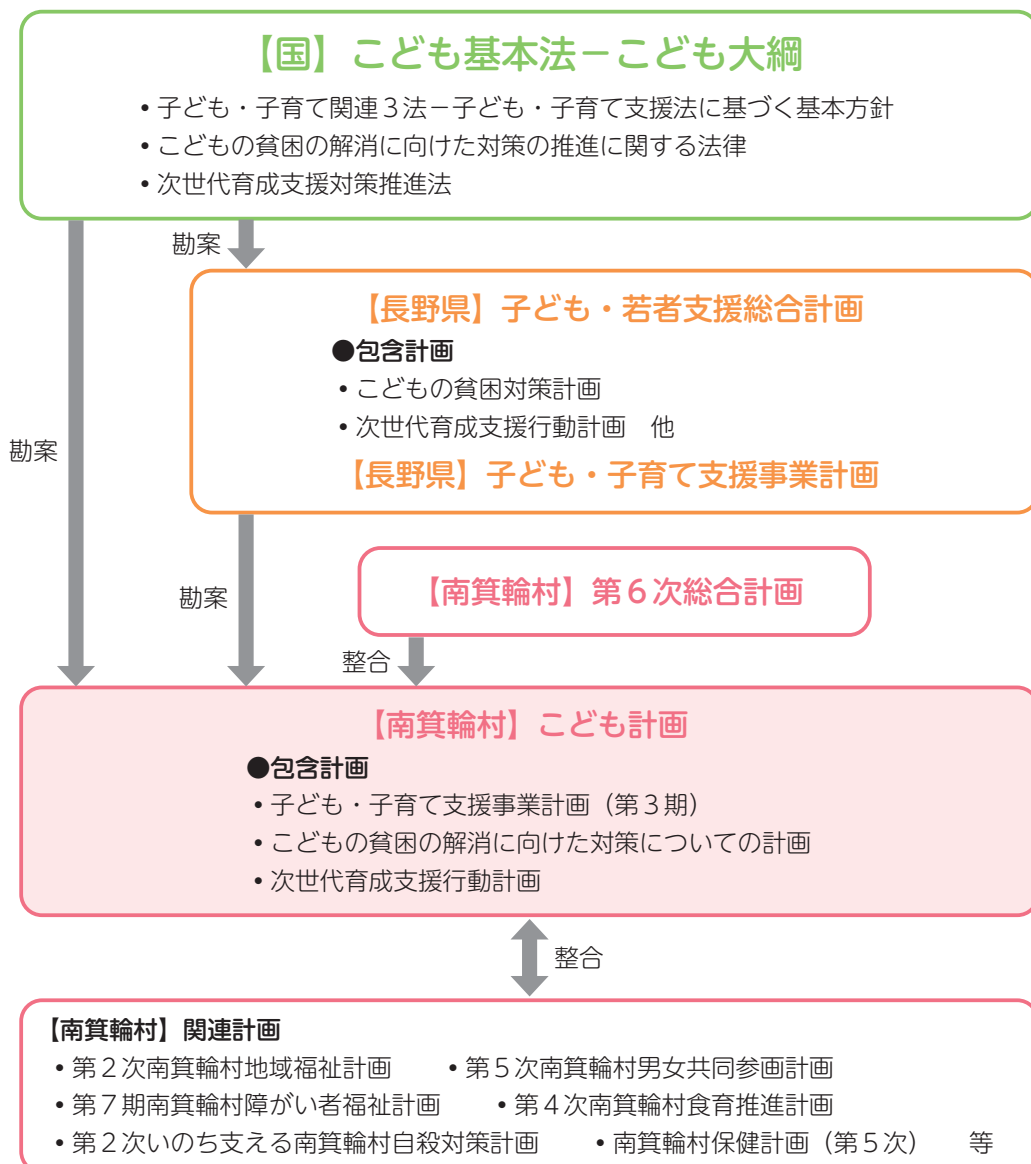
(1) 法的位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に規定される、本村のこども分野の総合計画である「市町村こども計画」として位置づけられる計画です。

また、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画」を包含する計画とします。

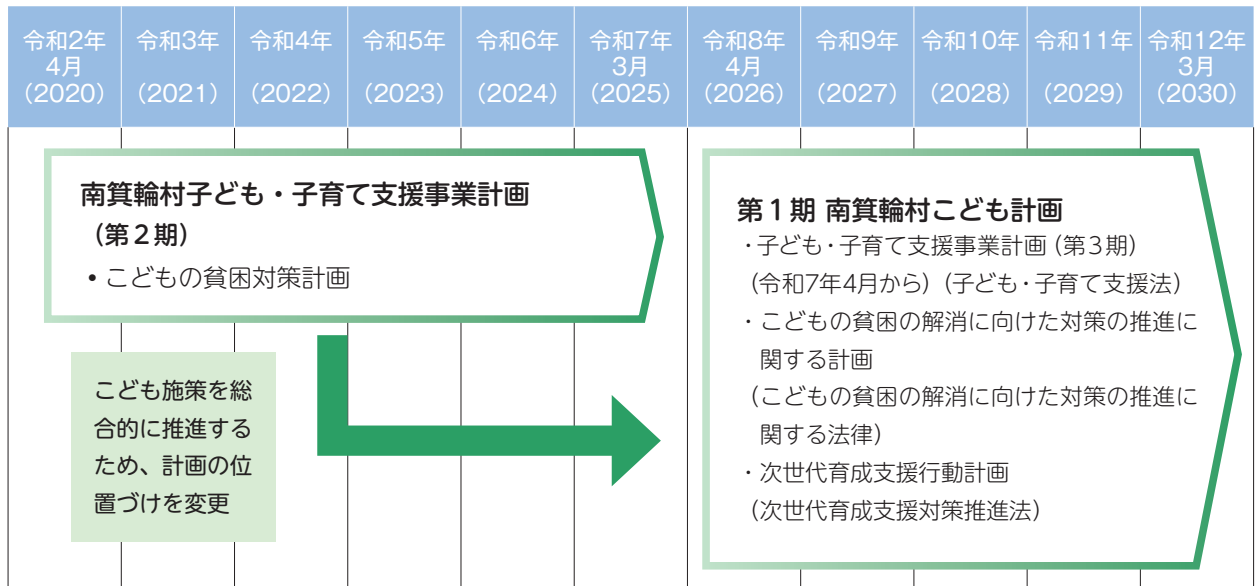
(2) 他の計画との関係

本計画は、「南箕輪村第6次総合計画」（以下、「村総合計画」という。）を上位計画とし、本村における児童福祉、母子保健・医療、教育関係等の子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけるものです。また、本村が策定している各種関連計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。



4 計画期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき、また、「こども大綱」が5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針を示していることを鑑み、令和8年（2026年）4月から令和12年（2030年）3月までの4年間を計画期間とします。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化、法改正など国の動向等を踏まえ、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



5 計画の対象

「こども基本法」では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れることがないように、こころとからだの成長の段階にある人を「こども」としています。

そこで、本計画の対象は、次の図のとおり胎児やこども、若者とします。また、胎児やこどもの親も対象とします。

妊娠期	新生児期	乳幼児期 義務教育年齢に達するまで	学童期 小学生年代	思春期 中学生年代 ～概ね18歳	青年期 概ね18歳以降 ～概ね30歳未満	ポスト青年期 概ね30歳以降 ～40歳未満
胎児						
	こども					
					若者	

6 SDGsの推進

SDGsは、人間と地球の繁栄のための行動計画として、経済・社会・環境のあらゆる課題を統合的に解決することをめざし、先進国・新興国・途上国を問わず取り組む目標として策定されました。地方自治体も、SDGsの達成に向けて、政府が定めた「持続可能な開発目標実施指針(令和5年(2023年)12月改定)」においてSDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待され、様々な計画にSDGsの要素を反映させることが推奨されています。

現世代のニーズを満たしながら、次世代のニーズも満たすことに配慮をしつつ、あらゆる貧困や欠乏を根絶することで、誰一人として取残されない社会の実現をめざすSDGsの理念は、本村がめざすむらづくりの方向性と一致しており、村総合計画を推進することは、SDGs達成に向けた取組を推進することであるといえます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 子ども・子育て家庭を取巻く状況

1 本村の状況

(1) 人口の状況

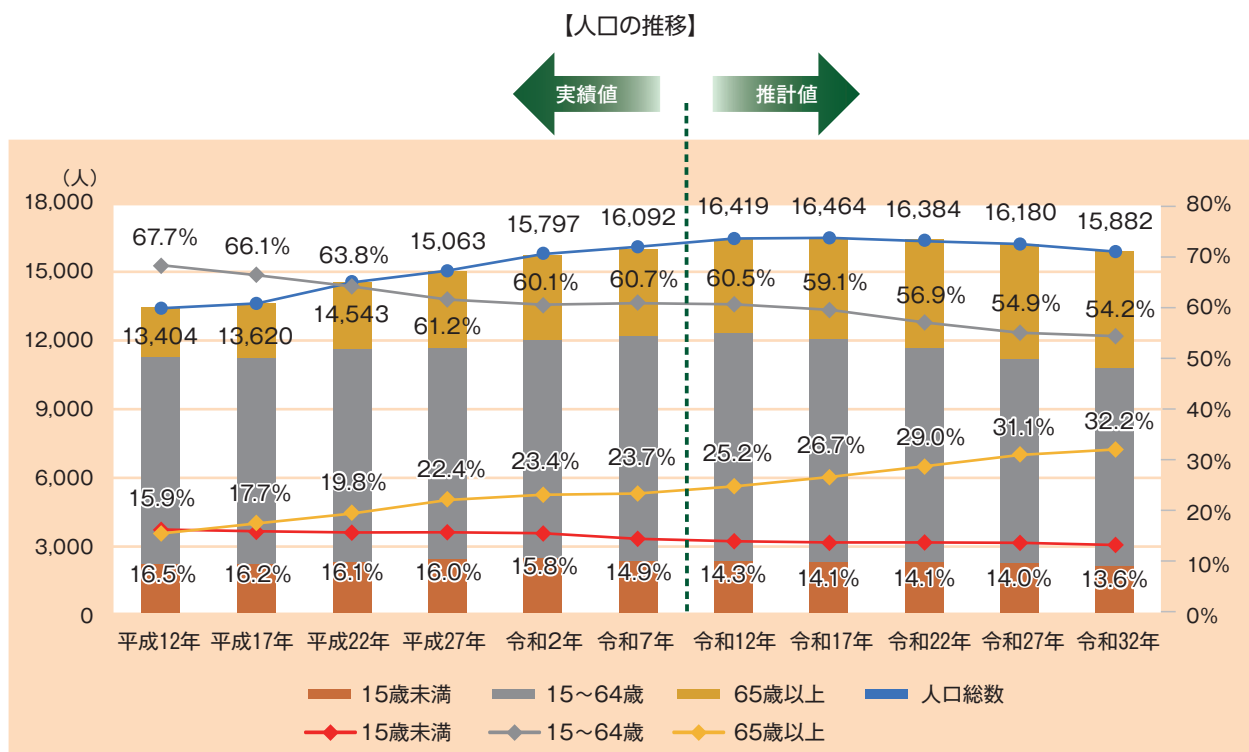
①人口の推移

本村の人口は、増加が続いています。

年齢3区分別人口の構成比の推移を見ると、6割超を占める生産年齢人口（15～64歳）の構成比は、平成12年（2000年）以降低下しています。また、年少人口の構成比も低下が続いていますが、老年人口の構成比は上昇し続けています。

推計値は、出生、死亡、国際人口移動について、令和2年（2020年）までの実績値の動向をもとに仮定を設け、日本全域の将来の人口規模、男女・年齢構成の推移について国立社会保障・人口問題研究所が推計を行ったものです。この推計によると、本村の人口は、令和17年（2035年）まで増加を続けますが、その後、減少に転じ、令和32年（2050年）には15,882人と見込まれています。

年齢3区分別に見ると、年少人口、生産年齢人口は減少する一方、老年人口は増加すると予想されています。それに伴い、高齢化率は令和7年（2025年）の23.7%から令和32年（2050年）には32.2%に上昇すると見込まれています。



【資料：実績値-国勢調査、令和7年（2025年）長野県毎月人口異動調査（4月1日現在） 推計値-国立社会保障・人口問題研究所】

※年齢の分けについては、国勢調査が15歳で区切り調査を行っているためそれに準じる。

【人口・世帯等の推移】

項目	年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	年平均増減率 (%)		
						H17～ H22	H22～ H27	H27～ R2
総人口		13,620人	14,543人	15,063人	15,797人	1.65	0.88	1.20
年少人口 [15歳未満]		2,202人 (16.2%)	2,336人 (16.1%)	2,406人 (16.0%)	2,495人 (15.8%)	1.49	0.74	0.91
生産年齢人口 [15～64歳]		9,005人 (66.1%)	9,285人 (64.0%)	9,214人 (61.4%)	9,595人 (60.7%)	0.77	▲0.19	1.02
老年人口 [65歳以上]		2,413人 (17.7%)	2,877人 (19.8%)	3,377人 (22.5%)	3,707人 (23.5%)	4.50	4.09	2.36
世帯数		5,026	5,560	5,839	6,445	2.56	1.23	2.50
一世帯当たりの 人数		2.71人	2.62人	2.58人	2.45人	—	—	—

【資料：国勢調査】

注：各年10月1日現在（平成22年（2010年）、平成27年（2015年）総人口には年齢不詳を含む。）

各年の（ ）内は構成比を示す。

年平均増減率（%）は、 $[(人口/前回の人口)^{1/(5-1)} - 1] \times 100$ にて算出。



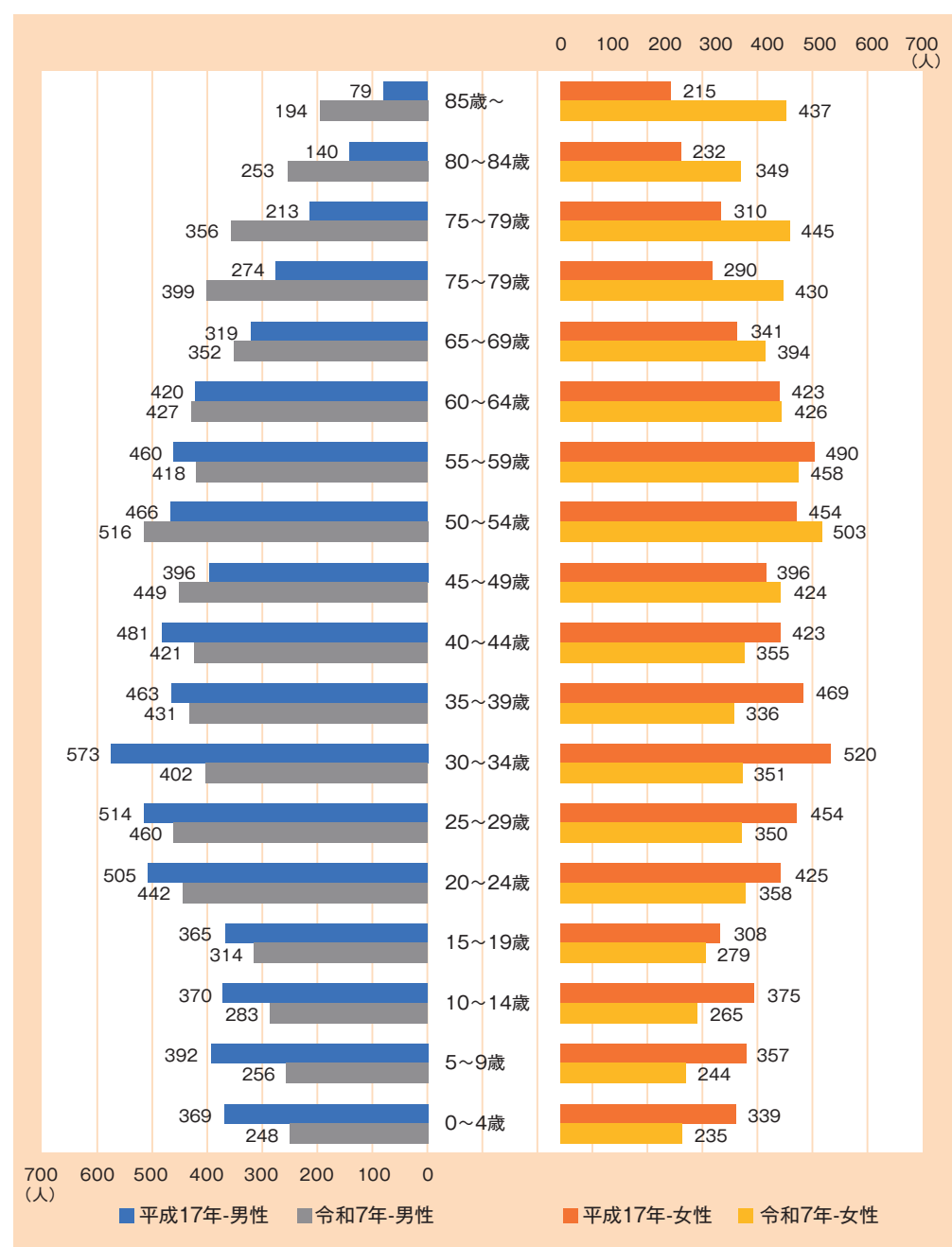
② 5歳階級別人口

平成17年（2005年）と令和7年（2025年）の人口ピラミッド（年齢5歳階級別人口構成図）を比較すると、令和7年（2025年）の人口において、出産する女性の大多数を占める20～39歳の年代の人口は、いずれの年齢層も減少しています。

また、14歳以下の年齢層においては、それぞれ100人前後減少しており、少子化傾向の拡大がうかがえます。

さらに、50歳以上の年代の人口は、男女ともに増加しており、特に65歳以上の人口の増加が著しく、高齢化が徐々に進行している様子がうかがえます。

【年齢5歳階級別人口構成図の推移】



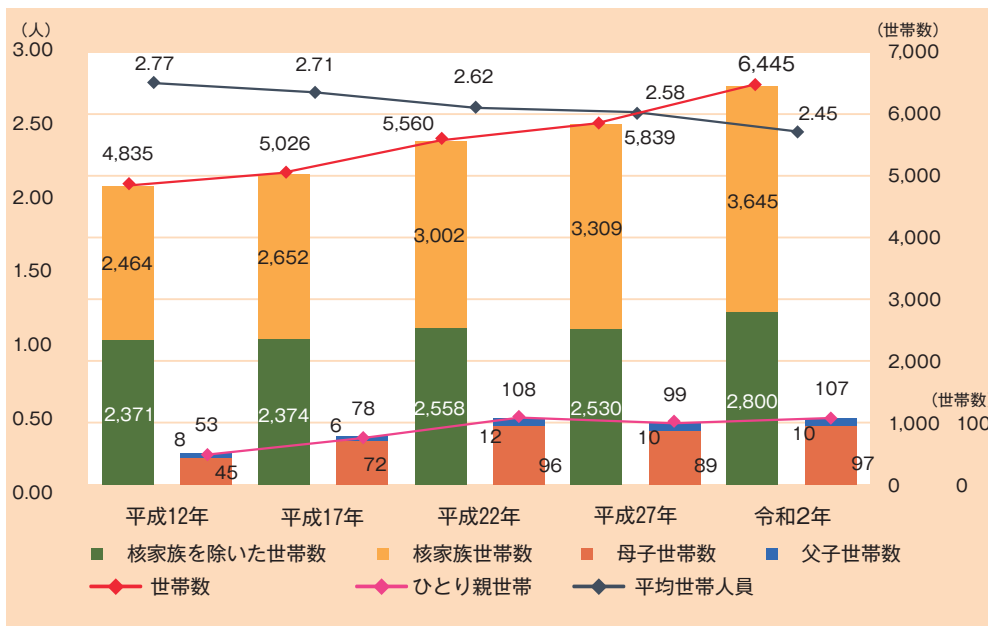
【資料：国勢調査】

(2) 世帯の状況

①世帯数の推移

本村の世帯数の推移を見ると、平成12年（2000年）から令和2年（2020年）の間で増加し続け、その20年間に1,610世帯増えています。しかし、平均世帯人数は徐々に減少しています。また、ひとり親世帯については平成12年（2000年）から平成22年（2010年）まで増加し、その後は100世帯前後と横ばいになっています。

【世帯数の推移】

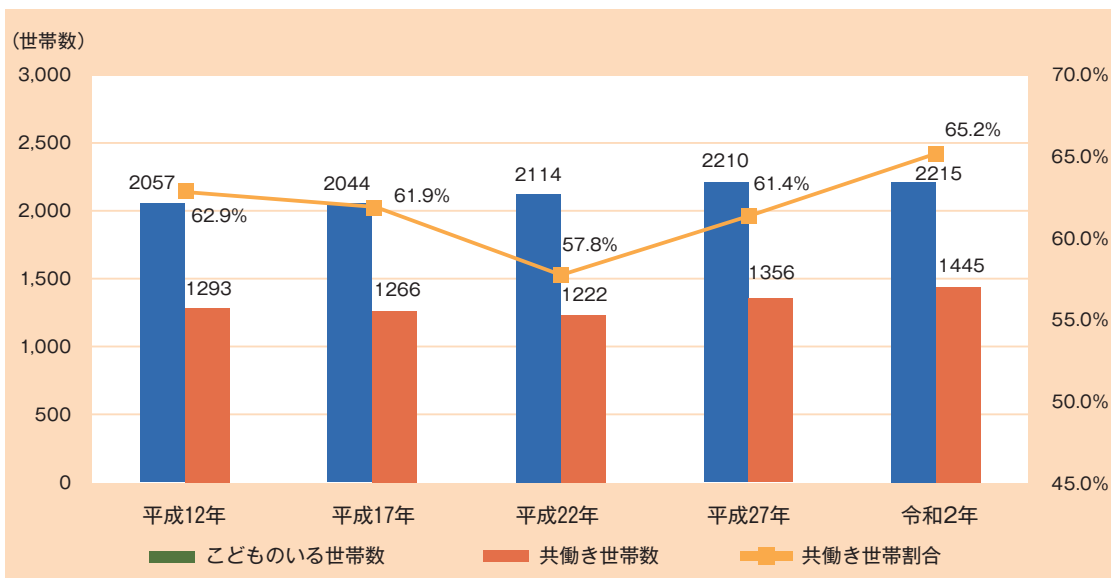


【資料：国勢調査】

②共働き世帯の割合

本村のこどもがいる共働き世帯の割合は、平成22年（2010年）までは減少傾向にあり、その後増加に転じています。

【こどもがいる共働き世帯数の推移】

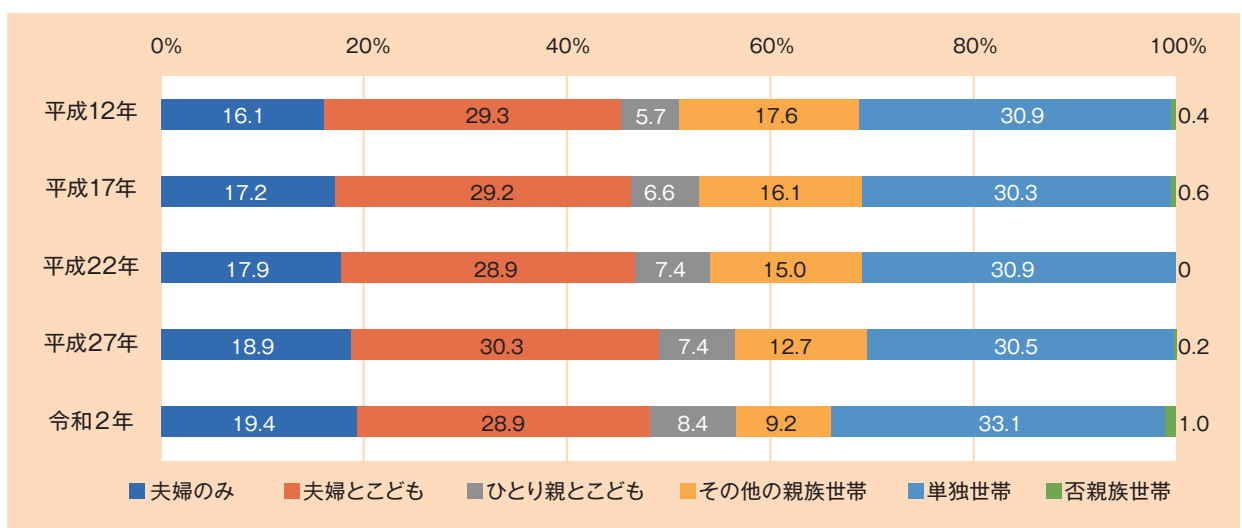


【資料：国勢調査】

③家族類型別世帯

世帯を家族類型に見ると、「夫婦のみ」「ひとり親と子ども」が年々増加し、「その他の親族世帯」は年々減少しています。「夫婦と子ども」については、年々減少して平成27年（2015年）に増加に転じたものの、令和2年（2020年）で再び減少しています。

【家族類型別世帯割合の推移】



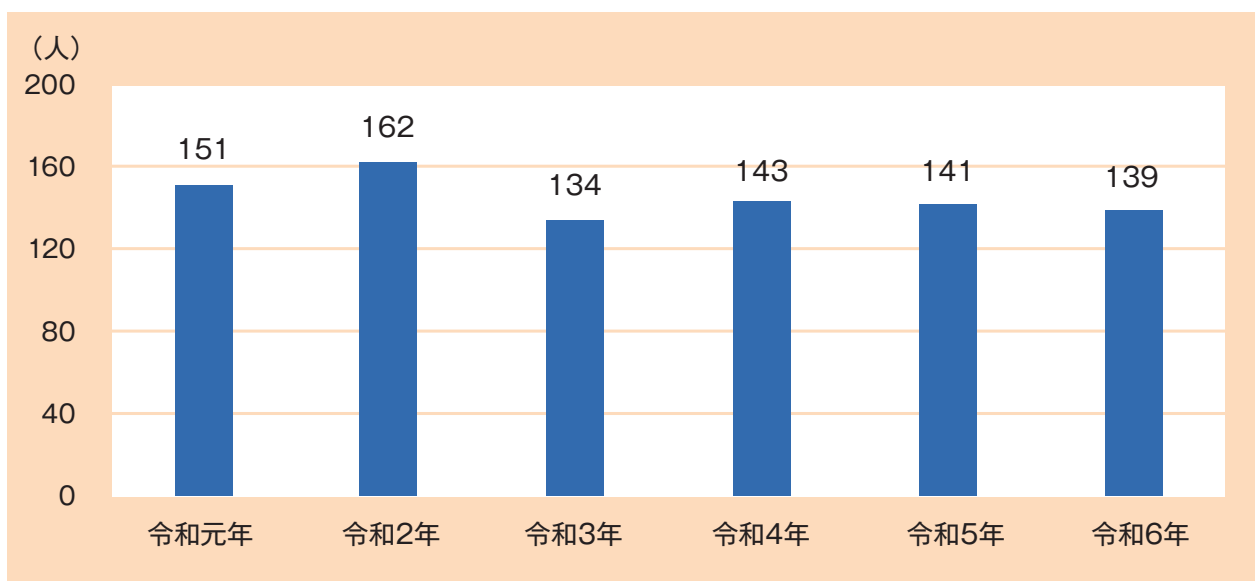
【資料：国勢調査】

(3) 出生の動向

①出生数

本村の年間の出生数は、直近6年間で見ると令和3年（2021年）に減少し令和4年（2022年）に増えたものの、以降は僅かながら減少し続けています。

【出生数の推移】

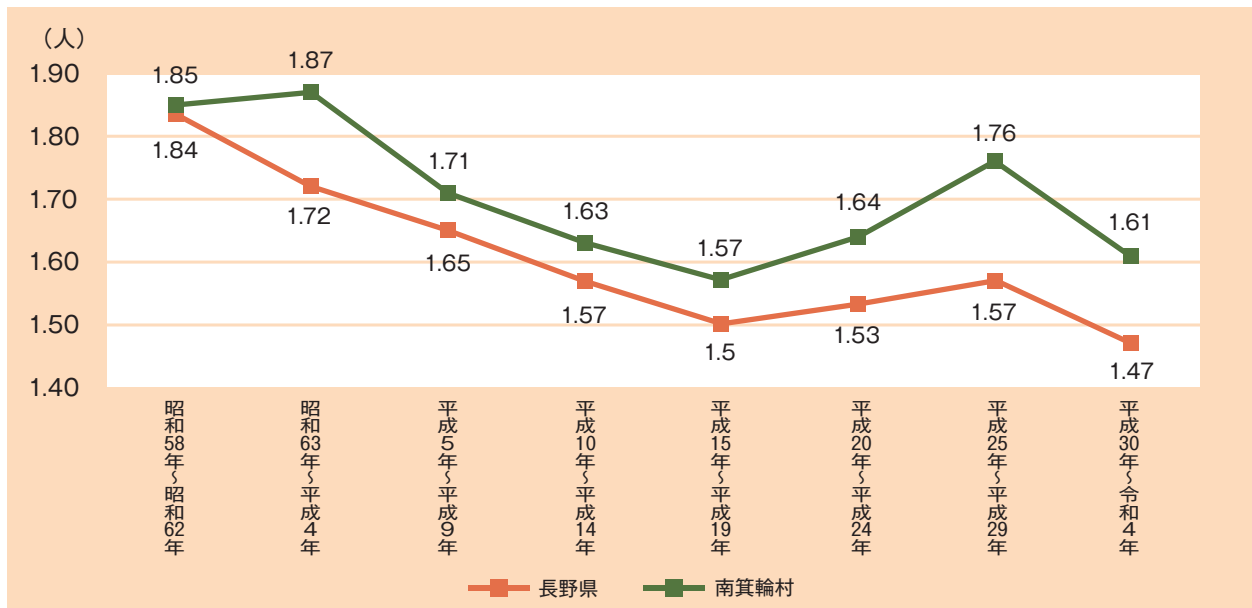


※本村で届書を受理した件数 【資料：住民環境課 各年1/1～12/31】

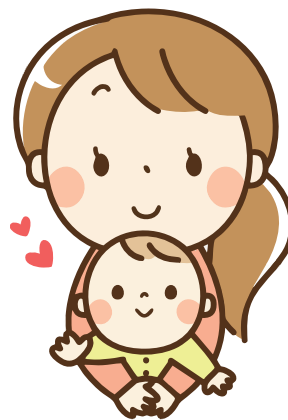
②合計特殊出生率^{※1}

本村の合計特殊出生率の推移を見ると、昭和63年（1988年）から平成4年（1992年）以降低下が続いていましたが、平成19年（2007年）から上昇に転じています。しかし、平成30年（2018年）から再び低下に転じています。長野県も同様の傾向ですが、本村が一貫して上回っています。

【合計特殊出生率】



【資料：厚生労働省 人口動態保健所・市区町村別統計】



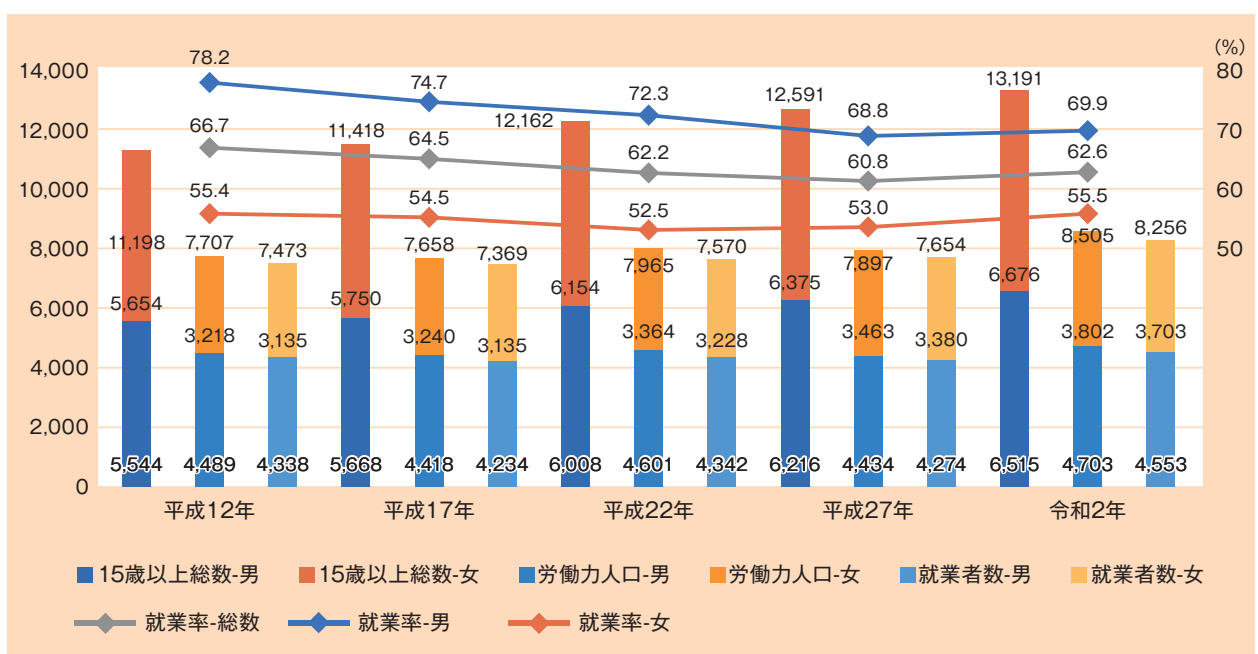
※1 合計特出出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当。

(4) 就労の状況

①男女別の就業状況

本村の男女別の就業の状況を見ると、15歳以上総数は年々増加していますが、就業率総数は平成27年（2015年）まで減少し続け、令和2年（2020年）にやや増加しています。

【男女別就業状況の推移】



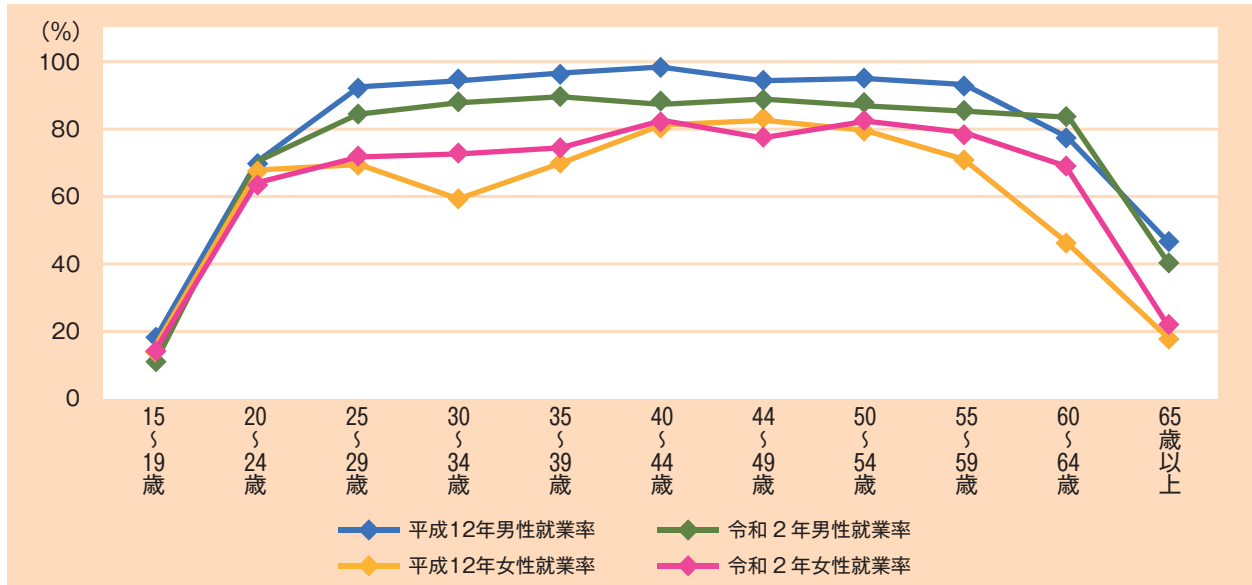
【資料：国勢調査】



②年齢別男女の就業状況

年齢別男女別の就業率を見ると、女性については、20～24歳、40～44歳及び50～54歳以外で、令和2年（2020年）の方が高くなっています。男性については、ほとんどの年代で平成12年（2000年）の就業率の方が高くなっています。女性については、40～44歳及び50～54歳以外で令和2年（2020年）の方が高くなっています。

【年齢別男女就業率の推移】



就業率		年代										
		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
1	平成12年男性就業率	18.4	68.8	92.2	94.5	96.1	98.0	94.3	95.2	93.3	78.0	47.0
2	令和2年男性就業率	11.5	70.4	84.6	88.2	89.8	87.4	89.3	86.7	85.8	83.7	40.3
3	平成12年女性就業率	13.8	67.4	69.8	59.7	70.0	81.0	83.1	80.0	71.4	46.2	18.2
4	令和2年女性就業率	14.3	63.8	71.5	72.9	74.9	82.6	77.5	82.5	78.8	69.2	21.6

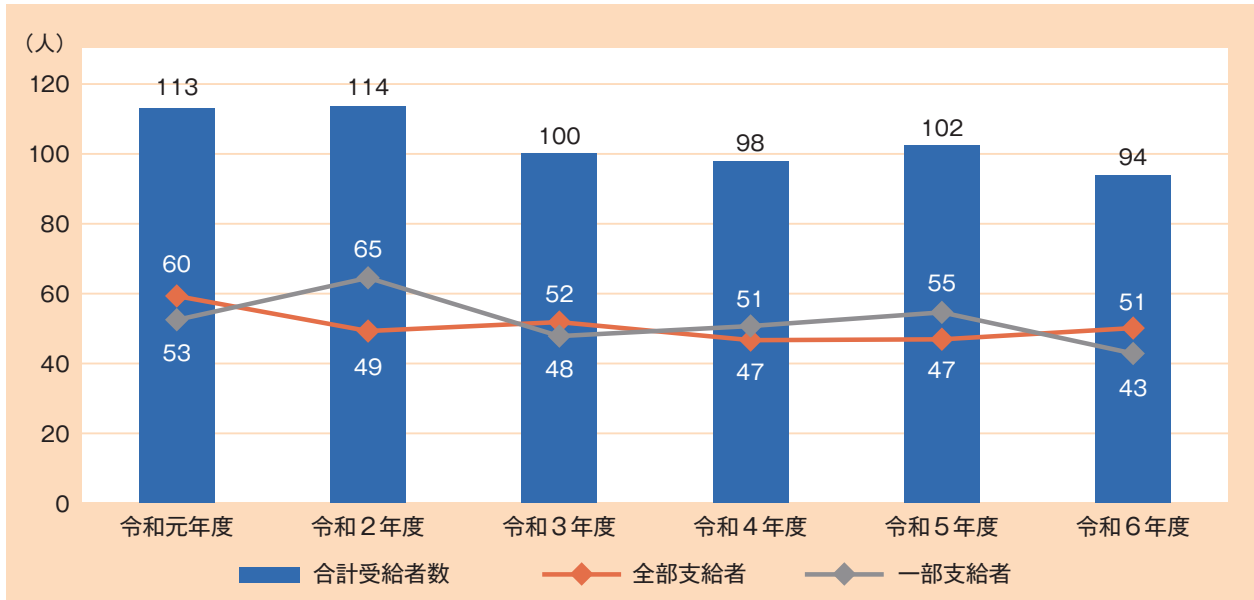
【資料：国勢調査】

(5) ひとり親家庭の状況

① 児童扶養手当受給者数の推移

令和2年度(2020年度)まで全部支給者及び一部支給者の合計が110人を超えていましたが、令和3年度(2021年度)以降は100人前後を推移しています。

【児童扶養手当受給者数の推移】

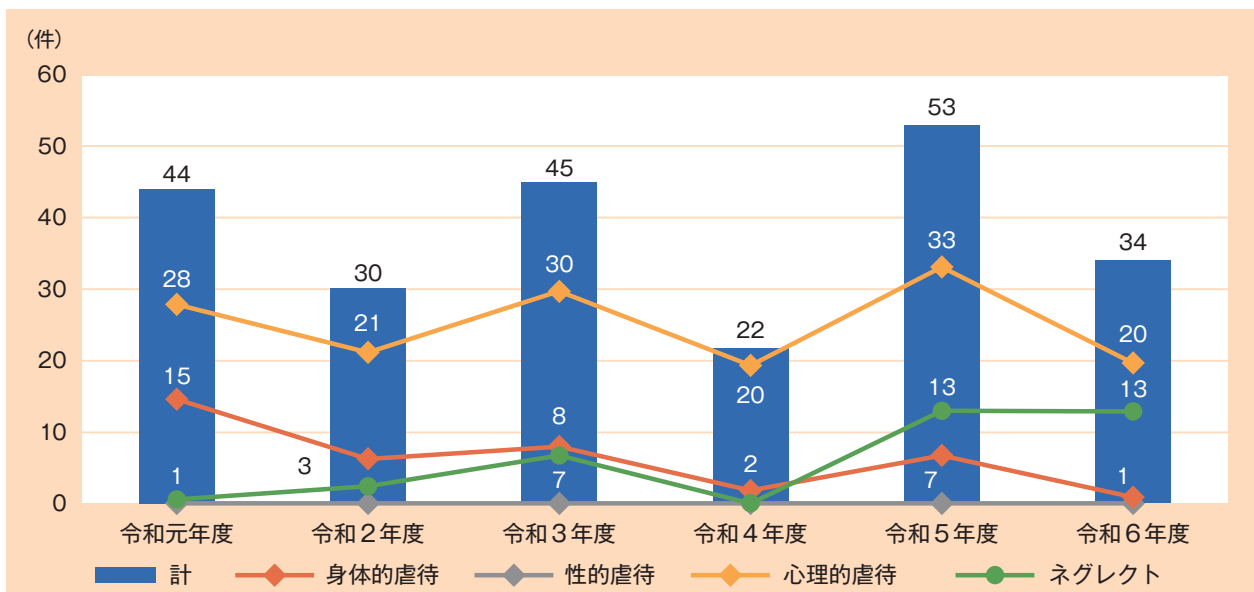


【資料：伊那保健福祉事務所 各年度年度末時点】

② 新規児童虐待相談対応件数の推移

過去6年間において、いずれの年も心理的虐待が最も多くなっており、令和5年以降はネグレクトが増加傾向にあります。

【虐待相談対応数の推移】



(数値は実数)

【資料：こども課】

2 教育・保育サービスなどの実施状況

(1) 保育園の利用状況

①各保育園の利用状況

令和6年度（2024年度）保育園の利用状況については、南部保育園と南原保育園の園児数が定員より少なくなっていますが、他は定員を上回っています。

【令和6年度（2024年度）保育園の利用状況】

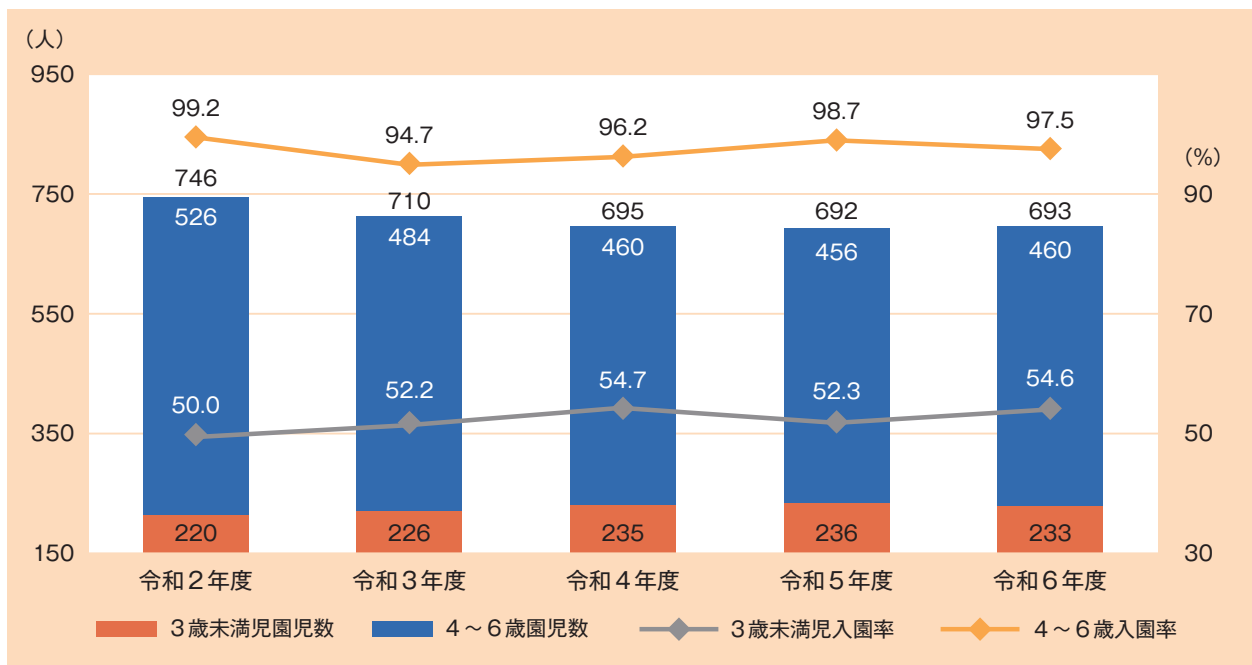
保育園名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 (年少)	4歳児 (年中)	5歳児 (年長)	計
北部保育園	90	5	14	13	24	15	23	94
中部保育園	180	6	28	26	46	38	43	187
南部保育園	150	7	20	13	27	28	21	116
南原保育園	200	12	26	25	39	45	35	182
西部保育園	100	8	13	17	24	27	25	114
計	720	38	101	94	160	153	147	693

【資料：こども課 令和6年度（2024年度）3月1日現在】

②村内保育園の園児数と入園率

村内保育園の園児数については、4～6歳の園児数は年々減少から横ばい傾向にありますが、3歳未満児の園児数は増加傾向にあります。4～6歳園児の入園率については、高い値で推移しています。

【村内保育園の園児数と入園率の推移】

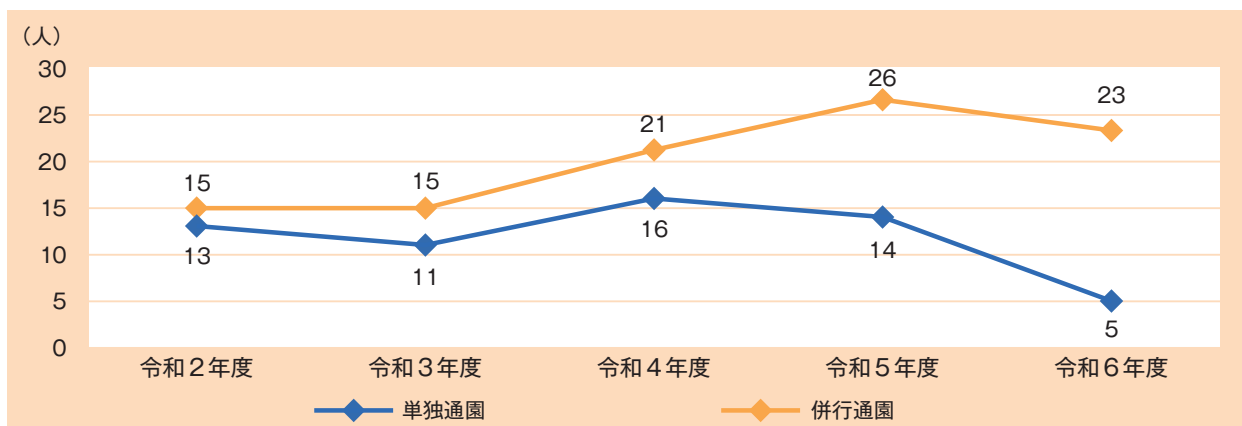


【資料：こども課 各年度3月1日現在】

③たけのこ園^{※1}利用者数の推移

たけのこ園の単独通園利用者は、令和4年（2022年）まで増加傾向でしたが、その後減少し令和6年（2024年）には5人にまで減少しました。一方、併行通園については増加傾向にあり、令和4年（2022年）以降は20人以上が利用しています。

【たけのこ園利用者の推移】



【資料：こども課 各年度3月1日現在 ※令和6年度（2024年度）は2月1日現在】

④村外の幼稚園・認定こども園などの利用状況

村内には幼稚園がないため、幼稚園希望者は村外の幼稚園へ通園しています。

【村外の幼稚園・認定こども園等の利用状況】

認定	利用者数
1号認定 ^{※2}	13
2号認定 ^{※3}	2
3号認定 ^{※4}	4
利用者計	19

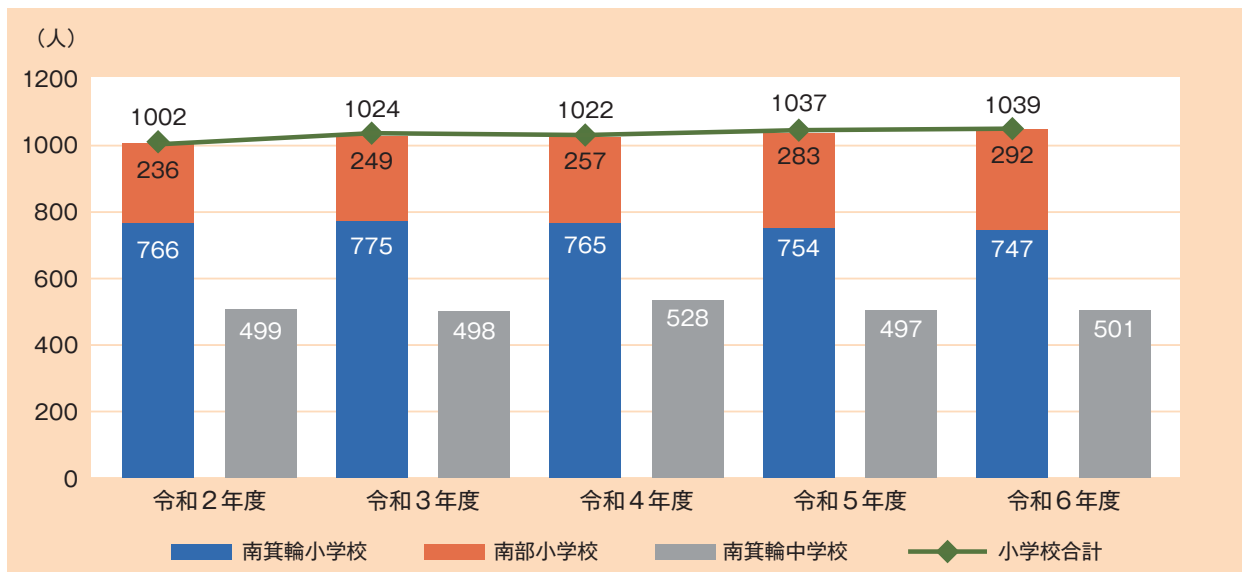
【資料：こども課 令和6年度（2024年度）3月現在】

- ※1 たけのこ園：小学校就学前のお子さんを対象として、育ちがゆっくりだったり、育児に心配のあるご家庭の支援をしていく児童発達支援事業所として、平成24年（2012年）10月1日に開園。保育士・作業療法士・臨床心理士・言語聴覚士などの専門職を配置して、毎日の生活や遊びを通して、基本的な生活習慣を身につけたり、集団生活を楽しめる力をつけたりする。
- ※2 1号認定：子どもの年齢が満3歳児以上で「保育に必要な事由がない」場合に受けられる認定。幼稚園や認定こども園を利用できる。
- ※3 2号認定：子どもの年齢が満3歳児以上で「保育に必要な事由がある」場合に受けられる認定。認可保育園や認定こども園を利用できる。
- ※4 3号認定：子どもの年齢が満0～2歳児で「保育に必要な事由あり」の条件を満たし、認可保育園・認定こども園（保育園枠）等を利用する場合に受ける認定。

(2) 小中学校の児童・生徒数の状況

小学校の児童数は増加傾向にあり、中学校においては、500人前後を推移しています。

【小中学校児童・生徒数の推移】



【資料：長野県教育委員会 各年度5月1日現在】



3 アンケート調査・意見聴取の結果

(1) 調査の概要

「こども基本法」において、こども・若者に関する幅広い施策に対し、施策の対象となるこどもや子育て当事者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められていることから、本計画の策定に当たり、各種アンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

(2) アンケート調査の種類と対象者

調査種別	対象者	調査人数	抽出方法	実施方法
子育て支援ニーズ調査	未就学児童の保護者	300人	無作為	配布：郵送及び保育園にて配布 回収：郵送・保育園・Web
こども・若者意識調査	若者（18歳以下）	200人	無作為	配布：郵送にて配布 回収：郵送・Web
	中学生	505人	在学児童生徒全員	配布：学校経由にて案内文を配布 回収：Web
	小学生高学年	521人		
	小学生低学年	523人		

※アンケート調査期間：令和7年（2025年）1月下旬～2月上旬（小中学校は2月下旬）

(3) アンケート調査回収結果

調査種別	対象者	調査人数	有効回答数			有効
			合計	紙面	Web	回収率
子育て支援ニーズ調査	未就学児童の保護者	300人	176	70	106	59%
こども・若者意識調査	若者（18歳以下）	200人	63	26	37	32%
	中学生	505人	269	—	269	53%
	小学生高学年	521人	441	—	441	85%
	小学生低学年	523人	477	—	477	91%

(4) ヒアリング調査

学校関係者へのヒアリングとして、令和7年（2025年）5月に南箕輪小学校、南部小学校、南箕輪中学校へ各1回ずつヒアリング調査を行いました。

(5) アンケート調査結果の概要

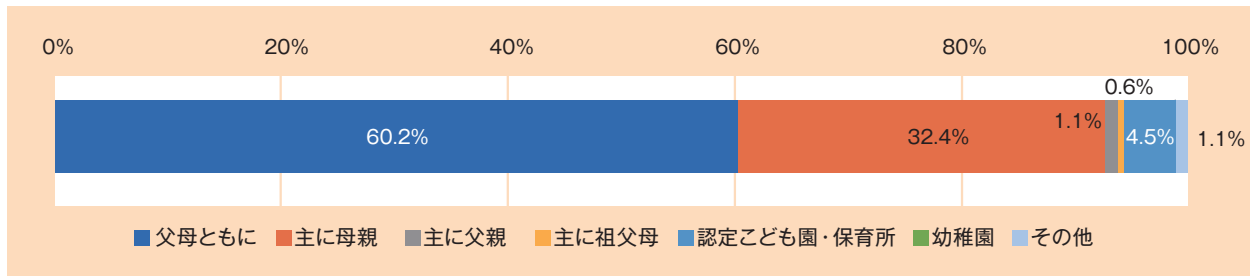
アンケート調査の主な結果については次のとおりです。なお、各アンケート調査の結果については、本村ホームページに掲載しています。

<https://www.vill.minamiminowa.lg.jp/soshiki/kosodate/kosodateanke-to.html>

①子育て支援ニーズ調査（未就学児の保護者）

(ア) 子育てを主に行っている方

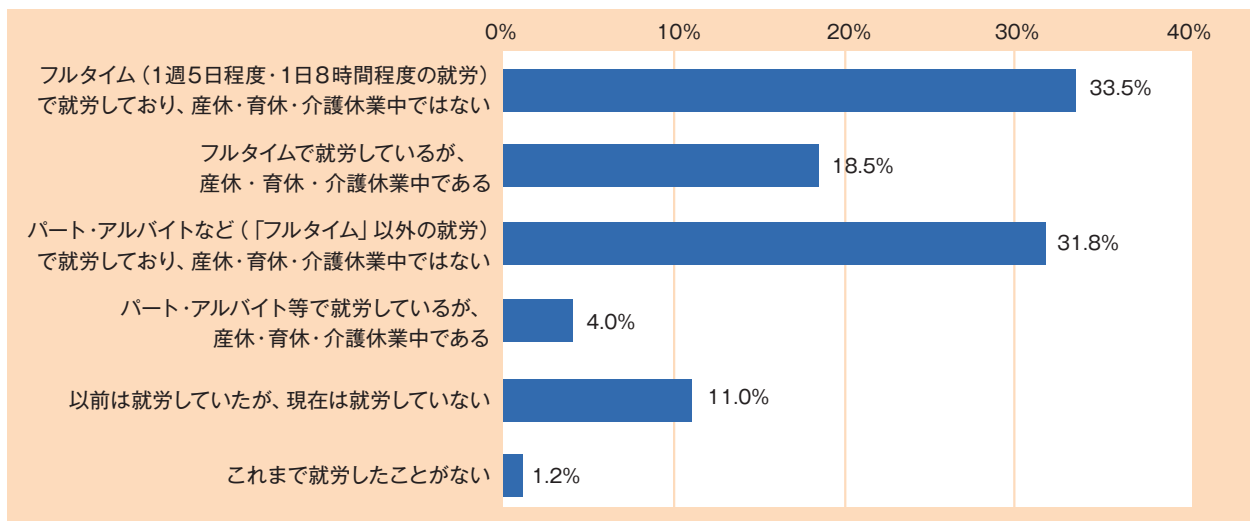
子育てを主に行っている方を見ると、「父母ともに」と回答した方が60.2%で最も多く、次いで「主に母親」と回答した方が32.4%となっています。（未就学児保護者／問6）



(イ) 保護者の就労状況

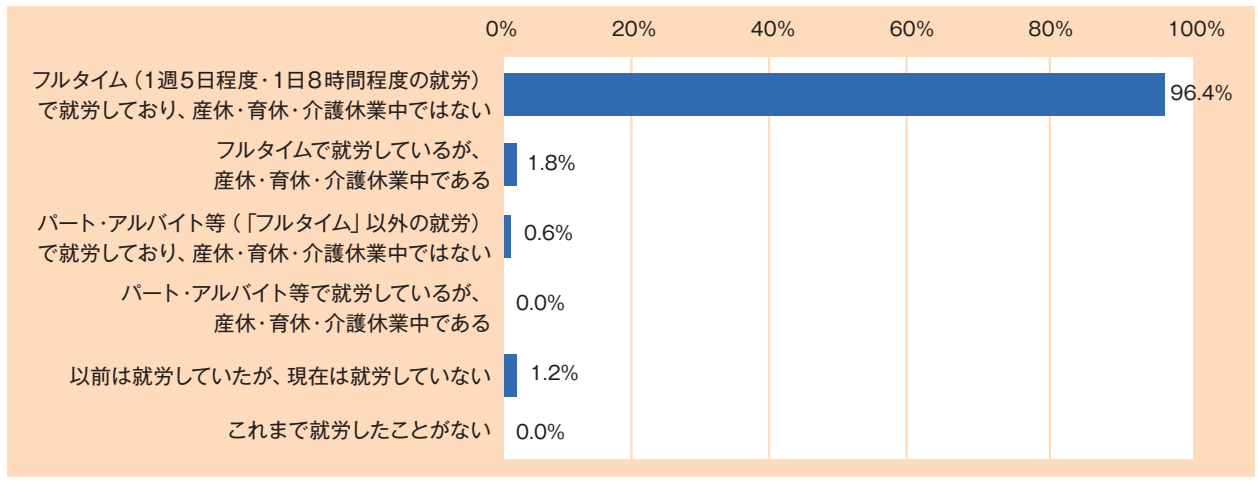
・未就学児童の母親の就労状況

「フルタイムで就労している」と回答した方が33.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労している」と回答した方が31.8%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」と回答した方が18.5%となっています。（未就学児保護者／問11（1））



・未就学児童の父親の就労状況

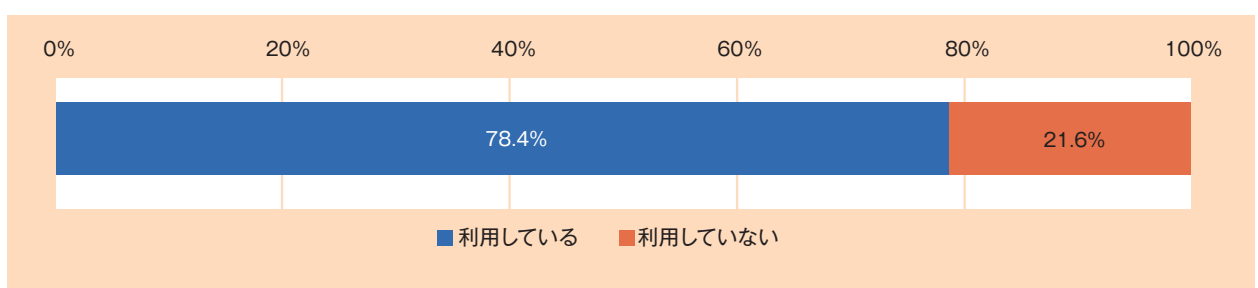
「フルタイムで就労している」と回答した方が96.4%と最も高く、そのほかの「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」や「以前は就労していたが、現在は就労していない」は1%程度となっています。(未就学児保護者/問11(2))



(ウ) 定期的な教育・保育サービスの利用

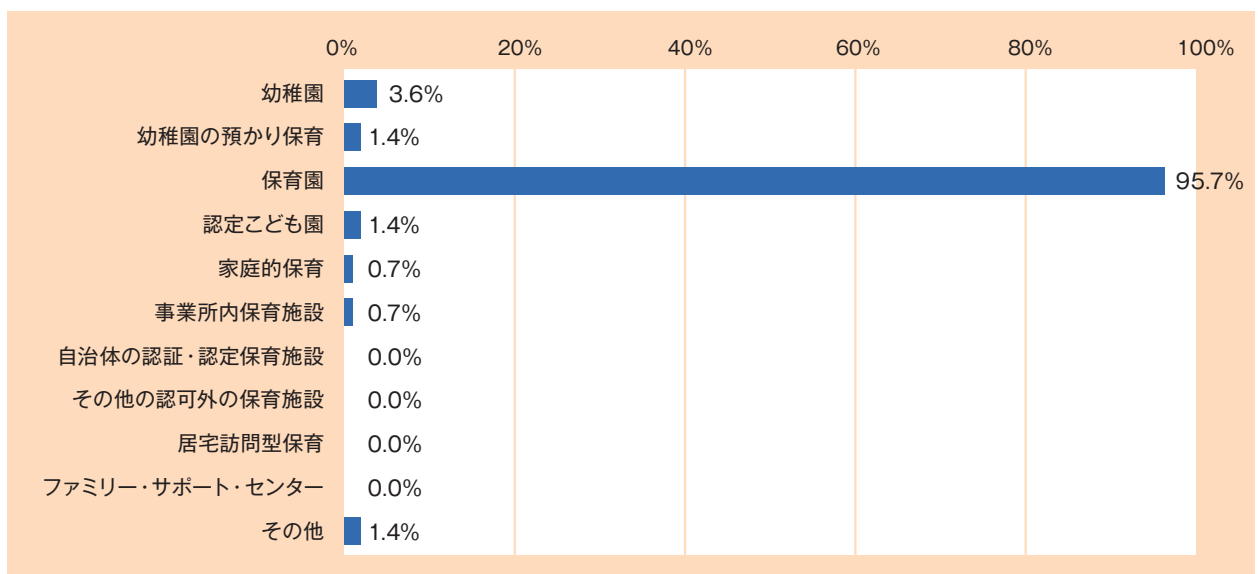
・定期的な教育・保育サービスの利用の有無

「利用している」と回答した方が78.4%となっています。(未就学児保護者/問14)



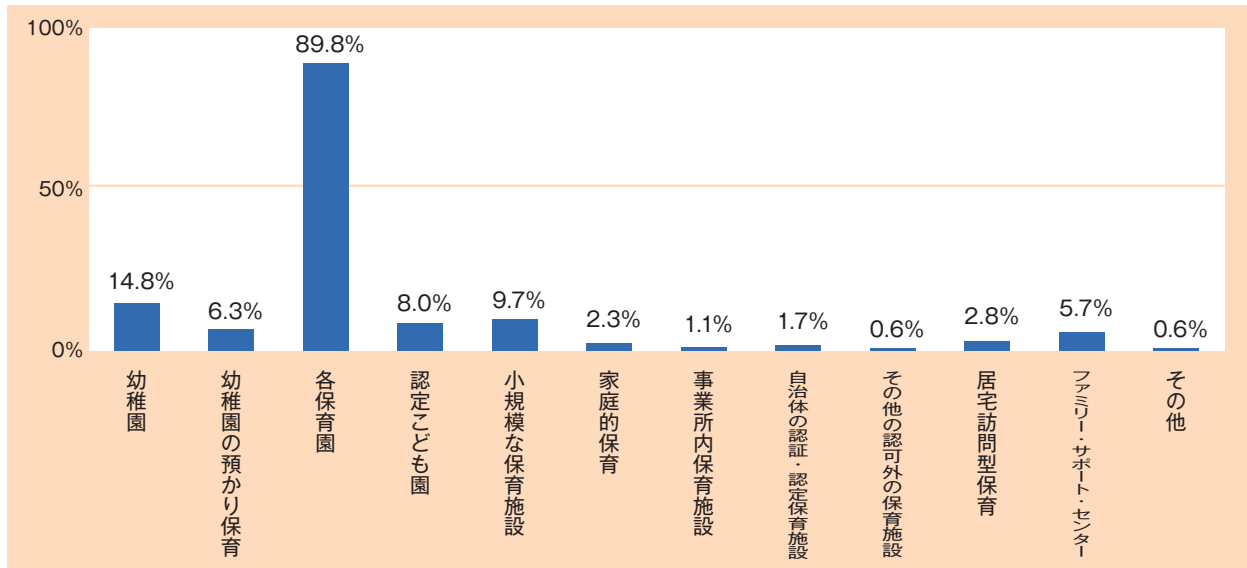
・利用している定期的な教育・保育事業

約95%の方が「保育園」を選んでいて、次いで「幼稚園」が3.6%、それ以外は1%程度となっています。(【複数回答】未就学児保護者/問14-1)



・利用の有無にかかわらず、今後利用したいと考える教育・保育サービス

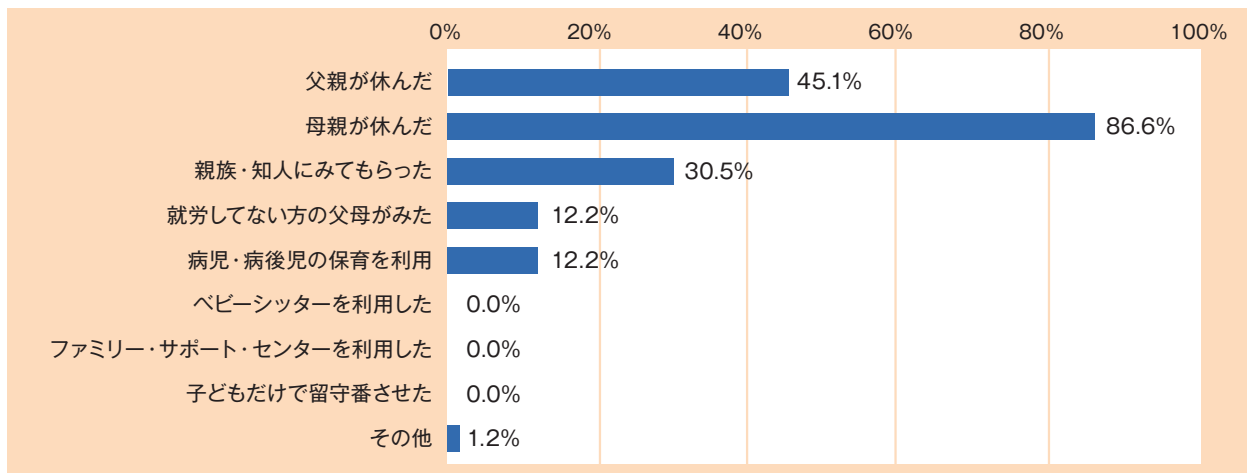
約90%の方が「各保育園」を選んでいて、次いで「幼稚園」が14.8%、それ以外は10%未満となっています。（【複数回答】未就学児保護者／問15）



(エ) 病気やケガの際の対応

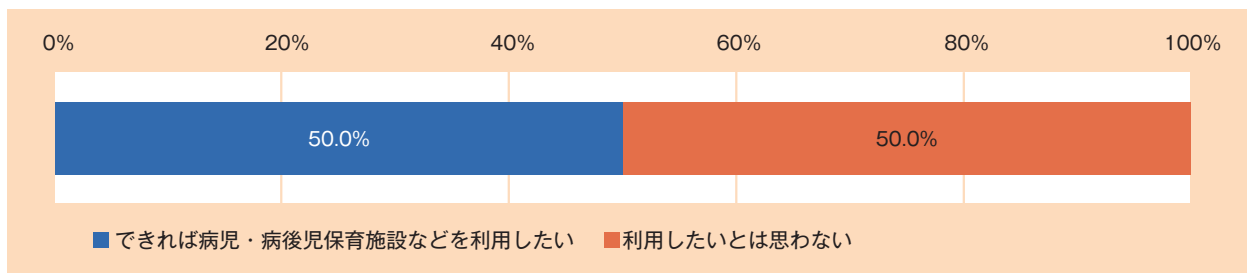
・こどもが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対応

「母親が休んだ」と回答した方が86.6%と最も多く、次に「父親が休んだ」と回答した方が45.1%となっています。（【複数回答】未就学児保護者／問21-1）



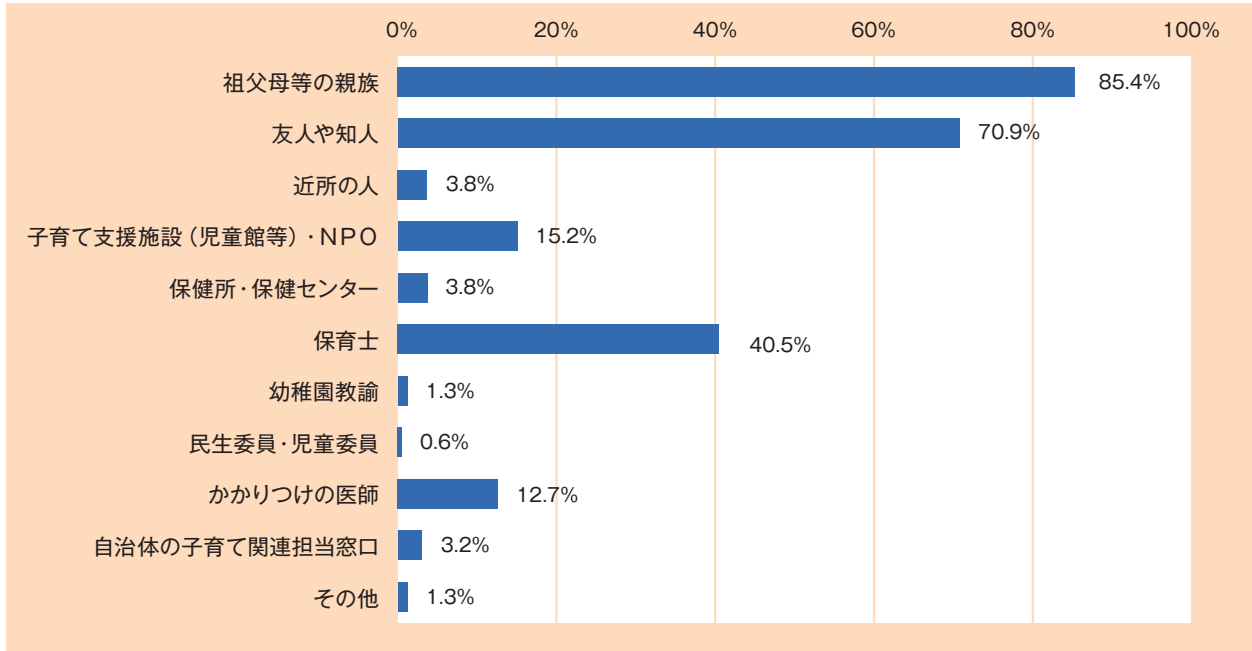
・病児・病後児のための保育施設などに対する利用意向

「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」「利用したいとは思わない」と回答した方が共に50.0%となっています。（未就学児保護者／問21-2）



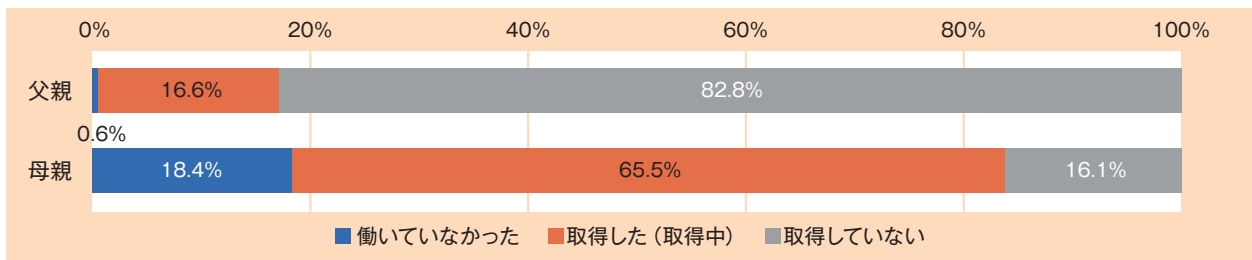
(オ) 子育てをするうえで気軽に相談できる人／場所

「祖父母などの親族」と回答した方が85.4%で最も多く、次に「友人や知人」と回答した方が70.9%、「保育士」と回答した方が40.5%となっていて、身近な人に相談していることがわかります。(【複数回答】未就学児保護者／問9-1)



(カ) 育児休業

母親は「取得した(取得中である)」と回答した方が約65%であるのに対し、父親は約80%が「取得していない」と回答しています。(未就学児保護者／問29)



(キ) 家族類型とその他の相関関係

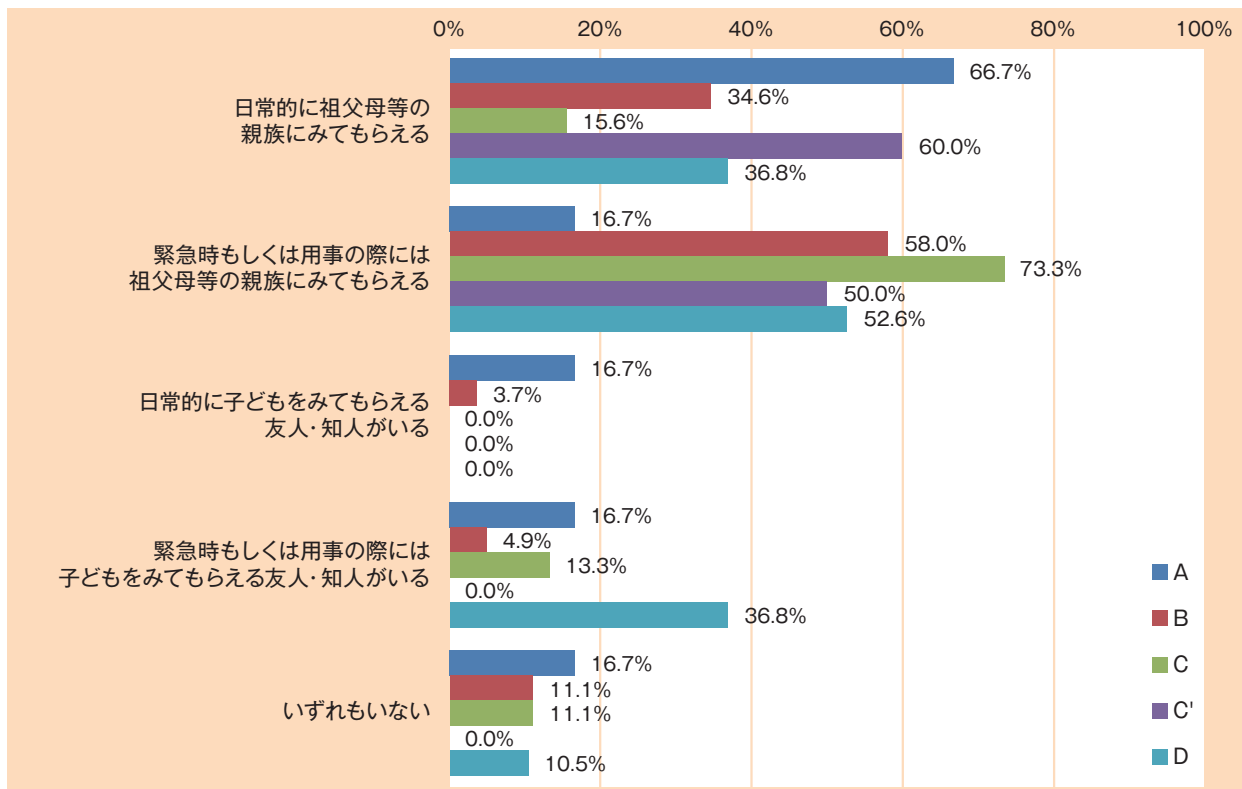
【家庭類型】

タイプ	就業状況	勤務時間
A	ひとり親家庭	
B	フルタイム×フルタイム	
C	フルタイム×パートタイム	月120時間以上+下限時間～120時間の一部（下限時間以上）
C'	フルタイム×パートタイム-短	下限未満+下限時間～120時間の一部（120時間以下）
D	専業主婦（夫）	
E	パート×パート	双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部
E'	パート×パート-短	いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部
F	無職×無職	

・日頃、対象児童をみてもらえる人

日常的に祖父母などの親族にみてもらえる方はタイプAが最も多く、緊急時などに祖父母などの親族にみてもらえる方はタイプCが最も多くなっています。

日頃、こどもをみてもらえる友人・知人がいる方は、すべてのタイプで割合が低くなっていますが、緊急時などにはこどもをみてもらえる友人・知人がいる方は、タイプDで36.8%と多くなっています。（【複数回答】未就学児保護者／問8）

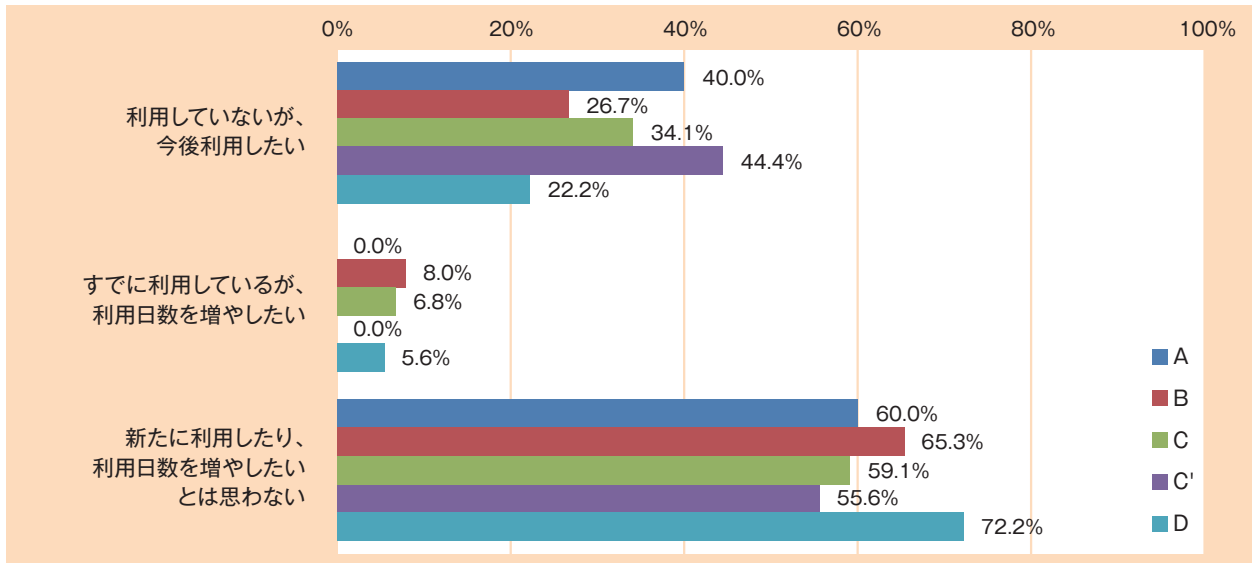


※タイプEについては対象者が0人、タイプFについては1名のためグラフには反映しない。

・地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」において、すべてのタイプで50%以上となっていますが、どのタイプにおいても「利用していないが、今後利用したい」方が一定数いることが分かります。中でもタイプAとタイプC'の利用希望が多くなっています。

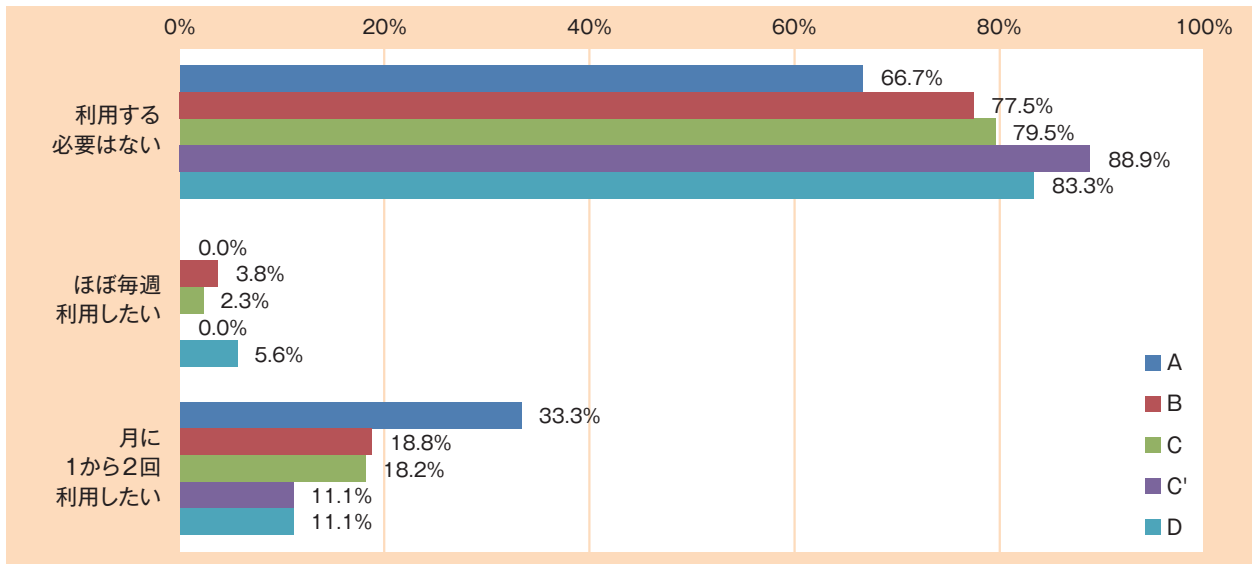
(未就学児保護者/問17)



※タイプEについては対象者が0人、タイプFについては1名のためグラフには反映しない。

・教育・保育の事業の土曜日における定期的な利用希望

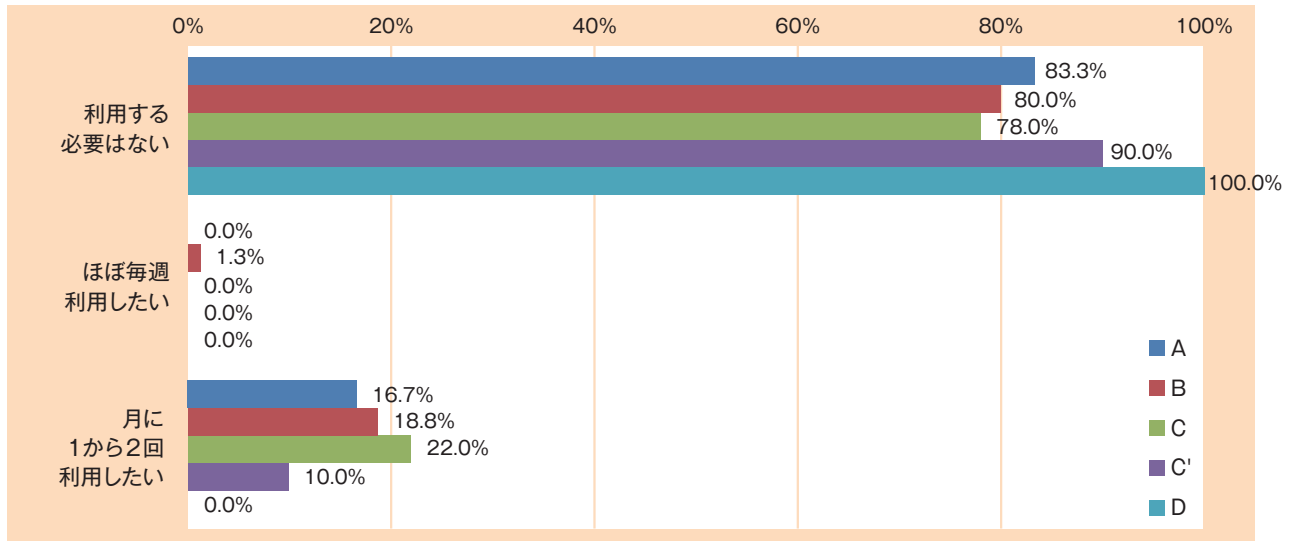
すべてのタイプで「利用する必要はない」と回答した方が多くなっているものの、「月に1から2回利用したい」方が一定数いることが分かります。中でもタイプAの利用希望が多くなっています。(未就学児保護者/問19(1))



※タイプEについては対象者が0人、タイプFについては1名のためグラフには反映しない。

・教育・保育の事業の日曜祝日における定期的な利用希望

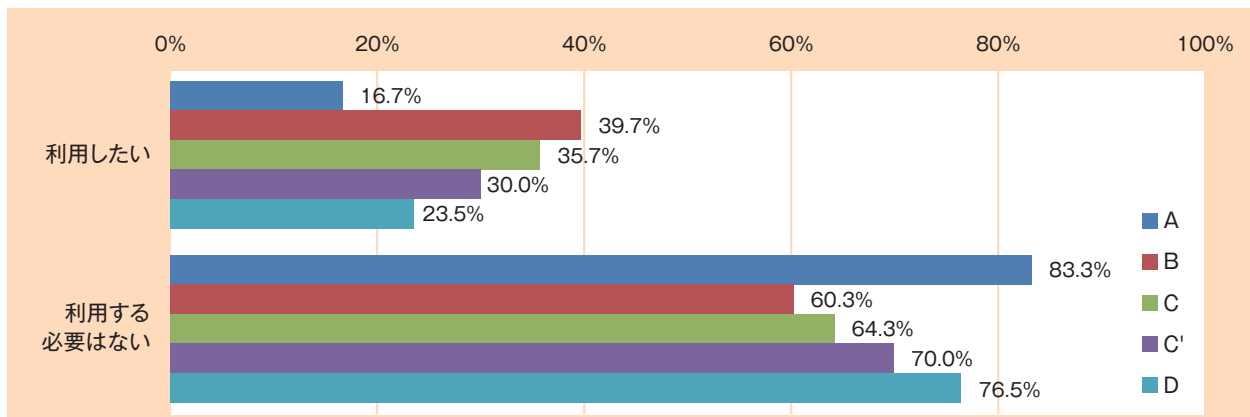
すべてのタイプにおいて「利用する必要はない」方が多くなっているものの「月に1から2回利用したい」方が一定数いることが分かります。中でも、タイプCの利用希望が多くなっています。
(未就学児保護者／問19(2))



※タイプEについては対象者が0人、タイプFについては1名のためグラフには反映しない。

・私用、親の通院、不定期の就労などの目的での事業利用希望

すべてのタイプで「利用する必要はない」方が多くなっているものの「利用したい」方が一定数いることが分かります。中でも、タイプBの利用希望が高くなっています。
(未就学児保護者／問23)

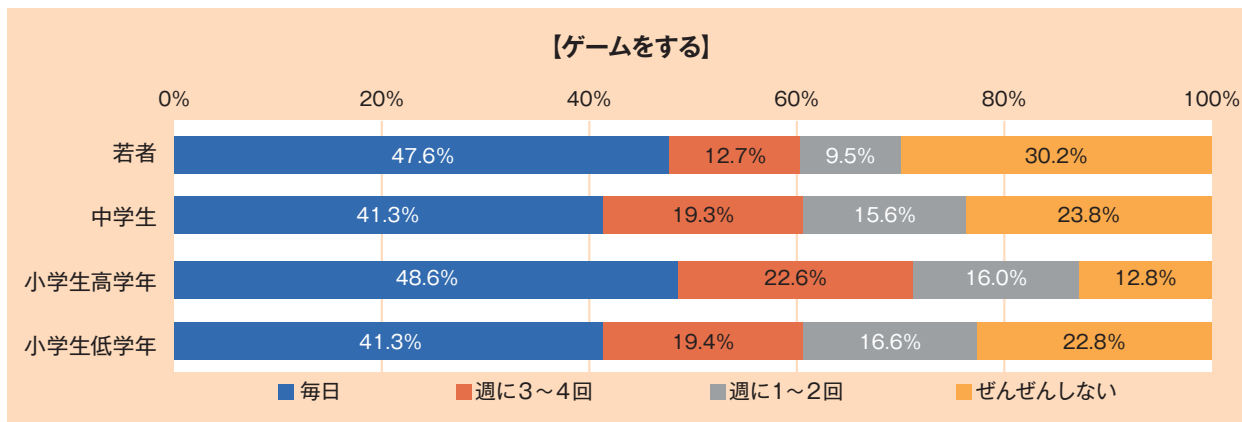


※タイプEについては対象者が0人、タイプFについては1名のためグラフには反映しない。

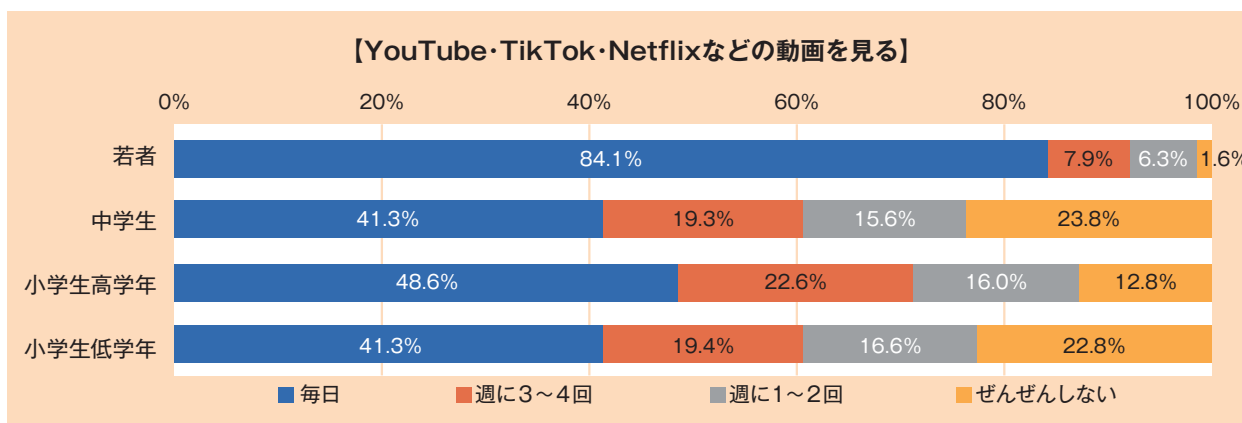
②子ども・若者意識調査

(ア) 学校以外の過ごし方

「ゲームをする」について見ると、どの年代においても「毎日」する方が40～50%と多くなっています。(若者/問10-1、中学生/問7-1、小学生高学年・低学年/問5-1)

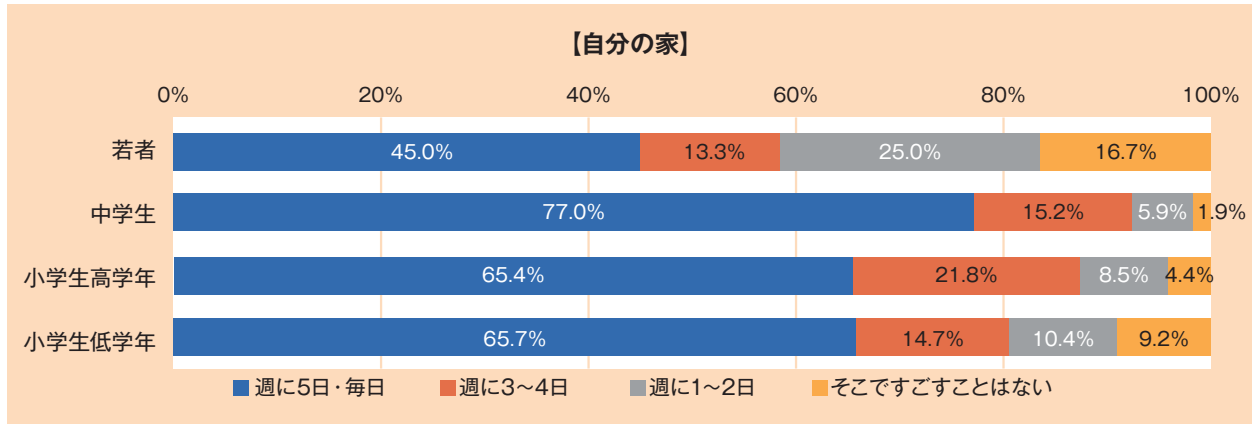


「YouTube・TikTok・Netflixなどの動画を見る」の回答については、どの年代においても週に1～2回以上見ており、「毎日」見ている方は年代が上がるにつれ多くなり、「若者」は80%以上となっています。(若者/問10-2、中学生/問7-2、小学生高学年・低学年/問5-2)

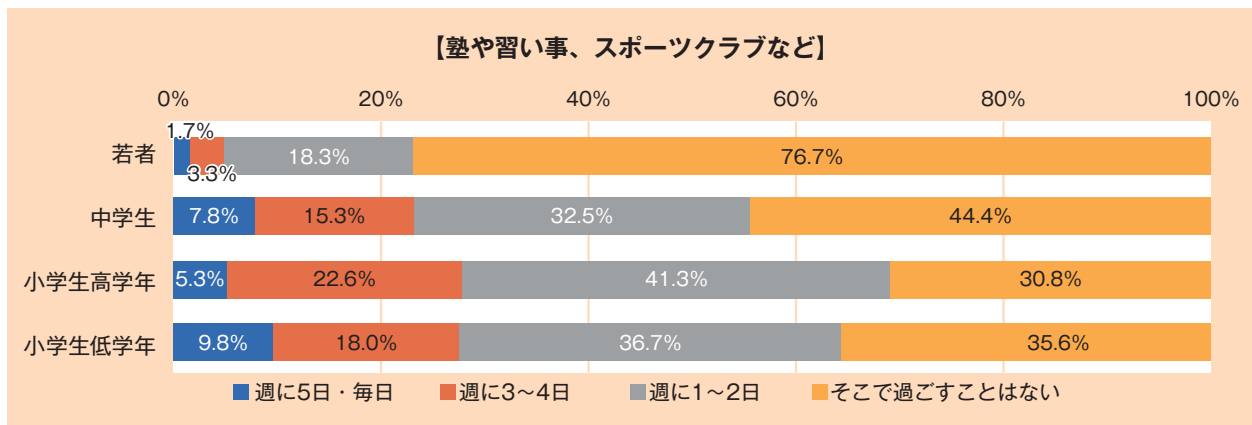


(イ) 平日の放課後に過ごす場所

どの年代においても80%以上の方が週に1～2回以上「自分の家」で過ごしています。その中でも、「週に5日・毎日」と回答した方は、小中学生が70%前後に対し、若者は45.0%にとどまっています。(若者/問14-1、中学生/問11-1、小学生高学年/問19-1、低学年/問16-1)

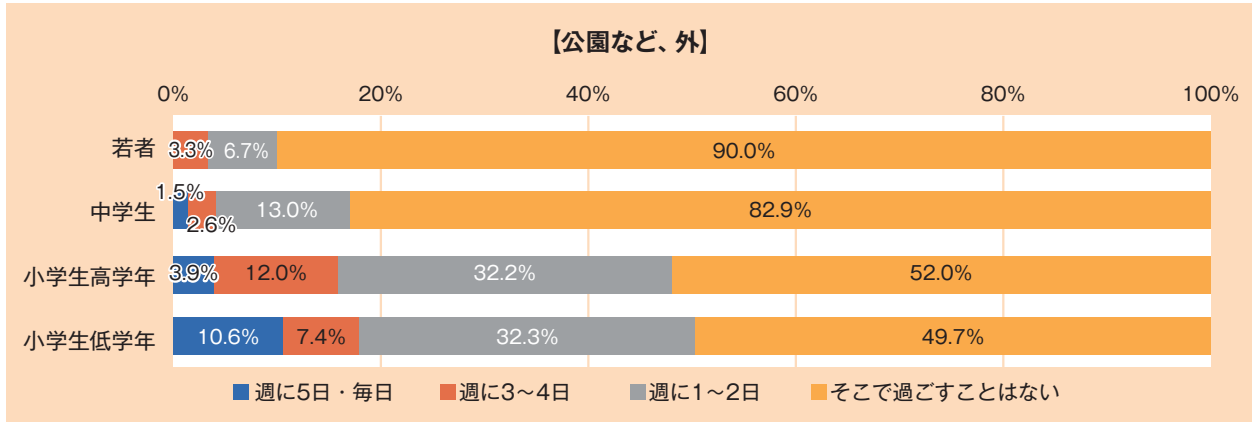


塾や習い事、スポーツクラブなどにおいては、小中学生の50%以上が週に1～2回以上過ごしています。しかし、若者になると「そこで過ごすことはない」と回答する方が70%を超えています。(若者/問14-3、中学生/問11-4、小学生高学年/問19-4、低学年/問16-4)



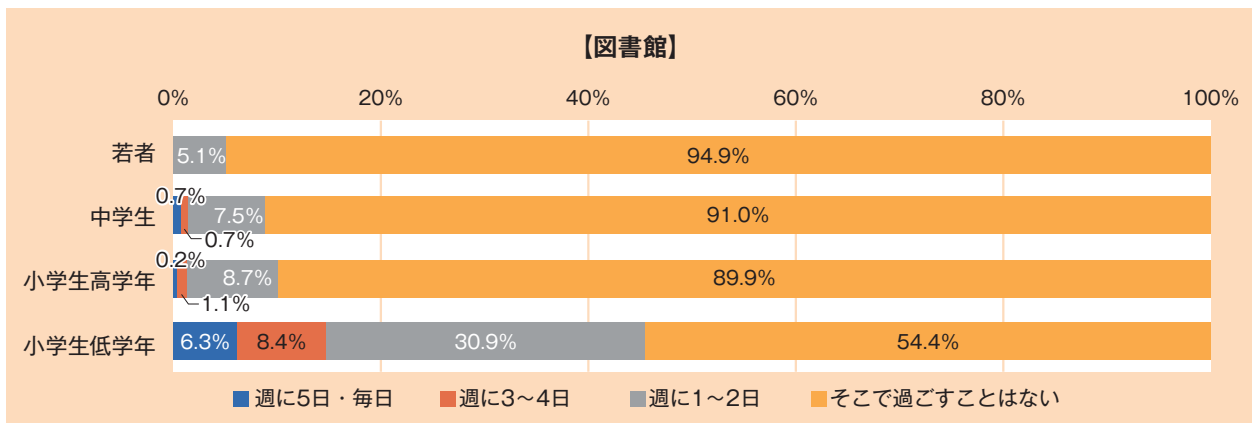
公園など、外においては、小学生で週に1～2回以上過ごしている方は50%前後いますが、年代が上がるにつれ「そこで過ごすことはない」と回答する方が増え、若者においては90.0%が「そこで過ごすことはない」と回答しています。

(若者/問14-4、中学生/問11-5、小学生高学年/問19-5、低学年/問16-5)



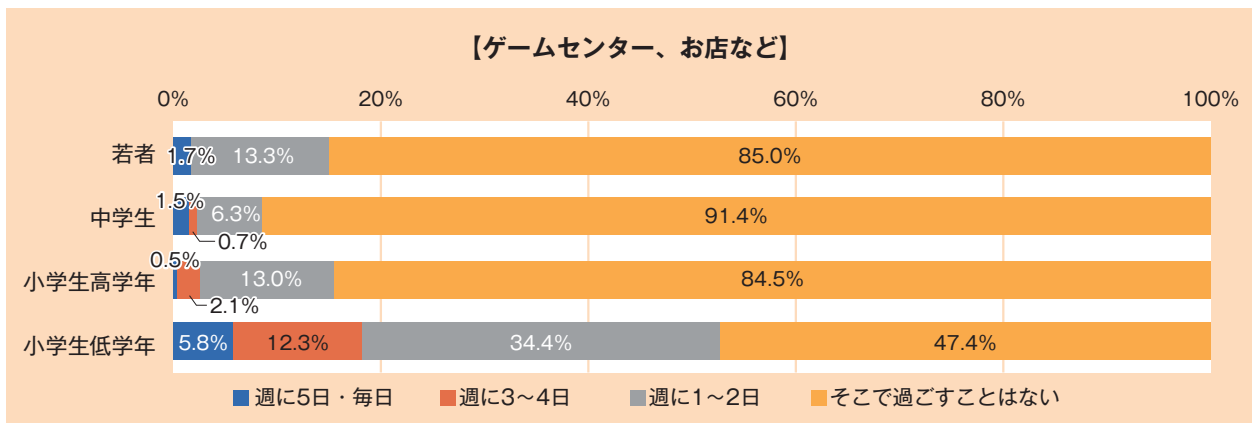
図書館において、「そこで過ごすことはない」と回答した方は、小学生低学年が54.4%と最も少なく、それ以外では90%前後と多くなっています。

(若者/問14-5、中学生/問11-6、小学生高学年/問19-6、低学年/問16-6)



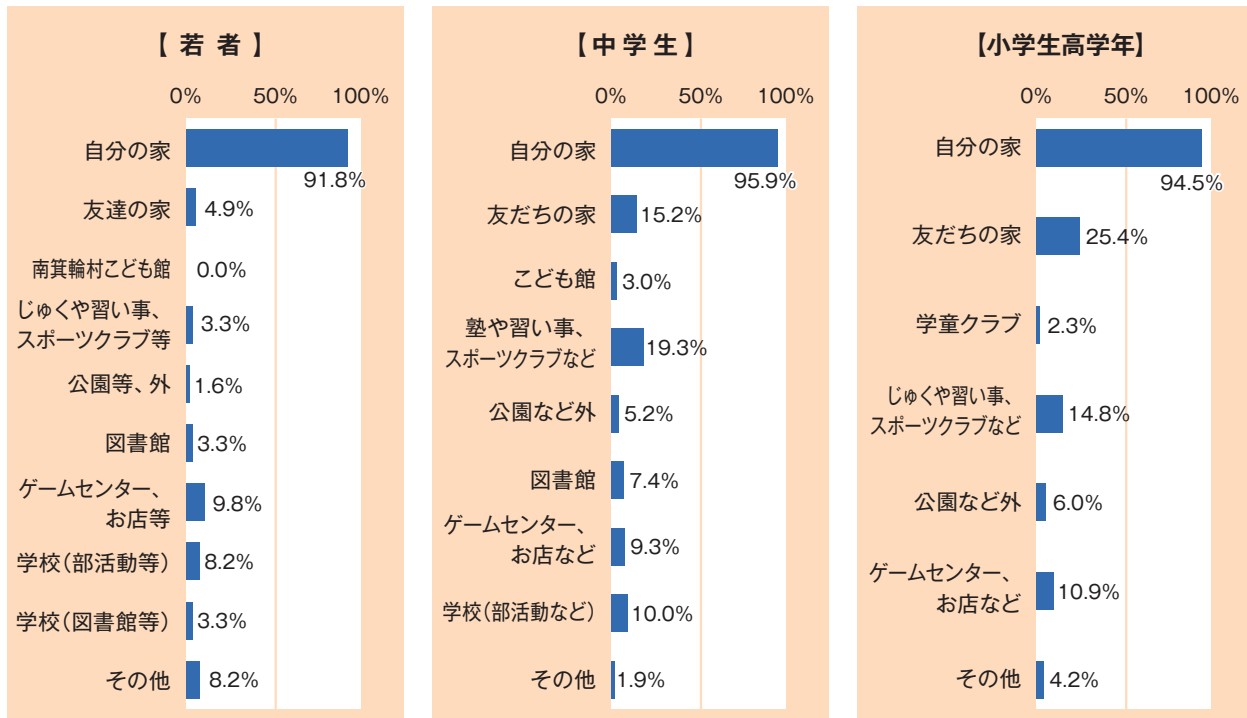
ゲームセンター、お店などにおいては、「そこで過ごすことはない」と回答した方は、小学生低学年が47.4%と最も少なく、それ以外では90%前後と多くなっています。

(若者/問14-6、中学生/問11-7、小学生高学年/問19-7、低学年/問16-7)



（ウ） 平日の夜間に過ごしたい場所

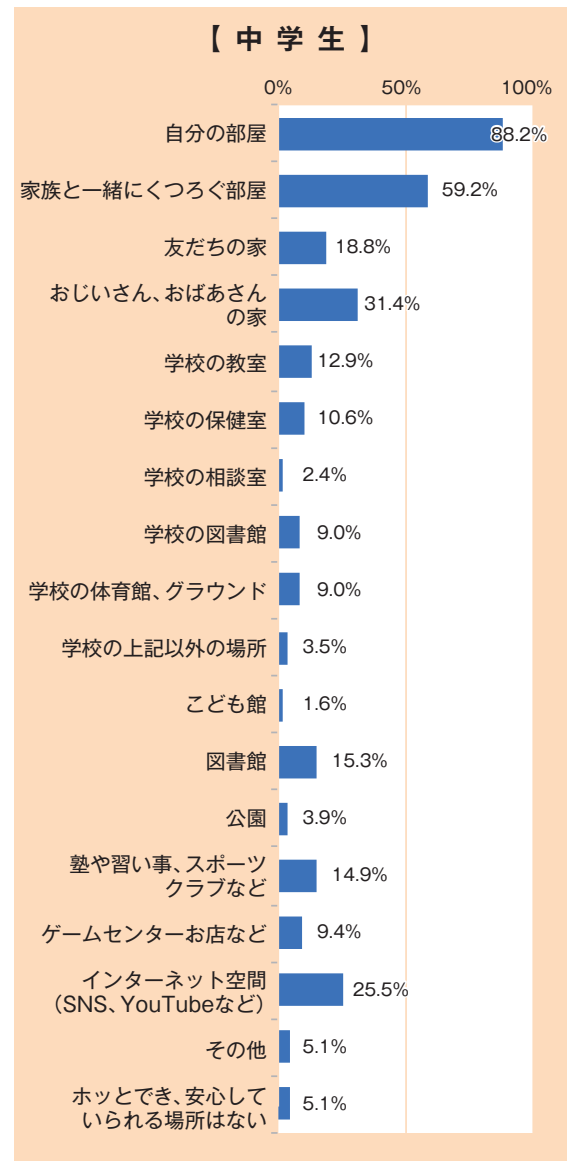
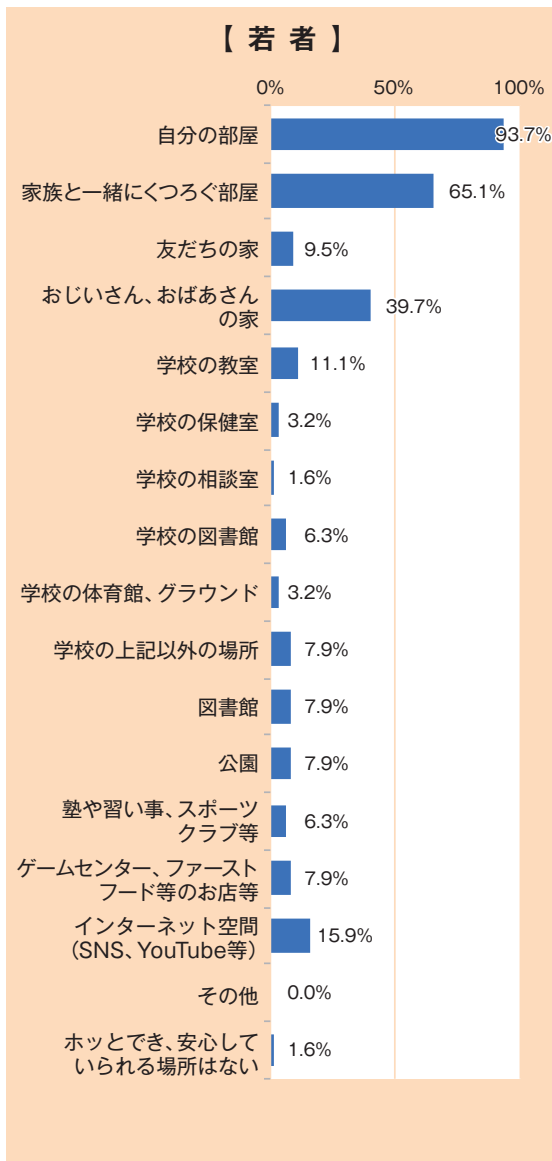
どの年代においても「自分の家」と回答した方が90%以上を占め、ほとんどの人が「自分の家」で過ごしたいと思っていることが分かります。また、小学生高学年では「友だちの家」で過ごしたいと思っている人が25.4%と「自分の家」の次に多かったのに対し、年齢が上がるにつれそう思う人が減っています。（【複数回答】若者／問16、中学生／問13、小学生高学年／問21）



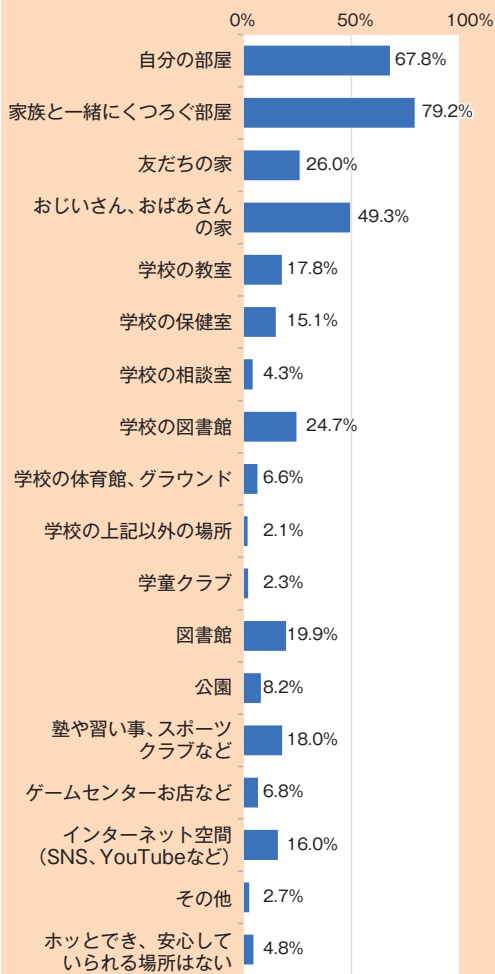
(エ) 居場所について

ホッとできる安心していただける場所については、どの年代においても「自分の部屋」や「家族と一緒にくつろぐ部屋」など「自分の家」の割合が高くなっています。一方、小学生高学年～若者で「インターネット空間」と答えた方は20%前後おり、一定数の方にとってインターネット空間がこころの拠り所となっていることがうかがえます。

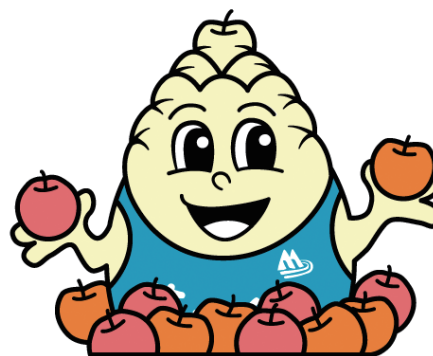
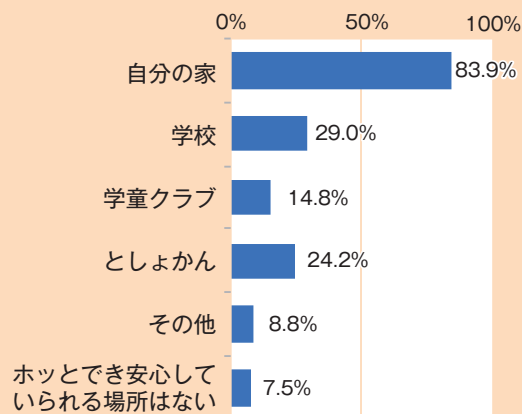
(【複数回答】若者／問17、中学生／問14、小学生高学年／問22、小学生低学年／問17)



【小学生高学年】



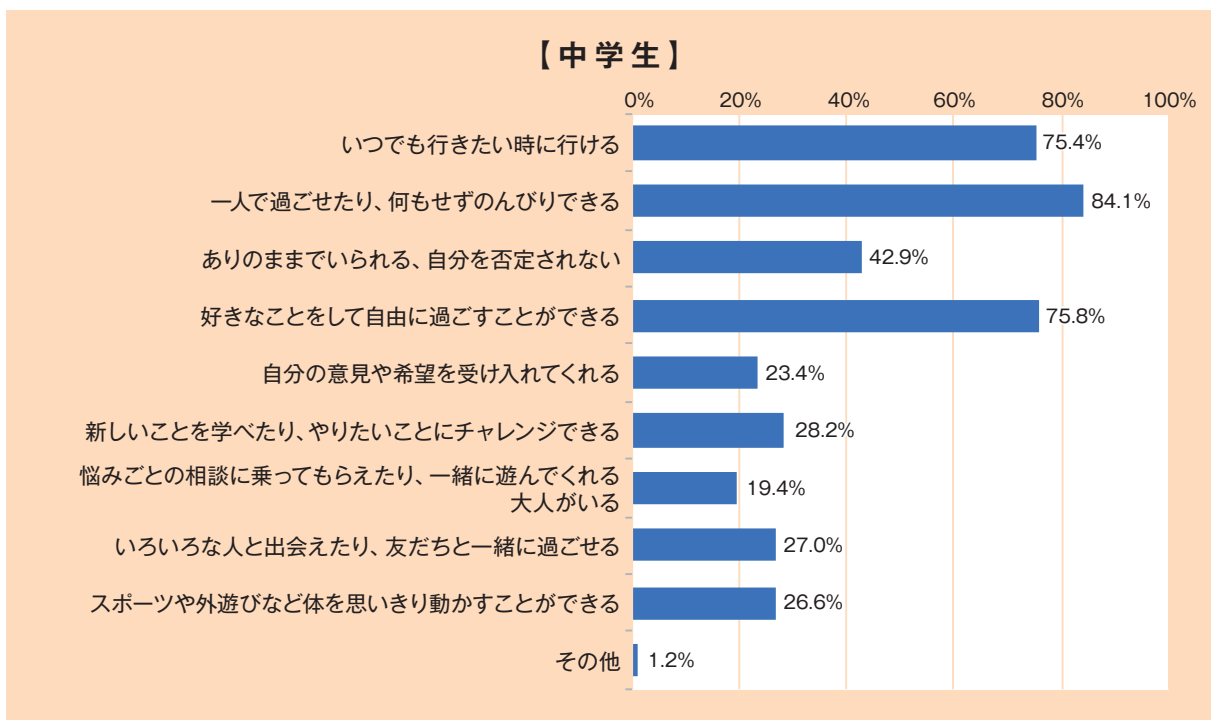
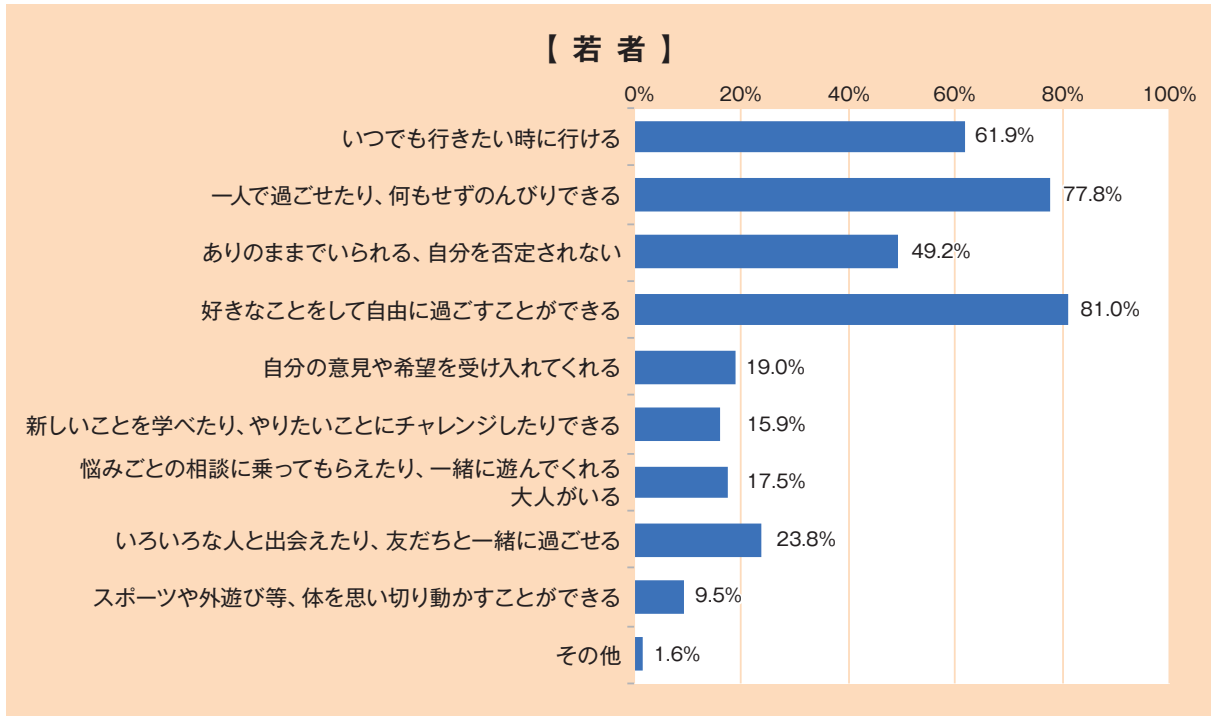
【小学生低学年】



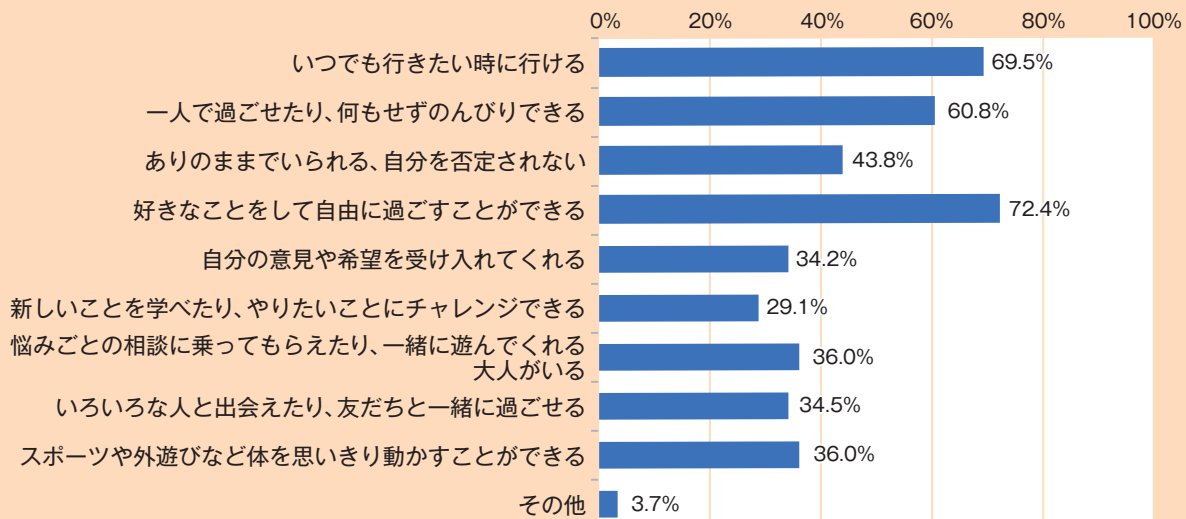
(オ) 居場所のイメージ

ホッとでき安心していただける場所はどのような場所と感じているかについて見ると、小学生高学年～若者においては「いつでも行きたい時に行ける」や「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」、「好きなことをして自由に過ごすことができる」を選んでいる方が多くなっています。小学生低学年においては、「友だちやかぞくとたくさんおしゃべりができる」と回答した方が、65.5%と最も多くなっています。

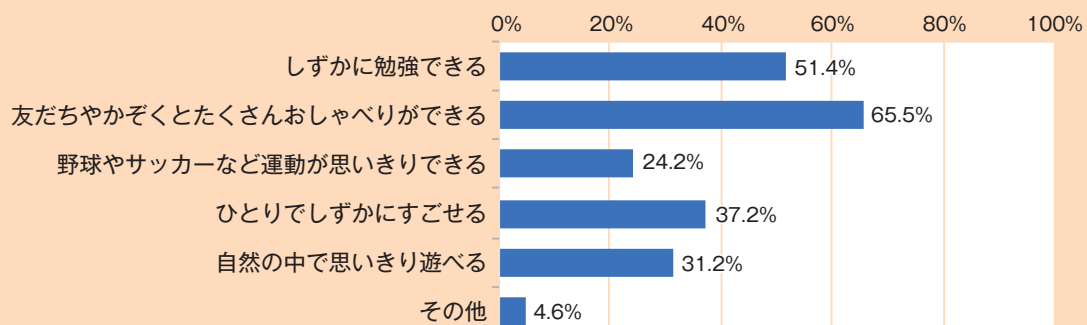
(【複数回答】若者／問18、中学生／問15、小学生高学年／問23、小学生低学年／問18)



【小学生高学年】



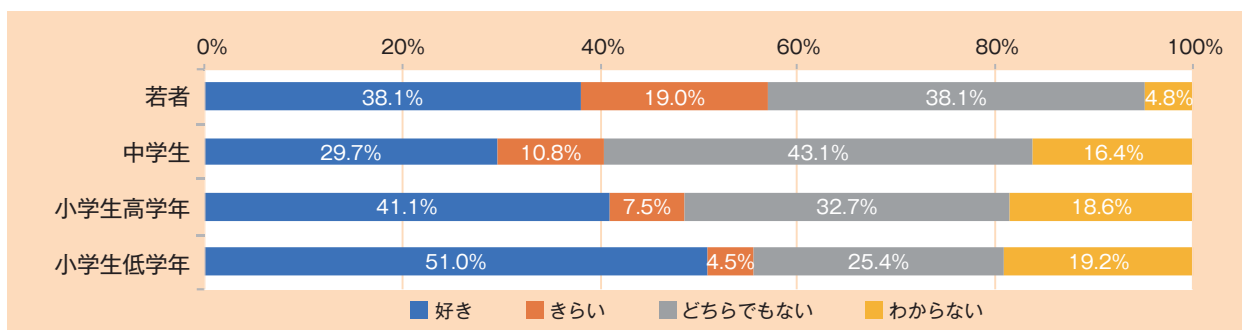
【小学生低学年】



(カ) 自己肯定感^{*1}について

自分のことをどう思っているかについては、小中学生では年代が上がるにつれ「好き」と回答する方の割合が少なくなり、「きらい」と回答する方の割合が多くなる傾向が見られます。

(若者／問7、中学生・小学生高学年・低学年／問4)



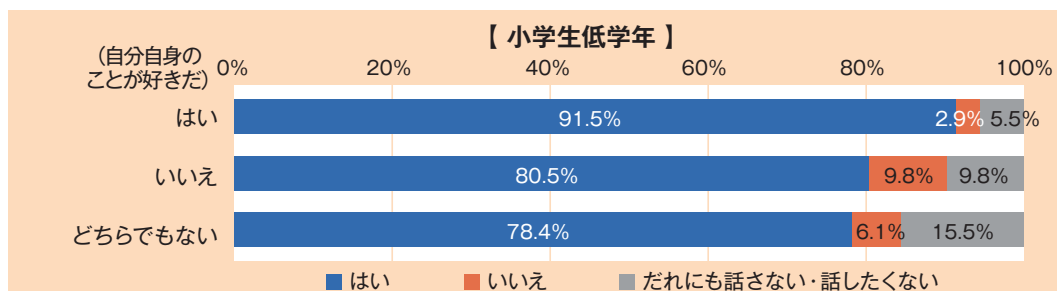
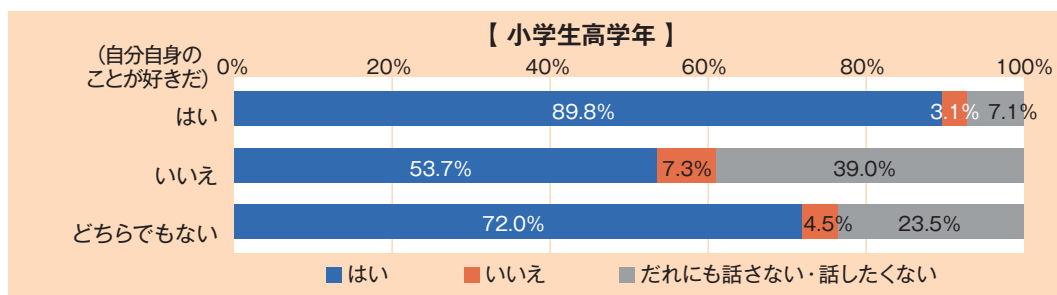
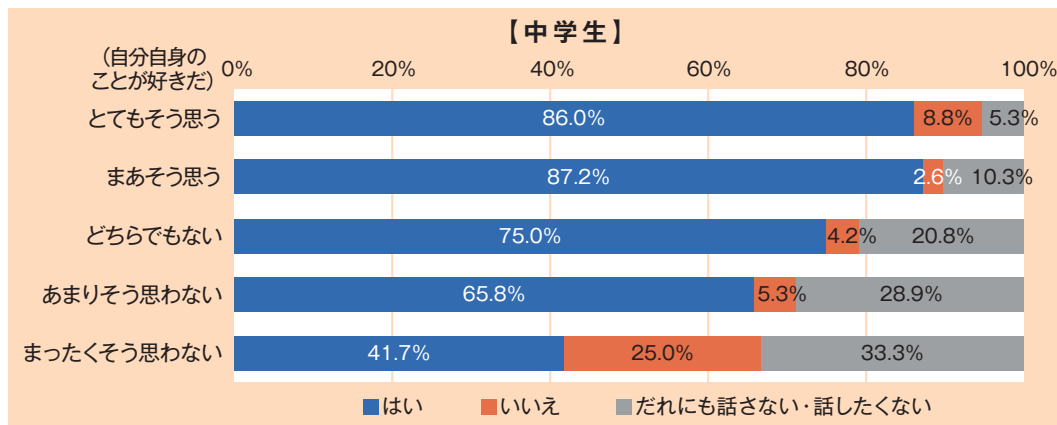
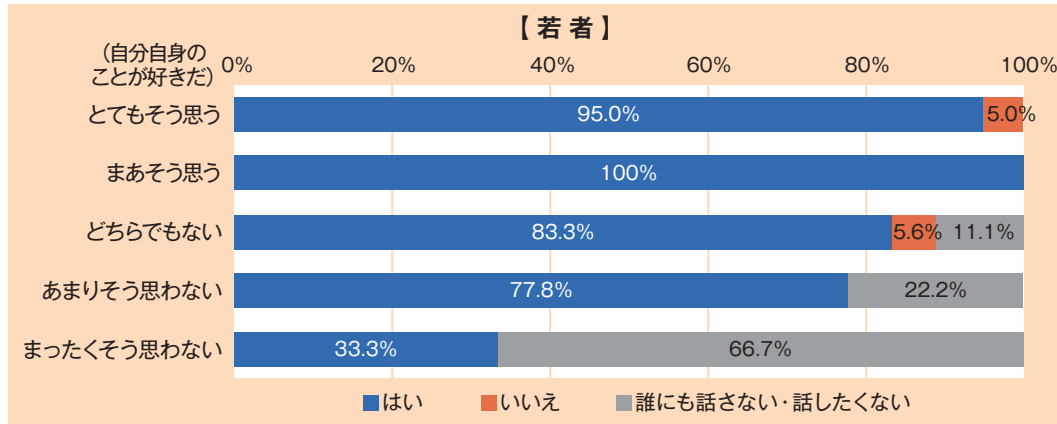
※1 自己肯定感：ありのままの自分を認めることで、自分の存在そのものを肯定的に受け入れる感覚。ここでは、アンケートにおいて「自分自身のことが好きだ」という設問に対する回答。

(キ) 自己肯定感とその他の相関関係

・悩んでいる時などに話を聞いてくれる人はいるか

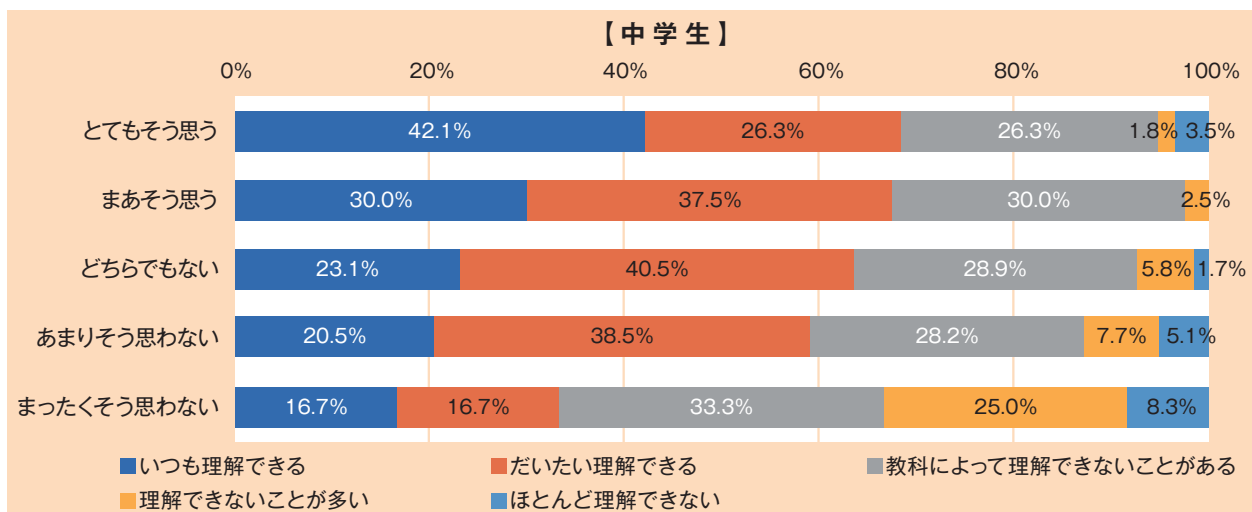
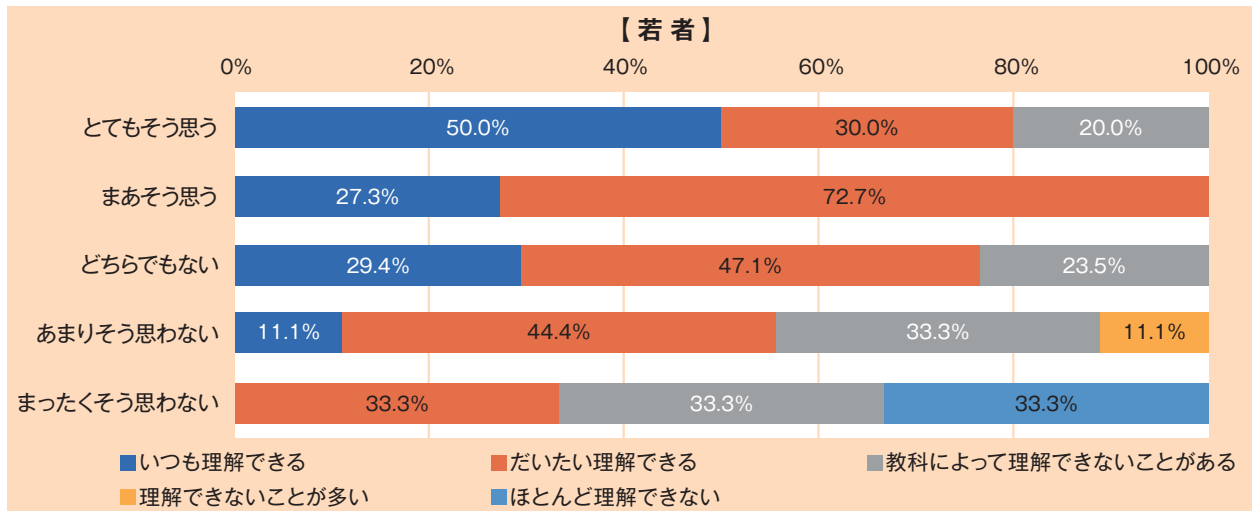
どの年代においても自己肯定感が高い方は、話を聞いてくれる人がいる割合が多くなっています。一方、自己肯定感が低い方は「誰にも話さない・話したくない」と回答した方の割合が多い傾向があります。

(若者／問9-4×問23、中学生／問6-4×問34、小学生高学年／問6-4×問27、低学年／問6-4×問21)



・学校の授業の理解度について

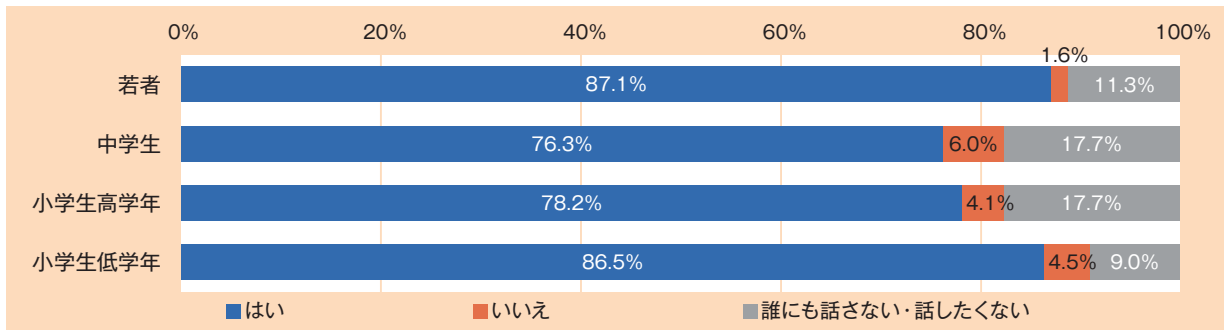
若者、中学生共に自己肯定感が高い方ほど授業を理解できている割合が高い傾向があります。
(若者／問9-4×問11、中学生／問6-4×問8)



(ク) 困ったときやつらいと思った時について

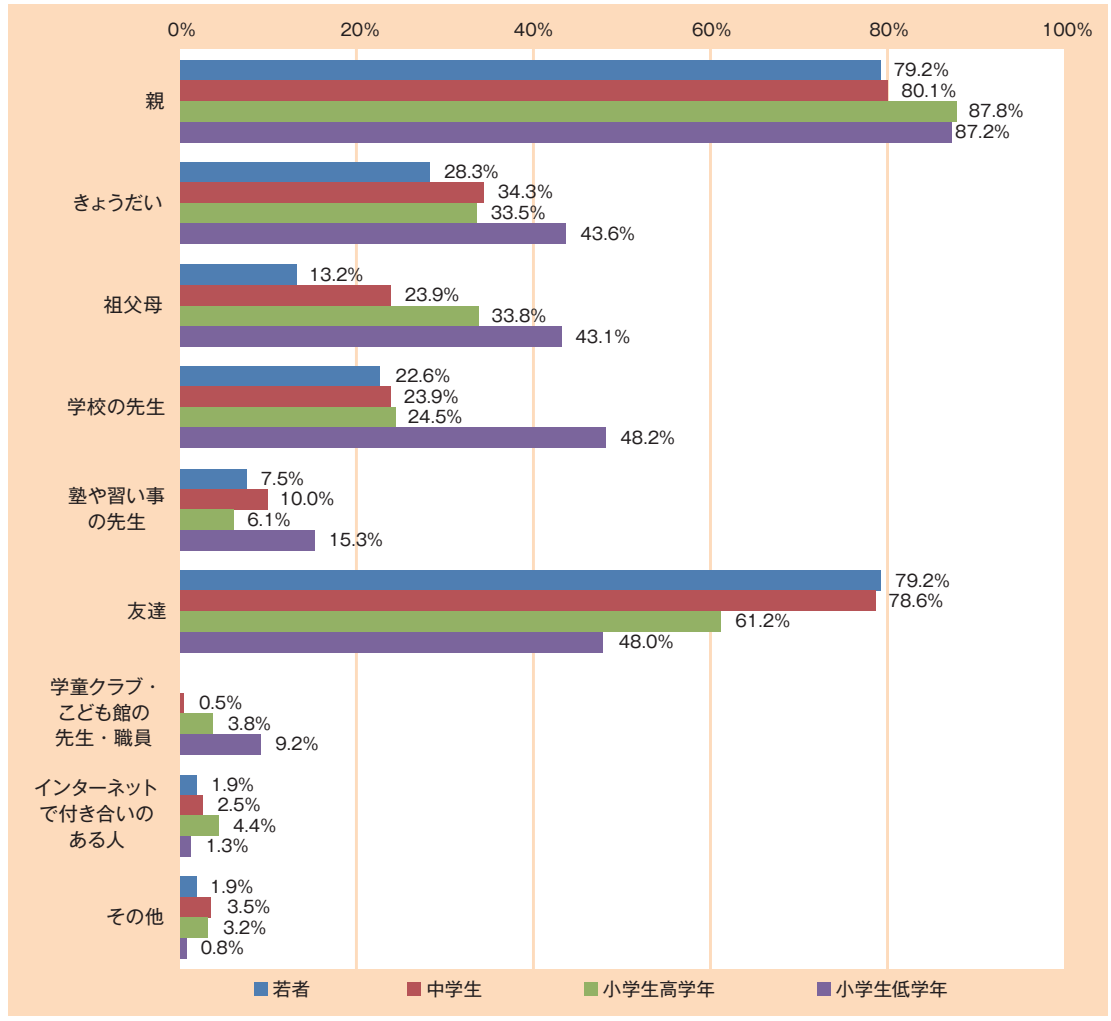
悩んでいる時などに話を聞いてくれる人はいるかについて、「はい」と回答した方がどの年代においても多く、70%以上が「はい」と回答しています。

(若者／問23、中学生／問34、小学生高学年／問27、小学生低学年／問21)



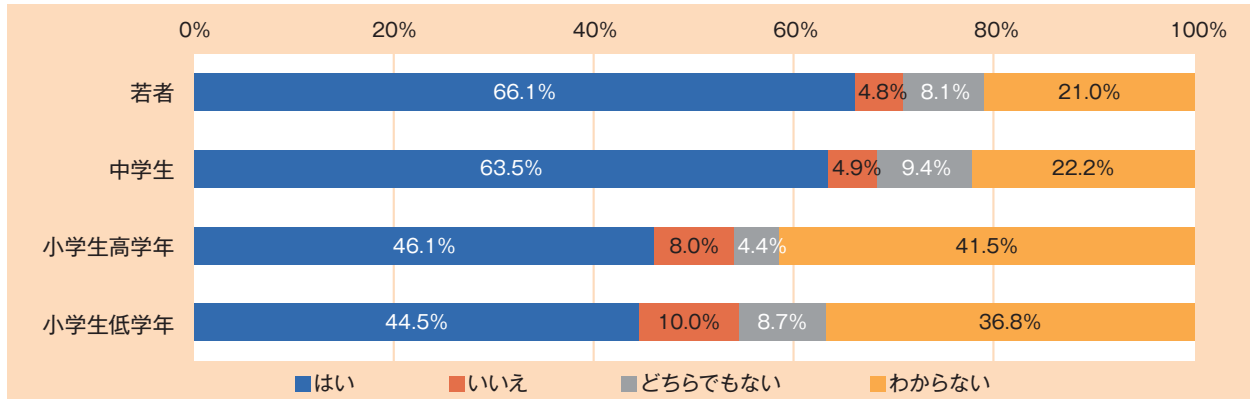
悩んでいる時などに話を聞いてくれる人については、「親」と回答した方がどの年代においても多くなっています。また、「祖父母」と回答した方においては小学生低学年が最も多く、年代が上がるにつれ少なくなっています。一方、「友達」と回答した方においては、若者が最も多く年代が若くなるにつれ少なくなっています。

(【複数回答】若者／問24、中学生／問35、小学生高学年／問28、小学生低学年／問22)



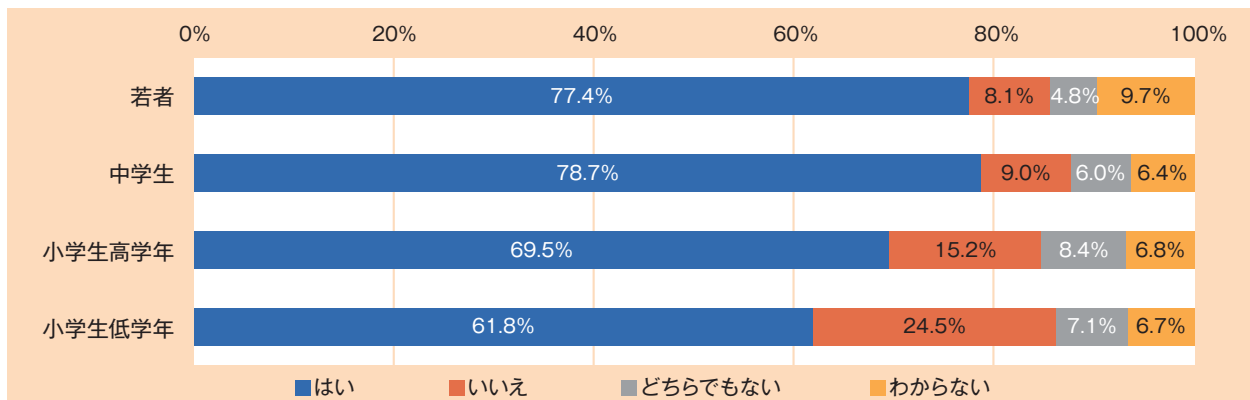
(ケ) こどもの権利について

どんな理由でも差別されていないかについては、すべての年代で「はい」と回答した方が多く、年代が上がるにつれ割合が多くなっています。(若者／問29、中学生／問20、小学生高学年・低学年／問7)



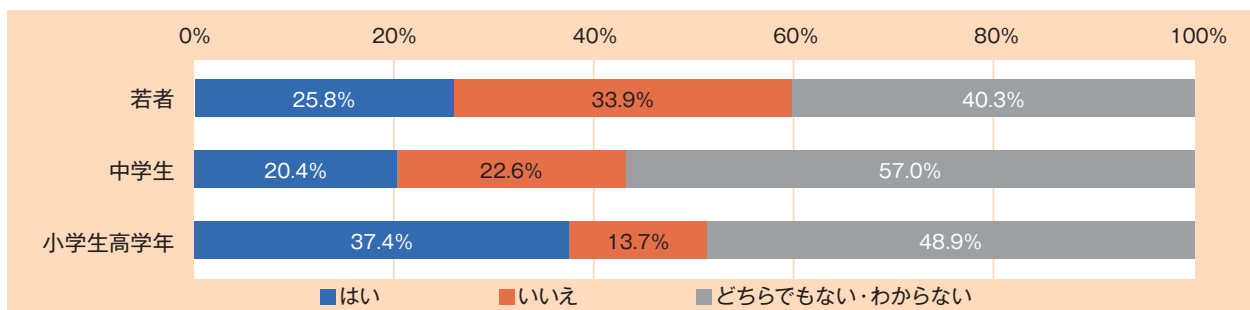
おうちの人からたたかれたり、ひどいことをいわれたりしていないかについては、すべての年代で「はい」と回答した方が多く、年代が上がるにつれ割合が多くなる傾向にあります。一方、「いいえ」と回答した方は、小学生低学年で24.5%と最も多くなっています。

(若者／問33、中学生／問24、小学生高学年・低学年／問11)



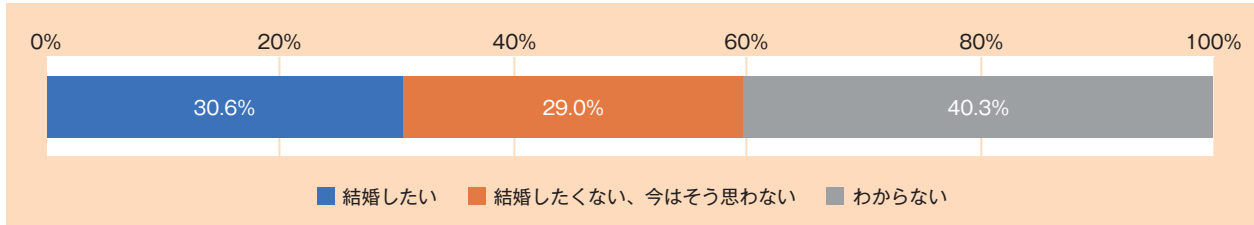
本村に意見をいったり実現に向けて一緒に取組む機会があれば参加したいと思うかについては、どの年代においても「どちらでもない・わからない」と回答した方の割合が多くなっています。中でも、中学生では57.0%と高い値となっています。

(若者／問40、中学生／問29、小学生高学年／問16)

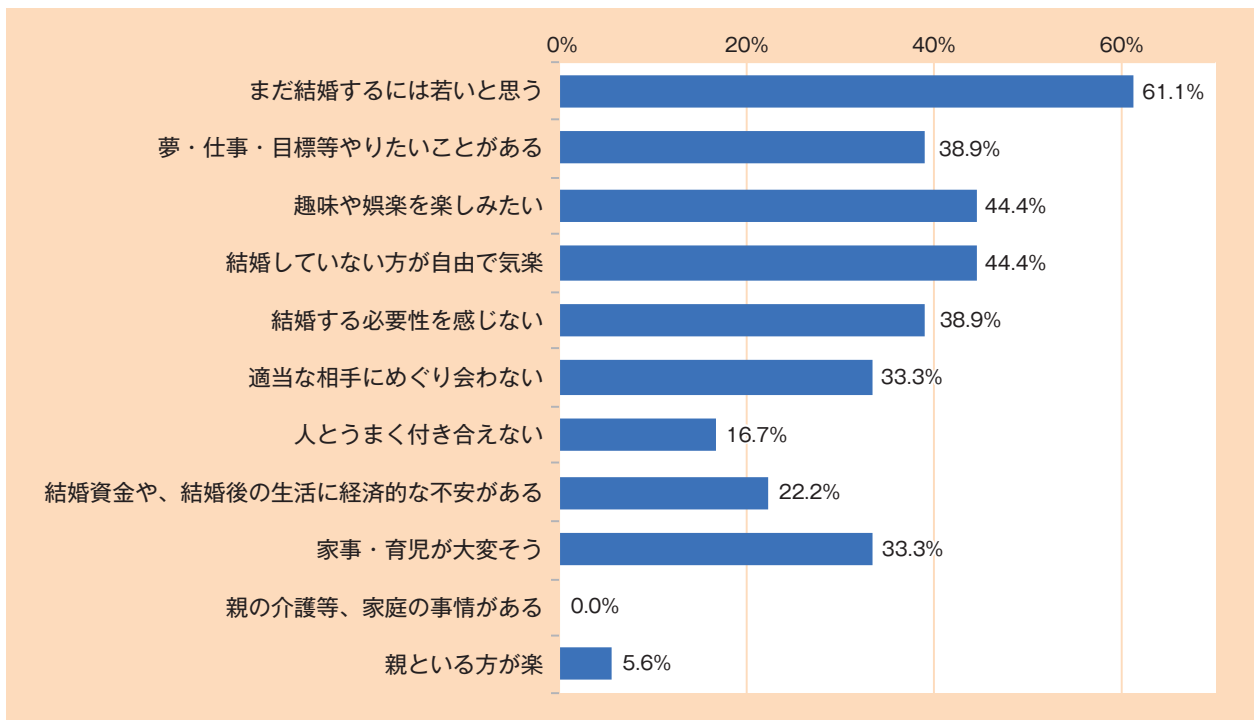


(コ) 結婚について (若者)

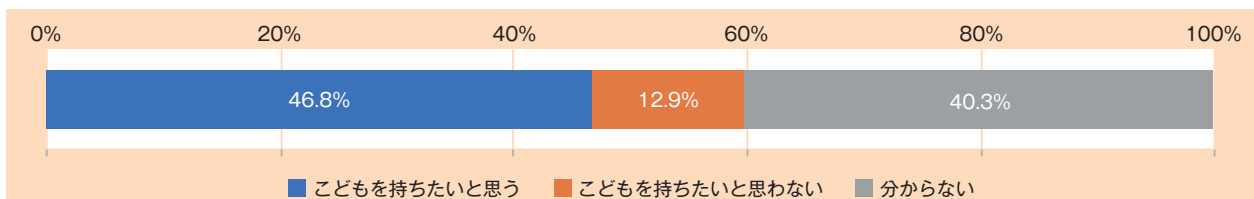
結婚したいと思うかについては、「わからない」と回答した方が40.3%と最も多く、「結婚したい」「結婚したくない、今はそう思わない」と回答した方はどちらも30%前後で、同じくらいになっています。(若者/問38-1)



結婚したくないと思う理由については、「まだ結婚するには若いと思う」と回答した方が最も多く、次に「趣味や娯楽を楽しみたい」「結婚していない方が自由で気楽」が多くなっています。(【複数回答】若者/問38-4)



子どもを持つことについてどう思うかについては、「子どもを持ちたいと思う」と回答した方が最も多いですが、50%以下となっています。また、「子どもを持ちたいと思わない」と回答した方が12.9%います。(若者/問39)



4 課題の整理

【現 状】

- 近年の少子化、核家族化、人間関係の希薄化、情報化社会などにより「こども」、「子育て」を取巻く環境は大きく変化しています。
- 人の成長過程において、こどもの期間はとても重要です。本村では、経済的な貧困やネグレクト^{※1}など養育に困難を抱えているこどもや、特別な配慮が必要なこどもについて、こども家庭センターが中心となり、小中学校や関係機関と連携しそれらの課題についての相談に対応しています。また、不登校児童・生徒には、小中学校が中心となり、家庭訪問や教育支援センターの設置などの対応をしています。
- アンケート結果から、本村のこどもの自己肯定感は成長するにつれて低くなる傾向があることがわかりました。また、周りの大人は自分の意見を聞いてくれると感じている割合が高くなっている一方で、家族のほかに自分のことを真剣に考えてくれる大人がいると感じているこどもは、年齢が高くなるほど低くなっています。
- 平日の放課後に塾、習い事及びスポーツクラブなどで過ごす時間は、年齢が高くなるほど短くなる傾向にあります。
- 学校以外の過ごし方について、どの世代においても「毎日ゲームをする」と回答した割合が40～50%となっており、スマートフォンやパソコンなどで、ゲーム、SNS及び動画などを毎日利用するこどもの割合は約半数となっています。
- 自分のからだや健康を大切にしたいという意識は、年齢が高くなるほど低くなる一方で、こころもからだも伸び伸びと成長できていると感じているこどもは、各年代による差は見られませんでした。
- 将来、結婚やこどもを持つことへの意識については、20～30%が経済的な不安や、育児の大変さ等を感じていることがわかりました。
- 共働きの世帯数は増加傾向にあり、共働き世帯割合も上昇しています。
- 夫婦の就業状況は、父親はフルタイムでの就労が多いのに対し、母親はパート・アルバイトとして就労しており、今後もこの状態を希望する家庭が多く見られます。

※1 ネグレクト：世話をする責任がある保護者が責務の放棄や怠ること、義務不履行によって加害者となる行為。例として、扶養対象のこどもを遺棄すること、健康状態を損なうほどの不適切な養育、こどもの危険について重大な不注意を犯す児童虐待がある。

【課題】

- こどもの心身が健康で健全に成長するためには、家庭だけではなく保育園、小中学校など成長過程で関わる様々な機関が、各家庭の状況に合わせて支援することが必要となります。
- こどもが自分らしく成長するためには貧困、いじめ、特別な配慮が必要な子どもなどの状況を把握することが必要です。自分の夢や希望に向けて生きていく力を得るためには、支援体制の充実が不可欠であり、こどもが相談しやすい体制強化など、家庭だけではなく社会全体で支援することのできる体制強化が必要です。
- こどもが自分のライフデザイン^{*1}を考え、多様なライフステージの実現のため切れ目のない支援を実施するための取組が必要です。
- アンケート結果からも核家族化、共働き世帯が増える中、家庭における子育ての役割が変化してきており、父親も積極的に子育てに参加していることがわかりました。今後は、父及び母の働き方や雇用形態を支援する体制などの整備が必要です。

※1 ライフデザイン：結婚や子育て、住居、老後の暮らしなどについての計画。人生計画。ライフプラン。

第3章 計画の基本的な方針

1 基本目標

子どもを取巻く状況などを踏まえたうえで、本村が社会全体で子ども・子育てを支えていくための基本目標を次のとおり掲げます。

目 標

自分らしさと笑顔があふれる 子どもまんなか南箕輪の実現

『自分らしさ』

子どもは、ひとりの人間として自分らしく成長することが重要です。

そのため、子どもが夢や希望に向けてライフデザインを描き、その実現に向けた取組を周囲がサポート^{*1}し、「自分らしく」生きること、成長することの楽しみや実感を得られる体制をつくります。

特に、子どもが置かれている個別の環境にかかわらず、すべての子どもが等しく、自分の力で成長でき、夢や希望を持つことができるように取組みます。

『笑顔があふれる』

笑顔は、子どもが置かれている環境のバロメーターです。

多くの「笑顔があふれる」ということは、子どもが物質的にも環境的にも精神的にも満たされ、幸せを実感していることにほかなりません。

虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができ、すべての子どもが、幸せを実感し笑顔に包まれることができるよう取組みます。

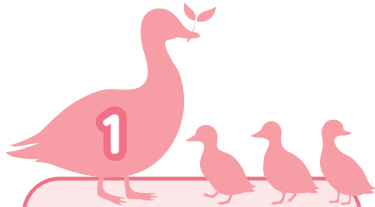
『子どもまんなか』

すべての大人がこどもの視点に立ち、こどもの利益を最優先に考え、子どもが権利を保障されながら成長することのできる、「子どもまんなか」社会が実現できるよう取組みます。

※1 周囲がサポート：子どもが「やりたい」「したい」気持ちになった時に、それを実現できる可能性を最大限に準備する。

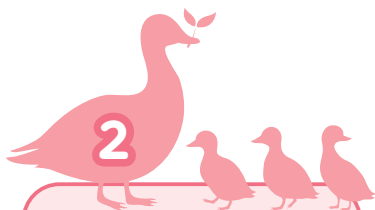
2 基本理念

本村の「こども計画」の基本理念を以下のように定めます。



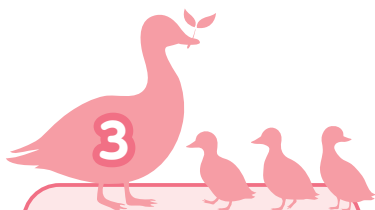
心身が健康で健全な
自立を実現できる
社会づくり

- すべてのこどもが、それぞれの成長過程において心身ともに健やかに過ごすことができ、激しく変化する時代においても、周囲の支援で成長していくことができる社会を実現する。
- こどもの意見表明や社会参画の機会が確保され、ひとりの村民として活躍できる場が確保・提供される社会を実現する。



誰もが
ライフデザインを
実現できる
社会づくり

- 誰もが、その経済状況や、疾病、障がいの有無、性別や国籍などにかかわらず、自らが描くライフデザインを実現でき、等しくその存在を認められ、自分らしく生きることができる社会を実現する。
- 社会全体で、それぞれのライフステージに応じた切れ目なく包括的な相談・支援を受け、誰もがライフデザインを描くことができ、それに向かう取り組みを支援できる社会を実現する。



安心して家族を築く
希望が実現できる
社会づくり

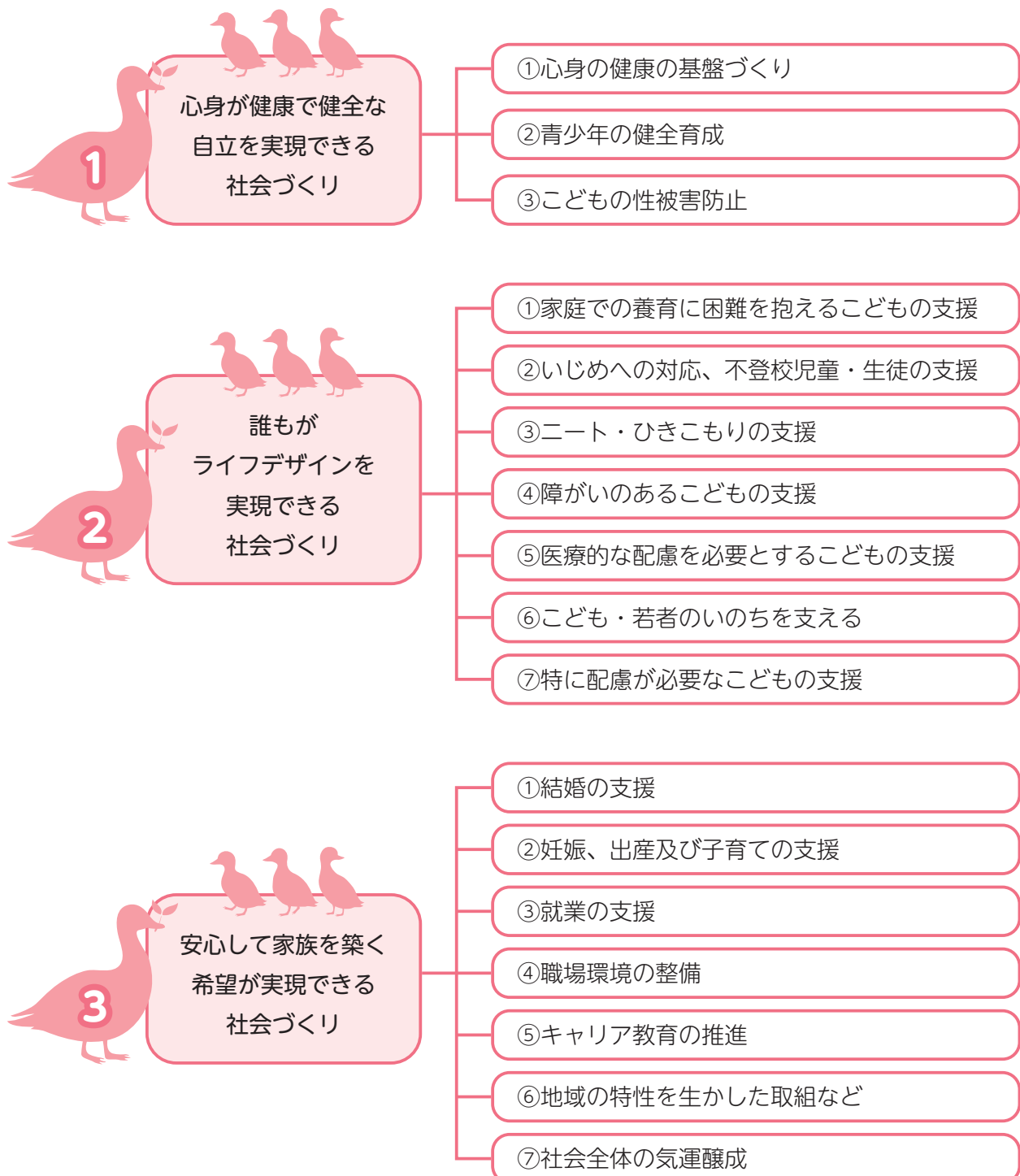
- 家庭を築き子どもを育てるに関する経済的負担の軽減や、仕事と子育てが両立でき、安心して家族を築くことのできる、誰もが将来に希望が持てる社会を実現する。
- 若者や子育て世代が、安心して家族を持つことができ、暮らしてよかったと実感できる社会を実現する。

3 施策体系

本計画の施策体系図は、南箕輪村子ども計画がめざす「自分らしさと笑顔があふれる こどもみんなが南箕輪の実現」を実現するための具体的な取組を体系的に整理したものです。各施策は、こどもたちが安心して学び、遊び、成長できる環境を地域全体で創出するため、多角的な視点から構成されています。

基本理念

基本施策



第4章 施策の展開

1 心身が健康で健全な自立を実現できる社会づくり



(1) 心身の健康の基盤づくり

①現状

- すべてのこどもが社会を構成する重要な一員として心身ともに健やかに成長するためには、家庭はもとより地域、企業、行政をはじめとした社会全体が様々な資源を活用し、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力によりこどもの健全育成に関わっていくことが必要です。
- 子育てを行ううえでの男女の固定的な役割分担意識の解消とともに、すべてのこどもや子育て家庭の支援にあたっては、質の高い多様なサービスの提供が求められています。
- すべてのこどもが生涯にわたる心身の健康の基盤を築き、主体的に健康を管理できる力を育むために、規則正しい生活習慣の定着支援、運動機会の確保、こころの健康支援の充実、そして家庭・地域・関係機関が連携した包括的かつ継続的な健康推進体制の確立が求められています。

②課題

- 本村では、転入者が多く、核家族化も進んでいることから、育児不安を抱える保護者からの相談が多様化しています。
- 乳幼児のころから生活リズムや食習慣などが乱れがちになっているケースも見受けられます。
- 発達障がいなど専門的な関わりが必要なこどもが増えてきています。

③施策の展開

(ア) 規則正しい生活習慣の確立

○健康的な生活習慣の定着支援

- 家庭や保育園、学校などと連携してこどもたちが規則正しい生活習慣を身につけることができるよう支援します。

(イ) こどものこころの健康支援の充実

○こころの健康に関する早期発見・早期支援の強化

- 保育園、すくすくはうす及び学校等において、こどもたちのこころの健康を重視し、早期発見・早期対応ができる相談体制を強化するとともに、こどものこころの不調を早期に発見できる体制を強化します。

○相談体制の充実と専門機関との連携

- 学校においてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにこどもや保護者が気軽に相談できる体制を強化します。

- ・必要に応じて医療機関や専門機関へのスムーズな接続を推進します。

(ウ) 家庭・学校・地域・関係機関の連携による健康推進体制の構築

○保護者への健康啓発

- ・栄養、口腔ケア、運動、睡眠、こころのケア等、こどもの健康に関する保護者向けの研修会等を開催し、意識の高揚を図ります。

○子どもを取巻く地域スポーツ環境の充実

- ・学校における教育活動への専門指導員など（体育専科）の配置を充実させ、遊びを通じたスポーツや運動習慣づくり、様々なスポーツやトレーニングの紹介・育成などを通じ、学校における授業、スポーツ活動の充実と安全性を確保します。

○障がいのあるこどもの運動機会の充実と障がい者スポーツに対する理解の促進

- ・みんなで取組めるスポーツ環境の整備などを通じ、障がいのあるこどもの運動機会の充実と障がい者スポーツに対する理解を促進します。

○部活動と休日地域クラブ活動への支援強化

- ・長野県や本村の中学校スポーツ・文化活動ガイドラインに基づく子どもたちの育ちに合った適正で効果的な活動を通して、生涯にわたり運動や文化活動に親しむこども（生徒）の育成をめざします。
- ・子どもたちがやりたいスポーツ・文化活動を支援し、多様なニーズに応じた経験ができる環境づくりに取組みます。

○関係機関との連携強化

- ・子どもたちの健康について、関係各課、医療機関、保育園、学校などが連携して切れ目のない支援を提供できる体制を強化します。

○地域全体での健康づくり意識の醸成

- ・こどもの健康に関する啓発活動を行い、地域全体で子どもたちの心身の健康を見守り、支え合う意識を醸成します。

○環境整備

- ・こどもの心身の健やかな成長に資するためこども館の整備、保育事業及び施設の充実、大芝公園や児童公園の整備に取り組んでいきます。



(2) 青少年の健全育成

①現状

- 青少年はかけがえのない存在であり、未来に向けて一人ひとりが健やかに成長していくことは、私たち村民の願いです。
- 青少年健全育成に関わるこれまでの課題に加えて、ソーシャルネットワークサービス（SNS）などによるいじめや人との関わりをうまく結ばず孤立する青少年の増加など、深刻な課題も増加しています。
- 青少年の心豊かで健やかな成長を支援していくためには、これまで以上に、家庭、学校、地域をはじめ企業、行政など、社会を構成するすべての組織、そして青少年を含む村民一人ひとりが手を携え、青少年育成に取り組んでいくことが必要となっています。

②課題

- 近年の高度情報化社会の急速な発展は、利便性の向上の反面、多感な時期の青少年に悪影響を及ぼすこともあります。
- 社会環境の変化は、大人の意識にも影響を与えたり、青少年の健全育成を支える家庭や地域コミュニティが変化したりしてきており、青少年の育成を支援する新たな体制づくりも課題となってきています。

③施策の展開

(ア) 家庭と地域への関わり

○地域活動の充実

- 家庭をはじめ地域社会において、青少年が自立に向けて多様な体験や社会参加を経験できるような機会を充実します。
- 青少年の自主的な相互の交流を促進し、幅広い仲間づくりが推進できるように、各地区や地区PTAなど健全育成に関わる関係機関や団体の連携強化を促進します。
- こどもたちのニーズに合わせた居場所づくりに努めながら、青少年活動を充実させ、地域ぐるみで青少年を守り育てる活動を促進します。

○青少年のむらづくりへの参画促進

- 関係機関や各種団体との情報共有を図り、むらづくりに関する活動やイベント、ボランティア活動、文化・伝統の継承活動などへの青少年の自発的な参加を促進します。

(イ) 相談体制の充実

○相談・啓発活動の充実

- 青少年の悩みや非行などの問題に対して、安心して相談できる体制を強化するため、こころの教室相談員やスクールカウンセラー^{※1}、スクールソーシャルワーカー^{※2}、教育相談員などを活用します。
- 青少年健全育成に関わる相談をこども家庭センターと連携して実施します。

○青少年健全育成推進体制の充実

- こどもの居場所づくりや青少年活動を充実させるため、地域ぐるみで青少年を守り育てる活動を促進します。

○育成環境の整備

- こどもの健やかな成長を阻害する要因を除去し、こどもを性被害から守り、安全で安心して暮らすことのできる社会環境を整備します。
- スマートフォンやインターネットなどの正しい使い方について広報・啓発活動を進めます。
- 情報リテラシー^{※3}に関するアンケートを実施し、そのアンケート結果に基づく研修会等を実施します。



- ※1 スクールカウンセラー：「心の専門家」として臨床心理士などが携わり、児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアなどを行う。
- ※2 スクールソーシャルワーカー：問題を抱える児童・生徒に対し、その児童の環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく専門職。
- ※3 情報リテラシー：情報を適切に収集、理解し、それらを有効に活用する能力。膨大な情報の中から信頼できる情報を選び出し、正確に理解・分析するためにも情報リテラシーというスキルが求められている。



(3) こどもの性被害防止

①現状

- こどもの性被害とは児童買春、児童ポルノの製造など、児童に性的な被害を与える犯罪行為や、児童の性に着目した形態の営業に関連して行われる違法行為をいい、「児童の性的搾取」とも呼ばれています。
- こどもの性被害は、SNSやオンラインゲームを通じて発生するなど、こどもの身近に存在し、そのリスクも高まっています。
- 本村の各学校においては、養護教諭や保健体育の授業での取組、外部講師を招いての講演会等により性教育を実施しています。
- 本村では「第5次南箕輪村男女共同参画計画」において、「安全・安心なくらしの実現」として、「DV^{※1}や性暴力等は、性別にかかわらず誰でも加害者にも被害者にもなり得ることについて、学校や村内諸団体等を通じて、関連する情報と学習機会の提供を行う」や「国や長野県等が主唱の「若年層の性暴力被害予防月間」への協力」「被害を受けた人・こどもの安全を確保するため、必要な支援を適切に受けられる保護救済に対する体制づくりを推進」などの取組を行っています。
- アンケート結果から本村のこどもたちも、一日の多くの時間をLINE、X（旧Twitter）、Instagramなどの利用に費やしており、この傾向は小学生の低学年でも見られます。
- このような状況の中、各学校では、学校で使用するタブレットなどの使用やネット利用に関する講演会などを通じて、ネットリテラシー^{※2}教育を実施しています。

②課題

- こどもを性被害から守ることは、保護者を含めた大人の責任です。こどもたち一人ひとりが、健やかに成長することができる社会を構築することが急務となっています。
- 学校においては、養護教諭や保健体育の授業での取組、外部講師を招いての講演会等により性教育を実施していますが、児童・生徒の発達段階（受容能力）について十分考慮することや、保護者や地域との連携を推進することが課題です。
- すべてのこどもたちが安全に、そして安心して生活し、健やかに成長できるためには、こどもの性被害を未然に防ぎ、万が一被害に遭った場合に適切な支援を行う体制の構築が不可欠です。

※1 DV：「ドメスティック・バイオレンス」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又は関係があった者から振るわれる暴力。

※2 ネットリテラシー：インターネット上の情報を正しく読み取り、状況に応じて適切な判断や行動ができる能力。

③施策の展開

(ア) 予防教育の推進とこどもの自己肯定感の育成

○年齢に応じた性教育・防犯教育の実施

- こどもたちが性被害から身を守るための知識とスキルを習得できるよう、年齢や発達段階に応じた性教育・生命（いのち）の安全教育を推進します。
- 保育園から小中学校まで、包括的性教育の仕組みを参考にしながら発達段階に応じた継続的な性教育を充実させます。
- 「自分のからだを大切に」「いやなことはいや」といった自己決定権や自己防衛意識を育む教育を推進します。

○インターネット・SNSの安全利用教育

- インターネットやSNSに潜む性被害のリスクをこどもたちに教え、安全な利用方法や危険を回避するための知識を習得できるようにします。

○意識啓発への取組

- DVや性暴力などは、性別に関わらず誰でも加害者にも被害者にもなり得ることについて、学校などを通じて、関連する情報と学習機会の提供を行います。

(イ) 早期発見体制の強化と相談しやすい環境づくり

○大人への啓発とこどものSOSに気づく視点

- 保護者、教職員、地域住民向けに、こどもの性被害に関する正しい知識や被害のサインに気づくための研修や啓発活動を実施します。
- こどもからのSOSの出し方に関する教室を学校と連携して行い、こどもからのSOSを真摯に受け止める意識を醸成します。

○相談体制の強化

- こどもや保護者が性被害について安心して相談できる体制を強化し、周知を図ります。

(ウ) 被害者支援体制の強化と多機関連携の推進

○被害者支援の充実

- 被害者の安全を確保するため、必要な支援を適切に受けられる体制づくりを推進します。
- DVなどの被害者が早期に日常生活を取戻すことができるよう、精神的、経済的な負担の軽減を図るための犯罪被害者給付制度など、各種犯罪被害者支援制度の周知を図ります。

○関係機関との連携体制の構築

- 警察、児童相談所、医療機関、学校などの関係機関と情報共有やケース検討を行うなど、連携体制の強化を図ります。
- 被害者への切れ目のない支援を提供できる体制を構築します。

○地域社会における見守り体制の強化

- 地域全体で子どもたちを見守り、不審者情報などの共有、各地区における防犯パトロールの強化など、安全な地域環境づくりを推進します。



2 誰もがライフデザインを実現できる社会づくり



(1) 家庭での養育に困難を抱えるこどもの支援

①現状

- 近年、経済的困窮、保護者の心身の不調、孤立、ひとり親家庭の増加、多文化家庭における言葉や文化の壁など、家庭が抱える課題は複雑化・多様化しています。
- こどもが適切な養育を受けられなかったり、学習や生活面で困難を抱えたりするケースが増加し、早期発見と適切な支援が求められており、本村では乳幼児健診の際に、家庭問題などを把握し早期に対応できる体制を構築しています。
- 小中学校では、こどもの日常の様子から家庭の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携し、確かな支援に繋げています。
- 生活困窮者などの自立に向けた取組としては、南箕輪村社会福祉協議会、生活就労支援センターまいさぼ、民生児童委員、ケースワーカー※¹などとの連携を密にし、生活上の悩み・課題・問題などに対応できる相談支援体制の充実に努めています。また、生活保護実施機関である上伊那福祉事務所など関係機関との連携を密にし、支援を行っています。

②課題

- 地域社会や関係機関がこれらの家庭のSOSを早期に察知し、必要な支援へとつなげる体制の強化が必要です。
- すべてのこどもが夢や希望に向けてチャレンジできる社会を実現するためには、家庭での養育に困難を抱えるこどもたちへの支援強化が必要です。

③施策の展開

(ア) 早期発見と包括的支援体制の構築

○相談窓口の周知と機能強化

- 家庭児童福祉相談の機能強化など、養育に関する相談機能の周知・充実に図ります。
- 専門知識を持つ相談員を配置し、多様な相談内容に対応できる体制を強化するとともに、オンライン相談などアクセスしやすい手段も検討します。

※1 ケースワーカー：公的機関である福祉事務所や児童相談所で、病人や障がい者、一人暮らしの高齢者など日常生活で困っている人の相談に乗る専門職。

○関係機関との連携強化

- 南箕輪村こども家庭センターを中心に、関係機関と連携しながら「南箕輪村版ネウボラ^{※1}」として、妊娠期から18歳までの切れ目のない支援をし、安心して子育てができる環境や支援体制の充実を図ります。
- 支援が必要なケースに対しては、南箕輪村要保護児童対策地域協議会における実務者会議及び個別ケース検討会議を開催し、多角的な視点から支援できる体制を確立します。
- 広域的な支援機関（児童相談所など）との連携を強化し、専門性の高い支援が必要なケースに対応できるようにします。

(イ) こどもと保護者への多様な支援の提供

○生活・学習支援の充実

- 家庭において基本的なしつけや言葉遣い、生活習慣、コミュニケーション能力などの生きていくうえで必要なスキルを身に着けられるよう、家庭教育の具体的なあり方をまとめ、啓発活動を行います。
- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるための、情報提供を行うとともに、PTAなどの団体と連携した家庭教育を支える体制づくりを推進します。

○ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の生活の状況を把握したうえで、経済的支援及び関係機関と連携した生活支援事業を行うなど、実態に基づいた適切な支援を行います。就業活動や疾病や学校行事への参加などのための一時的な生活援助、家庭における保育サービスが必要な場合、ひとり親家庭日常生活支援事業による家庭生活支援員の派遣を実施し、生活の安定を図ります。

(ウ) 地域社会全体での見守りと理解促進

○地域住民への啓発活動と協力体制の構築

- 家庭児童福祉相談の機能強化、こども相談室など、養育・育児に関する相談機能の充実に取組みます。
- 家庭での養育困難や虐待のサインについて、地域住民向けの研修会や広報活動を通じて理解を深めます。
- 地域の民生児童委員などと連携し、支援が必要なこどもや家庭の早期発見・見守り体制を強化します。

※1 ネウボラ：フィンランド語で「アドバイス（助言）の場所」という意味。妊娠や出産、育児をサポートする支援制度や施設のこと。



(2) いじめへの対応、不登校児童・生徒の支援

①現状

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又はからだに重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為であり、いじめの根絶は社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっておりその解決に向けた対策が求められています。
- すべてのこどもが安心して学校生活を送り、夢や希望に向かってチャレンジできる社会を実現するためには、いじめへの適切な対応と不登校児童・生徒へのきめ細やかな支援が求められています。
- 本村では、平成31年（2019年）3月に「南箕輪村いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止に取り組んでいます。
- 学校ごとに、国の「いじめ防止などのための基本的な方針」、長野県の「いじめ防止などのための基本的な方針」及び「村いじめ防止基本方針」を参酌して、その学校の実情に応じ、自らの学校としてどのようにいじめ防止などの取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容などを「学校いじめ防止基本方針」として策定しています。
- 学校内にいじめ問題に組織的に対応するため、いじめ防止などの対策ための組織を設置しています。

②課題

- 近年では、従来の暴力や言葉によるものに加え、インターネットやSNSを利用した「ネットいじめ」など、その形態が多様化・巧妙化しています。いじめの発見が困難になり、潜在化しやすい状況にあるため、早期発見・早期対応がより一層必要となっています。
- 不登校児童は増加傾向があります。不登校の要因は、いじめだけでなく、学業不振、友人関係、発達上の課題、家庭環境の変化など多岐にわたり、一つではないことが多く、複合的な要因が絡み合っています。そのため、画一的な支援では対応しきれず、個々の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関、フリースクール、地域などの関係機関との連携を強化する必要があります。
- いじめや不登校の問題に対しては、家庭や地域社会との連携も不可欠です。保護者がこどものいじめや不登校に気づきにくい、あるいは学校との連携方法が分からないといった課題もあります。地域社会全体でこどもを見守り、支援する意識が十分に醸成されていないと、不登校のこどもが孤立し、社会との接点を失ってしまうリスクがあります。
- 本村のすべてのこどもが安心して学び、それぞれのペースで成長できる環境を構築するためには、いじめの根絶といじめからこどもを守るための社会基盤の強化、そして不登校児童・生徒への包括的かつ継続的な支援体制の確立が必要です。

③施策の展開

(ア) いじめの未然防止・早期発見・早期対応の強化

○いじめ防止教育の充実

- 学校でいじめの定義や、いじめは絶対にいけないことであるという共通認識を醸成するため、道徳教育や人権教育を継続的に実施します。
- ネットいじめ防止のため、情報リテラシー教育を強化し、情報通信機器の適切な利用を指導します。
- こどもたちが考えた、南箕輪小学校「いじめを絶対しま宣言」、南部小学校「なかま宣言」、南箕輪中学校「人権宣言」を基に、学校生活を豊かにします。

○相談体制の強化と早期発見の仕組みづくり

- 学校におけるいじめ相談窓口の周知を徹底し、こどもたちが安心して相談できる環境を整備します。

(イ) 学校・家庭・地域・関係機関の連携強化

○南箕輪村いじめ問題対策連絡協議会の開催と情報共有

- 重大な問題が起こった際には早急に学校関係者、児童福祉や警察など関係機関、法律や福祉に関する団体や保護者の代表などで構成する南箕輪村いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめや不登校に関する情報共有と連携を密に行います。

○相談支援体制の整備

- 教育委員会及びこども相談室などを窓口とし、村民などの来所、電話などによる相談を受け、早期発見や早期の適切な対応を図ります。
- 学校では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる専門的な対応を行うとともに、保健師などとの連携による対応を進めます。

○地域社会全体での見守り・支援

- いじめ問題の防止や解決のためには、保護者や地域、関係機関と連携し、社会全体で児童・生徒を見守り、健やかな成長を促すことが大切です。
- そのためにも、PTA活動や公民館活動、青少年健全育成会活動、放課後児童クラブ、信州型コミュニティースクールなどを通じて、いじめ問題に対する地域全体の意識を高めることが、いじめの芽に気づくことや早期発見、未然防止につながります。さらに、児童相談所や警察などの関係機関と連携体制を築き、いじめから児童・生徒を守ります。

(ウ) 不登校児童・生徒への個に応じた支援

○多様な学びの場の提供と学習支援

- 小中学校及び子ども館に設置されている教育支援センター^{※1}と民間のフリースクールなどと適切に連携し、多様な学びと居場所の提供をします。
- 不登校児童・生徒に対応するため、教育支援センターの支援員やこころの教室相談員などと連携を図り、不登校対策に引き続き取組みます。

○専門家によるきめ細やかなサポート

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、不登校児童・生徒や保護者に対し、継続的なカウンセリングや生活支援を行います。
- 必要に応じて医療機関や専門機関と連携し、心理的・精神的なサポートを充実させます。
- 学校復帰の際は円滑な移行支援を計画的に行います。

※1 教育支援センター：小学校及び中学校の不登校の児童・生徒を対象に、学校復帰に向けて集団適応指導、学習指導、教育相談等を行うために設置された施設。



(3) ニート・ひきこもりの支援

①現状

- すべての子どもたちが将来に希望を持ち、社会の一員として活躍できるために、ニート^{*1}やひきこもり^{*2}状態にある若者への適切な支援が求められています。
- 近年、核家族化や移住等により近くに頼る人がいないケースや高齢者のひとり暮らし、ひきこもりなど社会のつながりが希薄となることによって生じる孤独・孤立問題が深刻化しています。
- 本村におけるニートの数は把握していませんが、子ども課、福祉課及び健康医療課などが相談窓口となり、各種相談に対応しています。
- 民間や行政などが連携しながら進めるための組織「南信子ども・若者サポートネット」において、社会的に自立できない若者の支援を行っています。

②課題

- ニートと呼ばれる若者は増加傾向にあり、将来、社会とのつながりを持つ際に、様々な困難が生じる可能性があるため、家族、地域、関係機関、行政が連携して取り組む必要があります。

③施策の展開

(ア) ニート・ひきこもり状態の早期発見・早期支援の強化

○相談窓口の周知と強化

- ニートやひきこもり状態にある若者本人と家族が安心して相談できる体制を強化するため、子ども課、福祉課及び健康医療課で相談に対応していることを、広報誌、ウェブサイト、SNSなどを活用して周知を行います。

(イ) 多様な居場所と社会参加の機会の提供

○居場所づくりの推進

- 多様な居場所や学び・就労の機会を提供し、社会参加に向け、若者が気軽に立ち寄れるフリースペースなどの居場所を設置し、他者との交流や情報交換の場を提供します。

※1 ニート：総務省が行っている労働力調査における、15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない方。

※2 ひきこもり：様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象や概念。

(ウ) 学校・家庭・地域・関係機関の連携強化

○関係機関との連携会議の定期的開催

- 教育委員会、福祉、医療、労働、警察、地域住民代表などと、ニート・ひきこもりに関する情報共有と連携を行います。
- 支援が必要なケースについては、個別に支援方針を決定します。
- 中学校卒業生の状況について、高等学校と連絡・連携を図ります。

○家族への支援と理解促進

- ニート・ひきこもりのこどもを持つ家族向けの相談会などを開催し、情報提供や精神的サポートを行います。

○地域社会全体での理解促進と協力体制の構築

- 各地区、民生児童委員、ボランティア団体などと連携し、地域社会全体でニート・ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発を行います。



(4) 障がいのあるこどもの支援

①現状

- すべてのこどもがそれぞれの個性や能力を伸ばし、地域社会の一員として安心して生活できるために、障がいのあるこどもへのきめ細やかな支援が求められています。
- 本村では、障がい者福祉の充実を図るため、「障がい者福祉計画」を策定し、施策を展開しています。
- この計画に基づき、「障がい児^{*1}本人と保護者の希望や個々の能力に応じた就学相談体制の充実」「障がい懸念される児童を早期に発見し、障がい児の発達促進と、発達の段階に合わせた療育の推進と支援体制づくり」「障がい児を持つ保護者に相談の機会を設け、障がい児との関わり方などを相談できる場の充実」「保育施設のバリアフリー化や感染症対策など、障がい児保育の充実」「障がいのあるこどもを育てる家庭への支援」などに取り組んでいます。

②課題

- 個々の特性に対応した教育・療育を、ライフステージに応じて受けられる支援体制の構築が課題として挙げられており、「障がい児福祉計画」に示されている施策への取組が必要です。

③施策の展開

(ア) 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備

○関係機関と連携した支援体制の整備

- 児童発達支援センターの設置及び、保育園などの育ちの場において各関係機関と連携を図りながら支援を行う体制づくりを進めます。

(イ) 児童発達支援センターの設置及び充実

○児童発達支援センターの設置

- 既存の児童発達支援事業所であるたけのこ園、こども課、教育委員会事務局などの関係機関と協議し、児童発達支援センターの設置について検討します。

(ウ) 保育所（園）など訪問支援を利用できる体制の構築及び充実

○保育所等訪問支援の体制の維持と充実

- 保育所（園）など訪問支援を行うことができる体制の維持と、更なる充実を検討します。

※1 障がい児：「障がい児福祉計画」において、「障がい者のうち満18歳に満たない児童」と定義している。

(工) 重症心身障がい児・医療的ケア児^{※1}を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

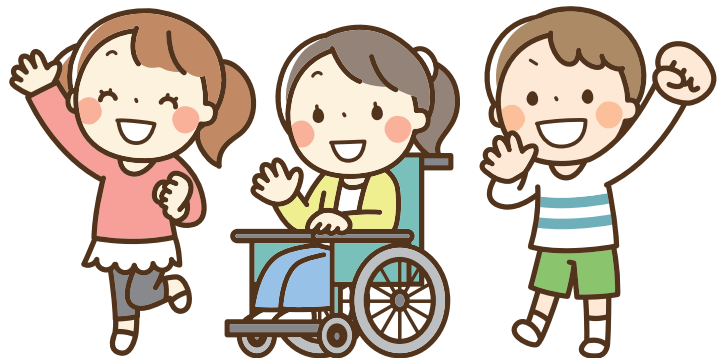
○児童発達支援事務所への支援体制の維持

- 主に重症心身障がい児を支援する、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行うことができる事業所について、相談支援専門員を含めた体制を維持できるように検討します。

(オ) 医療的ケア児支援のための関係機関との連携強化

○医療的ケア児への包括的支援の提供

- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児コーディネーターを中心に医療機関等関係機関との連携を強化し、医療的ケア児が必要とする支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。



※1 医療的ケア児：人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰（かくたん）吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要なこども。



(5) 医療的な配慮を必要とするこどもの支援

①現状

- 医療的な配慮を必要とするすべてのこどもが、その状態に応じた適切なケアを受け、安心して生活し、地域社会の一員として成長できる環境を整備するために、きめ細やかな支援が求められています。
- 教育において、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、交流を通じて理解を促すことが望まれます。
- 多様な個性を包摂する社会をつくる第一歩として、学校におけるインクルーシブな教育を推進することが求められています。
- 障がい児の健やかな成長のために、その特性やライフステージに応じて、適切な療育や相談支援を受けられる環境の整備に取り組んでいます。
- 児童発達支援事業所「たけのこ園」では、専門職による療育を行っており、重症心身障がい児や医療的ケア児への支援も行っています。
- 各学校では、必要に応じて医療的ケア児などの病弱・身体虚弱児を専門的に受け入れる学級を設置しています。
- 医療的ケア児支援のため、医療的コーディネーターや看護師の配置などに取り組んでいます。

②課題

- 医療的ケア児が健やかな成長と学習・社会参加の機会を得ることは、将来の自立に影響します。本村のすべての医療的ケア児が、地域の中で安心して生活し、その可能性を最大限に引き出せる環境を構築するためには、専門人材の育成・確保、保育・教育現場における受け入れ体制の強化、そして多機関連携による包括的かつ継続的な支援体制の確立が必要となっています。

③施策の展開

(ア) インクルーシブ教育^{※1}の推進

○療育・教育相談体制の充実

- 保健師、保育園、たけのこ園、こども相談室、教育委員会事務局、自立支援協議会など、関係機関が連携・協力し、本人や保護者への早期からの療育・教育相談に応じる支援の充実を図ります。

※1 インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加できるようにすることを目的に、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが共に学ぶ仕組み。

○つながる支援の体制づくり

- ・義務教育修了後の支援が途切れないよう、制度・分野の枠を超えた支援体制を促進するとともに、「つながる支援の体制づくり」を推進します。

○専門家を中心とした相談体制の充実

- ・早期に適切な支援につなげるため、乳幼児健診などにおいて医師・保健師などの専門家を中心とした相談体制の連携を強化します。

(イ) 保育・教育現場における受け入れ体制の強化

○医療的ケア児の受け入れ環境整備

- ・障がいの有無に関わらず互いを尊重し合いながら、可能な限り共に教育を受けられるよう、受け入れ体制の充実を図ります。

○教職員・保育士などへの研修実施

- ・医療的ケアに関する知識や技術、緊急時の対応方法について、教職員や保育士などへの研修を継続的に実施します。

(ウ) 医療的ケア児に対する理解と協力体制の構築

○家族への相談支援とピアサポート^{*1}の促進

- ・医療的な配慮を必要とするこどもを持つ保護者向けの相談や交流する場を設けるなど、情報提供や精神的サポートができる機会について検討します。

○地域社会における理解促進と協力体制の構築

- ・各地区やボランティア団体などと連携し、医療的ケア児とその家族への理解を深めるため、地域全体で支え合う意識を醸成し、共生社会の実現をめざします。

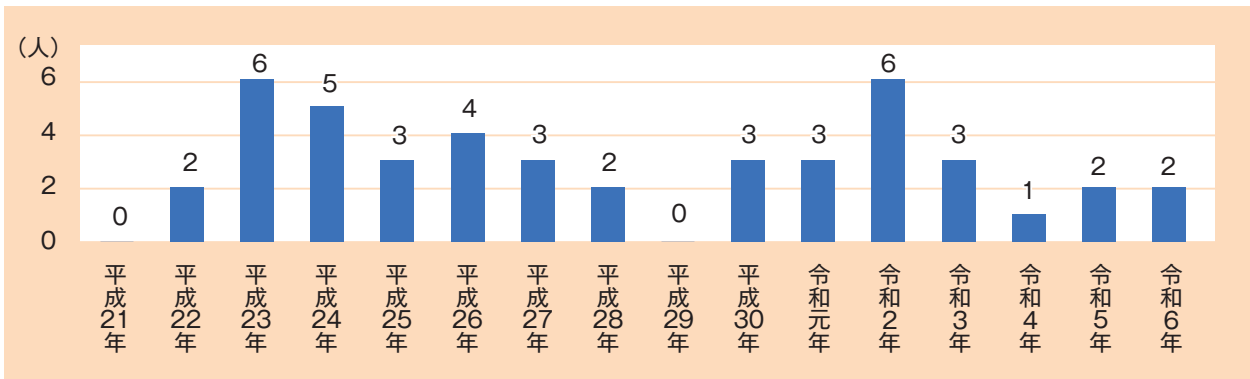
※1 ピアサポート：同じような経験や悩みを持つ人同士が、互いに支え合う活動や関係性。専門家からの支援とは異なり、似た体験をした当事者同士が対等な立場で助け合う。

(6) 子ども・若者のいのちを支える

①現状

- すべての子どもや若者が精神的に健康で安心して生活し、自分らしく生きることを選択できる社会を実現するために、その「いのち」を支える包括的な支援が求められています。
- 本村の年間自殺者数^{*1}は、令和4年(2022年)において1人となっています。平成21年(2009年)から令和4年(2022年)までの14年間の平均は2.93人で、平成30年から令和4年までの5年間の平均は3.2人となっています。新型コロナウイルス感染症などの影響を受け、全国的に自殺者数の増加があった令和2年(2020年)においては、本村においても自殺者数の増加が見られました。

【本村の自殺者数の推移】



【資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」】

②課題

- 子ども・若者の「いのち」を支えるためには、学校、家庭、医療機関、保健機関、福祉機関、警察、地域住民など、多岐にわたる機関や人々が連携し、重層的なサポート体制を構築することが不可欠です。
- しかし、それぞれの機関が持つ情報や支援内容が十分に共有されていなかったり、連携の仕組みが確立されていなかったりすると、必要な支援が遅れたり、途切れてしまったりするリスクがあります。
- 地域社会全体でこころの健康問題への理解を深め、子ども・若者を見守り支える意識が十分に醸成されていないことも課題といえます。

※1 自殺者数：自殺者数に関連する統計として主に用いられるものとして、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」が挙げられる。「人口動態統計」は、日本における日本人を対象とし、住所地を基にした統計であり、「自殺統計」は、総人口(外国人を含む)を対象とし、発見地及び住居地を基にしている。

③施策の展開

(ア) 自殺のリスクを抱えた子ども・若者を支える体制の構築

OSOSの出し方に関する教育の充実

- 本村のすべての子ども・若者が、安心してSOSを発信でき、適切なサポートを受けながら、希望を持って未来を築ける環境を構築するために、こころの健康に関する早期からの支援、相談しやすい体制の整備、そして地域全体で「いのち」を支え合う社会基盤を確立します。
- 中学生へ向けて、子どもたちが困難やストレスに直面した際に、自身のこころの状態に気がつき、自ら信頼できる大人に相談できる力を身につけられるよう、具体的かつ実践的な教育を行っていきます。

○相談窓口での対応

- 電話やインターネット、SNSを使った各種相談窓口の連絡先の周知を行っていきます。

(イ) 経済的困難を抱える子どもなどへの支援の充実

- 経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品などの補助を行うことにより、就学を援助します。
- ひとり親家庭などへ、医療費助成やヘルパー派遣、高等学校生徒通学費給付、自立へ向けて給付金・手当などの経済的支援を引き続き行っていきます。

(ウ) 教員向け研修の実施

- 児童・生徒と日々接するすべての教職員が、こどもが発するSOSに対する気付き、SOSを受け止める力を身につけ支援し、必要な時は適切な支援機関につなげることができるよう研修などへの参加を推奨していきます。また、教職員自身のメンタルヘルス^{※1}に関する研修などへの参加を推奨していきます。

※1 メンタルヘルス：体の健康ではなく、こころの健康状態を意味する。体が軽いとか、力が沸いてくるといった感覚と同じように、心が軽い、穏やかな気持ち、やる気が沸いてくるような気持ちの時は、こころが健康といえる。



(7) 特に配慮が必要なこどもの支援

①現状

- 家庭内の目に見えない児童虐待やヤングケアラーとして家族の介護などを行っているこども、日本語の力が未熟な外国籍のこどもなど、多様な困難を抱える特に配慮が必要なこどもたちが、状況に応じた支援を受け、安心して生活できる環境整備が求められています。これらのこどもは、声を上げにくい場合が多く、支援が遅れるケースも少なくありません。
- 本村では、就学困難な児童・生徒への経済的支援、外国籍児童・生徒への教育支援、遠距離通学への対応、養育困難な保護者などに対して支援などに取り組んでいます。また、各小中学校では児童・生徒の変化に気を配り、こどもの状態に変化が見られた場合には早急な対応を行う体制が構築されています。
- これらの課題は、特に配慮が必要なこどもの健全な成長、学習・社会参加の機会を阻害し、将来の自立や社会貢献に影響を及ぼす可能性があります。
- 一方で、様々な困難を抱えた児童・生徒や保護者は、その内容から相談しにくいことがあり、相談しやすい体制の整備が求められています。

②課題

- 適切な支援を提供するには、早期発見・早期対応は必須です。行政、教育、地域が連携し、異変を察知し早期に対応できる体制が必要です。
- 福祉、保健、医療、教育、警察など多機関の情報共有や連携と地域社会の理解・協力体制のもと、支援が途切れることのない支援が必要です。

③施策の展開

(ア) 早期発見・早期対応体制の強化と個別支援の推進

○相談支援の強化

- 特に配慮が必要なこども一人ひとりの多様なニーズに応じた支援を充実させるため、保護者やこどもが安心して相談できる環境を整備し、初期段階からの相談支援を行います。

○多機関連携によるスクリーニング^{※1}の充実

- 保健師、教職員、民生児童委員など、こどもと関わる多様な機関・職種が連携し、虐待や貧困、心身の不調など、特に配慮が必要なこどもの早期発見に努めます。
- 情報共有のルールを明確化し、支援が必要なケースの把握に努めます。

※1 スクリーニング：多くの対象の中から、基準に合ったものを選び出すこと、又は不要なものをふるい落とすこと。

(イ) 多様なニーズに応じた居場所と学び・育ちの機会の提供

○多様なニーズに応じた援助方針の検討

- 南箕輪村要保護児童対策協議会における実務者会議及び個別ケース検討会議により、こども一人ひとりの状況を把握するとともに、支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有を図ります。

○多様な学びの場と居場所の確保

- 学校における合理的配慮の推進や、放課後等デイサービスなど、こどもが安心して過ごせる多様な居場所や学びの場を確保します。
- 地域での体験活動や交流の機会を提供し、社会性を育みます。

(ウ) ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築と地域連携の推進

○関係機関との横断的な連携体制の強化

- 南箕輪村要保護児童対策地域協議会における実務者会議及び個別ケース検討会議を開催し、各機関の横断的な取組による情報共有とケース検討を行います。
- 乳幼児期から青年期まで、ライフステージの変化に応じた切れ目のない支援を提供できる体制を構築します。

○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の推進

- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、ネットワーク構成員（関係機関）の専門性の向上と、ネットワーク機関間の確かな連携を図る取組を推進します。
- 引き続き、個人情報保護・秘密保持などに配慮しながら関係機関との更なるネットワーク構築や職員・関係機関の専門性の向上を図ります。

○地域社会における理解促進と協力体制の構築

- 地域住民、企業、ボランティア団体などと連携し、様々な困難を抱えるこどもたちに関する正しい知識の普及啓発を行います。
- 地域全体でこれらのこどもたちと家族を温かく見守り、支え合う社会の実現をめざします。

3 安心して家族を築く希望が実現できる社会づくり

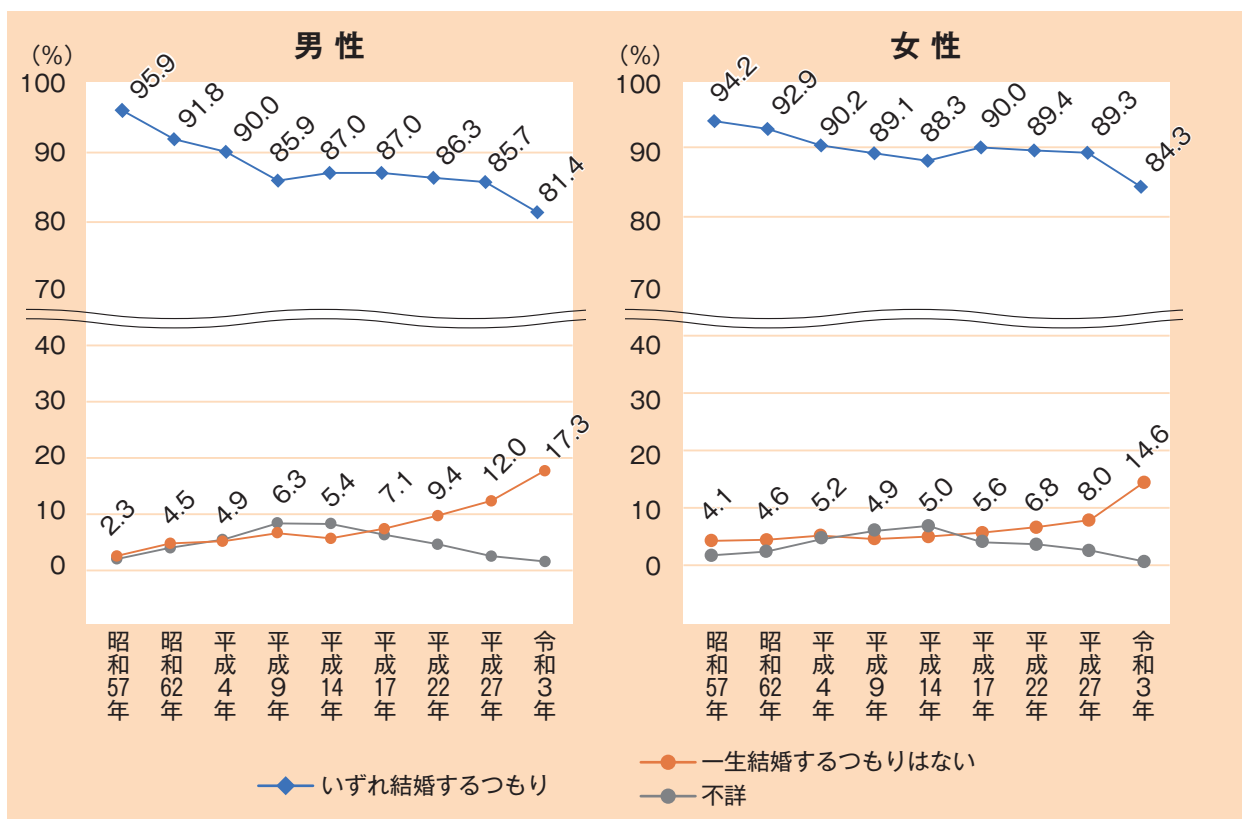


(1) 結婚の支援

①現状

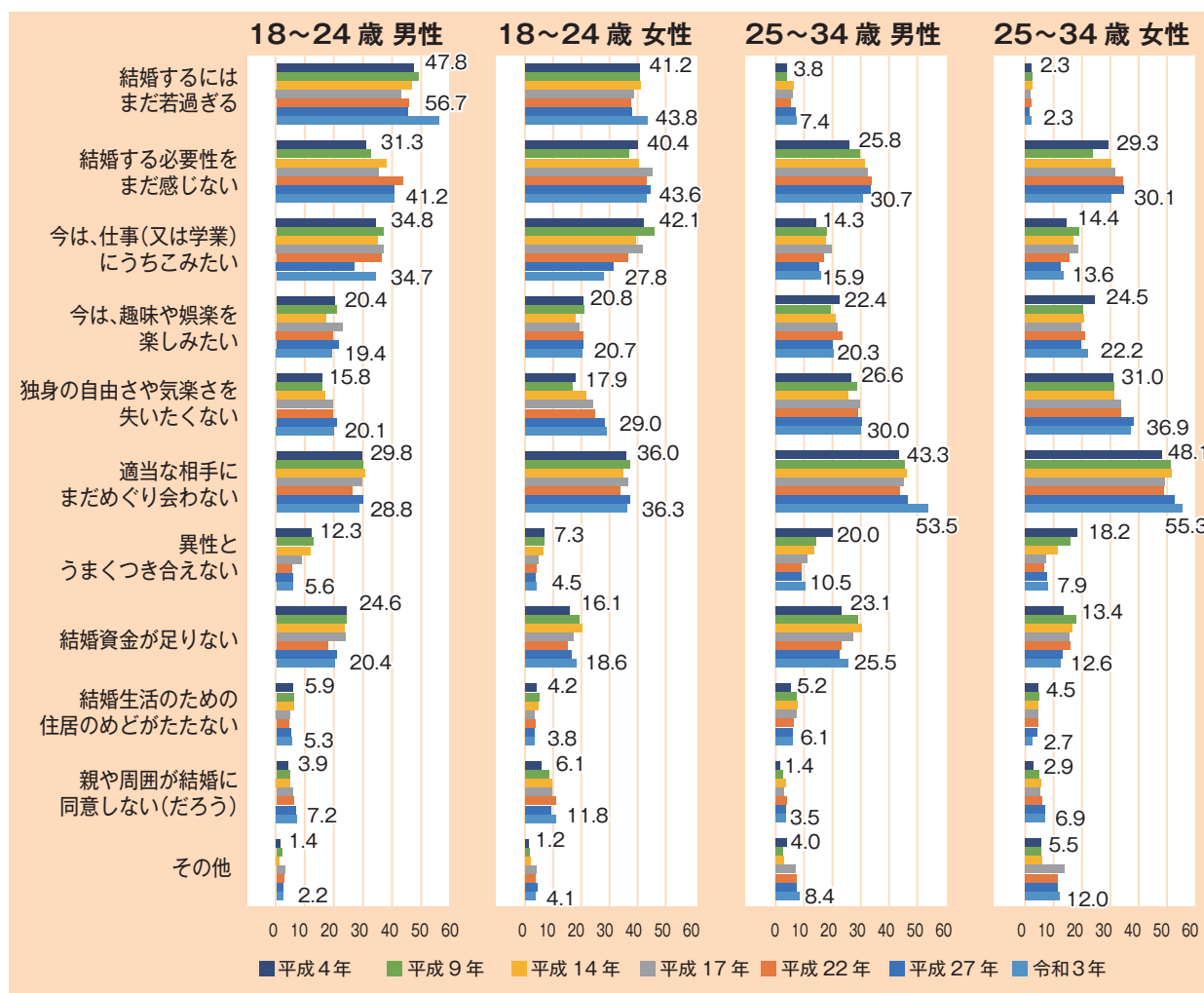
- 本村は人口増加傾向にある一方で、全国的な潮流と同様に、未婚化・晩婚化の進行という課題に直面しています。結婚を希望する未婚者は約8割に上るものの、結婚希望者の割合は年々減少傾向にあります。
- 結婚を希望するにもかかわらず独身でいる最も大きな理由は、「適当な相手に巡り合わない」ことです。具体的には、「独身の異性との出会いの機会がない」と回答する方が増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響により出会いの機会が減少したことが要因の一つとして考えられますが、インターネットやSNSを通じた出会いも増加しています。
- 本村では婚活サポート「ゆいサポ南みのわ」を運営しており、長野県が運営する「ながの結婚マッチングシステム」の紹介やマッチングシステムの登録、利用の仕方などを紹介しています。民間で運営しているアプリは、幅広く相手を見つけられる等といった利点がありますが、「ながの結婚マッチングシステム」は、自治体が運営するという点で信頼性があります。また、AIによる効率的なマッチングに加え、専任相談員による丁寧なサポートを提供しています。

【18～34歳未婚者における結婚意思の推移（全国）】



【資料：国立社会保障・人口問題研究所】

【18～34歳未婚者の独身でいる理由（全国）】



【資料：国立社会保障・人口問題研究所】

②課題

- 経済的な不安感が結婚に影響を与えている可能性が指摘されています。新型コロナウイルス感染症の影響で約2割の方が結婚に対して後ろ向きになり、その最大の理由として経済的な不安感を挙げています。
- 結婚に伴う経済的負担の軽減や、若者の雇用安定、所得向上に取り組むことが不可欠です。

③施策の展開

(ア) 結婚に伴う経済的・心理的負担の軽減

○若者の雇用安定と所得向上支援

- 就業支援、若者の正規雇用化、スキルアップなどを支援することで、若者の雇用安定と所得向上をめざします。また、村内企業と連携し求人・求職情報の共有や合同説明会の開催、インターンシップ^{※1}の促進などを通じて、雇用の安定とそれに伴う所得の安定を支援します。

○子育て世代への経済的支援の継続・強化

- 結婚後の不安要素の一つである子育てに必要な資金について、医療費助成など、子育て費用の負担軽減のための支援制度の周知を図ります。

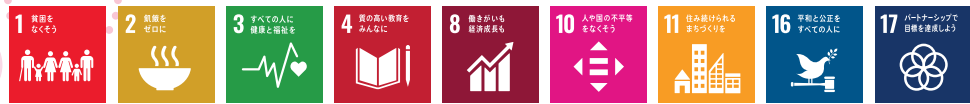
(イ) 出会いの機会の創出の支援

○南箕輪村結婚相談所「ゆいサポ南みのわ」による結婚支援

- ながの結婚マッチングシステム利用団体である、南箕輪村結婚相談所「ゆいサポ南みのわ」の機能の充実と周知を図ります。



※1 インターンシップ：社会に出る前の職場体験。企業で仕事をしている人の話を学生が直接聞いたり、実際の仕事を体験したりすることで、業種・業界・職種の違い、社員の雰囲気、企業風土などを知ることができる。



(2) 妊娠、出産及び子育ての支援

①現状

- 村総合計画では、自然とともに世代を超えて育む持続可能なむらづくりに取り組み、誰もが安全・安心の暮らしを実感できる南箕輪村をめざすことを基本理念としています。
- 妊娠・出産・子育てにおいて、特に、共働き世帯の増加や核家族化の進展により、家庭内の子育てに対する負担感が高まっています。妊娠中から出産、そして乳幼児期にかけて、親が抱える精神的・身体的・経済的な負担は大きく、これらを軽減し、安心して子育てできる環境を整備することが重要です。
- 本村の合計特殊出生率は平成30年（2018年）から令和4年（2022年）までの平均が1.61と、国や長野県と比較して高い数値となっていますが、平成25年（2013年）から平成29年（2017年）の値と比較すると低下傾向にあります。また、人口置換水準^{※1}に必要な合計特殊出生率2.07よりは低い値となっています。
- 特に出産後の孤立感や育児不安を感じる親が増えています。本村では、こども家庭センターで「切れ目のない支援のための連携会議（妊婦会議）」を開催し、それぞれのニーズに合った支援を行っています。
- 産後ケアを必要とする出産後1年を経過していない母子に対し、本村が適当と認める医療機関などに委託して事業を行っています。事業の種類は、宿泊型、通所型、居宅訪問型とあり、個人のニーズに合わせ、母子に対し心身のケアや育児のサポートなどを行っています。

②課題

- 多様な働き方やライフスタイルに対応した保育ニーズの高まりが見られます。
- 延長保育や一時預かり、病児保育など、保護者の就労形態や急な事情に対応できる柔軟な保育サービスの提供などのニーズへも、きめ細かく対応することが必要です。
- 子育て中の保護者が安心して仕事と子育てを両立できるような、企業への働きかけや、地域全体での子育て支援意識の醸成も不可欠です。

※1 人口置換水準：すべての女性が人口レベルを維持するのに十分な数を出産し、死亡率は一定で、純移動はゼロと仮定した場合の合計特殊出生率。

③施策の展開

(ア) 妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援

○妊娠期からの切れ目のない支援の強化

- こども家庭センターを中心に、妊娠期から出産、子育て期に至るまで、切れ目のない支援体制を構築し、保護者が抱える様々な不安や悩みに対応できる相談体制の充実を図るため、保健師など専門職が継続的に関わり、出産までの不安解消や情報提供を行います。
- 面談などを通じてニーズを把握し、必要な支援へつなげる「切れ目のない支援」をさらに充実させます。

○マタニティスクール・ウエルカムベビークラスの充実

- 妊婦及び父親に対して、妊娠、出産、育児に対する不安の解消とコミュニティの形成のために開催するマタニティスクール・ウエルカムベビークラスについて、内容の充実と多くの参加を促します。

○産後ケアの充実

- 産後うつや育児不安を抱える母親の早期発見・早期支援のため、産後ケア事業の充実及び利用促進を図ります。
- 保健師などによる乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、こどもの各種検診時における声かけを行い、孤立しがちな家庭の早期把握、支援を実施します。

○子育て情報の一元化と発信

- 妊娠・出産・子育てに関する行政サービスや支援情報などをまとめた本村のホームページを充実させ、分かりやすく発信します。LINEなどのSNSを活用した情報提供も検討します。

(イ) 地域ぐるみでの子育て支援の推進

○こども家庭センターの活性化と機能拡充

- こども館などを、親子の交流の場だけでなく、育児相談、情報提供、一時預かりなど多機能な拠点として活用し、利用を促進します。
- 地域の子育て経験者やボランティアを育成し、支援拠点や地域での見守り、声かけ、孤立した家庭への訪問など、多世代が子育てに関わる仕組みを構築します。

○地域子育て支援ネットワークの構築

- 保育園、幼稚園、小中学校、医療機関、民生児童委員、地域の団体など、多様な関係機関・団体が連携し、地域全体で子育て家庭を支えるネットワークを強化します。

(ウ) 多様なニーズに対応した子育て支援

○多様な保育サービスの提供と利便性向上

- 保護者の働き方やライフスタイルに合わせた、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、休日保育などの多様な保育サービスを確保・拡充します。

○経済的負担の軽減と情報提供

- 国の制度（妊婦のための支援給付、児童手当など）を確実に活用し、本村独自の経済的支援（医療費助成、給食費補助など）についても、必要に応じて拡充を検討します。
- 各種助成金や手当、減免制度などの情報が、対象となる家庭に確実に届くよう、周知徹底を強化します。

○こどもの居場所づくりと成長支援

- 放課後児童クラブの充実や、こどもの貧困対策としての学習支援、こども食堂^{*1}など、地域におけるこどもの多様な居場所づくりを推進します。



※1 こども食堂：家庭における共食が難しいこどもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場。こども食堂の活動は様々だが、親子で参加する場合も含め、こどもにとっての貴重な共食の機会の確保となったり地域コミュニティの中でのこどもの居場所を提供する場となっている。



(3) 就業の支援

①現状

- 本村では、移住・定住による人口増加が続き、生産年齢人口は増加していましたが、今後、少子化、人口減少の進展に伴い、総人口、生産年齢人口ともに減少することが推計されています。
- 男女別就労状況の推移では男性、女性とも就労者数、就業率のどちらも大きな変化は見られませんが、男性の人数がやや多くなっています。
- 人口ビジョンによると、若者の社会動態は、専門学校、短期大学、大学卒業時と見られる20～29歳の転出が多く見られますが、ほぼ同数の転入も見られます。
- 共働き世帯の割合も、平成22年（2010年）以降、増加傾向にあります。アンケート調査でも、結婚を支援する取組について「夫婦が共に働き続けることができる職場環境」、「経済的に安定した雇用環境の創出」との回答が多くなっています。
- 子育て中の母親に対するアンケート調査では、フルタイムでの就労への転換希望の割合は少なく、パート・アルバイトとしての就労を続けることを希望しています。
- 育児休業は、こどもが保育園に入園するまでの期間としている母親が多くなっています。このような中、「女性再就職トータルサポートセンター」において、女性の再就職をサポートしています。
- コロナ禍を経て、テレワークやワーケーション^{*1}といった働き方の変化が見られます。子育てしながらでも対応できる新たな就業形態として、定着しつつあります。

②課題

- 特に女性が子育てをする20歳代後半から40歳代前半までは男女の就業率が他の年代と比較して大きな開きがあります。
- 女性の雇用形態は正規社員とパート・アルバイトがほぼ同数であり、希望する・しないに関わらず、女性が不安定な雇用形態であることがうかがえます。
- 育児休業については、母親の取得率が高くなっているのに対し、父親の取得率は低く、育児休業取得への考え方の違いが見られます。

※1 ワーケーション：「Work（仕事）」と「Vacation（休暇）」を組み合わせた造語で、「リゾートホテルや地方のキャンプ場など、いつもの職場や自宅とは異なる場所で働き、同時に休暇取得も行うスタイル。

③施策の展開**(ア) 若者の若年層の職業観醸成と定着支援****○キャリア教育^{※1}の充実と実践的な機会の提供**

- 村内の小中学校と連携し、地域社会人を招いた講演会や企業見学や体験を通じて職業観を養います。
- 村内の企業が実施する学生に向けたインターンシップを支援し、職業理解とキャリア形成、ミスマッチの解消をめざします。

(イ) 雇用の質向上と多様な働き方の推進**○正規雇用の促進とキャリアアップ支援**

- 地域産業を支える人材の確保に向けて、若者や女性・退職者の就職支援に取組みます。
また、U・I・Jターンの促進のために、移住に対する支援やインターネットなどを通じた積極的な情報発信を進めます。

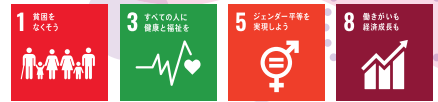
(ウ) 村内への就職促進と魅力発信**○大学・専門学校との連携強化**

- 長野県内外の大学や専門学校と連携し、長野県などが実施する企業合同説明会への地元企業の参加を促します。
- インターンシップや就労に必要な学習機会の提供などによる就職支援を行います。
- 本村の公式ウェブサイトや SNS を活用し、村内企業の魅力(安定雇用、多様な働き方、地域貢献)や自然豊かな生活の魅力を発信し、U・I・Jターン就職を促進します。

(エ) 子育て世代の女性の就職支援

- 女性再就職トータルサポートセンターと連携し、子育て世代の女性の就職を促すための女性のための再就職応援セミナーなどの研修制度を行います。

※1 キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。文部科学省による手引きは小学生からある。



(4) 職場環境の整備

①現状

- 近年、社会で活躍する育児中の女性が増えています。しかし、職場の十分な理解が得られず、離職を余儀なくされるなど、キャリアをあきらめざるを得ない女性も多くいることが報告されています。
- 全国では「マタニティハラスメント^{*1}」や「パタニティハラスメント^{*2}」といった妊娠・出産・育児に関するハラスメントも報告されており、対応が求められています。
- 村総合計画では、地域を支える多様な人材の確保・育成を進めるとともに、仕事と家庭生活の両立ができる環境づくりに努めることを男女共同参画の推進施策としています。
- 「南箕輪村男女共同参画計画」策定時に実施したアンケートでは、女性の家庭と仕事の両立について、「職場の理解がない」との回答が多く、また、男性が子育てや家事に参加しない理由を「女性の役割と思っている」「仕事が忙しく時間がない」「職場の理解が足りない」との回答が多くなっています。

②課題

- 本村において、家庭づくり、子育ての希望が実現できる社会を築くためには、多様な働き方を支える職場環境の整備が喫緊の課題となっています。
- アンケート調査においても、育児休業から職場に復帰する際に「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「短時間勤務にすると給与が減額される」など、職場環境に左右されている意見が見られ、仕事と育児・家事との両立を図るためには、職場環境の整備が必要であることがうかがえます。

※1 マタニティハラスメント：女性労働者が、妊娠・出産したことや産前産後休業・育児休業などの制度利用を希望したこと、これらの制度を利用したことなどを理由に、同僚や上司等から嫌がらせなどを受け、就業環境を害されること。

※2 パタニティハラスメント：男性労働者が、育児のために育児休業・こどもの看護等休暇・時短勤務などの制度利用を希望したこと、これらの制度を利用したことを理由に、同僚や上司等から嫌がらせなどを受け、就業環境を害されること。

③施策の展開

(ア) 仕事と子育ての両立支援制度の普及・定着支援

○育児休業取得支援の強化

- ・村商工会などの関係機関と連携して、企業・事業者に対して女性活躍推進の普及及び啓発を行うとともに、「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」^{※1}の策定や女性の管理職等への登用拡大・職域拡大などに向けた、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を促進します。

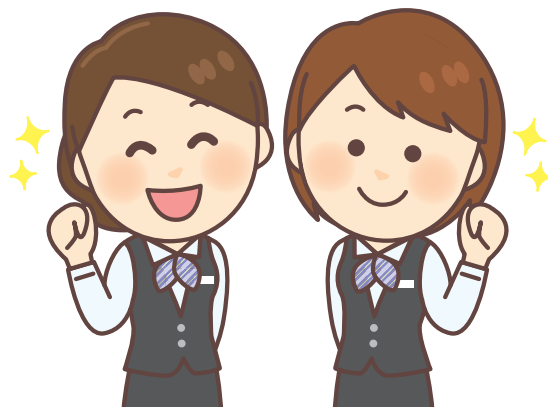
○安心して働くための支援

- ・安心して働き続けることができるよう、支援体制の充実を図ります。

(イ) 妊娠・出産・育児とキャリア形成の両立支援

○再就職支援とキャリア継続サポート

- ・女性の就職、転職、再就職などへの相談体制の充実、女性の職業能力向上のために必要な情報の提供など、子育てで離職した女性の再就職を支援します。



※1 一般事業主行動計画：企業が従業員にとって働きやすい環境を整備し、仕事と生活の調和を図るために策定する計画。計画では、一定の期間内に達成すべき目標を設定し、その目標を実現するための具体的な対策を明確にする。企業には多様な働き方や生活環境を持つ従業員を支援しつつ、持続可能な事業運営を実現することが期待されている。



(5) キャリア教育の推進

①現状

- 本村では、こどもが将来、自分らしく生きるための生活や仕事、社会生活についてキャリア教育を実施しています。

②課題

- 少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う教育の一層の充実が求められているほか、変化の激しい社会の中で生き抜いていくための生きる力の育成を重視し、皆に寄り添った身近な教育の充実が課題となっています。
- 快適で安全・安心な環境づくりに努めるとともに、生きる力を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、社会的・職業的に一人ひとりが自立していくことができる教育、キャリア教育の視点を取入れることが必要です。

③施策の展開

(ア) キャリア教育の拡充

○キャリア教育の推進

- キャリア教育を通じて、こども一人ひとりの個性を伸ばす教育、自分に自信を持てる教育を推進するとともに、将来の生活や仕事、社会での役割や人との関わりの大切さを学ぶことができるキャリア教育を推進します。

○自己表現力や探究する力の育成

- 教科学習や総合的な学習の時間を通して、仲間同士がそれぞれの考え方を認め、また対話することで、自己表現する力や探求する力を育むよう支援します。

○キャリアパスポートの活用

- キャリアパスポートを活用し、児童・生徒が小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自身の成長を自己評価することができるよう支援します。

○事業所における職場体験の実施

- 自然・農業体験学習や環境学習、福祉体験、職場体験など、社会体験を取入れた学習の場や機会を充実させて「豊かな心情」を育むよう支援します。

(イ) 多様なライフデザインへの理解と支援

○多様な家族形態・生き方の肯定的な理解促進

- 様々な家族のあり方や、夫婦の協力関係の多様性について、「南箕輪村男女共同参画計画」などを活用した学ぶ機会を提供します。

- LGBTQ+^{※1}に関する基本的な知識や、多様なセクシュアリティ・ジェンダー^{※2}を持つ人々への理解を深めるための啓発活動を行います。

○ライフデザインに関する情報提供と相談支援

- 家庭づくりや子育てに関する行政サービスや地域の支援情報の発信体制を強化します。
- 結婚相談、心配ごと相談、介護相談、子育て教育支援相談、健康・栄養相談、ママの就業お仕事相談など、ライフプランに関する個別相談を適切に運営し、不安や疑問に対しアドバイスを提供します。



-
- ※1 LGBTQ+：性的少数者を表す総称で、Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシュアル）、Transgender（トランスジェンダー）、Queer/Questioning（クィア/クエスチョニング）の頭文字を取った言葉。
 - ※2 セクシュアリティ・ジェンダー：「セクシュアリティ」は、個人の性的特徴や意識、能力を指し、誰に対して性的又は恋愛的に惹かれるか、又は惹かれないかといった要素を含む。一方、「ジェンダー」とは、社会的・文化的に構築された性別の概念であり、男性や女性の役割、期待、行動を含む。これらの概念は、個人のアイデンティティや社会的な関係性に深く関わっている。



(6) 地域の特性を生かした取組など

①現状

- 本村は、西側の山地や溪流など豊かな自然環境に恵まれています。
- 大芝高原などの自然環境や設備が充実した公園施設などが整備されています。

②課題

- 地域の特性を活かし、子育て世代の交流を通じた魅力的な地域づくりを進めることが必要となります。

③施策の展開

(ア) 自然・農業資源を活かした子育て環境の創出

○豊かな自然環境での体験機会の充実

- 本村の豊かな自然環境と農業資源を最大限に活用し、こどもたちの健やかな成長を促すとともに、子育て世代の移住・定住につながる魅力的な地域づくりを進めるため、農林業体験活動（田植え・稲刈り、野菜の収穫、森林散策など）を、年間を通じて企画し、食育や環境教育の機会を提供します。

○農業を通じた地域との交流促進

- 村内の農家と連携し、子育て世代が農作業を体験できる農業体験イベント実施を支援します。

(イ) 地域コミュニティの活性化と多世代交流の促進

○子育て支援拠点と地域コミュニティの連携強化

- 子育て支援センター「すくすくはうす」やこども館などの拠点を中心に、地域のボランティア、NPO、民生児童委員などとの連携を強化し、地域全体で子育て世代を支えるネットワークを構築します。

○住民参加型の子育て支援活動の奨励

- 地域住民が主体となって行う子育て支援活動を支援します。
- 子育てに関する困りごとを気軽に相談できる地域の居場所づくりを推進し、孤立感を解消します。



(7) 社会全体の気運醸成

①現状

- 家庭づくりや子育ての希望を実現できる社会を築くためには、個別の支援策だけでなく、地域社会全体で子育てを支える気運を高めることが求められています。
- 村総合計画では、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりに取り組み、未来を担う子どもを育成するために、社会全体として子育てをすることとしています。
- こどもの健全な育ちを地域で支えていく取組を推進することとしています。

②課題

- 男性の育児参加に対して、育児休業などの環境の整備が進められている一方で、地域社会全体では男性が育児休業を取得することや、日常的に育児に深く関わることに理解が十分でない場合があります。

③施策の展開

(ア) 子育てを応援する気運の醸成と地域連携の強化

○ながの子育て家庭優待パスポート事業^{※1}の推進と拡充

- 長野県のながの子育て家庭優待パスポート事業を積極的に周知し、子育て世帯が地域で優遇される機会を拡充します。

○地域ぐるみの子育て応援活動の奨励

- 地域社会全体で子育てを応援する意識を高め、子育て世代が安心して子育てできる環境を醸成し、地域住民と子育て世代が自然に交流できる機会を創出するため、こども食堂を開催する運営団体、学校に行きにくいこどもの居場所となる教育支援センター、見守り活動など、地域住民や団体が主体的に行う子育て支援活動に対し、助成や情報提供、場所の確保などの支援を行います。
- こどもたちの登下校時の見守りや、地域での防犯活動を強化し、地域全体で安全・安心を守る意識を高めます。

※1 ながの子育て家庭優待パスポート事業：地域全体で子育て家庭を応援する機運づくりを進めるため、長野県と県内市町村が協働し、協賛店の協力のもと、妊婦がいる家庭及び18歳以下のこどもがいる子育て家庭を対象に、買い物などの際にカードの提示で割引など各種サービスを受けられる。

(イ) 男性育児参画への社会理解の促進

○「共育(トモイク)^{※1}」推進の啓発

- ・男性が育児に積極的に参画し、共に子育てを担うことを当たり前とする意識を醸成するため、本村の広報誌やウェブサイト、SNSなどを活用し、男性が育児や家事に積極的に関わることの重要性や楽しさを伝える情報発信を行います。
- ・育児中の男性が参加しやすいイベントや交流会を企画し、男性同士のネットワークづくりを支援します。

○職場と地域の連携による男性育児支援

- ・地域住民向けのワークショップや交流会において、男性の育児参画の重要性や、夫婦で協力して子育てを行うことのメリットについて学び、意識改革を促します。

(ウ) 多様な子育て・家族形態への理解促進

○住民向け多様性理解講座の実施

- ・ひとり親家庭、共働き家庭、多文化家庭など、多様な家族のあり方や子育ての形について学ぶ住民向け講座を人権教育の一環として開催します。

○交流機会の拡充

- ・「こども館」、村民交流支援センター「すくすくはうす」を、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として活用します。

○地域全体での見守り・相談体制の強化

- ・子育て中の家庭の孤立に地域住民が気づき、行政が必要な支援につなげられるよう、情報共有の仕組づくりを検討します。
- ・子育てアドバイザーやファミリー・サポート・センター協力会員など、子育て支援に取り組む人材の発掘・育成に努めます。

※1 共育(トモイク)：共働き・共育での推進のため、「職場」や「家庭」におけるいわゆる“ワンオペ”の実態を変え、男女ともに誰もが希望に応じて仕事と家事・育児を両立し、「共に育てる」に取り組める社会をめざし、特に、“企業”へのアプローチを主軸に、雇用環境・職場風土の改善等、多くの企業が「共育て」しやすい環境作りに積極的に取り組めるよう、普及啓発活動といった働きかけをメインに展開していく。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 本村の推進体制の整備

本計画に基づき適切に事業を実施するため、子どもや子育て当事者のニーズを把握するとともに、関係機関及び各担当課との連携をより一層深め、地域の実情に応じて効果的な施策を推進します。

(2) こどもの意見の尊重・社会参画の推進

子ども施策の決定や実施に当たり、子どもから幅広く意見を聴くとともに、子どもが参画する機会を確保し、その意見が施策に反映されるよう子ども会議の設置等の検討を行います。

(3) 地域や関係団体などとの連携・協働

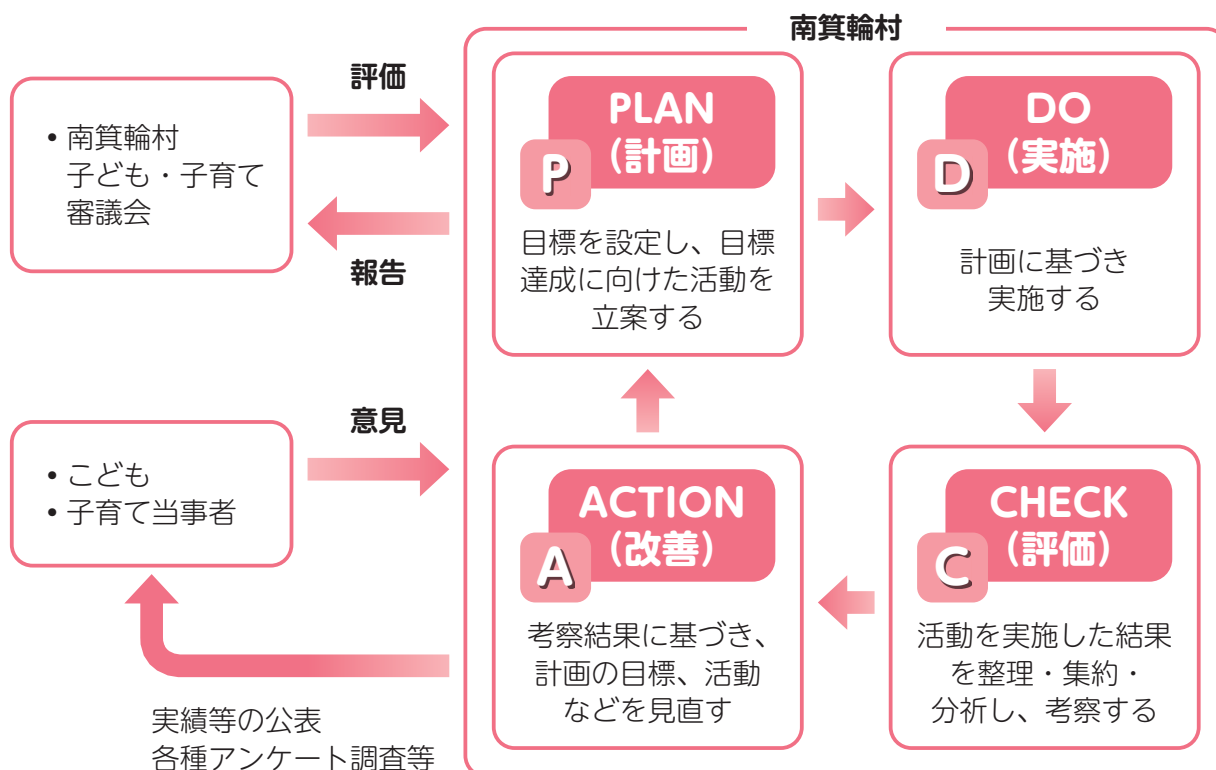
こどもの権利を保障し、こどもの育ちを地域全体で支えていくため、地域の子育て支援団体、NPO法人、企業などの活動を支援するとともに、連携を図り協力しながら計画を推進します。

2 施策の推進体制

(1) 点検・評価 (PDCA)

本計画に基づく施策を推進するために、主な事業における庁内関係各課及び関係機関等の取組の状況や成果・課題など進捗状況の点検を行いPDCAサイクルに基づき管理します。

進捗状況については、必要に応じて「子ども・子育て審議会」に報告を行うことで、外部からの視点も取り入れていきます。また、適宜計画の見直しなどを実施し、南箕輪村における「子ども計画」の推進を図ります。



第2編

子ども・子育て支援事業計画



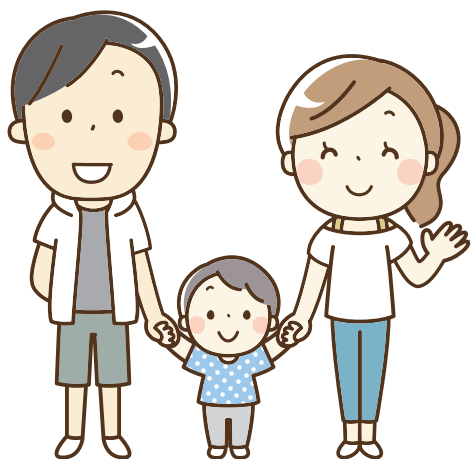
第2編 子ども・子育て支援事業計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

平成24年(2012年)8月に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これらの法律に基づき、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実などを図ることを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年(2015年)4月より本格施行されています。この新制度により、市町村が幼児教育・保育の実施主体として、5年ごとの教育・保育の量や質の向上を定めた、子ども・子育てに関する計画(市町村「子ども・子育て支援事業計画」)を策定することになり、本村では平成27年(2015年)に「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画(第1期)」を策定しています。

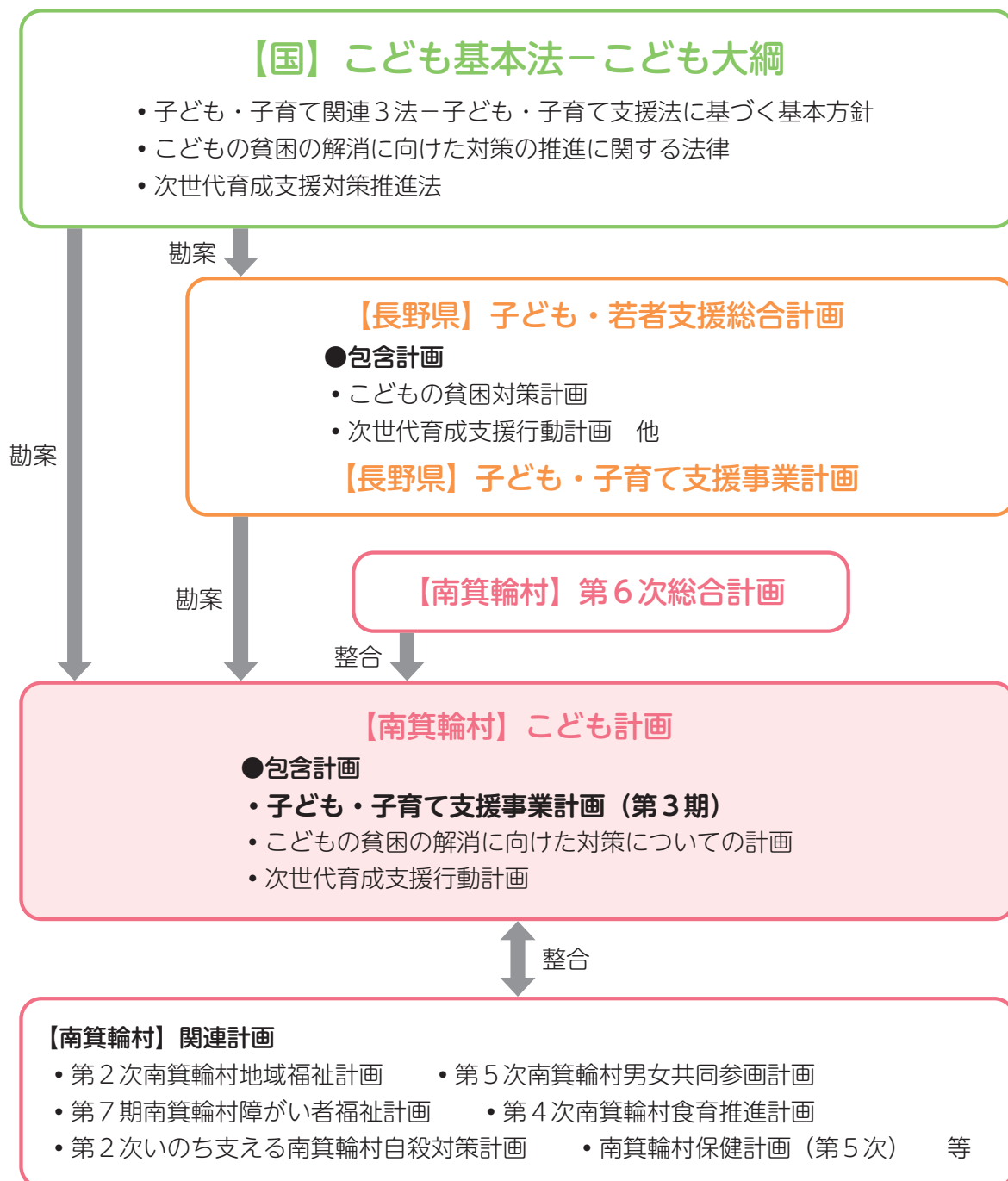
本村はこの計画に基づき、本村のこどもを取巻く現状と今後の方向性を明確にし、「こどもにとっての最善の利益」の実現並びにこども・子育て支援施策を通して誰もが「住み続けたい」と思える魅力あるむらづくりの推進ができるよう、令和2年(2020年)に「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画(第2期)」(計画期間：令和2年(2020年)4月～令和7年(2025年)3月)を策定し事業を進めてきました。この第2期計画の進捗状況などを踏まえ、効果的かつ総合的に進められるよう「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画(第3期)」(計画期間：令和7年(2025年)4月～令和12年(2030年)3月)を策定します。



2 計画の位置づけ

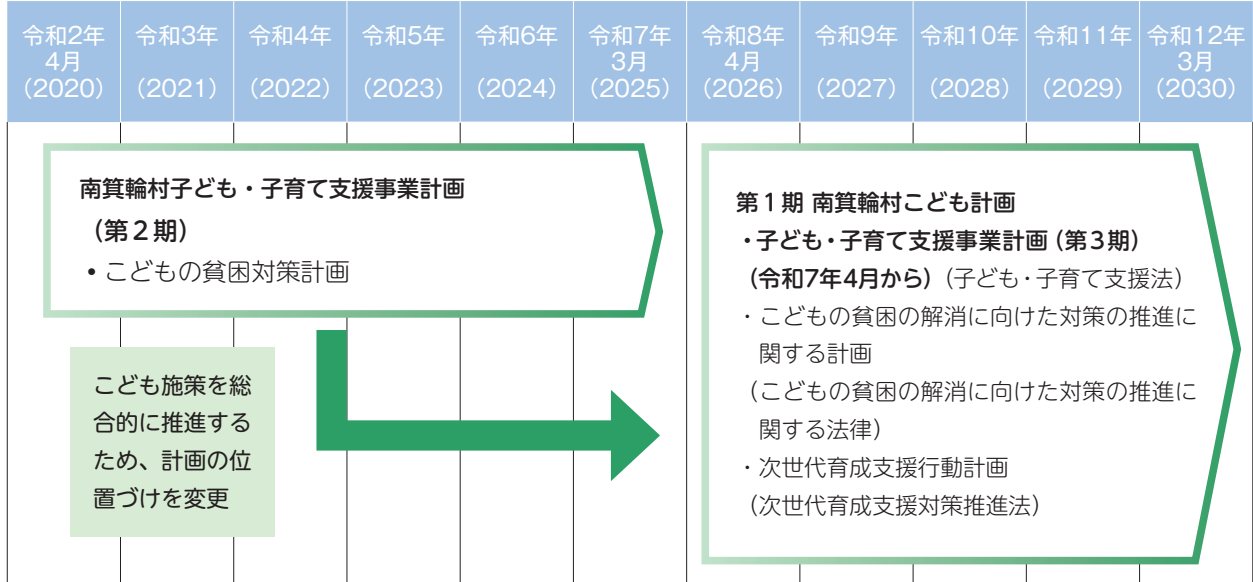
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる法定計画であり、同法第60条の教育・保育を提供する体制の確保並びに子育てのための施設など利用給付の円滑な実施を確保するための基本指針に即して策定するものです。

本村の最上位計画である村総合計画をはじめ、「南箕輪村地域福祉計画」など、関連する諸計画との整合を図ります。



3 計画期間

本計画は、令和7年（2025年）4月から令和12年（2030年）3月までの5年間を計画期間とします。



第2章 こども・子育て支援の課題

1 本村のこども・子育て支援の課題

(1) 切れ目のない子育て支援

こどもの健やかな成長と、安心して子育てができることの実現のため、令和6年度（2024年度）に「南箕輪村こども家庭センター」を設置しました。こども家庭センターでは、関係機関と連携しながら「南箕輪村版ネウボラ」として、母親の妊娠期からこどもが18歳（高等学校卒業年齢相当）になるまでの子育て期に切れ目のない支援をしていきます。

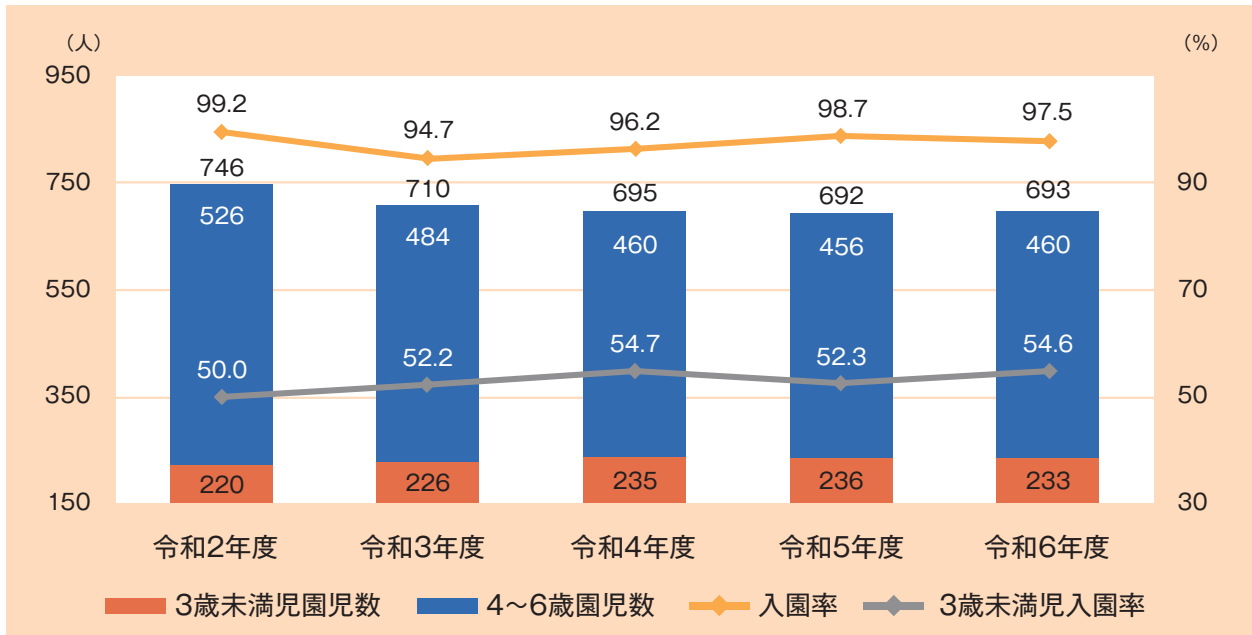
こどもを持つ家庭に寄り添い、必要に応じて関係機関につなぐことにより、妊娠・出産や子育ての不安などの相談支援や、児童虐待の予防に取り組むことが必要です。しかしながら、支援の内容は多岐にわたり、複雑な問題がからんでいるケースも多いため、広い視野と知識を持つ人材の確保が課題となっています。

(2) 多様化する保育ニーズ：3歳未満児保育の増加

令和2年度（2020年度）に746人であった園児数は、令和6年度（2024年度）には693人と53人、率にして約7.1%減少しています。3歳以上児は減少から横ばい傾向にありますが、3歳未満児の入園児童が多くなっており、入園率は5%近く増加しています。

直近の令和6年度（2024年度）は、3歳未満児人口の約55%が入園している状況ですが、昨今の経済情勢などにより、今後も3歳未満児の入園希望は高い状態が続くことが見込まれます。

【村内保育園の園児数と入園率の推移】



【資料：こども課 各年度3月1日現在】

本村では、未満児の増加に対応するため、施設の増築、保育士の増員などで対応してきましたが、未満児の保育については、一人の保育士で受け持つことができる園児の人数が少ないこともあり、継続した保育士の確保が必要になっています。

【村内の保育士配置基準】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育士1人あたりの子どもの人数	3人	5人	6人	15人	25人	25人

※1歳児についての国の基準は、こども6人に対して保育士1人

(3) 障がい・疾病などの早期発見早期支援

こどもの心身の発育・発達を観察し、障がい及び疾病の早期発見のため、乳幼児健診や相談においては言語聴覚士、公認心理師・臨床心理士、作業療法士といった専門職も対応できる体制をとり、あそびの教室「どんどこ広場」にも取り組んでいます。保育園では必要に応じて支援保育士を配置するとともに、巡回相談、教育相談員による相談といった支援体制をとっています。療育施設「たけのこ園」では児童発達支援事業所として親子通園、併行通園に取り組んでいます。村単独の事業としての保育園児SST（にじいろくらぶ）やことばの教室（ことばのへや）にも取り組んでいます。

また、医療的ケアが必要なこどもが、必要な保育及び教育を受けることができるよう、療育施設「たけのこ園」や、保育園、小中学校において、こどもの医療的ケアに対応するための看護師を継続して確保する必要があります。



第3章 こども・子育て支援の基本的な考え方

1 本村における施策の基本的視点と考え方

本村では、こどもの健全育成、保護者への生活支援、社会全体による支援を基本的な視点として子育て支援を推進してきました。今後もこの3点を基本とし、「南箕輪村次世代育成支援行動計画」の理念を引き継ぎ、基本的考え方を「こどもがのびやかに育つ村」として各施策を推進していきます。

(1) こどもの健全育成の視点

こどもの幸せを第一に考え、すべてのこどもの利益が公平に最大限尊重されるよう支援策を進めます。これには、個々の発達に応じた教育・保育環境の提供、豊かな遊びや体験機会の保障、心身の健康維持増進への配慮が含まれます。こどもたちが安心して自己を表現し、多様な価値観に触れながら生きる力を育めるよう、質の高い環境整備と包括的支援が重要です。

(2) 保護者への生活支援の視点

核家族化や少子化などにより、子育て家庭の生活実態や保護者のニーズは多様化しています。また、共働きやひとり親、障がい・医療的ケア児の養育など、家庭状況は複雑化しています。そのため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築し、経済的支援に加え、孤立を防ぐ地域コミュニティとの連携、専門相談強化など、多角的な支援で保護者が安心して子育てできる環境を整備します。これらのニーズに対応できるよう、保護者の視点に立った柔軟かつ総合的な支援を推進します。

(3) 社会全体による支援の視点

すべてのこどもが社会を構成する重要な一員として心身ともに健やかに成長するためには、家庭はもとより地域、企業、行政をはじめとした社会全体が様々な資源を活用し、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力によりこどもの健全育成に関わっていくことが必要です。また、子育てを行ううえでの男女の固定的な役割分担意識の解消とともに、すべてのこどもや子育て家庭への支援にあたっては、質の高い多様なサービスの提供が求められます。このような対応をスムーズに行うため、社会全体で支援する視点で推進します。

第4章 計画の内容

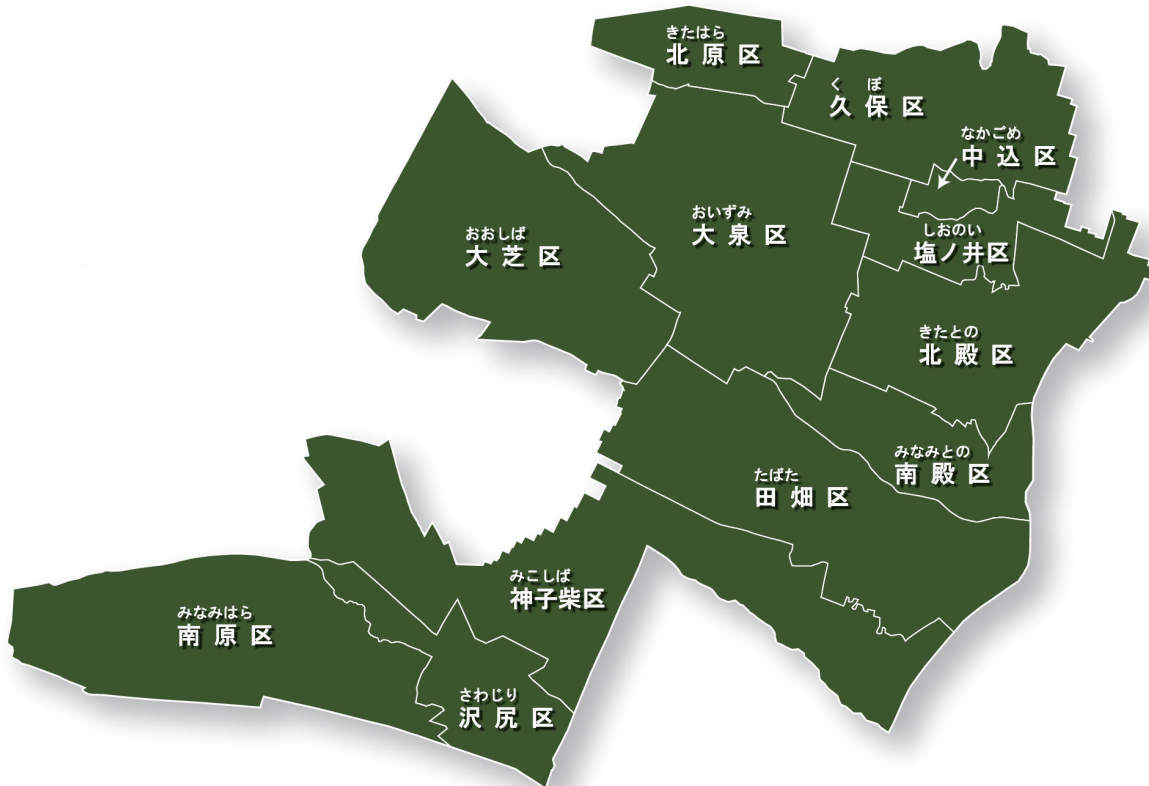
1 教育・保育提供区域について

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針では、提供区域の設定に際して保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本村では、児童人口の推計や村の教育・保育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件などを総合的に勘案した結果、地区の状況を踏まえた整備などを行うよう十分に配慮するものの、利用者のサービス利用の際の選択肢の拡大、居住エリア以外の施設・サービスの利用を希望する際のニーズの吸収、また、第1期・第2期においても利用者が区域にこだわらず施設を利用できている状況を踏まえ、本計画においても、村内全域（飛び地を除く）を一つの提供区域として設定します。

なお、村内全域をひとつの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化などを見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

【教育・保育提供区域】



2 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」などに沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

(1) 1号認定（3歳以上で教育を受けさせたいもの）

・入園実績

単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
16	16	17	16	13

各年度3月1日現在

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11	13	15	15	15
確保の内容	11	13	15	15	15
特定教育・保育施設	11	13	15	15	15
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	15
過不足	0	0	0	0	0

(2) 2号認定（3歳以上で保育を受けさせたいもの）

・入園実績

単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
528	486	464	457	462

各年度3月1日現在

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	455	452	437	445	438
幼児期の学校教育の利用希望が強い	2	1	1	1	1
上記以外	453	451	436	444	437
確保の内容	455	452	437	445	438
特定教育・保育施設	453	450	435	443	436
確認を受けない保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	2	2	2	2	2
過不足	0	0	0	0	0

(3) 3号認定（3歳未満で保育を受けさせたいもの）

働く保護者の就労と保育を支援するため、3歳未満児保育を実施しています。

中部保育園・南部保育園・南原保育園で満8か月の翌月から、北部保育園・西部保育園は満1歳から保育を行っています。



①0歳児

・入園実績

単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
36	46	50	52	36

各年度3月1日現在

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	45	53	53	60	60
確保の内容	45	53	53	60	60
特定教育・保育施設	45	53	53	60	60
地域型保育	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

②1・2歳児

・入園実績

単位：人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
184	185	190	188	199

各年度3月1日現在

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	210	207	218	221	221
確保の内容	210	207	218	221	221
特定教育・保育施設	210	207	218	221	221
地域型保育	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

(4) 保育施設及び保育士などの確保

①保育施設

施設の長寿命化計画に基づき、施設の維持管理を計画的に行っていきます。

・令和6年度現在 園児定員数

単位：人

北部保育園	中部保育園	南部保育園	南原保育園	西部保育園	計
90	180	150	200	100	720

②保育士など

令和7年（2025年）3月現在、保育士・保育補助員や給食調理員など保育園全体で184名の職員が在籍しています。3歳未満児の園児数の増加や支援が必要な園児が増えていることもあり、年々職員数が増加しています。

本村では会計年度任用職員の待遇改善や各種研修などによる資質の向上を図りながら、ハローワーク、長野県の保育士人材バンク、女性の就業お仕事相談などを通じて保育士などの確保に努めます。

3 教育・保育の一体的提供の推進

○ 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

3歳未満児の保育ニーズは今後も高い状況が続くことが予想され、保育が必要な児童を全員受け入れるためには、施設整備はもとより、新たに地域型保育事業も視野に入れた取組が必要になると考えられます。

4 地域子ども・子育て支援事業

○ 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針などに沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 利用者支援事業

【概要】

- ・ こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・支援などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業
- ・ 妊婦など包括相談支援事業（令和7年度（2025年度）から）
- ・ 妊婦やその配偶者などに対して、面談などの実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業

【現状】

こども課及びすくすくはうすにおいて子育てに関する相談に応じるとともに、子育て支援関連事業の情報提供を行っています。

【推進方策】

こども館をこども・子育て支援の拠点と位置づけ、子育て関連事業の情報提供や相談・助言などを行うスタッフを配置し、利用者支援事業の展開を図ります。

令和6年（2024年）4月から南箕輪村こども家庭センターを設置し、妊娠・出産に応じた相談体制を構築しました。

妊婦等包括相談支援事業は、保健師などが妊娠時から妊産婦などに寄り添い、面談を通じて出産・育児などに関する相談に応じ、必要な支援につなげます。

・ 量の見込み及び確保方策【利用者支援事業】

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1
過不足	0	0	0	0	0

・量の見込み及び確保方策【妊婦等包括相談支援事業】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	150	150	150	150	150
確保の内容	150	150	150	150	150
過不足	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業（長時間保育）

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育園などにおいて保育を実施する事業

【現状】

村内の5保育園すべてで延長保育事業（長時間保育）を実施しています。

・長時間保育利用者数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者	327	325	324	320	329

各年度3月1日現在

通常の保育時間：午前8時30分から午後4時30分まで

長時間保育：午前7時30分から午前8時30分まで

午後4時30分から午後7時まで

（土曜日は午前11時30分から午後7時まで）

【推進方策】

保護者の就労状況に応じた保育認定を基に、ニーズに応じた保育を実施します。

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	317	321	319	328	325	
確保の内容	人数	317	321	319	328	325
	施設数（園）	5	5	5	5	5
過不足	0	0	0	0	0	

(3) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【概要】

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進及びその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業

【現状】

幼児教育などのニーズはあっても村内には村立保育園のみで、その他の施設はなく、民間事業者などによる開所の動きはない状況です。

【推進方策】

多様なニーズに対応できるよう、事業者などへの情報提供や相談に努めるとともに、連携を図りながら必要な支援をしていきます。

(4) 放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）

【概要】

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に遊ばなどの活動や生活の場を提供し、支援員の支援のもと児童の健全育成を図ることを目的に運営
平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなどの長期休暇中に実施

【現状】

村内3か所で開設し、南箕輪小学校放課後児童クラブをこども館内及び南箕輪小学校内、南部小学校放課後児童クラブを南部小学校内で運営しています。放課後児童クラブの利用者については、令和2年度（2020年度）の155人から年々増加し、令和6年度（2024年度）では205人となっています。

<対象児童>

- ・村内の小学校に在籍する児童
- ・保護者が就労などにより不在、又は家庭状況により適切な保育（放課後支援）が受けられない児童
- ・保護者の傷病・出産・介護・看護・冠婚葬祭などやむをえない事由により、緊急かつ一時的に家庭での保育（子育て）が困難となる児童

<開設日・時間>

- ・授業日 下校時刻から午後7時まで
- ・授業日以外 午前8時から午後7時まで
（日曜・祝祭日・お盆・年末年始などを除く）

<負担金>

月額5,000円（母子又は父子家庭3,000円、生活保護家庭及び準要保護家庭は無料）

一時的な場合は1回800円（生活保護家庭及び準要保護家庭は無料）

・放課後児童クラブ利用状況（登録者数）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
南箕輪小	123	144	157	144	146
南部小	32	43	56	61	59
計	155	187	213	205	205

各年度末

【推進方策】

児童が放課後などを安全・安心に過ごせるよう遊びや体験、生活の場を提供します。また、児童の健全な育成が図れるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施していきます。配慮が必要な児童については、福祉関係部署と連携を深め、受け入れ体制の強化に努めていきます。

・量の見込み及び確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		250	260	250	250	250
確保の内容	登録児童数	200	200	200	200	200
	一時利用	50	60	50	50	50
	施設数	2	2	2	2	2
過不足		0	0	0	0	0

(5) 子育て短期支援事業

【概要】

保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設など適切な養育や保護を行うことができる施設へ委託し、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

【現状】

ショートステイ事業については、令和6年度(2024年度)は3か所に委託し、3人の利用がありました。引き続き利用者ニーズを把握し、必要な支援につなげていきます。

対象者：18歳未満の児童・生徒

家庭における養育を受けることが一時的に困難となった児童・生徒のうち
村長が必要と認めるもの

利用期間：保護者の状況などを勘案して、必要と認める期間

【推進方策】

民間事業者などが運営する施設を利用しニーズに対応するとともに、協力会員の発掘及び養成に努め、円滑な利用につなげます。

・量の見込み及び確保方策【短期入所支援】

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		10	10	10	10	10
確保の内容	延べ人数	10	10	10	10	10
	施設数	3	3	3	3	3
過不足		0	0	0	0	0

(6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる事業

【現状】

「母子保健法」に基づき、3か月児健診前の家庭を保健師が訪問し、保健指導を行っています。

【推進方策】

「母子保健法」に基づく新生児訪問と連携した取組を進めます。

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	150	150	150	150	150
実施予定	150	150	150	150	150
過不足	0	0	0	0	0



(7) 養育支援訪問事業

【概要】

乳児全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談支援などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

【現状】

母子保健係とこども相談室が連携し、要支援家庭の相談に応じて相談支援を行っています。

【推進方策】

こども相談室にスタッフを配置するなど、関係機関と連携が取れるよう推進していきます。

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
実施予定	5	5	5	5	5
過不足	0	0	0	0	0

(8) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童の支援に資する事業）

【概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の向上と、ネットワーク機関間の確かな連携を図る取組を実施する事業

【現状】

要保護児童対策地域協議会の事務局であるこども相談室を中心に、要保護児童などに対する関係機関の間でネットワークを構築しています。

【推進方策】

引き続き、個人情報保護・秘密保持などに配慮しながら関係機関との更なるネットワーク構築や職員・関係機関の専門性の向上を図ります。

(9) 地域子育て支援拠点事業（すくすくはうす）

【概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談支援、情報の提供、その他の援助を行う事業

【現状】

村民交流支援センター（通称：すくすくはうす）において、保育士の資格を持つ子育てアドバイザーが常駐し、子育てについての相談支援事業を行っています。

また、緊急の場合のお子さんの一時預かりも行っています。

・すくすくはうす利用状況（児童数）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数	2,255	2,137	3,410	4,469	3,837

各年度末

【推進方策】

子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できる施設とし、子育てに対する不安の解消や負担感の軽減、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

・量の見込み及び確保方策

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
確保の内容	延べ人数	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
	施設数	1	1	1	1	1
過不足		0	0	0	0	0

(10) 一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、認定子ども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点施設その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

【現状】

保護者の冠婚葬祭や疾病など、やむを得ない事情により家庭で児童を保育できないときに村内5保育園及びすくすくはうすで一時的に保育を行っています。

対 象 児 童：村内に居住する、認定こども園、幼稚園、保育園に通園していない児童
 保育園…概ね1歳以上
 すくすくはうす…概ね3か月以上

実 施 日：通常の保育が行われている日及びすくすくはうす開所日

時 間：保育園…午前8時30分から午後4時30分まで
 すくすくはうす…午前9時から午後4時まで

料 金：1時間400円

※ただし、すくすくはうすは4時間までの利用者を対象としています。

・一時的保育利用者数（児童数）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育園	13	9	19	19	33
すくすくはうす	41	46	152	288	145

各年度末

【推進方策】

多様なニーズに応じることができるよう、地域における子育て支援活動との連携を図ります。

①保育園での一時預かり（預かり保育）

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ）	40	40	40	40	40
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	40	40	40	40	40
確保の内容					
延べ人数	40	40	40	40	40
施設数	5	5	5	5	5
過不足	0	0	0	0	0

②保育園以外での一時預かり

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	300	300	300	300	300
確保の内容	300	300	300	300	300
一時預かり					
延べ人数	300	300	300	300	300
施設数	1	1	1	1	1
過不足	0	0	0	0	0

(11) 病児保育事業（病児・病後児保育）**【概要】**

病児について、病院・保育園などに付託された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育する事業

【現状】

病気治療中又は回復期にある児童を一時的に預かる「病児・病後児保育」を実施しています。

- 場 所：病児保育室 いちごハウス 上伊那生協病院（箕輪町）
 病児保育室 あるぷす 伊那中央病院敷地内（伊那市）
 対象児童：村内在住の1歳から小学6年生までの児童
 利用時間：月曜日から金曜日
 午前8時から午後6時まで（祝日、年末年始、お盆を除く）
 利用料金：1人3,000円/日（4時間までは1,500円）
 保育施設等通園児、生活保護世帯は無料
 食事・おやつは実費負担

・病児・病後児保育利用者（延べ人数）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
いちごハウス	53	133	108	148	143
あるぷす	9	18	7	78	73

各年度末

【推進方策】

病児・病後児保育については、年々利用者が増えており、今後も多くの児童の利用が見込まれます。「いちごハウス」・「あるぷす」と連携を取り、両施設の利用調整をしながら対応していきます。

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ）	230	230	230	230	230
確保の内容	延べ人数	230	230	230	230
	施設数	2	2	2	2
過不足	0	0	0	0	0

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【概要】

こどもの預かりなどの支援を受けたい方（依頼会員）と支援を行いたい方（協力会員）との相互支援活動により、地域で子育て家庭の育児を支援する事業

【現状】

「子育てを支援してほしい人（依頼会員）」と「子育てを支援したい人（協力会員）」を会員として、依頼会員と協力会員の相互支援活動に関する連絡・調整を行っています。

平成30年度（2018年度）からは、伊那地域定住自立圏の枠組で研修会を行い、他市町村からも協力員を募集しました。

利用時間：午前7時から午後7時まで（月曜日～土曜日）

利用料金：700円／時間（上記時間以外は800円）

・ファミリー・サポート・センター利用者

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数	42	70	102	145	91

各年度末

【推進方策】

協力会員の増加を図り、依頼会員となる利用者への事業の周知を図りながら、引き続き実施します。

伊那地域定住自立圏の枠組で、協力会員の募集、スキルアップ講座などを実施していきます。

依頼会員・・・子育ての支援をしてほしい方

村内に在住し、おおむね生後3か月から12歳までのお子さんを育てている方

協力会員・・・子育ての支援をしてくださる満20歳以上の方で、心身ともに健康な方

性別、及び資格の有無は問わず、原則として自宅で支援活動を行うことができる方

ファミリーサポーター養成講座を修了した方

両方会員・・・依頼会員、協力会員を兼ねる方

子育ての支援をしてほしい方で、お子さんを預かることもできる方

ファミリーサポーター養成講座を修了した方

《利用可能なとき》

- 保育園や幼稚園、学校などの時間外や休みのとき
 - 保育園や幼稚園などの送り迎えが必要なとき
 - 冠婚葬祭、保護者の病気、PTA行事、社会的活動などへ参加するとき
 - このほか子育てに関する支援が必要なとき
- ※原則として、宿泊での預かり、病児・病後児の預かりは行いません。

• 量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	80	80	80	80	80
確保の内容	80	80	80	80	80
過不足	0	0	0	0	0

(13) 妊婦健康診査事業

【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦の健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の必要に応じた医学的検査を実施する事業

【現状】

妊婦の健康管理と、疾病の異常の早期発見のため、母子健康手帳交付時に妊婦健診の受診勧奨、医療機関などで使用できる受診票（補助券）の交付を行っています。一人につき14回の健診費用を公費負担しており、ほとんどの方が利用しています。

また、健診の結果、必要な妊婦には個別相談・訪問を行っています。

• 妊婦健康診査受診者

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ人数	1,863	1,626	1,893	1,730	2,511

各年度末

【推進方策】

妊婦の健康管理と異常の早期発見のため、引き続き受診票（補助券）の交付を行い、受診を推奨します。また、健診の結果に基づき、必要な妊婦への個別訪問、個別相談を引き続き行います。

• 量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
確保の内容	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
過不足	0	0	0	0	0

(14) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）（令和8年度（2026年度）から）**【概要】**

保育園及びすくすくはうすなどにおいて、3歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談など、子育てについての助言その他の援助の実施

○利用対象者

生後6か月から3歳未満の未就園児

【推進方策】

すくすくはうす又はこども館で事業実施ができるよう子育てアドバイザーや保育士の配置を行い、必要に応じて施設の整備を検討します。

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	45	45	45	45
確保の内容	0	45	45	45	45
過不足	0	0	0	0	0

(15) 産後ケア事業（令和7年度（2025年度）拡充）**【概要】**

「母子保健法」第17条の2第2項に基づき、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として実施する事業

【現状】

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母子に対し、本村が適当と認める医療機関などに委託して事業を行っています。

事業の種類は、宿泊型、通所型、居宅訪問型とあり、個人のニーズに合わせ、母子に対し心身のケアや育児のサポートなどを行います。

令和5年度（2023年度）には3人が利用しています。

【推進方策】

母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、切れ目なく母子とその家族が健やかに安心して育児ができるよう支援をしていきます。

・量の見込み及び確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	100	100	100	100	100
確保の内容	100	100	100	100	100
過不足	0	0	0	0	0

第5章 その他の子ども・子育て支援施策の推進

1 地域における子育て支援

(1) おはなしむら・ちいさなおはなしむら事業

【現状】

新型コロナウイルス感染症をきっかけに、情報メディアの急速な普及が進み、子どもを取巻く社会の環境も急激に変化しています。デジタル社会が進む中で、幼い子どもたちへの影響も懸念されています。複雑化していく社会において、子どもにとって読書活動は「子どもが未来をたくましく切り拓くための活力の源となる」（「こどもの読書活動の推進に関する基本的な計画」）ことが、改めて認識されています。

南箕輪村図書館では、未就園児親子と幼児・小学校低学年親子にわらべうたや絵本の読み聞かせなどのおはなし会を実施しています。スキンシップとともに歌や言葉になじみ、親子で喜びあう体験を通して、幼い頃から読書に親しむきっかけになることを目的としています

『ちいさなおはなしむら』は、未就園児と保護者を対象に毎月2回金曜日に村民センターにおいて開催しています。令和6年度（2024年度）の延べ参加人数は481人で、1回あたり約20人の参加を得ています。

『おはなしむら』は、幼児・小学生を対象に毎月1回土曜日に村民センターにおいて開催しています。令和6年度（2024年度）の延べ参加人数は365人で、1回あたり約30人の参加を得ています。

・ちいさなおはなしむらの概要

対象	未就園児と保護者 (0～1歳児、2～3歳児の2グループに分けて実施)
内容	わらべうた、大型絵本の読み聞かせなど
スタッフ	図書館司書
日時	毎月2回金曜日 午前10時～午前10時30分(0・1歳児) 午前11時～午前11時30分(2・3歳児)
令和6年度実績	年間24回 延べ参加人数481人 1回約20人

・おはなしむら事業の概要

対象	幼児・小学校低学年と保護者
内容	絵本の読み聞かせ、紙芝居、パネルシアター、工作など
スタッフ	図書館司書 図書館ボランティアなど
日時	毎月1回土曜日 午前10時30分～午前11時10分
令和6年度実績	年間12回 延べ参加人数365人 1回約30人

【課題】

「子どもへの読書」に関心があり、図書館利用やおはなし会の参加に積極的な家庭が多い一方で、ライフスタイルや価値観の変化により、利用や参加がない家庭もあります。幼いうちからの子どもへの読書習慣の必要性に気づいてもらえるきっかけ作りが必要です。

【推進方策】

多くの家庭に関心を持ってもらえるような図書館広報やイベントを実施して、図書館利用やおはなし会に継続的に参加してもらえるようにします。親子で歌をうたい、ふれあい、絵本を共に楽しむ体験を家庭での読書へつなげていけるような取組を今後も広げていきます。

(2) ブックスタート事業**【現 状】**

子育ての忙しい時期に、絵本を介して喜びの共有を体験してもらうことを目的に、ブックスタート事業を実施しています。

まず「ファーストブック事業」として、保健センターで実施する7か月児相談時に絵本を1冊お渡ししています。次に「セカンドブック事業」として、保健センターで実施する3歳児健診時に絵本を1冊お渡ししています。

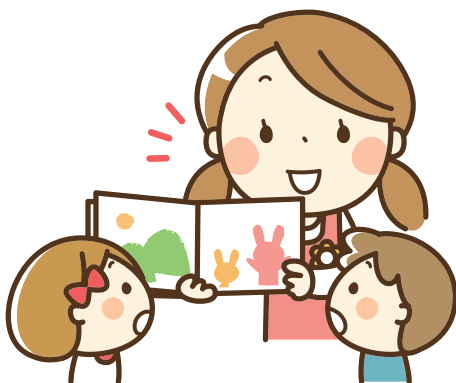
【課 題】

絵本を手渡すと、親子で仲良く絵本を読む姿が見られます。乳幼児期はメディアの利用より、絵本の読み聞かせがこどもの情緒の安定や成長につながります。プレゼントの絵本を読む体験を通して、乳幼児期から家庭で絵本を楽しむ習慣が定着するよう、継続的な取組が必要です。

【推進方策】

幼いうちから絵本を通じて親子のこころが通い合う体験はとても大切です。

健診時には絵本を手渡すだけでなく、こどもにとっての乳幼児期における絵本の読み聞かせの大切さを伝え、成長に応じて親子で絵本を楽しむことができるように呼びかけていくことが必要です。親子が絵本を楽しむきっかけづくりとして、引き続き実施していきます。



(3) すくすく玉手箱事業（子育て学級）

【現 状】

家庭ではなかなかできない季節の行事を中心に、さまざまな体験を通してこどもの成長を図り、親子間・親同士の交流を行っています。

・すくすく玉手箱事業（子育て学級）の概要

対 象	保育園、幼稚園、認定こども園入園前のこどもと保護者
内 容	開講の会、イモ植え、親子遠足、夏祭り、大運動会、イモ掘り、収穫祭、クリスマス会、お正月、節分、閉講の会
スタッフ	公民館長、公民館主事、公民館活動推進員、保育士、講師
日 時	毎月1回 午前9時30分～午前11時
令和6年度実績	主として村公民館を会場に年間11回開催 (年齢により2グループで実施) 親子19組 延べ参加人数39人

【課 題】

次世代育成を地域全体で支援していくためには、地域における子育て・家庭のつながり・交流が重要となります。家庭の子育てを大切にし、将来的には親子のネットワークが広がっていくことが理想です。

【推進方策】

地域における子育て中の保護者同士の交流を図り、育児の孤立化を解消すると同時に、保護者の育児不安を解消する場として、今後も「すくすく玉手箱」を開催していきます。

遊びを通して保護者がこどもに向き合うことに楽しみを感じ、子育てを楽しもうとする意識を高めることができるよう、また子育てに関して学ぼうとする気持ちを尊重しながら、「すくすく玉手箱」を開催していきます。

近年の社会環境の変化に対応できる、保護者としての「こどもの生きる力」の育ちをサポートし、こどもは「生きる力」を養うきっかけの場としていきます。

(4) 運動あそび事業

【現 状】

運動保育士が各保育園を定期的に巡回し、こどもの発達段階に合わせた運動あそびを提供することで、支持力、跳躍力並びに懸垂力などを身につけることができます。また、達成感を得ながら、色々なあそびに挑戦できるからだところを育てます。

楽しくからだを動かすことで脳が活性化し、特に前頭葉の活性を促し人間性を豊かにします。

・運動あそび事業の概要

対 象	村内保育園園児
内 容	運動保育士による、変身あそび、鬼ごっこ、おもしろリレーにいろんなゲーム、そして鉄棒、跳び箱、側転、大縄跳びなど、柳沢運動プログラムを基にした運動あそび
スタッフ	運動保育士
時 期	月に1回程度、クラスごと実施
令和6年度実績	45回

【推進方策】

引き続き、運動保育士が巡回し、年齢・発達段階に応じた運動あそびを実施していきます。

(5) 人材育成講演会・教室事業

【現 状】

より多くの次世代を担う小中学生を対象とした講演会やスポーツ教室などを開催し、人材育成のための事業です。

・人材育成講演会・教室事業の概要

対 象	小学生
内 容	JFAこころのプロジェクト「夢の教室」サッカー関係者を夢先生として小学校に派遣し「夢を持つことやその夢に向かって努力することの大切さ」を学ぶ、夢の教室を開催しています。
スタッフ	日本サッカー協会、現役選手やOB/OG
時 期	学校年間行事計画により実施
令和6年度実績	南箕輪小学校7月に開催、南部小学校11月に開催

【推進方策】

多くの人から得る知識・体験・感動は児童・生徒の人材育成に大きな影響を与えます。

今後も学校と連携を密に取りながら、人材育成に適した講師の選定を行い、継続して実施します。

(6) 食育推進事業

① 妊娠期・乳幼児期からの食育

【現状】

本村では、母子健康手帳発行時に妊婦もしくはその家族を対象に、妊娠中の適正な体重増加、貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病などを予防するために、栄養指導を行い、妊娠期に増加する食品の必要量を確認しています。マタニティスクール（両親学級）では、受講希望者に栄養講座を行っています。令和元年度（2019年度）に母子健康手帳を発行した妊婦のうち受講者は18.4%でしたが、受講する妊婦は「食」に関心をもっている人が多いのが現状です。

3か月児健診は、月齢5～6か月ころから開始する離乳食の始め方の説明や授乳期である母親に適した食事の展示などを行い、離乳食がすでに始まっている7か月児相談では離乳食の進み状況の把握と、離乳食後期（9～11か月）までの進め方の支援などを行っています。10か月児健診のころになると、離乳食の悩みも多様化してきており、集団での話だけでなく、個別相談、個別訪問にも対応しています。

その中でも平成25年度（2013年度）より、2歳児相談で「おはしの持ち方教室」を行っています。ゲームを通して、正しい箸の持ち方だけでなく、スプーンやフォークからのステップアップの方法、手先を使う遊びの紹介なども行っています。こどもだけでなく、大人も箸の持ち方を見直し、こどもへの伝え方を学ぶ機会となっています。

ファミリークッキングは、小学生とその家族を対象にして、本村の食生活改善推進協議会と共催で年1回実施しています。小学生のときから体験を通し、調理に関わることにより食事への関心を深め、食事を作ることの楽しさや大変さ、ありがたさなどを感じ、体験できる場、そして保護者がゆっくりこどもと関わりながら調理のできる場となっています。

また、村内の保育園において、食生活改善推進員によって構成された「まっくん食育応援団」と村栄養士が連携し、各保育園の協力のもと、食育活動を行っています。園児たちに手作り紙芝居や旬の野菜の紹介をしたり、保護者に手作りおやつレシピと試食を配布するなどの活動を行っています。

【課題】

妊娠から出産、乳児期、幼児期、学童期、思春期はからだづくりの基礎となる大切な時期です。生活習慣病は、胎児あるいは新生児期の栄養状態によってその素因の約70%が形成され、出生後の生活習慣が加わることで発症するといわれています。また、出生体重と生活習慣病発症との関係も強い相関があるといわれており（生活習慣病胎児発症説）、胎児期の成育環境が神経学的な発達にも影響している可能性があることから、妊娠前から妊娠中、産後授乳期の食事は特に重要な時期です。妊娠を望む女性へ、妊娠前から習慣的に1日3食バランスよく食べることの大切さを伝えていく必要があります。

【推進方策】

「南箕輪村食育推進計画」及び「南箕輪村地産地消促進計画」に基づき、食育を通して、食の大切さを妊娠期から伝えていきます。「早寝早起き朝ご飯」を乳幼児健診や本村の広報紙などを通じて情報提供を行います。

乳幼児健診や育児相談では、指導や試食を通し適正時期に支援が行えるよう検討していきます。食生活改善推進協議会や保育園、学校などの関係機関と連携し、乳幼児や園児、小学生及びその家族などに食育を行い、食事のマナーや地産地消、思いやりのこころ、感謝の気持ちなどを伝えていきます。

②保育園給食での地元産食材の利用**【現 状】**

給食食材において、地産地消の推進に努めています。また、給食展示や給食だよりを通し、地域の生産者や給食提供における取組の紹介を行うことで園児や保護者が地域の作物に関心を持つことができるよう努めています。

【課 題】

安定した生産・流通システムの構築が必要であり、安心・安全・新鮮な食材の安定した確保が必要です。

【推進方策】

地元農業関係機関や業者との連携により、安全・安心・新鮮な食材の安定した確保を図っていきます。また、栄養士及び食生活改善推進員による「食育の日」を保育園ごとに決め、地元農産物に興味を持てるよう、園児向けのお話やパネルシアターを実施したり、保護者向けの手づくりおやつを紹介を実施します。

③学校給食での地元産食材の利用**【現 状】**

給食食材において、地産地消の推進に努めています。地場農産物を活用するとともに、食料の生産や地域の自然、産業などへの理解を深めます。行事食や郷土食を給食に取入れ、食文化を伝えていけるように献立や指導の工夫を図っています。

【課 題】

安定した生産・流通システムの構築が必要であり、安全・安心・新鮮な食材の安定した確保が必要です。

【推進方策】

地元農業関係機関や業者との連携により、安全・安心・新鮮な食材の安定した確保を図ります。また、地産地消コーディネーターが中心となり、給食における地場農産物の利用拡大に取り組めます。

④食物アレルギー対応

【現 状】

保育園・小中学校での食育推進がより充実するために、できるだけ温かい手作りの給食の提供を大切にしています。近年、食物アレルギー対応を必要とする園児・児童・生徒が増えており、小中学校では「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を、令和2年（2020年）4月に策定し運用しています。

すべての児童・生徒にとって給食が安全・安心かつ楽しい時間となるよう努めています。

【課 題】

すべての子どもたちに、より安全・安心な給食の提供に努めるとともに、関係職員・家庭・医療機関の連携のもと、食物アレルギーについて理解を深めることが大切です。

【推進方策】

関係職員が研修を深め「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」の周知・徹底とともに、保育園から中学校まで、子どもの育ちを繋ぐための「保育園におけるアレルギー対応ガイドライン」の策定を検討していきます。

(7) 子育て教育支援事業（こども家庭センター）

【現 状】

○こども相談室

妊娠期から18歳までのこどもとその保護者への相談支援を行うことを目的に、平成22年度（2010年度）より子育て教育支援相談室（令和6年度（2024年度）から、こども相談室に名称を変更）を設置しました。

平成29年（2017年）4月からは、庁内のこどもに関わる3課（子育て支援課・健康福祉課・教育委員会事務局）をこども家庭センターとして機能強化し、子育て教育支援相談室を事務局と位置づけました。

令和6年（2024年）4月からは、母子保健機能と児童福祉機能を一体化し、より切れ目のない支援を行うことを目的に、子育て世代包括支援センターから、こども家庭センターへと体制の改編を行いました。

こども相談室では、関係部署との連携のもと、育児・教育相談、発達障がい関係、虐待（児童虐待、DV）、非行、不登校など、こどもと保護者などからの相談を受け、アセスメント^{*1}（見立て）をもとに、適切な支援を早期に行い、必要があれば外部の関係機関との連携を図っています。児童・生徒や保護者に寄り添い、保育園・幼稚園、小中学校・高等学校における一貫性のある子育て相談支援が行われることを大事にしています。

- たけのこ園・保育園・幼稚園・学校との連携
- 家庭支援（保護者支援、子育て支援講座）
- こども支援（相談・SST（※P131参照）など）
- 民生児童委員・児童相談所・警察・福祉機関などとの連携

※1 アセスメント：情報を収集・分析し、利用者の課題やニーズを明らかにする重要な手法。

• 子育て教育支援事業の概要

対象	妊娠期から18歳までのこどもとその保護者
内容	子育てなどに関する相談
スタッフ	保健・医療・福祉・教育などの専門スタッフ
日時	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 (祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く。)
場所	南箕輪村こども館内
令和6年度実績	○相談対応 ・要対協対応件数342件 ・発達相談件数9件 ※すべて「延べ件数」 ○子育て支援講座の開催 ・保護者対象全5回

・子育て相談件数56件
・学校相談1件

・参加者延べ33人

【課題】

関係機関との連携を取りながら、個々のケースごとに支援の検討を行う必要があります。

【推進方策】

引き続き、育児・教育相談、発達障がい関係、虐待（児童虐待、DV）、非行、不登校など、こどもと保護者などからの相談を受け、アセスメント（見立て）をもとに適切な支援を早期に行い、関係機関との連携を図ります。

(8) 児童手当給付事業

【現 状】

「児童手当法」に基づき、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童・生徒の健やかな成長に資することを目的に、高校生年代までの児童・生徒の養育者に児童手当を支給しています。

・児童手当給付事業の概要

	3歳未満児		3歳～高校生年代	
	第1・2子	第3子以降	第1・2子	第3子以降
給付額	15,000 円/月	30,000 円/月	10,000 円/月	30,000 円/月
給付要件	18歳到達後の最初の年度末まで			
給付月	原則偶数月の年6回、支払月前の2か月分が支給			

【推進方策】

出生届及び転入届時などに児童手当の申請受付を行うなど、受給漏れのないように事務を行います。

(9) 子育て応援パスポート事業

【現 状】

「ながの子ども・子育て応援県民会議」と連携・協働し、子育て家庭が買い物などの際にカードを提示することにより、割引など各種サービスを受けられる「ながの子育て家庭優待パスポート事業」を実施しています。

【推進方策】

妊娠届や出生届出時にカードの配布及び制度の周知を図り、必要な世帯が利用できるように推進します。

2 母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進

(1) 妊婦の届出及び母子健康手帳交付（「母子保健法」）

【現 状】

妊娠届の提出時に保健師、管理栄養士と面談し、「母子健康手帳」を交付しています。母子健康手帳は、妊娠・出産の経過やこどもの成長、乳幼児健診、予防接種などを記録する大切な手帳です。また、届出の際は専門職が対応し、妊娠・出産について正しい知識の普及や、安心して出産を迎えられるように相談に応じています。

・妊婦の届出及び母子健康手帳交付の実績状況

	妊娠届出者数
令和6年度実績	128人（うち満11週以内の届出率98.4%）

【推進方策】

妊娠・出産に関する情報提供や必要に応じた個別相談など、支援の充実を図ります。

(2) マタニティスクール・ウェルカムベビースクール（「母子保健法」）

【現 状】

マタニティスクールは、妊娠中期の妊婦の方とそのパートナーの方を対象に開催しています。妊娠・出産や口腔衛生、妊娠中の食事、赤ちゃんの更衣・妊婦体験を行っています。

ウェルカムベビースクールは、妊娠後期の妊婦の方全員を対象に開催しています。産後に受けられるサポートの紹介や産婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受検票(補助券)、母乳相談など助成券、1か月児健康診査受診票の交付、助産師より産後のお母さんの生活・育児についてお話をしています。

・マタニティスクール・ウェルカムベビースクールの概要

	マタニティスクール	ウェルカムベビースクール
対 象	妊娠中期の方とパートナー	妊娠後期の方
内 容	第1回 妊娠・出産、口腔衛生について 第2回 妊娠中の食事・栄養について 第3回 赤ちゃんの特徴について、 妊婦体験・更衣体験	産後に受けられるサービスの紹介、産婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受検票・乳児一般健康診査受診票・母乳相談など助成券の交付、産後のお母さんと赤ちゃんの生活・育児について
時 期	年間に4コース	毎月開催（出産予定月により割振）
場 所	こども館研修室（こども館内） 3回目は保健センター	こども館 研修室
令和6年度 実績	母親 74人 父親 47人	母親 111人 父親 7人

【課題】

マタニティスクールは希望者のみの参加としているため、内容により参加者数に差があることや初産婦と経産婦では希望する内容が異なることなどが課題です。

【推進方策】

妊娠中期（マタニティスクール）と妊娠後期（ウェルカムベビークラス）の活用対象者全員の参加をめざし、女性自身の健康のもとになる栄養や生活スタイルの改善などプレコンセプションケア^{※1}の推進を図るため、参加者の希望や現状に即したカリキュラムを検討し実施します。



※1 プレコンセプションケア：適切な時期に適切な知識や情報を女性やそのパートナーを対象に提供し、将来の妊娠のためのヘルスケアを行うこと。このケアは妊娠を計画している女性だけでなく、すべての妊娠可能年齢の女性にとって大切なケアとなる。

(3) 産婦・新生児・乳児訪問（こんにちは赤ちゃん事業・「母子保健法」）

【現 状】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。産婦・新生児訪問は、出産後の母親と新生児の健康状態の確認や不安の解消のために保健師が訪問をしています。また、健診などで個別支援が必要とされた家庭や育児不安のある母親へのフォロー、病気や障がいがあるこどもとその家庭への育児支援として、保健師、管理栄養士、作業療法士、子育て教育支援相談員などが必要に応じて訪問しています。

・訪問数の実績状況

(件)

令和 6年度 実績	訪 問 数											
	産婦		新生児		未熟児		乳児		幼児		計	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
	145	155	17	17	0	0	115	155	27	43	304	370

※「実」は実件数 「延」は延べ件数

【課 題】

長期に渡り里帰りをしている場合もあり、なかなかお会いできない方がいます。

【推進方策】

里帰り出産した場合は、里帰り市町村へ訪問の依頼をするなど全戸訪問ができるよう取組んでいきます。産婦・新生児訪問は、なるべく早い時期に訪問を実施しそれぞれの家庭に応じた個別支援を行っていきます。

(4) 乳幼児健康診査・相談（「母子保健法」）

【現 状】

3歳までの間に計7回、月齢に応じて身体計測、内科診察、離乳食相談、育児相談、内科診察、歯科診察、歯科相談、運動発達、栄養相談、発達相談などを行なっています。

乳幼児健診は単にこどもの疾病や成長・発達に異常がないというだけでなく、こどもが健全に育つための生育環境を整えることが重要です。また、育てに伴うストレスの軽減や子育てそのものへのサポート、急増する虐待の予防とその早期発見が求められる場としても重要となっています。こどもの健やかな成長のために、保護者が安心して子育てができるよう、それぞれの対象児の状況に合わせた乳幼児健診・相談を実施し、多くの方が利用しています。

・乳幼児健康診査・相談受診率

	月齢別健診	該当者	受診率 (%)	実施内容
令和6年度実績	3か月児健康診査	3～4か月児	100	身体計測、内科診察、離乳食相談、育児相談、健康運動指導士のお話
	7か月児健康相談	6～7か月児	97.9	身体計測、育児相談、発達のお話、離乳食のお話、絵本の紹介・贈呈
	10か月児健康診査	10～12か月児	99.4	身体計測、内科診察、歯科相談、育児相談、離乳食相談、発達のお話
	1歳児健康相談	12～14か月児	97.5	身体計測、発達のお話、栄養相談、育児相談、健康運動指導士のお話
	1歳6か月児健康診査	1歳6か月～1歳7か月児	100	身体計測、内科診察、歯科診察、歯科相談、育児相談、食事のお話
	2歳児健康相談	2歳2か月～2歳3か月児	97.0	身体計測、歯科相談、育児相談、栄養相談、発達・言葉の相談
	3歳児健康診査	3歳1か月～3歳2か月児	98.8	身体計測、内科診察、歯科診察、歯科相談、視力・聴力測定、育児相談、栄養相談、絵本の贈呈

【課 題】

乳幼児健診に関しては、数値が下がった健診・相談がありますが、どの健診・相談も97%以上を維持できています。今後も取組を継続して行い、未受診者に関しては個別に対応するなど支援を継続していくことが重要です。

【推進方策】

乳幼児の精神・運動発達を確認する重要な月齢に、今後も継続して実施します。健診の場を通して生活リズムや食事の大切さについて伝え、「早寝早起き朝ご飯」運動を推奨します。また、虫歯予防のために、乳幼児期からの歯科指導を強化します。さらに経過観察の必要なこどもへのフォロー体制を充実させていきます。

受診率の低い健診・相談の内容や実施方法を検討し、受診率の向上を図ります。

(5) 育児相談

【現 状】

子育て全般に関すること、教育に関すること、発達障がいに関すること、その他虐待、ひきこもりなど、保健、福祉、心理などの相談に対応できる専門職員が相談に応じ、こども一人ひとりの成長を支援しています。長野県諏訪児童相談所など関係機関とも連携を図っています。

・ 育児相談の概要

対 象	本人、親、家族など
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て全般に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・子育ての不安や悩み ・こどもへの関わり方がわからない ・こどもを前にするとイライラする ・保育園生活に関すること ・子育てが辛い など ○教育に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・就学に関すること ・不登校、いじめ ・学校生活に関すること など ○発達障がいに関すること <ul style="list-style-type: none"> ・じっとしているのが苦手 ・人との関わりが持ちにくい ・何度いっても同じことを繰り返す ・いうことを聞いてくれるのかわからない ・言葉の発達の遅れ など ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・虐待、ひきこもり など
スタッフ	保健、福祉、心理などの相談に対応できる専門職員
時 期	毎週月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日は除く） 午前8時30分～午後5時15分
場 所	こども相談室（こども館内）※その他、電話相談・訪問相談
令和6年度実績	実人数56人 延べ人数87人

【課 題】

核家族の増加により、育児の先輩から直接助言をもらったり相談したりする機会が少なくなっています。

その反面、育児雑誌やインターネットなどの多くの情報がある中で、どのように必要な情報を選択してよいか迷い、毎回同じ相談をされる保護者もいるため、より具体的な支援が必要となります。

【推進方策】

きめ細かな支援をめざし、引き続き実施します。

(6) 要支援親子教室（あそびの教室「どんどこ広場」）**【現 状】**

発達や育児に専門的な関わりが必要な子どもとその保護者へ、専門スタッフが遊びや相談を通じて支援しています。専門スタッフは、保健師、管理栄養士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、保育士です。

保健センターなどで自由遊び、からだを使った遊び、季節の遊びなどを行い、小集団の中でこどもの成長発達を促しています。また、公認心理師、言語聴覚士、作業療法士などによる個別相談を行い、必要に応じて療育施設「たけのこ園」や専門機関と連携を図っています。

・要支援親子教室の概要

対 象	発達や育児に専門的な関わりが必要な子どもとその保護者
内 容	遊びや相談を通じた支援
スタッフ	保健師、管理栄養士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、保育士
場 所	保健センターや各保育園など
令和6年度実績	参加登録28組（延べ165人）

【課 題】

あそびの教室への参加や児童発達支援事業所の利用に関して抵抗感のある保護者もいます。利用するお子さんと保護者の立場に立った、丁寧な説明や支援が必要です。

【推進方策】

スタッフの資質の向上及び保育園、医療機関、地域子育て支援団体などとの連携をさらに強化し、事業の充実に努めます。

(7) 産後ケア**【現 状】**

産褥期の母親を支援するため、補助券の交付や費用の一部負担、ヘルパーの派遣を行っています。

①母乳相談等事業

出産された方が、指定の医療機関・助産所で母乳相談などの助産師の指導を受ける際にかかる費用の一部を助成します。助成券はウェルカムベビークラス（出産直前学級）で発行しています。使用期限はお子さんが1歳6か月になる前日までとなっています。

・母乳相談等事業の実績状況

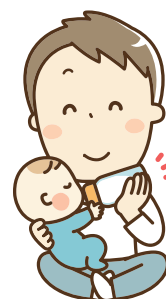
	利用人数	
	実人数	延べ人数
令和6年度実績	85人	147人

②産後ケア事業

出産後1年を経過しないお母さんで、心身のケアや育児支援などを必要とするすべての方が、指定の医療機関・助産所へ入院・入所や訪問などで助産師の指導を受けることができます。利用にかかる費用の全額（上限5万円）を助成しています。

・産後ケア事業の実績状況

	利用人数	
	実人数	延べ人数
令和6年度実績	41人	104人



③産後育児ヘルパー派遣事業

出産後核家族などで育児協力者が得られない家庭を対象に、ヘルパーが自宅を訪問して、家事や育児に関するお手伝いをしています。

・産後育児ヘルパー派遣事業の概要

対象	本村に住民登録していて、核家族などで産後に育児協力者が得られない家庭
内容	家事援助（食事の準備・片づけ・洗濯・掃除・生活必需品の買い物など） 育児補助（沐浴の介助・おむつ交換の介助など）※直接赤ちゃんのお世話をするのではなくお母さんのお手伝いをします。
スタッフ	ヘルパー
時期	出産の翌日から4か月を経過するまでの期間に延べ20回まで ※多胎で出産の場合は、出産の翌日から6か月までの間に延べ40回まで 月曜から金曜日まで（土日、祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時 ※1回の派遣につき1時間以上2時間以内とし、1日2回を限度
料金	1時間 500円（減免制度あり）
令和6年度実績	参加登録0組（延べ0人）

【推進方策】

必要な方が支援を受けられるよう、周知していきます。

(8) 産婦健康診査

【現 状】

産後の心身の健康状態の回復を支援するため、長野県内の医療機関又は助産所で産後2週間及び産後1か月の時期に受けられる健診費用の一部を助成しています。受診票はウエルカムベビークラス（出産直前学級）で発行しています。

・産婦健康診査の実績状況

	利用人数	
	実人数	延べ人数
令和6年度実績	129人	238人

(9) 乳児一般健康診査

【現 状】

平成29年（2017年）4月より、乳児一般健康診査受信票の交付を行っています。長野県内の医療機関での1回分の健診料（問診、身体測定、診察、育児栄養指導・支援、尿検査、血液検査）を補助しています。

・乳児一般健康診査の実績状況

	利用人数
	実人数
令和6年度実績	116人

(10) 予防接種（「予防接種法」）

【現 状】

日本の予防接種は「予防接種法」に基づいて行われる「定期接種」と、希望者が自主的に受ける「任意接種」に分けられます。予防接種とは、病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くするためにワクチンを接種することをいいます。病気にかかることを予防したり、人に感染させてしまうことで社会に病気がまん延してしまうのを防ぐことを主な目的としています。

・乳幼児・小中学校予防接種 令和5年度（2023年度）・令和6年度（2024年度）実施状況

予防接種	対象年齢	接種率（%）実績	
		令和5年度	令和6年度
BCG	1	96.8	100
混合接種（4種）	8	98.4	96.0
混合接種（2種）	13	80.5	85.5
小児肺炎球菌	5	98.0	95.7
ヒブ	5	98.0	95.7
B型肝炎	1	97.4	93.0
ロタ	1	97.4	99.2
水痘	3	98.1	91.6
麻しん風しん（1期）	2	95.8	96.0
麻しん風しん（2期）	6	90.2	89.1
日本脳炎（1期）	8	95.1	84.6
日本脳炎（2期）	13	75.7	80.8
子宮頸がん	16（女子のみ）	22.6	24.8

【課題】

「忘れていた」との理由で予防接種を受けていない場合があるため、乳幼児健診の機会や個別通知などで接種勧奨をしていくことが必要です。

また、令和元年（2019年）よりサービスを開始した、母子手帳アプリ「子育て応援☆まっくんナビ」を紹介し、予防接種のスケジュール管理を推進していくことが大切です。

【推進方策】

疾病に対して基礎免疫をつけるため、予防接種を確実に受けられるよう、必要性や副反応について正しく理解し、引き続き啓発していきます。

(11) 新生児聴覚検査

【現 状】

受診票はウエルカムベビークラス（出産直前学級）で発行し、令和5年度（2023年度）より長野県医師会・助産師会との委託契約で実施しています。聴覚機能の早期の把握、聴覚障がいへの早期の対応を図るため、新生児が生後初めて受ける聴覚検査に要する費用の一部を補助しています。

・新生児聴覚検査の実績状況

	利用人数
令和6年度実績	119人

(12) 不妊・不育症治療費助成事業

【現 状】

少子化対策の充実を図るため、不妊及び不育症の治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を目的に当該夫婦に対し、不妊及び不育症の治療費の一部を助成しています。また、長野県の助成制度や相談センターなどについての情報提供も行っています。

・不妊・不育症治療費助成事業の概要

対 象	次のすべてに該当する方 1. 夫婦の双方又は一方が助成金の交付申請をした日の1年以上前から村内に居住し、交付申請日及び診療月において本村に住民票がある。 2. 健康保険に加入している。 3. 村税などの滞納がない。
助成対象となる治療	・保険適用となる不妊治療 ・保険診療と併用可能な先進医療(保険適用外) ・不育症治療
助成内容	・保険適用となる不妊治療を受けている方 治療費から高額療養費や付加給付を除いた額の1/2（上限月額5万円） ・長野県不妊治療（先進医療）費用助成事業の交付決定を受けている方 治療費から県助成金を除いた額の1/2（上限5万円） ・長野県不育症治療支援事業の交付決定を受けている方 治療費から県助成金を除いた額の1/2（上限10万円）
令和6年度実績	8組

【推進方策】

引き続き、本村の広報紙などを利用し制度について周知を図ります。

(13) 福祉医療費給付事業

【現 状】

こども、ひとり親家庭、心身に障がいのある方、高齢者の方々が安心して医療を受けられるよう、医療費の自己負担分を助成する制度を実施しています。

福祉医療費の支給要件を満たす以下の対象者が、医療機関で健康保険による診療を受けた際に、自己負担分の一部又は全部について助成を行っています。

なお、受給には申請が必要です。申請が受理されると「福祉医療受給者証」が交付され、医療機関の窓口で保険証と一緒に提示することで、自己負担分が軽減されます（一部負担金のみの支払いとなります）。

・福祉医療費給付事業の概要

	こども	ひとり親家庭	重度心身障がい者	高齢者
対象者	・ 満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	・ 母子父子家庭で、18歳未満の児童又は18歳以上20歳未満で高等学校その他施設に在学若しくは在校中の者（以下「18歳未満の児童など」）とその18歳未満の児童などを扶養している母（父）及び父母のいない18歳未満の児童など	・ 身体障害者手帳1～3級の者又は精神保健福祉手帳1級・2級の者・療育手帳A1・A2・B1・B2の者（特別障害者手当や、所得税、村民税などの所得制限あり）	・ 住民税非課税世帯の68歳以上の者
給付額	全額給付	・ 医療費が500円以下の場合、助成されません。 ・ 医療費が510円以上の場合、支払額から500円を引いた金額が助成されます。		※ 年齢によって異なります。

【課 題】

少子高齢化の進行や医療の高度化により、医療費全体が年々増加しており、それに伴って医療費助成額も増加傾向にあります。このため、この制度は限られた財源の中で運用されていることを、住民に丁寧に伝える必要があります。

また、資格喪失後の受診を防ぐため、受給者証の確実な回収と、受給者及び医療機関に対して「受診時には受給者証の提示が必要であること」を徹底して周知することが求められます。

【推進方策】

制度の適正な運用を図るため、受給者に対し「かかりつけ医を持つこと」や「子ども医療電話相談（#8000）の積極的な利用」などを呼びかけ、夜間・休日の不要不急な受診を控える「適正受診」の重要性を周知します。

また、広報紙やホームページ、窓口での案内など、さまざまな媒体を活用し、事業の内容と適正受診の必要性について、継続的に情報発信を行い、理解と協力を促していきます。

(14) 食育推進事業（再掲）

⇒P110 参照

3 児童虐待防止対策の推進

(1) 南箕輪村要保護児童対策地域協議会（児童虐待への対策）

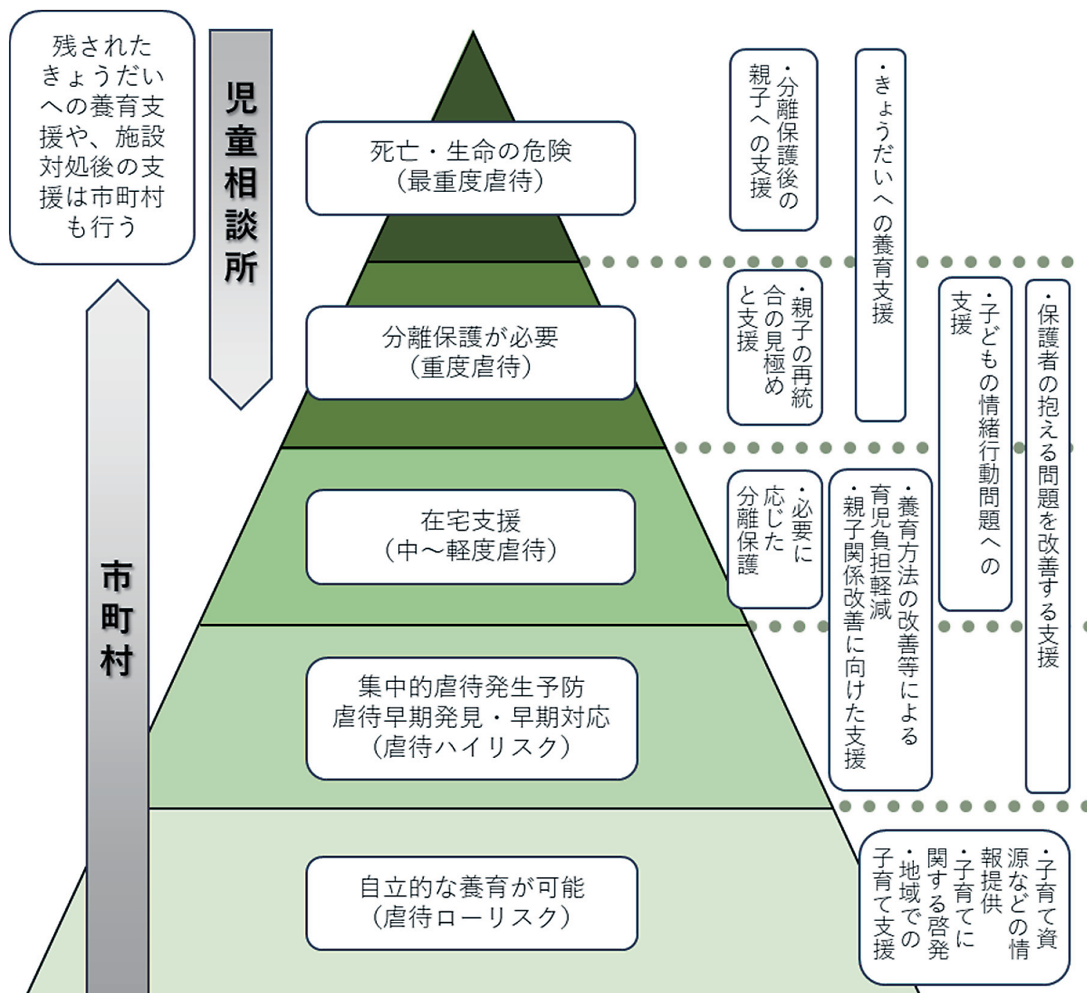
近年、村内でも児童虐待が疑われる家庭や、虐待に移行するおそれのある家庭が増えてきています。

虐待の予防や虐待を受けている要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその児童などに関する情報や支援のあり方を共有し、適切な連携の下で適切に対応していくことが、今まで以上に求められています。

本村では、平成17年度（2005年度）から児童虐待への対策の中心的な機関として、保育園・学校・警察・医療機関などで構成される「南箕輪村要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

虐待を防止・早期発見するためにこども相談室が中心となり、乳幼児健診・保育園・学校・住民からの通報や相談などから早期発見・対応に努めています。必要な家庭には、児童相談所、保健福祉事務所などの関係機関と連携を密に取りながら、専門職による相談や訪問を行っています。

【虐待の重症度と対応内容及び児童相談所と市町村の役割】



4 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) 児童扶養手当

【現 状】

児童扶養手当とは、父又は母と生計を同じくしていない児童・生徒や、父又は母が重度の障がいの状態にある児童・生徒が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童・生徒の健全育成を図ることを目的として支給される手当です。

・児童扶養手当の概要

対象者	<p>次の条件にあてはまる18歳に達した年の年度末までの児童（心身に中程度以上の障がいがある場合は20歳未満の児童）を養育している父母や、父母にかわってその児童と同居し養育している人（国籍不問）</p> <p>① 父母が婚姻を解消した後、父又は母と生計を同じくしていない児童</p> <p>② 父又は母が死亡した児童</p> <p>③ 父又は母が重度の障がいの状態（国民年金の障害等級1級程度）にある児童</p> <p>④ 父又は母の生死が明らかでない児童</p> <p>⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童</p> <p>⑥ 父又は母がDV保護命令を受けた児童</p> <p>⑦ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童</p> <p>⑧ 母が婚姻によらないで生まれた児童</p>
手 当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定請求した日の属する月の翌月分から給付の対象 ・ 5月、7月、9月、11月、1月、3月（各月とも11日）の6回 ・ 支払月の前月までの2か月分（後払い）について受給者が指定した金融機関への口座振込に支給

【課 題】

関係各課などと情報共有を行いながら受給者状況・環境の把握を強化し、児童扶養手当の適正な給付に努める必要があります。

【推進方策】

関係各課などと情報共有を行い、対象者に手当制度の周知がもれなくできるよう推進していきます。

(2) 母子家庭等日常生活支援員派遣事業

【現 状】

ひとり親家庭が、日常生活を営むうえで支障が生じている場合に、その生活を支援する日常生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭の生活の安定を図ることを目的としています。

・母子家庭等日常生活支援員派遣事業の概要

対象家庭	母子・父子家庭などであって、技能習得のための通学、就職活動など自立促進に必要な事由又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校などの公的行事の参加など社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境などが激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている家庭	
便宜の種類及び内容	・生活援助 家事、介護その他の日常生活の援助	・子育て支援 保育サービス及びこれに付帯する便宜
実施場所	・被生活援助者の居宅	・母子家庭などの居宅 ・日常生活支援員の居宅 ・講習会など職業訓練を受講している場所 ・児童館、母子生活支援施設など母子家庭などの利用しやすい適切な場所
スタッフ	訪問介護員3級以上の資格を有する者 村長が別に定める一定の研修を修了した者	
手続き	派遣を受けたい場合は、緊急の場合を除き派遣を希望する7日前までに申請書を提出	
令和6年度実績	なし	なし

【課 題】

核家族化の進行により、一時的に支援が必要な世帯が増加してくると思われます。

【推進方策】

緊急の場合でも対応できるよう協力員の体制を整備していきます。また、事業の周知を図っていきます。

(3) 母子（父子）家庭高等学校生徒通学費補助金

【現 状】

本村に住所を有するひとり親家庭などの高等学校などに通学する生徒の保護者負担の軽減を図ることを目的として、通学に要する費用の一部を補助しています。

・母子（父子）家庭高等学校生徒通学費補助金の概要

	定期券がある場合	定期券がない場合
補助金額	(6か月定期券の額)×2÷3 (10円未満切り捨て)	(開校日数)×(往復運賃)÷3 (10円未満切り捨て) ※開校日数のすべての登校を要さない生徒は登校日数から計算
除外条件	徒歩・自転車など交通費がかからない交通手段の場合は対象外	

【推進方策】

本村のウェブサイトなどで制度の周知を図り、対象家庭が利用できるように推進します。

(4) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

【現 状】

ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童・生徒の福祉を増進するために就学資金などの貸付を行っています。

貸付内容	事業開始資金、事業継続資金、就学資金、技能習得資金、就業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金など
------	---

【課 題】

長野県が実施している事業のため、長野県担当者と連携を図ります。

【推進方策】

本村のウェブサイトなどで制度の周知を図り、対象家庭が利用できるように推進します。

5 療育への取組

(1) 療育への取組

【現 状】

こども課、福祉課及び教育委員会などの連携の中で、早期からの支援が必要な児童やその保護者のニーズに応じた発達相談及び適切な支援に向けて取り組んでいます。

【課 題】

現在の保育園児の状況において、本村の就学相談で教育支援委員会にエントリーする年長児の人数は、令和3年度（2021年度）18人、令和4年度（2022年度）13人、令和5年度（2023年度）7人、令和6年度（2024年度）10人と減少傾向にあります。一方で、教育相談員に対する就学にかかる相談件数は、延べ件数で令和4年度（2022年度）74件、令和5年度（2023年度）75件、令和6年度（2024年度）96件と増加傾向にあります。

【推進方策】

こどもの育ちをより丁寧に支援するために、関係部署・関係機関の連携を密にし、出生から18歳までの途切れのない支援を行います。

また、より成熟した社会をめざすために「障がい観^{*1}」について地域・保護者の啓発を今後も進めていきます。

(2) 医療的ケアへの取組

【現 状】

医学の進歩を背景として、NICUなどに長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引などの医療的ケアが日常的に必要なこどもたち（医療的ケア児）やその家族への支援は、医療、福祉、保健、子育て支援、教育などの多職種連携が必要不可欠です。医療技術の進歩に伴い医療的ケア児は年々増加し、医療的ケア児の心身の状況などに応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、令和3年（2021年）9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。その中で、地方公共団体は医療的ケア児が在籍する保育園、学校などに対する支援、医療的ケア児及び家族の日常生活における支援、相談体制の整備などにおいて必要な措置を講ずるよう求められています。

本村では平成31年（2019年）4月に、医療的ケアを必要とする児童に対し、保育園などにおいて医療的ケアを実施するとともに、保育士及び学校職員その他関係者が医療的ケアに関する理解を深めることにより、当該児童が健康で安全に過ごすことができる環境を整備し、指導の充実を図ることを目的とした「保育園などにおける医療的ケア実施要綱」が定められました。

※1 障がい観：障がいに対する社会的、文化的、又は個人的な理解や見方を指し、障がい者に対する態度や支援のあり方に影響を与える重要な概念。

それらを受け、必要に応じて各学校において医療的ケア児などの病弱・身体虚弱児を専門的に受け入れる学級を設置し、支援の充実を図っています。医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、自立支援協議会を協議の場として位置づけ、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげています。

【推進方策】

医療的ケアを受けようとする児童の相談を受けて、医療的ケア部会において主治医の意見などをもとに本村の関係各課などで検討し決定します。

決定内容に基づき、医療的ケアが必要となる児童に対して、看護師を配置して日常的なケアを行います。また、必要に応じて医療的ケア児コーディネーターを配置します。

6 障がい児施策の充実

(1) たけのこ園運営事業（児童発達支援事業）

【現 状】

小学校就学前の児童を対象として、育ちがゆっくりだったり、育児に心配のある家庭を支援します。保育士・作業療法士・臨床心理士・言語聴覚士などの専門職を配置して、毎日の生活や遊びを通して、基本的な生活習慣を身につけたり、集団生活を楽しめる力をつけたりします。また、療育相談を行い、児童にとって、より良い発達ができるよう支援しています。

・たけのこ園の実績状況

	年間開園日数	入園児	併行通園利用児童
令和6年度実績	243日	5名	26名

(2) SST「にじいろクラブ」

【現 状】

発達や育児に専門的な関わりが必要な子どもと保護者を対象に、少人数でグループあそびを行っています。

様々なからだの動かし方・使い方を学んだり、見る力、聞く力、集団適応力、社会性などの発達を促すためのSST（ソーシャル・スキル・トレーニング）を行っています。

・にじいろクラブの実績状況

	開催回数	実利用人数
令和6年度実績	37回	17名

(3) 相談支援事業所「みなみみのわ」運営事業（障がい児相談支援事業）

【現 状】

平成26年（2014年）5月から、「相談支援事業所みなみみのわ」を開設し、3名の相談支援専門員を配置しました。

相談支援専門員は、障がい児の障がい児通所支援サービスの利用申請手続きにおいて、心身の状況や環境、本人又は保護者の意向などを踏まえて「障がい児支援利用計画案」の作成を行っています。障がい児通所支援サービスの利用が決定した際は、サービス事業者などとの連絡調整、決定内容に基づく「障がい児支援利用計画」の作成を行っています。

・みなみみのわの実績状況

	利用延べ人数
令和6年度実績	58名

(4) 保育園等巡回相談

【現 状】

発達に何らかの支援が必要な児童を、早期発見・早期支援につなげるため、こども相談室相談員、たけのこ園職員、臨床心理士・言語聴覚士などのスタッフが保育園や村内在住のこどもが通っている認可外保育園や認定こども園などをまわり、巡回相談を実施しています。

・保育園等巡回相談件数

	相談件数
令和6年度実績	延べ442件（実人数145人）

(5) 障がい児保育

【現 状】

保育園生活を送るために何かしらの支援が必要な児童を各保育園で保育できるよう、必要に応じて保育士（支援保育士）を配置しています。また、必要に応じてたけのこ園との併行通園ができるよう児童発達支援事業の支給決定を行っています。

【課 題】

支援が必要な児童に応じて保育士の確保やたけのこ園との連携が必要となっています。

【推進方策】

たけのこ園と連携し、併行通園など療育と保育の充実を図るとともに、保護者支援の充実を図ります。

(6) 教育支援委員会

【現 状】

心身に障がいのある幼児、児童及び生徒の適切な教育支援をするため、南箕輪村教育支援委員会を開催しています。保育園・幼稚園、学校、教育委員会、こども相談室が連携しながら、適切な就学と学びの場の見直しが図れるよう本人・保護者との合意形成に努めています。

【課 題】

- 子育て支援体制の充実
- 療育支援の情報共有と継続的な支援体制の構築
- 該当する幼児・児童及び生徒の個別支援計画・個別の指導計画の活用
- 特別支援学級での一人ひとりの児童及び生徒の実情に応じた自立活動の展開
- 相談、啓発活動の充実
- 教育支援（就学相談）委員の資質向上
- 自情障学級^{※1}の入級判断

【推進方策】

- 就学相談の必要な幼児・児童、生徒への巡回相談及び個々に対応した支援の充実を図ります。
- 幼稚園・保育園、小学校及び中学校の接続・連携を強化します。
- 特別支援学級では、一人ひとりの実情に応じた自立活動を位置づけ原学級と連携を図ります。
- 家庭・地域における生活力やコミュニケーション力の向上から、本人の自立に向けた支援を進めます。
- 就学などの悩みに対して、安心して相談できる体制づくり及び支援体制の充実を図ります。
- 適切な就学が図れるよう本人・保護者との理解共有と調整に努めます。
- 自情障学級への入級判断を、全国共通基準を用いるなど明確にし、自立活動を中心とした支援の必要性を関係者で確認をします。

※1 自情障学級：自閉症や情緒障がいを持つ児童・生徒が、学校生活や社会生活に適応できるように支援することを目的とし、自閉症や情緒障がいを持つ児童に特化した支援を行うための特別支援学級。

(7) 特別児童扶養手当

【現 状】

精神又は身体に障がいをもつ児童・生徒について手当を支給することにより、児童・生徒の福祉の増進を図ることを目的として支給しています。20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童・生徒を家庭で看護、養育している父母などに支給しています。手当を受けるには、本村の窓口で必要書類を添えて請求の手続きをし、長野県知事の認定を受けることにより、支給されます。

・特別児童扶養手当の概要

対象者	<ul style="list-style-type: none">・身体障がい…おおむね 1～3 級程度・知的障がい…A1、A2 程度・精神障がい…日常生活が不能、又は著しい制限を受けるもの
手当	<ul style="list-style-type: none">・4月、8月、12月・それぞれの前月までの分について受給者が指定した金融機関への口座振込に支給

【課 題】

制度の周知を図り、受付から支給決定までの事務手続きをスムーズに行う必要があります。

【推進方策】

対象者の把握をするため、保健師、医療機関、児童相談所などと連携を図り、また、広報などで事業の周知をし、児童福祉の増進を図っていきます。



(8) 障がい者等福祉手当

【現 状】

心身に重度の障がいがある方の経済的負担の軽減を図り、その人らしい暮らしを実現するための資金としていただけるよう、福祉手当を支給しています。

・障がい者等福祉手当の概要

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の方で身体障害者手帳1級若しくは2級、又は療育手帳A1の方 ・20歳未満の方で身体障害者手帳3級若しくは4級、又は療育手帳B1の方
手 当	年2回（11月と5月）6か月分ずつ支給
手続き	福祉手当など受給資格認定及び支給申請書により村長に申請 村長が内容を審査し、支給の可否について決定後、当該申請者に通知

【課 題】

制度の周知を図り、受付から支給決定までの事務手続きをスムーズに行う必要があります。

【推進方策】

手当支給がスムーズにいくように、また対象児童・生徒への福祉の増進を図るために事業の周知をしていきます。

(9) 障がい児福祉手当

【現 状】

この手当は、日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障がい児に支給し、経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的としています。

・障がい児福祉手当の概要

対象者	<ul style="list-style-type: none">・視覚、聴覚、上肢、下肢、体幹、内部…おおむね 1～2級・知的障がい…知能指数おおむね 20 以下・精神障がい…常時介護を必要とする程度
手 当	認定請求した日の属する月の翌月分から、5月、8月、11月、2月の年4回支給
手続き	<ul style="list-style-type: none">・医師による所定の診断書の提出が必要・本村の窓口で必要書類を添えて請求の手続きをし、長野県知事の認定を受けることにより支給

【課 題】

制度の周知を図り、受付から支給決定までの事務手続きをスムーズに行う必要があります。

【推進方策】

手当支給がスムーズにいくように、また対象児童・生徒に対する福祉の増進を図るために事業の周知をしていきます。

(10) 障がい児施設等訪問看護サービス事業

【現 状】

障がい児施設などに通園・通所する障がい児のうち医療的ケアを必要とする通園・通所障がい児などに対する保護者及び扶養義務者の付添介護の負担軽減や、リハビリテーションを行うことにより運動機能などの低下を防止するとともに、その発達を促すために施設を訪問して行う看護サービスに要する経費に対し、補助金を交付しています。

・障がい児施設等訪問看護サービス事業の概要

対象者	障がい児の保護者
対象経費	訪問看護ステーションから派遣された看護師が、施設において対象通園障がい児など1人につき1日60分以内で行った医療的ケアに要する経費
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問看護実施の承認 <ul style="list-style-type: none"> ・主治医など関係機関の訪問看護実施の承認を得る ・南箕輪村障がい児(者)施設などにおける訪問看護実施承認申請書により村長に申請 ・村長が内容を審査し、訪問看護実施を承認後、当該申請者に通知 ○交付申請 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付申請をしようとするときは南箕輪村障がい児(者)施設など訪問看護サービス事業補助金交付申請書により村長に申請 ・村長が内容を審査し、交付の可否を決定後、当該申請者に通知 ○実績報告 <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業が完了したときは、南箕輪村障がい児(者)施設など訪問看護サービス事業実績報告により村長に報告 ・村長が内容を審査し、補助金の額を確定後、当該申請者に通知 ○補助金の請求 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金を請求しようとするときは、南箕輪村障がい児(者)施設など訪問看護サービス事業補助金請求書より村長に提出

【課 題】

制度の周知を図り、受付から支給決定までの事務手続きをスムーズに行う必要があります。

【推進方策】

利用者に対して制度の周知を図り、付添介護者などの負担軽減ができるよう努めます。

(11) 重度障害児（者）日常生活用具給付等事業

【現 状】

地域生活支援事業の1つで、在宅重度障害児（者）に対し、浴槽、訓練ベッドなどの日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的としています。

対象者は申請書の提出が必要であり、用具や工事によっては図面や見積書が必要になります。提出された申請書の内容を審査し、工事の場合は完了時に確認をして決定します。

【推進方策】

障害児（者）がよりよい日常生活を送れるように、制度の利用を推進していきます。



(12) 心身障害児（者）タイムケア事業

【現 状】

心身障がい児（者）が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に、登録介護者に介護委託することにより、その心身障がい児（者）及び家族の地域生活を支援することを目的としています。

・心身障害児（者）タイムケア事業の概要

対象者	在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児及び重度身体障がい者
登録介護者	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスを受けようとする者からの申出などにより、本村において登録を行ったもの ・心身障がい児(者)の近隣に在住する者又は知人。ただし、当該心身障がい児(者)との関係が扶養義務者及び生計を一にして同居する者は除く。ただし、やむを得ない事情がある場合で、村長が認める場合には扶養義務者を登録介護者の対象とするものとする。 ・南箕輪村社会福祉協議会、心身障がい児(者)施設を運営する社会福祉法人、福祉公社並びに別に定める要件に該当する民間団体
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○利用登録 <ul style="list-style-type: none"> ・タイムケア事業利用登録証交付申請書に、タイムケア事業利用者状況表を添えて村長に提出 ・村長は、その必要性及びその内容を審査し、利用登録の可否を決定し当該申請者に通知 ○サービス利用 <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ利用登録証に記載された登録介護者と協議し、利用日時などの承諾を受ける ・利用登録証に記載された登録介護者に利用登録証を提示することにより行う ・登録介護者は、申込みがあったときは、速やかにサービス提供の可否を決定 ・登録介護者及び登録利用者は、サービスの提供が終了した場合、利用登録証及びタイムケア事業利用確認票に利用時間などの所定事項をそれぞれ記入のうえ、確認のための押印などの処理を行う ・登録介護者は、上記手続きを行った後、利用登録証を登録利用者に返還(委託料の請求) ・登録介護者はサービスの提供を行った場合、当該月分を取りまとめタイムケア事業経費請求書に当該利用確認票の写しを添付して、翌月の10日までに村長に提出 ・村長は、請求内容を確認のうえ、速やかに委託料を支払う
サービス利用時間	利用登録証の有効期間内において、1人300時間を限度とする
令和6年度実績	1か月当たり3人

【課題】

障がいのある人の地域生活を支援するために、障がいのある人への理解はもちろん、家庭における介護者への理解も必要です。また、障がいのある人のニーズに応えるため、さらに福祉サービスを充実させていく必要があります。

【推進方策】

今後も、障がいのある人へのサービス利用援助を図っていくとともに、心身障がい児（者）の介護体制の充実を目的に、事業を推進していきます。

(13) 「障害者総合支援法」に基づく支援事業

【現状】

障がいの有無にかかわらず、基本的人権をもつ個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスにかかる給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図り、障がいの有無に関わらず村民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会に寄与することを目的としています。

サービス及び給付などの支援を受けるときは、申請書と障がいがあることが分かる書類などの提出が必要となります。

・ 「障害者総合支援法」に基づく支援事業の概要

対象者	18歳未満の身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）と対象の難病による障がいがあり、支援を必要とする方
支援の種類	○自立支援給付 ・障がい福祉サービスを申請する際に受ける「計画相談支援」などの相談支援 ・介護支援に関わる「介護給付」・就労や生活の支援に関する「訓練等給付」 ○地域生活支援事業 ・理解促進研修 ・啓発 ・相談支援 ・成年後見制度利用支援 ・成年後見制度法人後見支援 ・意思疎通支援 ・日常生活用具給付など ・手話奉仕員養成研修 ・移動支援 ・地域活動支援センター ・日中一時支援 ・訪問入浴 ○補装具費の支給
利用の流れ	市町村窓口で申請 →障がい支援区分の認定 →利用計画（案）の作成 →サービス担当者会議 →利用計画の作成（決定）→市町村が給付を決定 →サービス利用・定期的なモニタリング
令和6年度実績	移動支援9人 訪問入浴1人 補装具支給決定数 交付：2件 修理2件

自立支援給付は、障がいの状態によって「介護保険法」の規定による介護給付、「健康保険法」の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付、又は事業や政令で定めるもので、自立支援給付に相当するものを受けたり利用することができるときは、給付とならない限度が定められています。

また、障がい福祉サービスの利用にあたっては、項目や所得によって負担の減免や、サービスの利用回数に関わらず無料又は一定の費用となる上限が設けられています。

【課題】

医療的ケアが必要な方が利用できる短期入所施設が不足しており、介護者の急用時などに十分対応できていないのが現状です。医療的ケアが必要かどうかにかかわらず、障がいのある子どもやその介護者の地域生活を支援する体制づくりが必要です。

【推進方策】

今後も、障がいのある人へのサービス利用援助を図っていくとともに、心身障がい児の介護体制の充実を目的に、事業を推進していきます。



(14) 「児童福祉法」に基づく支援事業

【現 状】

すべての児童は、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長と発達、自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利があります。児童が良好な環境において生まれ、社会のあらゆる分野で児童の年齢や発達の程度に応じ、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、児童の保護者を支援することを目的としています。

・「児童福祉法」に基づく支援事業の概要

支援の種類	○福祉の保障 <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病医療費の支給（長野県） ・障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費及び高額障がい児通所給付費の支給 ・肢体不自由児通所医療費の支給 ・障がい児入所給付費、高額障がい児入所給付費及び特定入所障がい児食費など給付費の支給（長野県） ・障がい児入所医療費の支給（長野県） ・障がい児相談支援給付費及び特例障がい児相談支援給付費の支給
令和6年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付支給決定者数（児童の支給決定） 7人 内訳 居宅介護1人 行動援護3人 就労移行支援1人 生活介護1人 短期入所3人 ・障がい児相談支援117人 児童発達支援34人 放課後等デイサービス81人 保育園など訪問支援3人

【課 題】

育ちがゆっくりな児童や育児に心配のある家庭の支援をするため児童発達支援を行っています。しかし、「障がい児通所支援」という名前もあり、心理的に支援を受け入れにくい状況もあります。

【推進方策】

今後も、障がいのある児童へのサービス利用支援を図り、障がいに対する理解・啓発とともに、心身障がい児の介護体制の充実を目的に、事業を推進していきます。

(15) 自立支援医療（育成医療・精神通院医療）

【現 状】

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

「指定自立支援医療機関」と呼ばれる、都道府県又は政令指定都市によって定められた病院、診療所、薬局、訪問看護ステーションでのみ利用することができます。通院治療などの医療費が原則1割負担となりますが、世帯所得や「重度かつ継続」の該当の有無によって、月ごとの負担上限額が決まっています。月額上限負担額を超えた分の金額は公費でまかなわれています。

・自立支援医療の概要

対象者	精神通院医療：統合失調症などの精神疾患のある方で、通院による精神医療を継続的にする必要のある方（含発達障がい） 育成医療：身体に障がいのある児童・生徒で、その障がい除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる方（18歳未満）で、医師の診断書で治療の必要性が確認できる方
対象となる主な障がいと治療例	○精神通院医療：精神疾患→向精神薬、精神科デイケアなど ○育成医療 ・肢体不自由・・・関節拘縮→人工関節置換術 ・視覚障がい・・・白内障→水晶体摘出術 ・内部障がい・・・心臓機能障がい→弁置換術、ペースメーカー埋込術、腎臓機能障がい→腎移植、人工透析
令和6年度実績	育成医療1件（更新）精神通院医療2件（新規） 1件（更新）

【課 題】

本村独自による対象者の把握は困難ですが、医療機関から自立支援医療の対象となる旨の連絡体制ができているため、比較的滞りなく運用できています。

【推進方策】

今後も広報などにより周知を図るとともに、医療機関との連携を密にし、申請漏れのないよう事業を推進していきます。

7 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 学校改築事業

【現 状】

児童・生徒数の増加に対応するため、南箕輪村学校給食センターが完成し令和6年(2024年)4月から稼働しています。

(2) スポーツ環境の整備事業

【現 状】

長野県や本村の中学生期のスポーツ活動指針に基づく子どもたちの育ちに応じた適正で効果的な活動を通して、生涯にわたり運動に親しむこどもの育成をめざすため、楽しくスポーツや運動を行うことのできる環境づくりに取り組んでいます。

・整備事業の概要

(1) 安全・安心に利用できる施設環境の整備	
スポーツ施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・村民が既存のスポーツ施設を安全・安心に利用し、健康増進を図れるよう、計画的な維持管理に努め、適切な運営方法について検討 ・各種目の実施に適応した設備・器具の充実を図り、定期的な点検と適切な管理を実施
信州大芝高原のスポーツ・レクリエーション施設及び森林セラピーロードの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「大芝高原将来ビジョン」や「南箕輪村大芝高原施設整備計画」などに基づき、健康増進を目的に利用者が安全・安心に利用できるよう、適正な運営と維持管理を図る
老朽化した施設の計画的な改修	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な視野に立ち、持続可能な施設となるよう計画的に整備 ・トイレなどのユニバーサルデザイン^{*1}化の推進
(2) 利便性の高い施設環境の整備	
複合施設の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが健康づくりや気軽にスポーツを楽しむことのできる場として、また競技スポーツを「する」「みる」「ささえる」場として多目的に利用できる複合施設(体育館、柔道場、トレーニングルーム、ダンススタジオなど)の新設について検討
スポーツ施設予約システムの活用	スポーツ施設の予約や空き状況の確認などの予約システムにおける、利便性の向上

※1 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できることをめざした建築(設備)・製品・情報などの設計。

学校体育施設の開放	<ul style="list-style-type: none"> ・村内小中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で、地域住民（登録団体）に開放し、より効果的な活用ができるよう適切な維持管理・運営について研究 ・高等学校及び大学など施設の空き時間を村民に提供してもらうために、高等学校・大学などとの連携
施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体育施設や公共スポーツ施設のバリアフリー化を推進
関連付属施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性向上のための、駐車場など関連付属施設の改善・整備
村有施設・土地の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターや公民館などの施設、公園や空き地などをニュースポーツや競技人口の少ないスポーツの活動場所・健康づくりなどの場としての有効活用の検討
公園の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の本村の人口増加に対応し、各地区の住民が気軽に足を運び、からだを動かすことのできる場として、公園の整備・設置を推進
スポーツ施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・わくわくクラブをはじめとするスポーツ関係団体と連携し、利用頻度の低い平日昼間を活用しスポーツ教室を開催するなど、スポーツ施設の効率的な運用
(3) 障がい者スポーツ環境の整備	
社会スポーツ施設の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無や年齢、性別に関わらず、誰もが安全で安心して利用できるよう、ユニバーサルデザイン化によるスポーツ施設の整備
障がい者スポーツ大会・スポーツ教室・イベントなどへの参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・県や郡主催の障がい者スポーツ大会など、各種機関の主催するスポーツ教室・イベントなどについて周知・啓発し、スポーツ参加機会の増進を図り、共生社会の実現 ・スポーツを通じた、障がい者の自立と社会参加の推進
障がい者スポーツの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツを見たり体験したりするイベントの開催 ・教室などの開催を通して、交流や相互理解を深め、障がい者スポーツの普及 ・スポーツ推進委員や関係団体と連携し、障がい者スポーツを支える人材の発掘や育成 ・広報やホームページなどを活用した、障がい者スポーツに関する情報提供
(4) 中学生期のスポーツ・文化芸術活動のための環境整備	
中学校部活動の地域展開	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の多様なニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動機会の提供と教員の働き方改革の推進の確立に向けて、本村の実情に応じた休日の地域クラブへの展開のための環境整備（令和5年度（2023年度）から準備を進め、令和7年度（2025年度）4月から12クラブにおいてスタート【男女バレー、男女ソフトテニス、男女バスケットボール、サッカー、野球、卓球、剣道、吹奏楽、美術】）

○NPO法人南箕輪わくわくクラブ

「いつでも」「どこでも」「だれとでも」そして「いつまでも」気軽に楽しめる、地域に根差したスポーツ環境づくり、こころとからだも豊かな人づくりと、笑顔あふれる元気で健康なむらづくりをめざし、平成14年（2002年）3月に設立した総合型地域スポーツクラブです。

スポーツスクール	太極拳、ソフトテニス、硬式テニス、空手、剣道、卓球、フライングディスク、フェンシング、野球、Jr.バスケットボール、Jr.バレーボール、少林寺拳法、キッズスポーツアカデミー、ダンス、ドッジボール、サッカー
カルチャースクール	茶の湯、太鼓、吹奏楽、美術
イベント	スポーツ教室、ランニングスクール、ブレイクダンス体験 など

○教育委員会・公民館などの取組

各種スポーツ大会を通して、スポーツに親しむ意欲や態度を育成すると共に、地域や学年を超えたこどもの交流や世代間交流を行えるようにしています。

・教育委員会・公民館などの取組の概要

イベント	時期	対象	主催
まっくんスポーツフェス (ニュースポーツなど)	9月	小学生	公民館・スポーツ推進委員会
その他 各課企画のこども参加のスポーツイベント			
令和6年度実績	<ul style="list-style-type: none"> まっくんスポーツフェス ブース:あいさつシール、ディスクッター、ボッチャ、モルック、謎解き 参加人数:120人 		

【課題】

積極的にスポーツをする子とそうでない子との二極化が見られ、運動習慣が身についていないこどもに対する支援の充実が課題となっています。

【推進方策】

本村の課題をスポーツ関係者や団体だけでなく、家庭やこどもの育成に関わるすべての機関や団体が受け止め、すべてのこどもたちが運動に親しむことのできる環境を整えるようにします。

(3) 大芝こども未来塾

【現 状】

夏休みの期間中、自然体験学習や地域の方との交流を通じてふるさとのすばらしさの発見や新たなコミュニティの形成を目的として、村公民館や大芝高原などを会場として実施しています。

・大芝こども未来塾の概要

時 期	7月下旬又は8月上旬
場 所	村公民館、大芝高原など
対 象	小学生
内 容	○児童の皆さんが、主体的に活動に取り組むことを大事にしています。 ・夏休みの宿題自習、森林学習、大芝公園内オリエンテーリング、プラネタリウム、昔遊び、英語ゲーム、工作(キーホルダー作り、うちわ作り) など ・村公民館に1泊 食事(夕食・朝食) 作り、流しそうめん、片付け
令和6年度実績	参加児童数30人 スタッフ・ボランティア29人

【課 題】

ボランティアの方たちとの交流はこども未来塾にとって重要な目的の1つですが、ボランティア参加者が固定化しており、高齢化も進んでいます。継続的な運営のためにも新たなボランティア参加者の確保が必要です。

【推進方策】

地域の高校生や学生にもボランティアの協力を仰ぎ、ボランティア参加者を確保します。また、相互の交流を深められる企画及び内容を充実させ、こどもたちと地域の方たちとの交流を通じた新たなコミュニティ形成を図っていきます。

(4) 大芝公園施設の整備充実

【現 状】

大芝高原は昭和40年(1965年)代にスポーツ公園として開発が始まって以来、次第に高原内の整備が進み、スポーツのみならず、観光、健康づくり、憩い、地産地消、防災など、多様な面を持つ本村のシンボルとして発展してきました。一方、施設の老朽化やアカマツの松枯れの増加などの課題を抱えています。

本村では令和4年(2022年)6月に策定された「大芝高原将来ビジョン」(以下「将来ビジョン」)を踏まえ、公園全体及び公園内の既存施設の再整備や配置を予定する施設などの具現化を図るために、対象となる施設などの事業費や財源の検討などを行いました。また、既存の各種関連計画との整合調整を図りながら、大芝高原の価値を維持できるように「大芝高原施設整備計画」(以下「施設整備計画」)が策定されました。

【課題】

将来ビジョンや施設整備計画に基づく各施設の整備、特に老朽化した施設や旧プール跡地の利活用が課題となっています。また、多様な人々、特に障がいのある方々が、分け隔てなく観光や自然に親しめるよう適切な配慮を行い、誰もが利用しやすい環境整備が必要です。

【推進方策】

交流人口・関係人口の増加と地域活性化に向け、本村の魅力、現在の観光資源を有効活用しながら多面的な取組を一体的に推進し、観光・交流機能の充実に努めます。

また、施設整備について将来ビジョンや施設整備計画に基づくとともに、誰もが安心して利用できるよう、ユニバーサルフィールド^{*1}化をめざし、遊具の安全対策など安全・安心な公園環境づくりを進めます。

(5) 青少年健全育成事業**【現状】**

本村の子どもたちを守り育てる意識を高め・醸成し、家庭・学校・地域や子どもに関わる機関や団体が、それぞれの教育機能を発揮できるように支援するとともに、一体となって取組む体制を整え、村全体で子どもたちの健全育成に取り組んでいます。

○教育委員会**・共育の日**

これまで毎月23日に保育園や図書館を主体としてノーメディア・デイ（メディア利用を控え読書に親しむ）を行ってきましたが、令和元年度（2019年度）より毎月23日を「共育の日」として家庭・学校（子育て支援）・地域が連携して取り組んでいます。

家庭の取組：メディア利用を控え、子どもとふれあうことを大切に取組めます。

学校の取組：「おはよう」「こんにちは」などあいさつ運動に取り組めます。

地域の取組：「いってらっしゃい」「おかえりなさい」など、子どもを見守る声かけ運動に取り組めます。

※1 ユニバーサルフィールド：物理的障害、設備の有無を意味するものではなく、身体的、心因的状态の異なる多様な人間同士が着想や人の手を用いて、誰もが実用可能となる環境。

・SNSなどの利用

情報化社会の急激な進展の今、子育てにおいてSNSなどを利用して情報を得たり、発信したりできるとても便利な社会になってきている反面、こどもたちが犯罪などに巻き込まれるリスクも増加しています。

正しいSNSなどの利用について「スマートフォンやタブレット端末などが身近になっている時代のこども・保護者はどんなことに気を付け、どんな準備が必要なのか」について、学習の機会を用意しています。

・あいさつ運動

信州あいさつ運動と連動し、学校や地域でのあいさつ運動を推進しています。

○青少年健全育成協議会

青少年健全育成の推進及び連携を図るために、地区育成会長と地区青少年健全育成推進員による青少年健全育成協議会が設置されました。協議会では、青少年健全育成のための調査研究や総合的企画、広報に関することなどを行っています。

【課 題】

地域における育成活動の活性化を図るために諸関係団体と連携して活動を展開していく必要があります。また青少年活動に重要な役割を果たす指導者や団体リーダーの養成も必要です。

【推進方策】

青少年健全育成協議会が、地域社会における青少年健全育成の核となり、村ぐるみの青少年健全育成活動を進めていきます。



8 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 児童公園の整備

【現 状】

地区などで整備した公園も含め、現在19か所の公園が住民同士の憩いの場として整備されており、1か所が整備中です。

種 類	名 称	種 類	名 称
都市公園	田畑児童公園	児童遊園	南殿児童公園
//	神子柴公園	//	南殿ふれあい広場
//	大泉公園	//	田畑交通公園
//	大芝公園	//	沢尻児童公園
児童遊園	久保公園	//	南原公園
//	児童遊園地（中込）	//	唐松公園
//	中込区遊園地	//	大芝ふれあい広場
//	塩ノ井公園	//	北原ふれあい広場
//	北殿駅前公園	//	大泉新公園（仮称）
//	南殿親水公園		こども館

【課 題】

大芝公園以外の公園維持管理は各区になります。古い施設が多く、遊具の修理・撤去が必要なものもあります。また、こどもやその保護者の交流の場として、東屋やベンチの整備が求められています。

【推進方策】

新たな公園の整備については、地元要望があり必要と認められた場合、整備していきます。また、村内すべての公園において、遊具の点検を実施し、点検結果に基づき修繕を進めていきます。特に遊具のない南原公園には、新たに設置する必要があります。

また、新しく整備する大泉新公園（仮称）や多くの人が集まる大芝公園では、必要に応じて遊具などの整備を検討します。

管理を行う地元区と協議し、必要に応じてベンチの設置を検討します。

(2) こどもの交通安全対策

【現 状】

次世代を担うこどもたちを交通事故から守る活動を推進しています。

村交通安全協会の協力を得て、交通安全教室を開催し、交通ルールの習得と正しい自転車の乗り方や自分の身を守ることの大切さなどを学んでいます。

また、地区役員や見守りボランティアによる登下校時の街頭指導やPTAを中心に通学路の危険箇所点検を実施し、こどもたちの安全を確保するための対策や、交通安全指導を実施しています。

【推進方策】

通学路安全プログラムに基づいた対策を実施するとともに、交通安全教育にも重点を置いて活動を推進します。また、こどもたちの目線から見た安全を考慮し、グリーンベルト^{*1}やスクールゾーン、キッズゾーンを設定できるよう関係機関と協議を行います。

○歩道の整備

【現 状】

交通量が多く、歩行者が危険な道路への歩道整備を行っています。

【課 題】

交通量の多い道路で、歩道が整備できていない場所が多くありますが、歩道整備のための用地の確保や地権者の承諾、事業費の増大が課題となります。

【推進方策】

交通量が多い通学路を中心に、歩道がない道路への歩道整備を推進していきます。また、歩道の安全確保のため、既設の歩道のマウントアップ解消（段差解消）を進めていきます。

○通学などのための交通対策事業

【現 状】

本村の道路は、国道153号及び県道伊那箕輪線、広域農道が幹線道路として南北方向に走り、これらを東西に結ぶ県道や村道によって、格子状の道路網が形成されています。そして、2小学校、1中学校、1高等学校、1大学、1短期大学校が点在しますが、これら通学路の一部には、必ずしも安全とはいええない箇所が見受けられます。

近年、全国では、集団登校の列に自動車が飛び込み、通学児童が犠牲となる交通事故が相次いで発生するなど、児童・生徒が安全に通学できるための対策などが急務になっています。本村でも、地域をあげて継続的に通学路の安全対策に取り組み、関係機関の連携を密に児童・生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていくことを目的に、令和6年（2024年）4月に「南箕輪村通学路 交通安全プログラム」を改定しました。

【課 題】

車社会である地方において、電車やバスといった公共交通は採算性が悪く、ダイヤ、路線の維持が大変困難な状況です。バスに関しては、路線維持のための経費も多額であり、「まっくんバス」「伊那本線」を含め、新たな公共交通システムを検討していく必要があります。

※1 グリーンベルト：歩道が設けられていない道路の路側帯に緑色のカラー舗装を施したエリア。

【推進方策】

現状の電車、バス路線のダイヤの維持を基本としつつ、「まっくんバス」や「伊那本線」、「西箕輪線」を含めた新たな公共交通システムの検討をします。

(3) 防犯活動の推進**【現 状】**

子どもたちを非行から守るため、南箕輪村防犯協会や青少年健全育成協議会、PTAや事業所などの様々な団体と連携をし、活動を行っています。

南箕輪村防犯協会との連携を強化し、“見せる防犯”のひとつとして、青色回転灯装備車を活用した防犯パトロールを実施するなど犯罪発生の防止に努めます。また、安全見守りボランティアの拡充に努め、子ども見守りパトロールなど、村民との協働による安全・安心なむらづくりを促進しています。

○見守り声かけ運動

地域ぐるみで子どもの安全を見守るむらづくりを進めるために、『「いってらっしゃい・お帰りなさい」見守り声かけ運動』を地区公民館などの関係機関や諸団体と連携して行い、子どもの安全を見守る意識を醸成しています。

○青少年健全育成協議会の取組

青少年に有害な社会環境排除県民運動として、各地区育成会と連携して、地域の店舗などの巡回活動を行い、青少年への有害な環境について点検し、必要により事業主に要望をしています。

【課 題】

地域住民による子どもたちへの声かけ運動などまだまだ不十分な面があります。

見守りボランティアの高齢化が進む中、新たなボランティアの成り手が不足している状況です。

【推進方策】

引き続き、青少年が犯罪に巻き込まれないような環境整備を進めます。

9 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

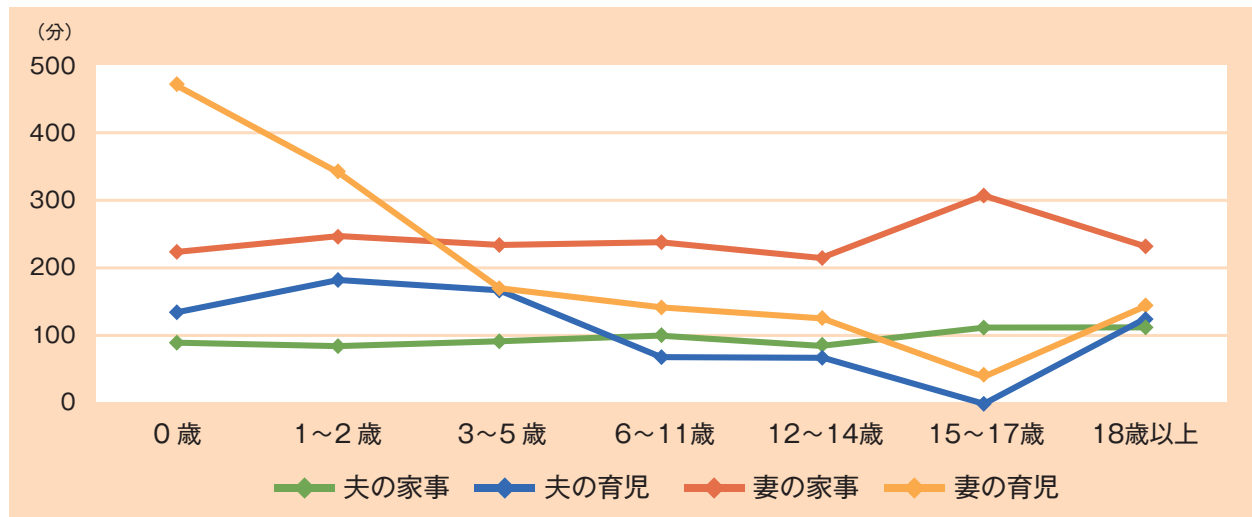
(1) 職業生活と家庭生活との両立

【現 状】

社会生活基本調査によると、女性は男性に比べ家事・育児に従事する時間が長くなっています。2歳までのこどものいる世帯では妻の育児時間は非常に長くなっていますが、こどもの成長に比例し短縮しています。夫の育児時間も同様の傾向が見られますが、1～2歳において最大80分の従事にとどまっています。

妻と夫の家事時間については、こどもの成長にあまり左右されず推移しており、妻は3～5時間、夫は2時間以内となっています。

【末子の年齢別家事・育児に従事する1日当たりの時間（長野県）】



【資料：令和3年（2021年）社会生活基本調査（総務省統計局）】

女性再就職トータルサポートセンターを軸に、子育て中の母親に対し仕事と子育ての両立を図れるよう、相談から就業のあっせん、セミナーの開催やスキルアップへの支援などを実施しています。一人ひとりに合った相談を行い、令和6年度（2024年度）には30名を就職につなげることができました。

また、妊婦や乳幼児に対しては、様々な健診事業や相談事業が充実しており、受診しやすい体制が整っています

【課題】

乳児保育、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育の特別保育の体制を整備したため、利用者は増加傾向にありますが、人材の確保が厳しい状況にあります。また、母子・父子家庭への子育て支援として手当の支給や保育料減免を行っていますが、身内に頼れない孤立している親子の把握や相談など支援につなげることが求められています。

【推進方策】

働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性、職場でステップアップしたいと希望する女性など、自らの意志によって働き、また働こうとする女性がその思いを叶えることができるむらづくりを推進します。

家庭責任の多くを女性が担っている現状を踏まえ、女性が職業生活と家庭生活との両立を図りながら職業生活において活躍できるよう、「南箕輪村男女共同参画計画」に基づき、官民一体となった取組を促進していきます。

- 男女の均等な機会と待遇の確保など、性差別のない雇用機会の整備
- 長時間労働などの見直しと多様な働き方の推進
- 育児・介護などの支援充実による仕事と生活の調和
- 結婚・出産・育児などで離職した女性の再度就業に向けた支援
- 農林業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進

(2) 女性の就業支援（子育て女性再就職トータルサポート事業）

こどもを安心して産み育てられるよう、多世代が関わり合いながら社会全体で子育てをサポートする環境づくりを進め、「こどもを産み育てやすい村」をめざします。

また、本村の「将来展望人口」を実現し、人口減少に転じる時期を遅らせるためには、こどもの数を減らさないことが必要であり、そのために、子育て世帯への切れ目のない支援に取り組めます。産業の振興による「働く場の確保」は、地域の活力と持続可能な地域づくりに必要不可欠であるため、村内の企業を支援し雇用を創出します。

○女性就業支援トータルアドバイザーの設置

本格的な就業準備の前に、子育てと仕事のバランスなど全般的に相談できる「女性就業支援アドバイザー」をこども館に設置します。

○就業前の準備セミナー開催

子育てや自分の生活スタイルに適合した働き方について考えてもらうためのセミナーを開催します。

○就業前後のサポートプログラムの実施

- ・マナー講習や履歴書・資料作成指導などサポートプログラムを実施します。
- ・就職前の職場見学のほか、就業後のサポートも実施します。

○仕事の創出

こどもを預けて外で働くことができない層に向け、在宅ワークや創業などについて啓発活動や試行的取組を行い、新たな働き方を模索します。

10 こどもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

(1) こども館

【現 状】

本村の未来を担うすべてのこどもたちが、限りない夢と想像力を持ち、健やかに成長していくために、成長段階に合わせた子育て支援・相談をはじめ、こどもたちが「学び・遊び・交流」ができ、幅広い世代の人たちと交流ができる「みんなの憩いの場」をめざします。

子育て支援拠点施設「こども館」・「すくすくはうす」を拠点に、ニーズに応じた保護者間の交流機会の充実を図り、保育園やこども館、子育て支援団体、児童相談所、医療機関などの関係機関との連携強化により、地域で子育てを支える体制の整備を促進しています。

また、こども館を中心に、児童に向けたイベントや遊びの指導、学習支援など子育て支援の充実を図るとともに、こどもの居場所の確保に努め、就学前のこども達が学び、遊び、様々な体験ができる場を提供しています。

・こども館の概要

利用対象者	・0～18歳までの児童・生徒とその保護者及び交流に関わる方
利用料	・「ゆいサポ南みのわ」の利用料・年会費は無料 ・「ながのマッチングシステム」の登録は有料（2年間で10,000円）

*開設日・開館時間については、本村のWEBサイトをご確認ください。

【課 題】

放課後児童クラブとしての機能が果たされています。一方、こども家庭センターとして0歳から18歳までのこどもとその保護者などが相談できる施設としての役割が期待されていますが、その機能は十分に発揮できていません。

【推進方策】

こども家庭センターとしての機能を充実させるため、妊産婦や乳幼児の健診などができる機能を有する施設となるよう検討していきます。

また、放課後児童クラブのこどもだけでなく、多くの村民の憩いの場となるよう、遊具を備えた公園を整備し、施設運営に取り組みます。

(2) 保育園

【現 状】

保育園や児童相談所、医療機関など、関係機関との連携強化を促進し、地域で子育てを支える体制の整備を促進し、保育園・小学校・中学校が連携して基本的な生活習慣の育成を図り、発達や学びの連続性を踏まえ、一貫した子ども達の豊かな人間力形成を推進しています。

村内5か所の保育園では、多様な保育ニーズに対し、一時的保育や長時間保育を行っています。保育園施設の長寿命化を図るため、計画的に改修などを行っています。

また、伊那中央行政組合と上伊那医療生活協同組合に委託し、病気治療中又は回復期にある児童を一時的に預かる病児・病後児保育を実施しています。

【課 題】

学校や保育園、その他関係機関が一体となって子育て支援施策の一層の充実や家庭・地域の教育力の向上を図り、子どもを安心して産み育てられる環境づくりが必要です。

【推進方策】

必要に応じた保育園施設などの計画的な改築・補修整備を進めます。

また、未満児の受け入れ態勢の充実を図るため、必要に応じた保育園施設の改修及び整備についても検討します。

(3) 公園整備

①大芝公園施設の整備充実（再掲）

⇒P147 参照

②児童公園の整備（再掲）

⇒P150 参照



第6章 計画の推進体制

1 関係機関との連携

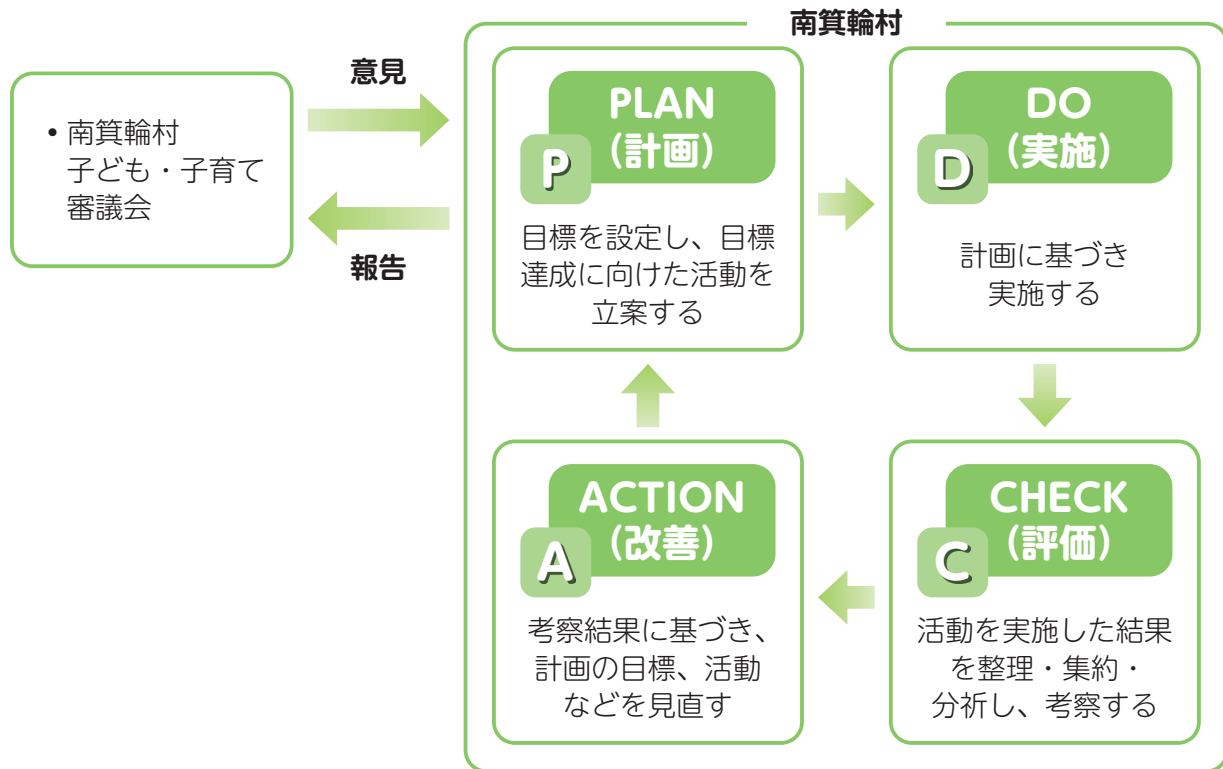
本村は、本計画を推進していくために、全庁的な調整のうえ、地域住民や職場、学校、教育・保育事業者など多様な関係者の協力を得て、施策・事業の総合的・計画的な推進をしていきます。

また、長野県、教育・保育施設事業者との連携及び協働体制の構築・強化を図り、こどもとその保護者を中心に据えた施策展開をしてきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画に基づく施策を推進するために、主な事業における庁内関係各課及び関係機関等の取組の状況や成果・課題など進捗状況の点検を行いPDCAサイクルに基づき管理します。

進捗状況については、必要に応じて「子ども・子育て審議会」に報告を行うことで、外部からの視点も取り入れていきます。また、適宜計画の見直しなどを実施し、本村における「こども計画」の推進を図ります。



第3編

こどもの貧困の解消に向けた 対策についての計画

第3編 こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

第1章 こどもの貧困対策計画の概要

1 計画の背景・趣旨

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図るため、平成25年（2013年）6月の第183回国会にて「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立、平成26年（2014年）1月17日に施行され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。この大綱では、すべてのこどもが夢と希望を持って成長できる社会の構築をめざし、教育の機会均等や生活・就労支援を含む総合的な貧困対策の推進が掲げられました。さらに、令和元年（2019年）6月には法律の改正が行われ、こどもの「将来」だけでなく「現在」の生活などに向けてもこどもの貧困対策を総合的に推進することなど、法律の目的・基本理念が充実されたほか、教育の支援については、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化されました。施策の実施状況や対策の効果などを検証・評価し、こどもの貧困対策についての検討を行うために設置された「子供の貧困対策に関する有識者会議」（平成27年（2015年）8月設置）における議論などを踏まえ、令和元年（2019年）11月新たな大綱が策定されました。

そして令和6年（2024年）6月には、法律名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へと改めた改正法が公布され、「貧困によりこどもが適切な養育や教育、医療、体験機会を得られず、権利利益が損なわれ、孤立することのないようにする」ことが明記されました。さらに、妊娠期からこどもが大人になるまでの切れ目ない支援の必要性や、将来の貧困の予防を含めた総合的な対策が基本理念として示されています。これにより、国・地方自治体・関係機関が連携して、実効性ある取組を一層推進することが求められています。

このような背景のもと、本村ではこどもの貧困対策計画を一体化した「第2期南箕輪子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））」を策定し、事業を進めると共にこどもの貧困対策に関する施策に取組んできました。

これまでの本村における様々な取組の進捗状況などを踏まえたうえで、大綱及びこどもの貧困対策を位置づけた「長野県子ども・若者支援総合計画（令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度））」を勘案し、「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を定めることとします。

2 計画の目的

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」において、目的が以下のように明確化されています。

【「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」から抜粋】

(目的)

第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、「日本国憲法」第二十五条その他の基本的人権に関する規定、「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」（令和四年法律第七十七号）の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び「こどもの貧困の解消に向けた対策」の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

二 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

三 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

四 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

五 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

六 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

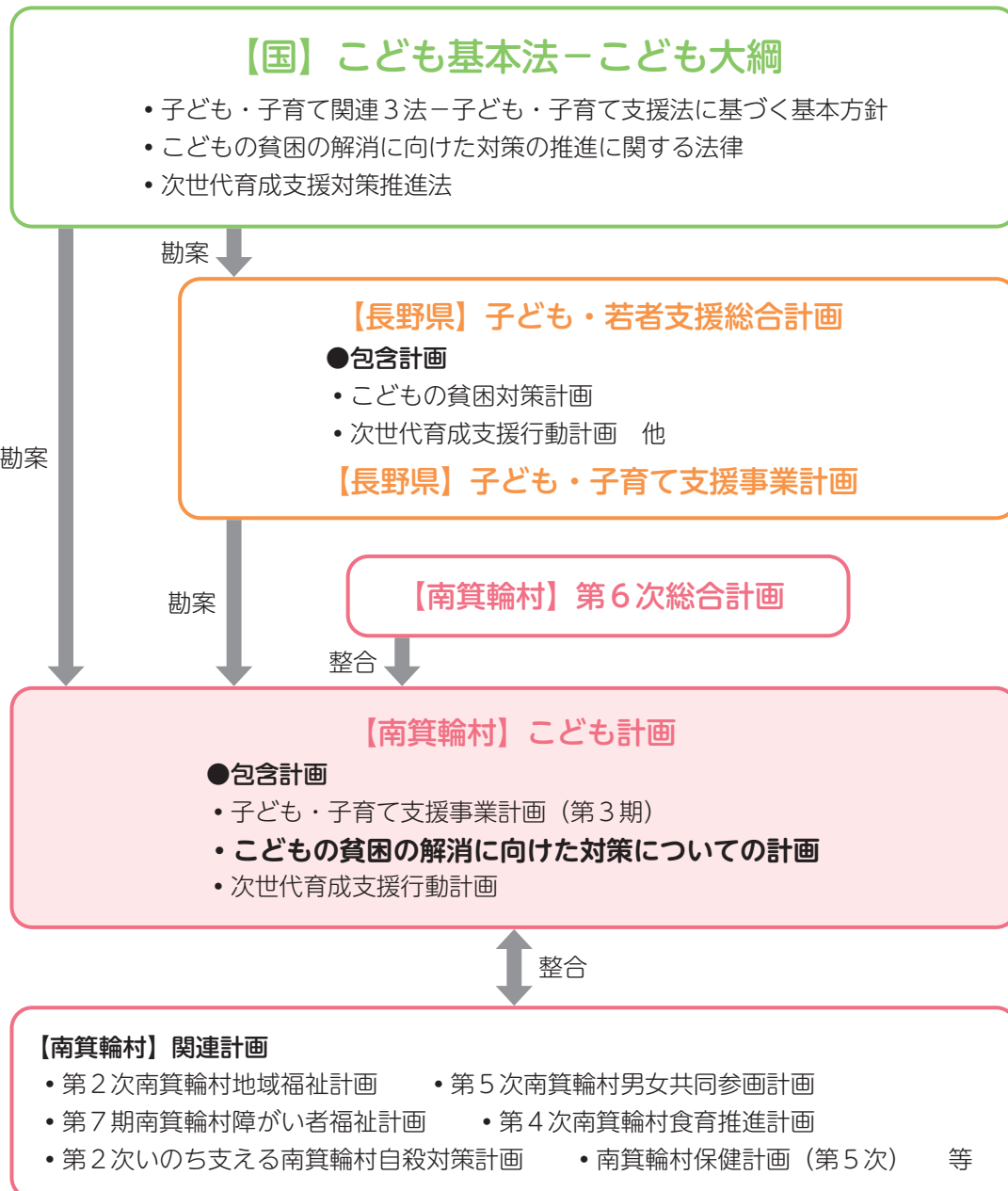
3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に規定される、本村の「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」として位置づけられる計画です。

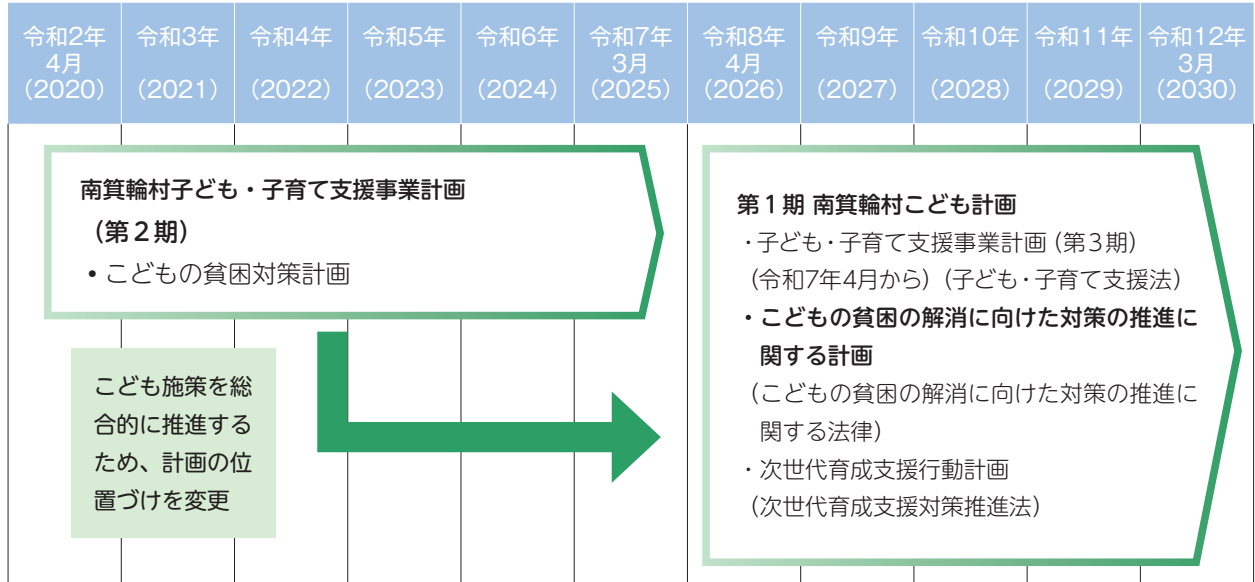
(2) 他の計画との関係

本計画は、村総合計画を上位計画とし、「南箕輪村子ども計画」及び「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第3期）」などにおける本村における課題背景や基本的な考え方を基に、こどもの貧困対策に資する取組について整理し、令和8年（2026年）4月から令和12年（2030年）までの4年間で取組む施策について示していくものです。



4 計画期間

本計画は令和8年（2026年）4月から令和12年（2030年）3月までの4年間を計画期間とします。



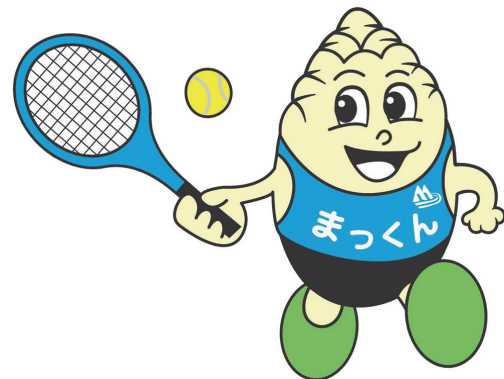
第1編
子ども計画

第2編
子ども・子育て支援事業計画

第3編
子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画

第4編
次世代育成支援行動計画

資料編



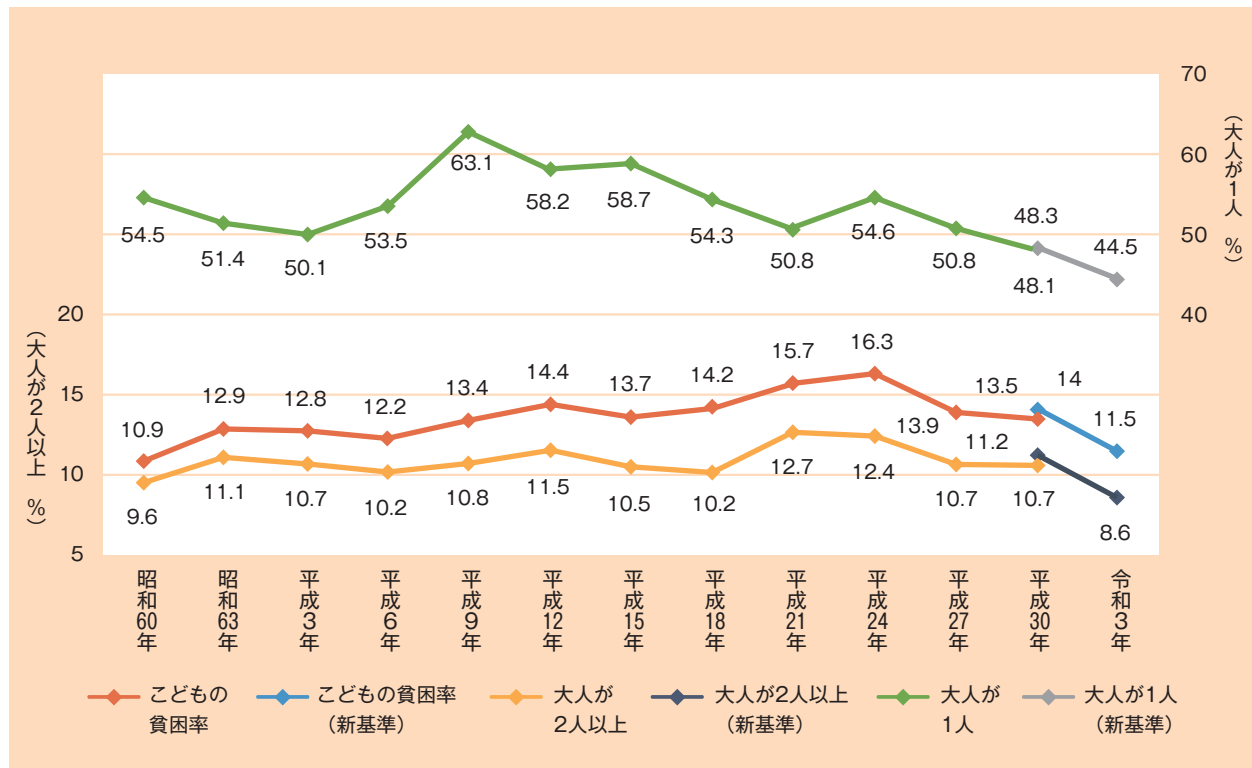
第2章 現況

1 全国のこどもの貧困の状況

令和3年（2021年）におけるこどもの貧困率は11.5%で、約9人に1人のこどもが相対的貧困の状態にあります。こどもがいる世帯では、ひとり親家庭など大人が1人の家庭の貧困率は44.5%で約2人に1人が相対的貧困の状態にあり、大人が2人以上の家庭の貧困率の8.6%に比べて大幅に高くなっています。

全国調査とは調査方法が異なるため単純比較はできませんが、長野県の令和4年（2022年）調査によるこどもの貧困率は9.7%となっており、10人に1人のこどもが相対的貧困の状況にあります。

【全国のこどもの貧困率の推移】



【資料：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」】

※「新基準」とは、OECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの

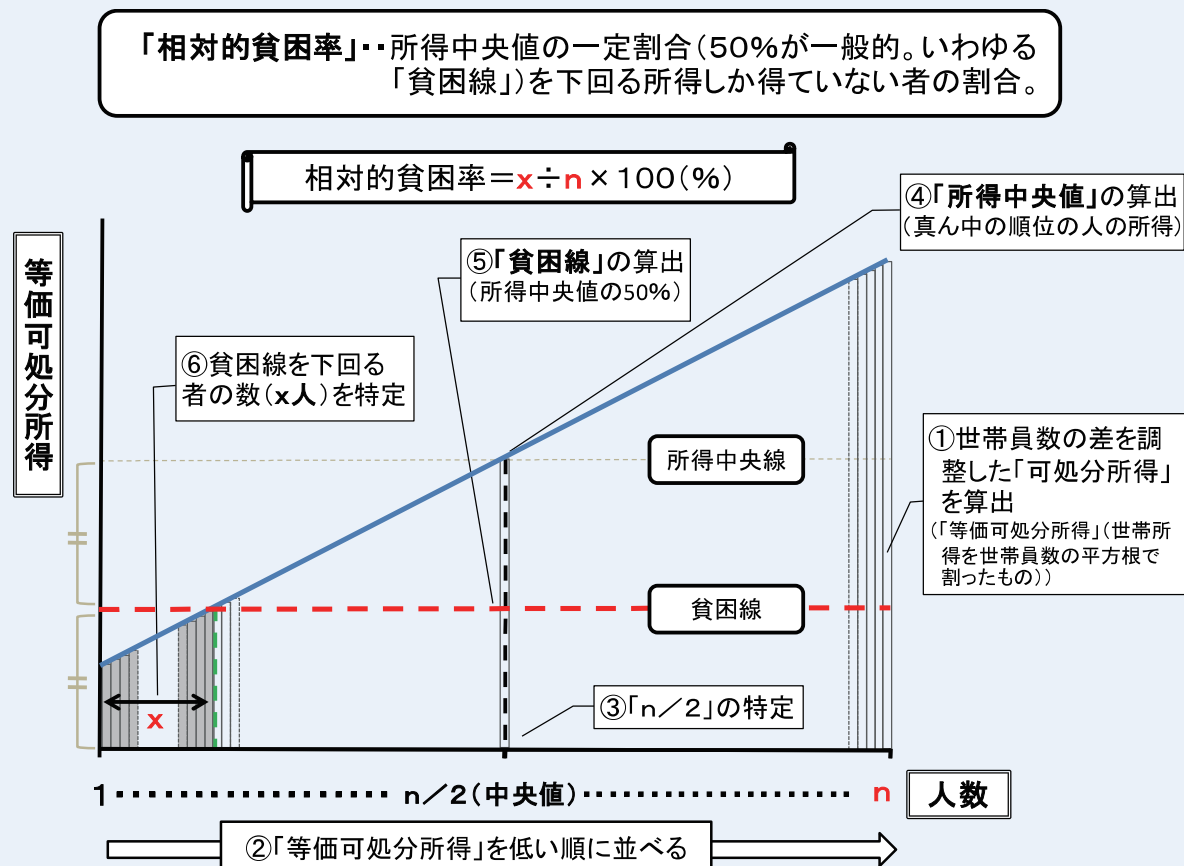
【こどもの貧困率について】

今日の日本においても、こどもの貧困という問題は現実に存在し、貧困に苦しむ子どもたちがたくさんいます。厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和4年（2022年））によると、日本のこどもの貧困率は11.5%。一見豊かに見える現在の日本でも、こどもの9人に1人が貧困という深刻な社会問題が存在しています。これは、わずかな収入しか得られない世帯である結果、十分な食事や教育を受けることができない子ども達が多く存在していることを意味します。

OECD（経済協力開発機構）の調査によれば、日本はOECD加盟国のうちデータがある37か国の中で、こどもの貧困率が19番目に高い国とされています（令和5年（2023年）7月現在）。日本は経済的に豊かな国として認識されていますが、日本のこどもの貧困率は決して低くはありません。35人学級1クラスに約4人のこどもが貧困問題を抱えています。

貧困には「相対的貧困」と「絶対的貧困」があります。「絶対的貧困」は、国や地域の生活水準とは無関係に、生きていくうえで必要最低限の生活水準が維持されていない状態を指し、「相対的貧困」とは、その国の生活水準や経済環境に比較して困窮した状態であることをいいます。

こどもの貧困率は、厚生労働省の国民生活基礎調査で示される指標で、「相対的貧困」の状態にある17歳以下のこどもの割合を指します。



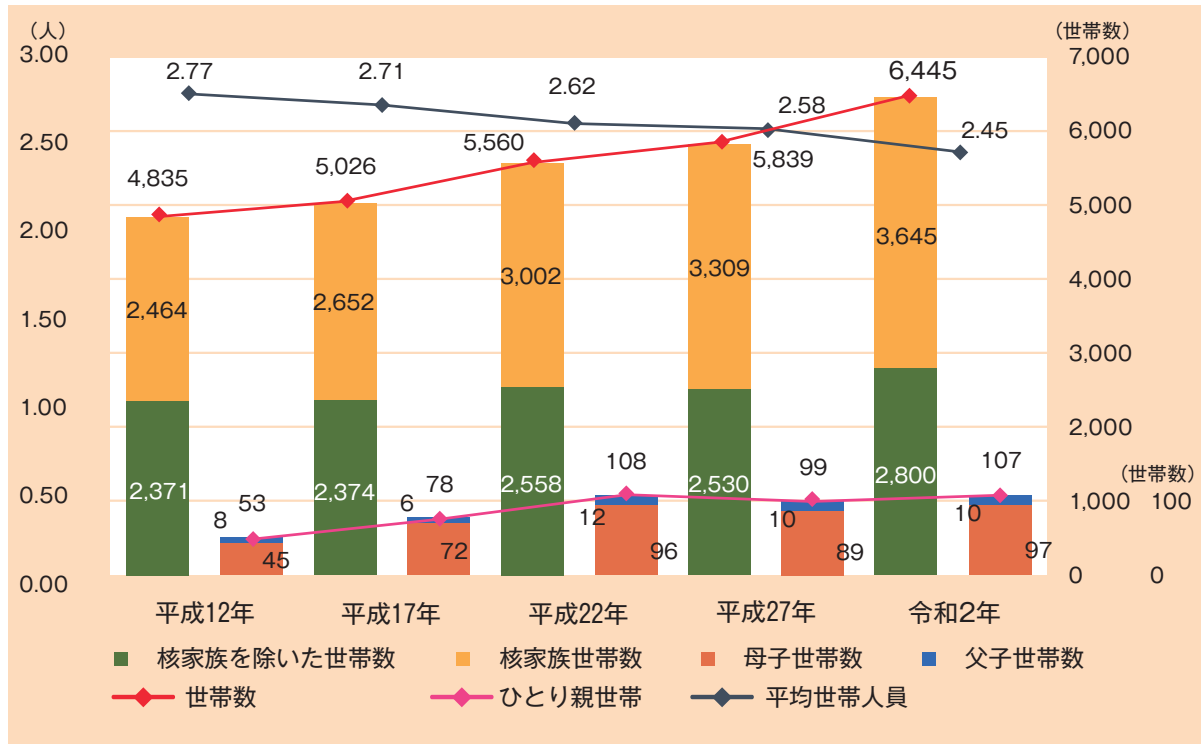
【出典：厚生労働省出典 国民生活基礎調査(貧困率)よくあるご質問】

2 本村の現況

(1) ひとり親世帯数の推移

本村の世帯数の推移を見ると、平成12年（2000年）から令和2年（2020年）の間で増加し続け、その20年間に1,610世帯増えています。また、核家族世帯の割合も増加を続けています。さらに、ひとり親世帯については平成12年（2000年）から平成22年（2010年）まで増加し、その後は100世帯前後と横ばいになっています。

【ひとり親世帯数の推移】

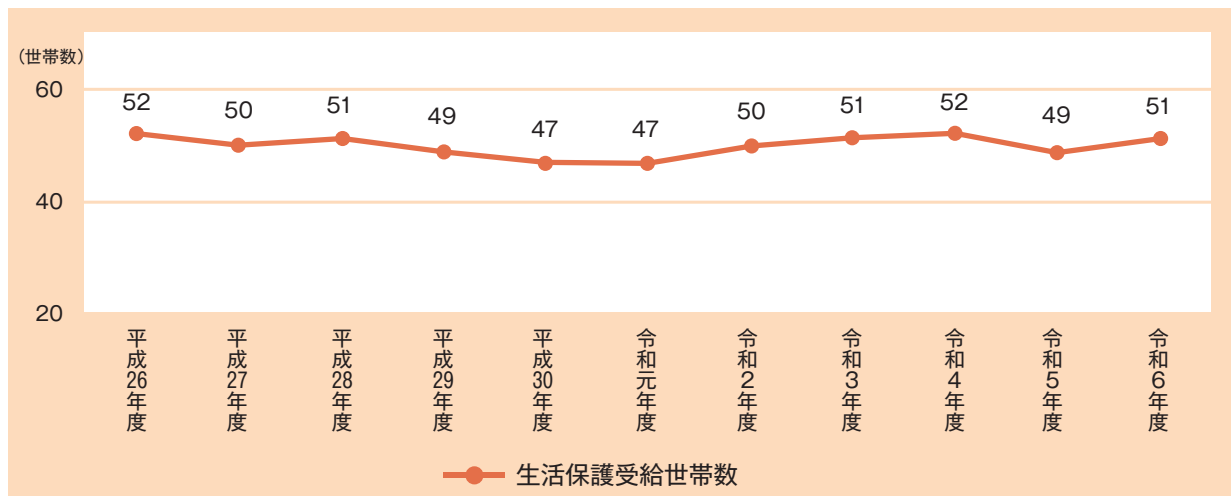


【資料：国勢調査】

(2) 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数の推移については、平成26年（2014年）以降、50世帯前後で推移しています。

【生活保護世帯数の推移】

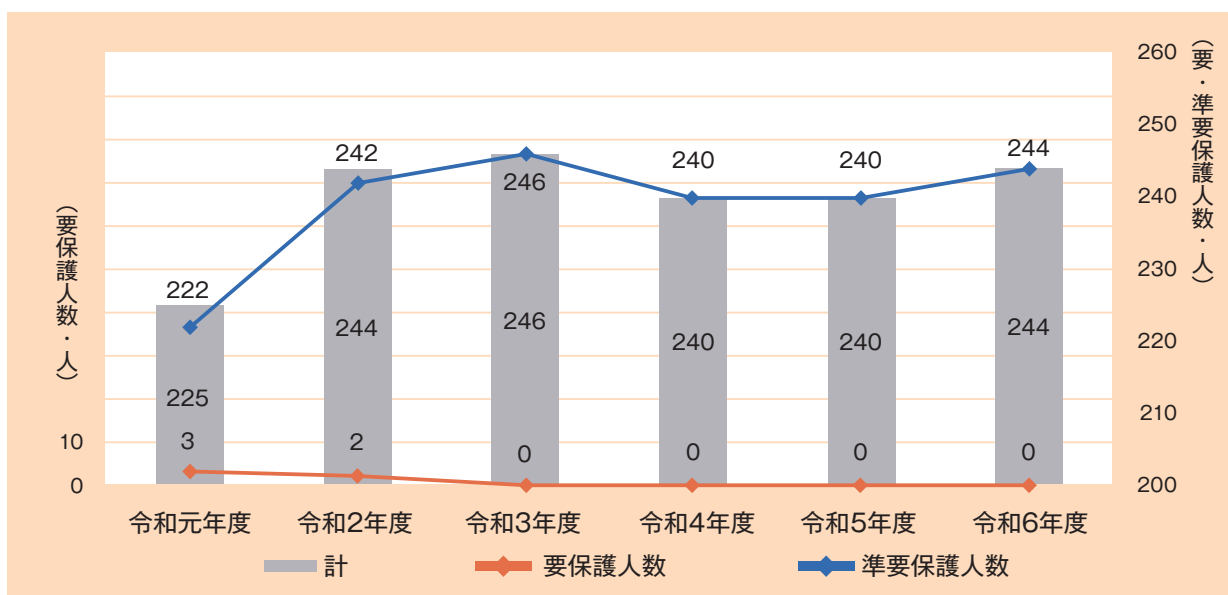


【資料：上伊那福祉事務所 各年度3月31日時点】

(3) 要保護・準要保護児童数の推移

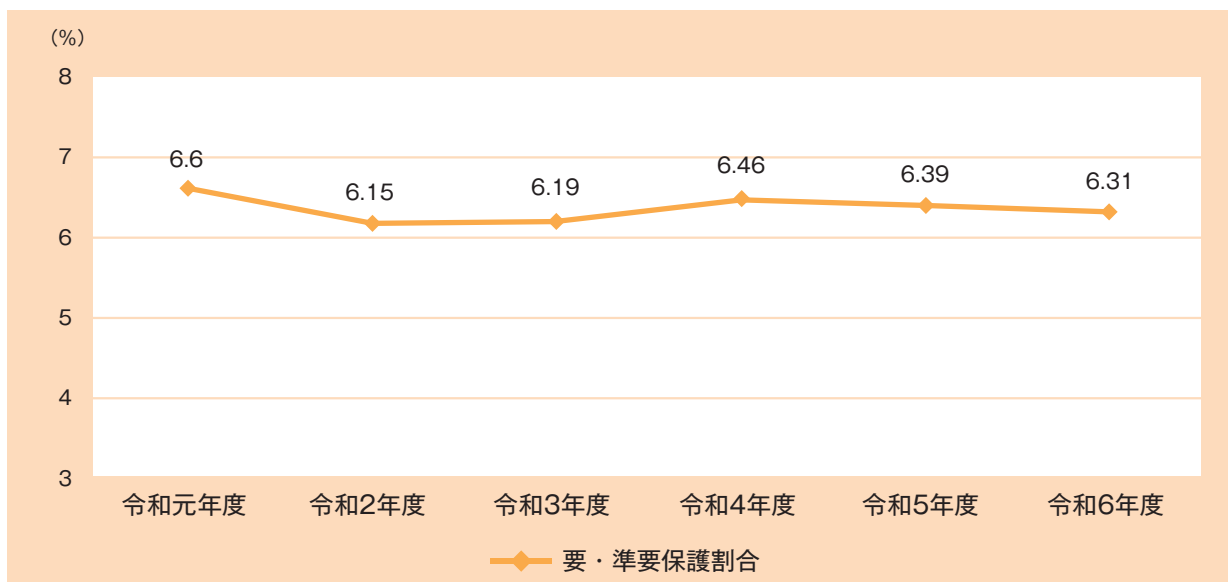
令和元年度（2019年度）の要保護児童人数は3人、令和2年度（2020年度）は2人いましたが以降は0人になっています。しかし、準要保護児童数においては令和元年度（2019年度）は222人であったのに対し、その後増加して、令和2年度（2020年度）以降は240～246人となっています。

【ひとり親世帯数の推移】



【資料：教育委員会 各年度3月31日時点】

【要保護・準要保護児童数割合の推移】

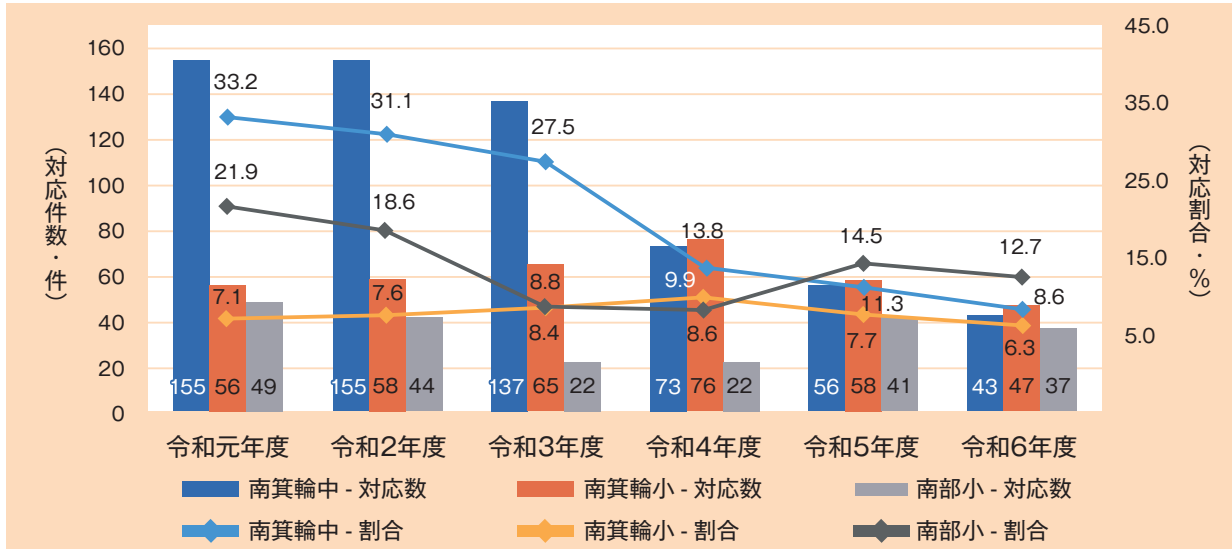


※要・準要保護児童数割合とは小中児童・生徒数に対する割合【資料：教育委員会 各年度3月31日時点】

(4) スクールカウンセラー対応実績件数の推移

スクールカウンセラーは、長野県教育委員会から3校に1名配置されています。児童・生徒数に対するスクールカウンセラー対応実績件数の割合を見ると、南箕輪中学校においては年々減少傾向にあります。南部小学校は、南箕輪小学校に比べるとやや高い割合となっています。

【スクールカウンセラー対応実績件数の推移】

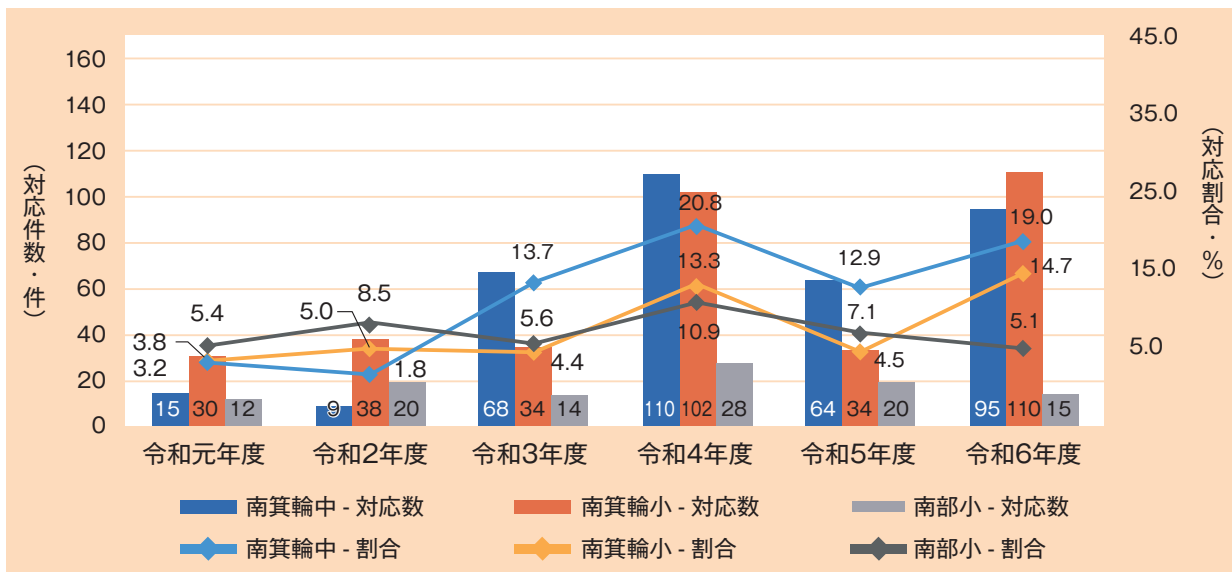


【資料：教育委員会 各年度3月31日時点】

(5) スクールソーシャルワーカー対応実績件数の推移

スクールソーシャルワーカーは、南信教育事務所のスクールソーシャルワーカーが複数で対応しています。児童・生徒数に対するスクールソーシャルワーカー対応実績件数の割合を見ると、令和4年度（2022年度）と令和6年度（2024年度）の対応件数が増えています。

【スクールソーシャルワーカー対応実績件数の推移】



【資料：教育委員会 各年度3月31日時点】

3 課題の整理

(1) 困難な状況に置かれている人への支援と環境整備

【現 状】

- 近年、非正規雇用の増加や、デジタル化など、様々な要因により格差社会といわれる状況が見られます。特に、新型コロナウイルス感染症により、非正規雇用労働者や宿泊、飲食サービス業などに与える影響が大きく格差が顕在化しました。
- 村内においても生活保護世帯数は、令和元年（2019年）まで減少傾向でしたが、以降は新型コロナウイルス感染症の影響下で増加傾向にあります。
- ひとり親世帯数については、平成12年（2000年）からの20年で倍増しました。
- 要保護及び準要保護児童数については、令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）にかけて急増し、以降240人ほどで推移しています。

【課 題】

親の貧困は次世代に連鎖するといわれており、特にひとり親家庭が抱える様々な困難の連鎖は、断ち切ることが必要です。早い段階での状況把握及び支援につなげる体制づくりの強化が必要です。また、こどもの貧困は、進学や就職にも影響を与えることもあるため、今後も教育支援の強化が必要です。

(2) 相談支援体制の充実

【現 状】

- 生活困窮世帯の中には、衣食住のニーズが満たされていない世帯や、生活リズムの維持や対人関係の構築などの日常生活が身に付いていない世帯もあります。
- 本村では生活困窮者に対する専門的なサポートとして、上伊那の町村が連携して運営する「まいさぼ上伊那」における相談支援体制を整備してきました。
- 村内小中学校に配置されているスクールカウンセラーの対応実績については、令和元年（2019年）以降、学校によっては、横ばいもしくは減少傾向ですが、スクールソーシャルワーカーの対応実績は、令和元年度（2019年度）以降増加傾向にあります。

【課 題】

多様化する生活困窮世帯における課題に対して、その世帯にどのような背景があるかを理解し、支援を進めることが必要です。相談支援にあたる職員等の知識及び技術の習得や支援体制の強化を図るとともに、専門機関と連携した協力体制が求められます。また、支援を必要とするこどもに対して、必要なサービスにつなげるための制度の周知を行う必要もあります。

(3) 早期発見に向けた関係機関との連携強化

【現 状】

- 本村では、こども家庭センターが中心となり、生活困窮世帯の早期発見のため、妊娠期からこどもの成長に伴い保育園や小中学校において、こどもの様子や家庭状況の把握に努め、関係者が連携して情報共有をしながら支援につなげています。
- アンケート結果では、子育てをするうえで気軽に相談できる人、場所として、自治体の子育て関連担当窓口は3.2%となっています。また、令和4年（2022年）3月策定の南箕輪村地域福祉計画策定時のアンケート結果では、何かしらの支援が必要な人がいた場合に、「どこに連絡すればよいかわからない」という回答が23.1%となっています。

【課 題】

生活困窮などの困難を抱えた世帯の早期発見に向け、民生児童委員会や社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、多様な生活課題に対する相談窓口やサービスなどを周知することが重要です。また、福祉、税、水道、教育委員会及び各学校など生活困窮の予兆に気づくことができる関係各課との連携強化により、早期発見につなげることも重要となってきます。

(4) 地域での関わり

【現 状】

- 現代社会は核家族化や人間関係の希薄化及び価値観の多様化などにより、地域コミュニティの変化が進んでいます。
- 本村では、子育て拠点施設を中心に様々な体験や学習を通じて、こどもの居場所づくりをしています。
- アンケート結果から、ゲームや動画を毎日利用することもは全体の約半数に上り、特に動画は年代が上がるごとに毎日視聴するこどもの割合が増え、若者においては84.1%が毎日視聴しています。

【課 題】

生活困窮など貧困の状態にあるこどもの早期発見や様々な支援には、地域での関わりも重要となっており、こどもが長時間にわたって動画を視聴等するなど、他者との直接的な交流機会の減少や社会性の発達に与える影響が懸念されます。このため、こどもの居場所づくりや教育支援など、様々な支援を提供することが必要となるため、保育園、幼稚園、小中学校、医療機関、民生児童委員及び地域団体など、多様な関係機関が連携し、地域全体で生活困窮世帯を支えるネットワークの強化が重要となります。

第3章 計画の基本的な方針

1 基本方針

(1) 親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援

① 生活困窮家庭の早期把握

こどもの貧困対策を進めるには、こどもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握したうえで、適切な支援へつないでいく必要があります。

また、乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、こどものライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要です。さらに、こどもが高等学校や大学などへの進学を実現した後も、こどもの社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが必要です。

そのため、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援などが切れ目なく提供されるよう、関係機関における情報の共有、連携の促進を図ります。

② 南箕輪村版ネウボラの推進

こどもの心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要です。しかしながら、貧困の状況にある家庭やこどもについては、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、こども及びその保護者との交流の機会などにもつながる居場所づくりの支援など、生活の安定に資するための支援を実施します。

本村では、こども家庭センターで「南箕輪村版ネウボラ」として、関係機関が連携して切れ目のない子育て支援を進めていきます。

(2) 支援が届きにくいこども・世帯への支援

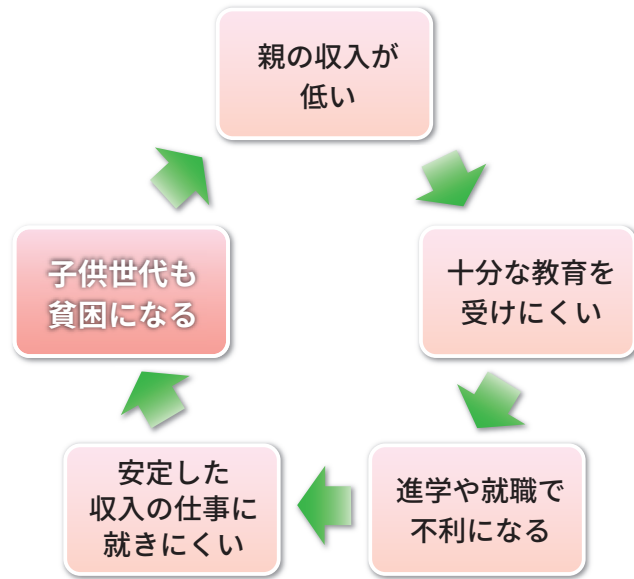
生活困窮の世帯の中には、こどもが将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくいという課題があります。

このため、まずそういった世帯にどのような背景があるか、その世帯の状況について理解し支援を進めることが重要です。そのうえで、受けることができる支援の相談や、必要に応じて直接案内をすることなどにより支援につないでいきます。

(3) 貧困の世代間連鎖の解消

「長野県子ども・若者計画」によると、困窮家庭においては一般家庭に比べて「経済的理由」で、「希望する進学先に進学予定」と考えている割合が低くなっています。こどもの貧困が、その後の進学や就職に影響を与え、収入の高い職に就けないことで、次の世代に連鎖していく傾向があります。

貧困の連鎖を断ち切るためには、こどもが将来自立するための基盤となる「学ぶ力」を身につけるとともに、様々な学習機会を提供する必要があります。また、学業不振などにより高等学校を中退することのないよう、関係機関が連携して支援する必要があります。



① 女性の就労の推進

再就職トータルサポートとして実施している「女性の就業お仕事相談」では、子育て世代の女性などの就労の支援を総合的にサポートすることにより、世帯の収入の確保につないでいきます。また、仕事や子育てに活用できる「女性を元気に!!応援する!!セミナー」を開催し、「感情とうまく付き合う方法」を知るセミナーなどにより就業につながる支援を行います。

② 教育の支援

家庭環境に左右されず、すべてのこどもに学びの機会が保障され、経済的な理由により就学を断念することのないよう教育の支援を充実する必要があるため、多様な選択肢を選ぶことのできる相談体制の整備を図ります。また、南箕輪村社会福祉協議会が実施している生活困窮世帯などのこどもに対する個別学習支援事業（訪問型こどもの学習支援事業）などへ、関係機関と連携しながらつなげていきます。

③ 生活支援

日常生活に困難を持つ方々の暮らしを支える重要な基盤である公的な福祉サービスの周知を図るとともに、安定的に提供していく体制を整えます。また、制度の狭間で困難を抱えている方に対しては、早期に状況を把握し、寄り添いながら適切な対応策を模索し、暮らしを支えていきます。

④ 経済的支援

本村や県が行う各種手当、助成や貸付などに関する諸制度について、活用促進のための制度周知や相談支援を推進し、経済的支援を必要とする人たちに適切な支援が行われるようにしていきます。

(4) 地域による支援

① こどもに対する地域での関わり

「こどもをまんなかにした地域づくり活動」の考え方のもと、こどもたちが安心して遊べる地域にし、こどもの安全を確保するため地域でこどもを見守り育てる意識の醸成を図り、地域ぐるみの取組を促進するとともに、必要に応じて活動の支援を行います。また、自分らしく安心して生活できるように、多様な就業機会や学習機会の提供、社会的孤立を防ぐための地域の支え合いの仕組みづくりなど、環境づくりを推進します。

放課後児童クラブの充実や、こどもの貧困対策としての学習支援、こども食堂など地域におけるこどもの多様な居場所づくりを推進します。また、こども館を中心に、児童に向けたイベントや遊びの指導、学習支援など子育て支援の充実を図るとともに、地域でこどもが楽しく遊べるように、児童公園の充実、学校施設の開放などを進めるなど、遊べる場やこどもの居場所の確保に努めます。

② こどもの居場所づくり

放課後児童クラブの充実や、こどもの貧困対策としての学習支援、こども食堂など地域におけるこどもの多様な居場所づくりを推進します。また、こども館を中心に、児童に向けたイベントや遊びの指導、学習支援など子育て支援の充実を図るとともに、地域でこどもが楽しく遊べるように、児童公園の充実、学校施設の開放などを進めるなど、遊べる場やこどもの居場所の確保に努めます。

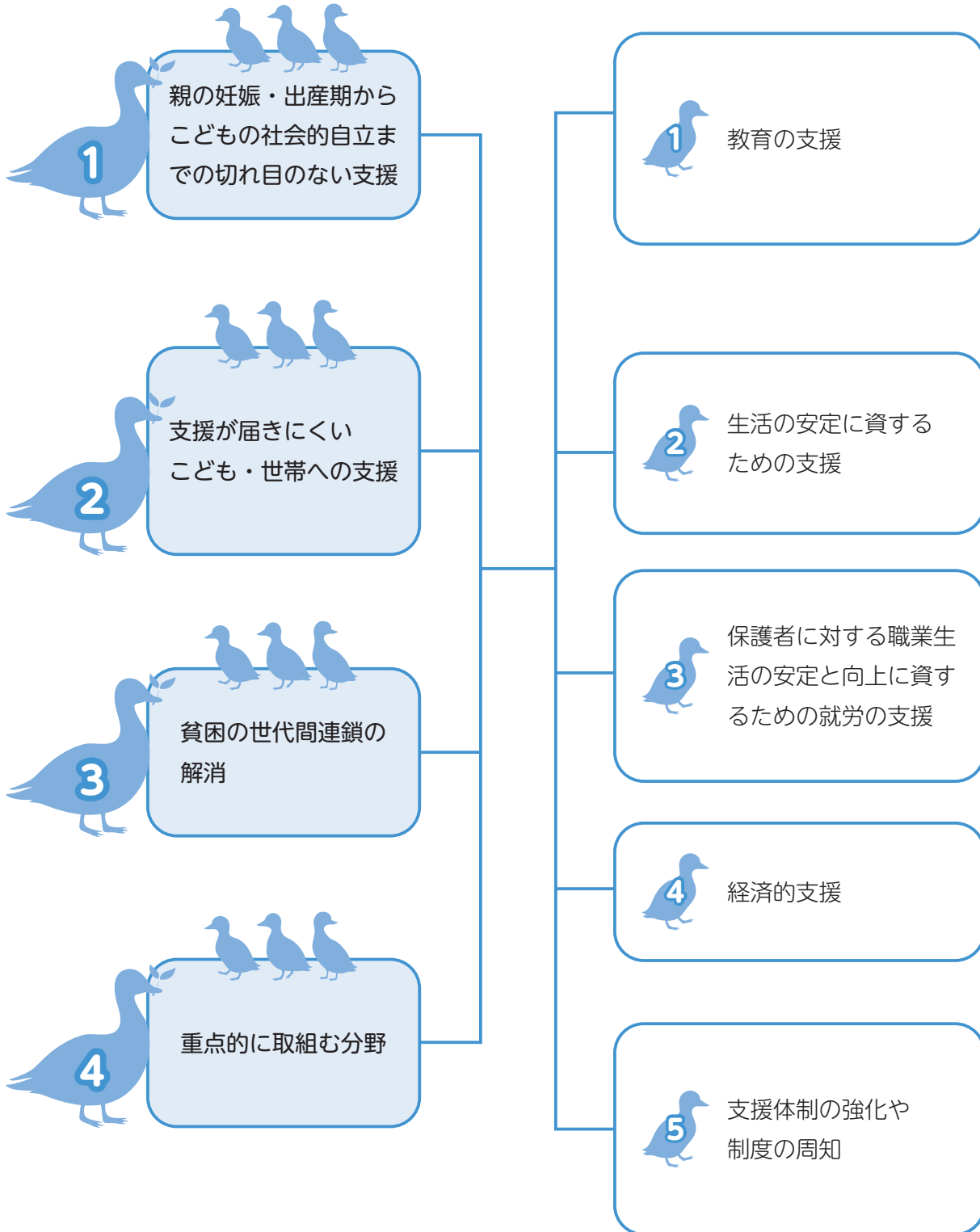


2 施策の体系

本計画の施策体系図は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に向け、具体的な取組を体系的に整理したものです。

基本方針

重点的に取組む分野



個別施策

1-1 幼児期の教育・保育を通じた支援の充実

1-2 学力の定着・向上に向けた教育の推進

1-3 こどもの家庭環境などを踏まえた支援の充実

1-4 地域などと連携した学習支援の充実

2-1 妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援の充実

2-2 保護者の自立や生活安定に向けた支援の充実

2-3 配慮を要するこどもの生活支援の充実

3-1 困窮家庭やひとり親家庭などへの就労の支援

4-1 教育費の負担軽減のための支援

4-2 子育てにかかる経済的負担の軽減

5-1 こどもに関する相談体制の充実

5-2 こどもや子育て支援ネットワーク構築・連携強化

5-3 制度の周知や村民の意識啓発

第4章 こどもの貧困対策に関する具体的取組

1 教育の支援

個別施策1-1 幼児期の教育・保育を通じた支援の充実

施策の方針

- 貧困家庭における様々な就労状況から、多様化する保育ニーズに対応するため質の高い保育サービスの提供と多様な選択肢の確保に努めます。
- 生活が不規則になりがちな困窮家庭のこどもたちが、規則正しい生活習慣を身につけ十分な運動機会を確保できるよう、環境整備と啓発を推進し心身の健康の基盤を築きます。

主な取組

1	幼児期の教育・保育環境の整備					こども課	
内容	安心してこどもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、保育園の適正な利用定員の確保を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

2	保育の無償化					こども課	
内容	3歳から5歳のすべてのこどもについて、保育園の保育料を無償化します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

3	保小連携委員会					こども課・教育委員会事務局	
内容	保小連携委員会では、保育園で培った「学びの芽生え」「人との関わり」「生活習慣・運動」などの「生きる力の基礎」を大切に、小学校における健やかな育ちにつなげていくためにアプローチカリキュラムとスタートカリキュラムを実施し、保小のよりよい連携のあり方について協議を重ねていきます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				

4	乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）					こども課	
内容	保育園及びすくすくはうすなどにおいて、3歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談などを実施し、子育てについての助言その他の援助を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

個別施策1-2 学力の定着・向上に向けた教育の推進

施策の方針

- 様々な状況にある困窮家庭の多様な家族のあり方や生き方に対する理解を深め、一人ひとりが自分らしく人生をデザインできる社会の実現に向けた教育を推進します。
- すべての子どもたちが安心して生活し、夢や希望に向かって成長できるよう、自己肯定感の育成と、子どもの権利擁護を推進します。

主な取組

5	教職員のキャリアステージに応じた研修講座の実施	教育委員会事務局					
内容	教職員のキャリアステージ（初任研修、2年目研修、キャリアアップ研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）に応じた研修内容の把握を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			
6	授業の充実に向けた取組	教育委員会事務局					
内容	「授業の充実」を学校づくりの根幹と考える「学校経営プラン」のもと、三校校長会の折に、各校の授業づくりに関する校内研修について情報交換をしています。必要に応じて南信教育事務所の指導主事を招いて研究授業を行ったり、授業づくりの研修を行ったりして指導力向上に努めています。村教育委員会の指導主事は、学校に直接出向いて、気づいたことを管理職や教職員に伝え、校内研修で扱うよう依頼しています。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			
7	ICT ^{*1} 機器や学習支援ソフトの効果的な活用	教育委員会事務局					
内容	文科省のGIGASTuDX推進チームによるオンライン学習会を活用して、ICTを活用した授業づくりに関する校内研修を進めています。また、ラインズのeライブラリーを活用して、自分のレベルに応じて自分のペースで取り組むドリル学習を展開しています。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			
8	各種調査結果を踏まえた指導や教育課程の改善・充実	教育委員会事務局					
内容	こどもの学力向上や体力向上に向け、全国学力・学習状況調査や新学力テストなどの調査結果を踏まえた指導の改善充実に取り組めます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

※1 ICT：ネットワークやコンピュータを用いて情報や知識を共有する技術。

9	人権教育・道徳教育の充実				教育委員会事務局		
内容	こどもが豊かな人権感覚などを育むことができるよう、教育活動全体を通じた日常的な人権教育・道徳教育の充実に取組みます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

個別施策1-3 こどもの家庭環境などを踏まえた支援の充実

施策の方針

- 家庭での養育に困難を抱えるこどもを早期に発見し、個々の状況に応じた切れ目のない支援を提供できる体制を構築します。
- いじめの未然防止、早期発見、早期対応を徹底し、こどもたちが安心して学校生活を送れる環境を整備します。

主な取組

10	スクールソーシャルワーカーによる支援				教育委員会事務局		
内容	不登校など、生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家です。主に、こどもたちの生活環境の改善に向け、学校とともに見立てと支援計画を立て、福祉関係機関などに働きかけて課題解決を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			○

11	スクールカウンセラーによる支援				教育委員会事務局		
内容	いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童・生徒の心のケア、保護者・教職員へのアドバイスなどを行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			○

12	特別支援教育支援員の配置				教育委員会事務局		
内容	特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対して、日常生活上の介助や学習支援などを行う、特別支援教育支援員を小中学校に配置します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

13	特別支援教育巡回相談員				教育委員会事務局		
内容	臨床心理士や教育相談関係者などの専門家による保育園や小中学校への巡回相談を行い、主として発達障がいにかかる対応の教職員や保護者などへの助言を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			

14	幼保小連絡会議、小中連絡会				教育委員会事務局		
内容	幼稚園、保育園、たけのこ園及び障がい児通所支援事業所から小学校への接続や中学校就学などが円滑に行われるよう、情報交換を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			

15	教育支援委員会				教育委員会事務局		
内容	心身に障がいのある幼児、児童及び生徒の適切な教育支援をするため、保育園・幼稚園、学校、教育委員会、こども相談室が連携しながら、適切な就学と学びの場の見直しが図れるよう本人・保護者との合意形成に努めています。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			

16	日本語巡回指導員などの派遣				教育委員会事務局		
内容	南部小学校・南箕輪中学校では、個別の日本語指導を実施、外国籍児童の多い南部小学校には、日本語支援員を1名配置して実状に応じ日本語指導を行っています。南箕輪中学校では、各学期の到達目標を定め、関係職員がチームを組んで指導にあたり、定期的に県の外国籍児童等学習支援地域コーディネーターの助言をもらいながら取り組んでいきます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

17	医療的ケア看護師の配置				こども課・教育委員会事務局		
内容	医療的ケアが必要なこどもが、必要な保育及び教育を受けることができるよう、療育施設「たけのこ園」や、保育園、小中学校に医療的ケアが必要な児童・生徒の、療養上の世話又は診療の補助に従事する医療的ケア看護師の確保に努めます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			

個別施策1-4 地域などと連携した学習支援の充実

施策の方針

- こどもの貧困は次世代に連鎖する傾向があり、キャリア教育を通じて、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育て、ライフステージに応じた継続的なライフデザインへの認識を高めます。特に、家庭づくり、子育てが個人のキャリアや生活に与える影響について、具体的な知識と具体的なイメージを持つ機会を提供します。
- 地域の多様な主体が連携し、住民が主体となるコミュニティ活動を活性化することで、周囲と距離を置きがちな貧困家庭の孤立を防ぎ、地域全体でこどもを見守り育てる体制を強化します。
- 貧困が原因で不登校になる児童・生徒一人ひとりの状況に応じた、きめ細やかな支援を提供し、社会的自立と学校復帰に向けた多様な学びの場を確保します。

主な取組

18	キャリア教育の推進				教育委員会事務局		
内容	社会的・職業的な自立に向け、家庭・学校・地域で力を合わせ、発達段階に合わせたつながりのあるキャリア教育をめざします。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

19	生活困窮者個別学習支援事業				社会福祉協議会		
内容	生活保護世帯及び生活困窮世帯のこどもを対象に、個別の学習支援を行い、将来の自立の後押しを図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○	○		

20	こども食堂への支援				こども課		
内容	当初は貧困家庭や孤食のこどもに対し、食事や安心して過ごすことのできる場所を提供する目的で始まりましたが、その後、すべてのこどもや親、地域の大人などもいっしょに交流ができる場として運営されているものも多くなってきています。本村においても、ボランティア団体などが実施するこども食堂に通ずる取組に支援を行っていきます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

2 生活の安定に資するための支援

個別施策2-1 妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援の充実

施策の方針

○こども家庭センターを中心に、妊娠期から出産、子育て期に至るまで、切れ目のない支援体制を構築し、困窮家庭の早期発見と保護者が抱える様々な不安や悩みに対応できる相談体制の充実を図ります。また、企業を含めた地域全体で、すべてのこどもが健やかに育つ応援をする体制を強化し、社会全体で子育てを支える環境を醸成します。

主な取組

21	子育て教育支援事業（こども家庭センター）		こども課				
内容	妊産婦及び乳幼児の母子保健に関わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を推進します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

22	妊娠届出書提出時の保健師、管理栄養士による面談		こども課				
内容	妊婦が安心して妊娠・出産を迎え、その後の子育て期にも切れ目なく相談体制が継続できるよう、保健センターなどでの妊娠届出書の提出時に、保健師や管理栄養士などが直接面談し、妊娠・出産について正しい知識の普及や、安心して出産を迎えられるように相談に応じています。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○						

23	妊婦健康診査事業		こども課				
内容	妊婦の健康管理と、疾病の異常の早期発見のため、母子健康手帳交付時に妊婦健診の受診勧奨として、医療機関などで使用できる14回分の受診票（補助券）の交付を行っています。また、健診の結果、必要な妊婦には個別相談・訪問を行っています。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○						

24	産婦健康診査		こども課				
内容	産後の心身の健康状態の回復を支援するため、長野県内の医療機関又は助産所で産後2週間及び産後1か月の時期に受けられる健診費用の一部を助成します。受診票はウエルカムベビークラス（出産直前学級）で発行します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○						

25	産後ケア事業				こども課		
内容	産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母子に対し、本村が適当と認める医療機関などに委託して事業を行っています。事業の種類は、宿泊型、通所型、居宅訪問型とあり、個人のニーズに合わせ、母子に対し心身のケアや育児のサポートなどを行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○						

26	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)				こども課		
内容	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞きまします。子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

27	乳幼児健康診査・相談				こども課		
内容	3歳までの間に計7回、月齢に応じて身体計測、内科診察、離乳食相談、育児相談、歯科診察、歯科相談、運動発達、栄養相談、発達相談などを行なっています。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

28	養育支援訪問事業				こども課		
内容	乳児全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談支援などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○					○

29	地域子育て支援拠点事業（すくすくはうす）				こども課		
内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・支援、情報の提供、その他の援助を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

30	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	こども課					
内容	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の向上と、ネットワーク機関間の確かな連携を図る取組を実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

個別施策2-2 保護者の自立や生活安定に向けた支援の充実

施策の方針

- それぞれが抱える経済、就業、健康、家庭など多岐にわたる課題に応じた適切な支援を行い、生活上困難な状況に置かれている保護者の自立の促進を図ります。
- 貧困家庭における様々な状況において子育てと仕事の両立を支援するため、職場における理解促進や柔軟な働き方を後押しする取組を支援します。

主な取組

31	生活困窮者自立相談支援事業（まいさぼ上伊那）	長野県生活就労支援センター					
内容	生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット」として自立支援事業を柱とし、住居確保支援・就労支援・家計支援・居住支援・こども支援を活用しながら、その他さまざまな支援事業も状況に応じて取り入れて支援します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

32	母子・父子・寡婦相談	上伊那福祉事務所					
内容	母子・父子自立支援員などが、ひとり親家庭で児童・生徒を扶養している人及び寡婦の生活相談、自立支援などの各種相談に応じて、悩み事の解決や自立を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

33	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	上伊那福祉事務所					
内容	ひとり親家庭が経済的に自立するため、児童・生徒の入学準備資金や生活資金の貸付を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

34	女性相談（まいさぼ上伊那）				長野県生活就労支援センター		
内容	家庭内の揉め事や生活上の相談、配偶者からの暴力（DV）など、女性が日常生活を送るうえで抱えている様々な問題の相談に応じ、関係機関と連携して悩み事の解決や自立を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

35	母子家庭等日常生活支援員派遣事業				こども課		
内容	ひとり親家庭が、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する日常生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

36	放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）				教育委員会事務局		
内容	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に遊びなどの活動や生活の場を提供し、支援員の支援のもと児童の健全育成を図ります。平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなどの長期休暇中に実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○				○

37	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）				こども課		
内容	こどもの預かりなどの支援を受けたい方（依頼会員）と支援を行いたい方（協力会員）との相互支援活動により、地域で子育て家庭の育児を支援します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				○

38	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）				こども課		
内容	保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭、育児による疲労などのため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設などにおいて一定期間預かり養育します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				○

39	すこやかリユース事業				社会福祉協議会		
内容	「もったいない気持ち」「物を大切にすること」「ありがとうの気持ち」を育むため、制服などのリユース（再利用）に取り組めます。使用しなくなった村内園児服、防災頭巾、鍵盤ハーモニカ、南箕輪中学校制服・指定運動着などを受け入れ、希望者に対して提供します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○			○

40	フードバンク事業				社会福祉協議会		
内容	失業や休業などにより、食に困る子育て世帯を応援することを目的に、保育園や小中学校の長期休業に合わせて、希望世帯へ米や他企業が提供したレトルト食品などを無料配布します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

再掲1	幼児期の教育・保育環境の整備				こども課		
内容	安心してこどもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、保育園の適正な利用定員の確保を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

個別施策2-3 配慮を要するこどもの生活支援の充実

施策の方針

- すべてのこどもがそれぞれの個性や能力を伸ばし、地域社会の一員として安心して生活できるためには、配慮を要するこどもへのきめ細やかな支援が必要であり、これらの取組には、こどもの状況の十分な理解と、早期発見・早期支援などのきめ細やかな支援が不可欠です。
- 配慮を要するこどもの状況に、十分な理解が必要であり、保育、保健医療、教育、就労支援などの関係機関と連携した支援に取り組めます。

主な取組

41	ヤングケアラー支援				こども課		
内容	保護者、学校、保育園、教育委員会など関係機関の連携強化を推進し、児童虐待やヤングケアラーなどこどもを取巻く課題の早期発見につなげます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○	○	○	

42	教育支援センター				教育委員会事務局		
内容	小中学校の不登校の児童・生徒に対し、社会的な自立に向けて将来的な自己実現につながるよう、集団適応指導、学習指導、教育相談など、個々の状態に応じた支援を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			

43	児童発達支援				こども課		
内容	児童発達支援事業所たけのこ園において、保育士・作業療法士・臨床心理士・言語聴覚士などの専門職を配置し、毎日の生活や遊びを通して基本的な生活習慣を身につけたり、集団生活を楽しめる力をつけたりします。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

44	特定相談支援				こども課		
内容	障がい福祉サービスの利用申請に必要なサービスなど利用計画の作成、サービスの利用にまつわる相談の対応、関係機関との連絡調整などを行います。障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある方を対象としています。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

45	要保護児童対策地域協議会				こども課		
内容	要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、長野県諏訪児童相談所などの関係機関及び庁内関係部局による情報交換や情報共有を進め、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

46	すくすく玉手箱事業（子育て学級）				教育委員会事務局		
内容	家庭ではなかなかできない季節の行事を中心に、さまざまな体験を通してこどもの成長を図り、親子間・親同士の交流を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				

47	食育推進事業				こども課		
内容	家庭を中心とし、地域や学校、保育園、生産者、流通関係者、行政など様々な関係者が力を合わせ食育推進に取り組んでいきます。また、子育て支援、住民環境、健康、福祉、産業、教育などの庁内関係課が連携を図りながら食育の取組を進めることによって、生涯にわたって健康で安心して暮らせるよう計画の推進に努めます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

再掲10	スクールソーシャルワーカーによる支援				教育委員会事務局		
内容	不登校など、生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家です。主に、子どもたちの生活環境の改善に向け、学校とともに見立てと支援計画を立て、福祉関係機関などに働きかけて課題解決を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			○

再掲11	スクールカウンセラーによる支援				教育委員会事務局		
内容	いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童・生徒のこころのケア、保護者・教職員へのアドバイスなどを行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			○

再掲20	こども食堂への支援				こども課		
内容	当初は貧困家庭や孤食の子どもに対し、食事や安心して過ごすことのできる場所を提供する目的で始まりましたが、その後、すべての子どもや親、地域の大人などもいっしょに交流ができる場として運営されているものも多くなってきています。本村においても、ボランティア団体などが実施するこども食堂に通ずる取組に支援を行っていきます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

再掲34	女性相談（まいさぼ上伊那）				長野県生活就労支援センター		
内容	家庭内の揉め事や生活上の相談、配偶者からの暴力（DV）など、女性が日常生活を送るうえで抱えている様々な問題の相談に応じ、関係機関と連携して悩み事の解決や自立を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

再掲36	放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）				教育委員会事務局		
内容	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に遊びなどの活動や生活の場を提供し、支援員の支援のもと児童の健全育成を図ります。平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなどの長期休暇中に実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○				○

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

個別施策 3-1 困窮家庭やひとり親家庭などへの就労支援

施策の方針

○困窮家庭やひとり親家庭などにおける、子育て中の母親や子育てに目途がついた母親の就業を支援します。

主な取組

48	女性の就業お仕事相談室				地域づくり推進課		
内容	様々な働き方ができる環境を整備し、「子育て」「介護」「仕事」など「女性が活躍できる環境づくり」を推進します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○	○	○

49	自立支援教育訓練給付金				上伊那福祉事務所		
内容	職業能力開発に取り組むひとり親の方などに、教育訓練講座の受講料の一部を支援します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

50	高等職業訓練促進給付金				上伊那福祉事務所		
内容	ひとり親家庭の親が、就職の際に有利な資格を取得するための養成機関で修業する期間の生活費を支援します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

51	延長保育事業				こども課		
内容	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園などにおいて保育を実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

52	一時預かり事業				こども課		
内容	保護者の冠婚葬祭や疾病など、やむを得ない事情により家庭で児童を保育できないときに村内5保育園及びすくすくはうすで一時的に保育を行っています。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

53	病児病後児保育事業				こども課		
内容	病気治療中又は回復期にある児童を、病院・保育園などに付託された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				○

再掲1	幼児期の教育・保育環境の整備				こども課		
内容	安心してこどもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、保育園の適正な利用定員の確保を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

再掲31	生活困窮者自立相談支援事業（まいさぼ上伊那）				長野県生活就労支援センター		
内容	生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット」として自立支援事業を柱とし、住居確保支援・就労支援・家計支援・居住支援・こども支援を活用しながら、その他さまざまな支援事業も状況に応じて取り入れて支援します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

再掲34	女性相談（まいさぼ上伊那）				長野県生活就労支援センター		
内容	家庭内の揉め事や生活上の相談、配偶者からの暴力（DV）など、女性が日常生活を送るうえで抱えている様々な問題の相談に応じ、関係機関と連携して悩み事の解決や自立を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

再掲36	放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）				教育委員会事務局		
内容	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に遊びなどの活動や生活の場を提供し、支援員の支援のもと児童の健全育成を図ります。平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなどの長期休暇中に実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○				○

再掲37	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）				こども課		
内容	こどもの預かりなどの支援を受けたい方（依頼会員）と支援を行いたい方（協会員）との相互支援活動により、地域で子育て家庭の育児を支援する事業です。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				○

再掲38	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）				こども課		
内容	保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭、育児による疲労などのため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設などにおいて一定期間預かり、養育します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				○



4 経済的支援

個別施策4-1 教育費の負担軽減のための支援

施策の方針

○生活困窮世帯に対して、経済的な負担を軽減するための支援を継続・拡充し、安心してこどもを産み育てられる経済基盤の確保をめざします。

主な取組

54	就学援助（要保護及び準要保護児童・生徒）				教育委員会事務局		
内容	経済的理由により就学が困難と認められる、村内小中学校の児童・生徒の保護者に対して、就学にかかる費用(新入学用品、学用品費、学校給食費、修学旅行費など)の一部を支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			
55	特別支援教育就学奨励費				教育委員会事務局		
内容	障がいのある児童・生徒又は小中学校の特別支援学級で学ぶ児童・生徒の保護者に対して、就学にかかる費用(学用品費、学校給食費、修学旅行費など)の一部を、家庭の経済状況に応じて支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○	○			
56	入学準備金貸付				こども課		
内容	村内の小中学校に入学予定のお子さんの保護者の方を対象に、その世帯が就学援助の要件に該当する場合、入学前に入学準備資金の貸付を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○				
57	ひとり親家庭等高等学校等生徒通学費給付金				こども課		
内容	村内に住居する児童扶養手当の受給者で、公共交通機関など費用のかかる交通手段を利用している生徒の保護者に通学費を支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
					○		

再掲33	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付				上伊那福祉事務所		
内容	ひとり親家庭が経済的に自立するため、児童・生徒の就学支度、修学資金などの貸付を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

個別施策 4-2 子育てにかかる経済的負担の軽減

施策の方針

○生活困窮世帯に対し、こどもの健康や支援制度利用などにかかる費用の負担軽減を実施するとともに、必要な家庭に支援の情報を確実に届け、支援・サービスを利用できるように、その周知の強化を図ります。

主な取組

58	児童手当				こども課		
内容	高校生年代までの児童・生徒を養育している方に、家庭などにおける生活の安定に貢献するとともに、次代の社会を担う児童・生徒の健やかな成長に役立てることを目的として手当を支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		

59	児童扶養手当				こども課・上伊那福祉事務所		
内容	児童扶養手当は、父母の離婚や死亡などにより、ひとり親家庭となった世帯等の生活の安定と就労による自立の促進のために支給します。受給資格は児童・生徒を養育している父又は母、父母にかわって同居し養育している人となります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		

60	福祉医療費給付金制度				健康医療課		
内容	本村に住んでいる18歳に達する日以降の学年末までの児童・生徒、及びひとり親家庭で児童・生徒を扶養している母（父）が、安心して病院に行けるように医療費を補助します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○*

※ひとり親家庭

61	福祉医療費資金貸付制度					健康医療課	
内容	子ども、障がい者（児）及びひとり親家庭の福祉医療の受給者のうち、特に医療費の支払が困難な人を対象に、福祉医療費の貸付を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○		○

62	きょうだいがいる世帯の未満児保育料軽減				子ども課		
内容	第2子以降の子どもを産み育てる環境を整えるため、保育園における子どもが第2子以降の場合は未満児保育料を軽減します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

63	ひとり親世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯の未満児保育料軽減				子ども課		
内容	ひとり親世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯などであり、村民税所得割額が一定額未満である場合は未満児保育料を軽減します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					

64	放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）利用料の減免				教育委員会事務局		
内容	家庭の経済的な事情や地域性、きょうだいが同時に利用する場合に利用料を減免します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
			○				

65	特別児童扶養手当				福祉課		
内容	重度もしくは中度の障がい（身体・知的・精神）がある、20歳未満の在宅の児童・生徒を監護している父母又は養育者に支給します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○*		

※20歳未満

66	障がい児福祉手当				福祉課		
内容	日常生活において、常時特別な介護を必要とする在宅の重度障がい者に対して手当を支給します。ただし、所得状況により支給制限があります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○	○	○	○*		

※20歳未満

67	不妊・不育症治療費助成					こども課	
内容	保険適用となる不妊及び不育症の治療を受けている方に対して、治療費から高額療養費や付加給付を除いた額の1/2（上限月額5万円）などを補助し、治療を希望される方を支援します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○※						

※不妊又は不育症の治療を行っている方

68	子育て家庭優待パスポート事業					こども課	
内容	「ながの子ども・子育て応援県民会議」と連携・協働し、子育て家庭が買物などの際に割引などのサービスを受けられるパスポートカードを配布します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

再掲2	保育の無償化					こども課	
内容	3～5歳のすべてのこどもについて、保育園の保育料を無償化します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					



5 支援体制の強化や制度の周知

個別施策5-1 こどもに関する相談体制の充実

施策の方針

- 家庭での養育に困難を抱えるこどもを早期に発見し、個々の状況に応じた切れ目のない支援を提供できる体制を構築します。
- 関係機関や地域住民との連携を強化し、支援が必要なこどもと家庭を見守り、多角的な支援を提供できるネットワークを構築します。
- 生活困窮世帯におけるニート・ひきこもり状態にある若者本人と家族が、安心して相談できる環境を整備し早期の社会接続・自立を促します。

主な取組

再掲21	子育て教育支援事業（こども家庭センター）						こども課
内容	妊産婦及び乳幼児の母子保健に関わる実情を把握し、妊娠・出産・子育てについての悩みや不安に対する相談支援を通じて、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を推進します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

再掲29	地域子育て支援拠点事業（すくすくはうす）						こども課
内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・支援、情報の提供、その他の援助を行います。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
		○					○

再掲31	生活困窮者自立相談支援事業（まいさぼ上伊那）						長野県生活就労支援センター
内容	生活困窮者自立支援法に基づき、「第二のセーフティネット」として自立支援事業を柱とし、住居確保支援・就労支援・家計支援・居住支援・こども支援を活用しながら、その他さまざまな支援事業も状況に応じて取り入れて支援します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

69	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業						こども課
内容	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の向上と、ネットワーク機関間の確かな連携を図る取組を実施します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

個別施策5-2 こどもや子育て支援のネットワーク構築・連携強化

施策の方針

- 学校、家庭、地域、関係機関が密に連携し、貧困が原因となっているいじめや不登校の問題に社会全体で対応できる体制を構築します。
- 関係機関や地域住民との連携を強化し、生活困窮世帯のニート・ひきこもり状態にある若者を社会全体で支える体制を構築します。
- 貧困状態にあるこどもの早期発見・早期対応の体制を強化し、支援が必要なこどもが適切なサービスへスムーズに接続できる仕組みを構築します。
- 医療・保健・福祉・教育・警察・労働などの関係機関との連携を強化し、生活困窮世帯へのライフステージを通じた切れ目のない支援体制を構築するとともに、地域全体での理解促進と協力体制を推進します。

主な取組

73	民生児童委員などの活動支援				福祉課		
内容	民生児童委員活動の周知を行います。また、民生児童委員が対応困難な事例が生じた場合のサポート体制の強化など、活動しやすい環境づくりを進めます。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○	○	○

再掲45	要保護児童対策地域協議会				こども課		
内容	要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、長野県諏訪児童相談所などの関係機関及び庁内関係部局による情報交換や情報共有を進め、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

個別施策5-3 制度の周知や村民の意識啓発

施策の方針

○地域社会全体ですべてのこどもの成長を応援する意識を高め、子育て世代が安心して子育てできる環境を醸成します。また、地域住民と子育て世代が自然に交流できる機会を創出します。

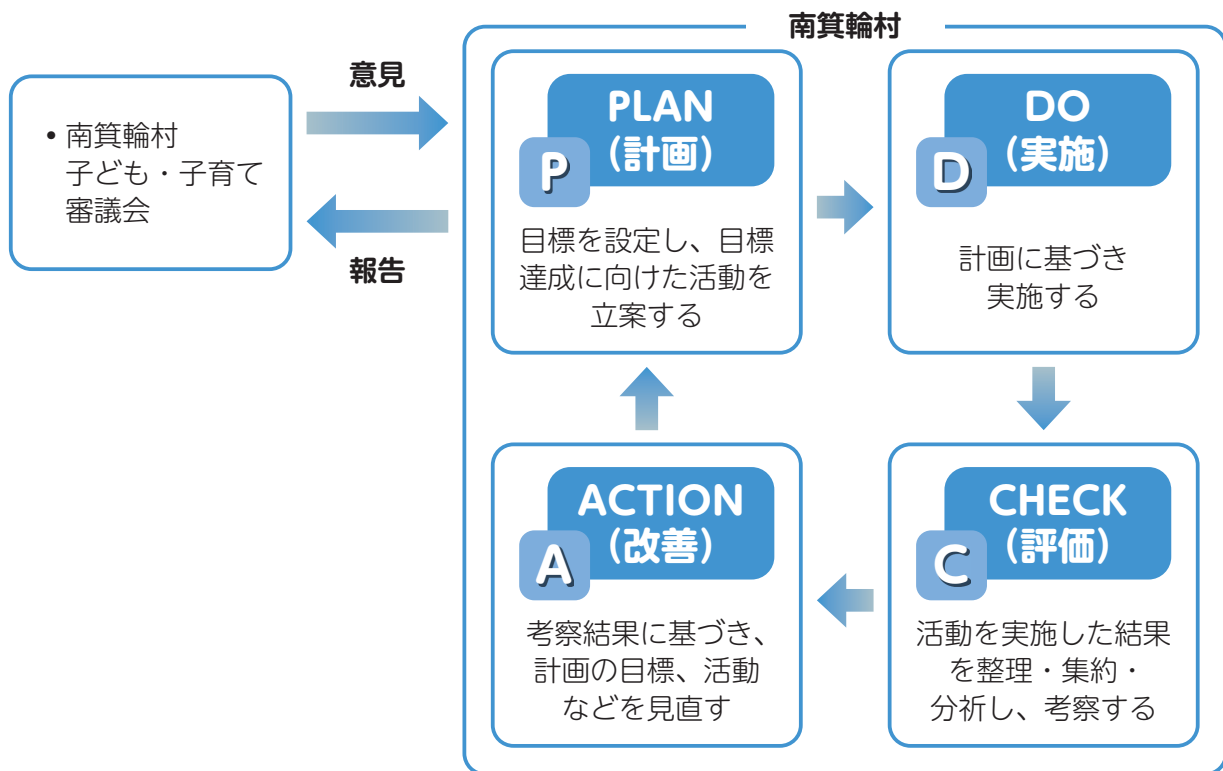
主な取組

74	子育て支援サイト					こども課	
内容	本村で妊娠・出産・子育てするうえで役立つ制度・手当・子育て関連施設など、各分野から幅広い情報をまとめ、冊子やホームページで提供します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○
75	南箕輪村LINE公式アカウント					総務課	
内容	イベント情報などの本村からのお知らせをはじめ、保育園・小中学校・放課後児童クラブからのおしらせなどをLINEで提供します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○			○
76	子育て応援アプリ「子育て応援☆まっくんナビ」					こども課	
内容	妊産婦とこどもの健康データの記録・管理や予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイスの提供など、育児や仕事に忙しい母親や父親を助けてくれる便利な機能を充実させています。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○					○
再掲68	子育て家庭優待パスポート事業					こども課	
内容	「ながの子ども・子育て応援県民会議」と連携・協働し、子育て家庭が買物などの際に割引などのサービスを受けられるパスポートカードを配布します。						
対象	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	青年	保護者
	○	○	○	○	○		○

第5章 計画の進行管理

本計画に基づく施策を推進するために、主な事業における庁内関係各課及び関係機関等の取組の状況や成果・課題など進捗状況の点検を行いPDCAサイクルに基づき管理します。

進捗状況については、必要に応じて「子ども・子育て審議会」に報告を行うことで、外部からの視点も取り入れていきます。また、適宜計画の見直しなどを実施し、本村における「こども計画」の推進を図ります。



第4編

次世代育成支援行動計画



第4編 次世代育成支援行動計画

第1章 次世代育成支援行動計画の概要

1 次世代育成支援行動計画とは

わが国では、少子化が急速に進んでいます。合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産することの数の平均）を見ると、昭和49年（1974年）に2.05と人口維持に必要とされる2.07を下回り、平成元年（1989年）には1.57、令和元年（2019年）には1.36、令和5年（2023年）には1.20と年々減少を続け、様々な対策を講じているものの人口を維持するために必要とされている2.07には遠く及ばない状況で、少子化対策は重要課題となっています。

少子化の進行は、社会保障をはじめ、わが国の社会経済全体に構造的変化をもたらす深刻な影響を与える一方で、こどもが健やかに育つ環境を形成するうえで多くの課題をもたらします。このような中、国は、平成15年（2003年）7月に「次世代育成支援対策推進法」（令和6年（2024年）改訂）を制定し、地方公共団体及び事業主に対して行動計画の策定を義務づけることにより、次世代育成支援の迅速かつ重点的な推進を図ってきました。しかしそれ以降も、少子化の進行に歯止めがかかっていないことから、国では平成19年（2007年）に「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を両輪とする『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』をまとめ、市町村に対し、子育て支援の社会的基盤の充実を求めています。

この法律は10年間の時限立法であることから、たびたび改正され法律の期間が延長されています。最終改正は令和6年（2024年）5月で、令和17年（2035年）3月末までの期間となっています。

さらに、これらの課題に対応し子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げてこどもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められていることから「子ども・子育て関連3法」が平成24年（2012年）8月に成立（令和6年（2024年）10月最終改訂）しました。この「子ども・子育て関連3法」に基づく新たな子育て支援は、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域のこども・子育て支援の充実を図ることをめざしています。

このような状況の中、本村ではこどもが健やかに育ち、子育てに喜びを感じられる社会の実現に向け、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「次世代育成支援行動計画」を策定し、すべてのこどもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に実施してきました。

しかし、近年の少子高齢化、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化、ライフスタイルの多様化、デジタル社会の進展など、こども、子育てを巡る環境は大きく変化しています。

本村は、伊那谷の中心に位置し、保育園から大学院まで教育機関が揃うなど、子育て・教育環境に恵まれた地域です。こうした特性を活かしながら、将来を担うこどもたちの育ちと家庭の支援を一層充実させることが求められています。

本計画は、これらの課題に対応し、村総合計画の理念「夢と希望を持ち続けられ、いきいきと暮らせるすてきな南箕輪村」の実現をめざす取組の一環として位置づけられます。

今後、保育や教育の質の確保、経済的困窮や外国籍家庭など支援が届きにくい世帯への配慮、切

れ目ない支援体制の構築などが課題となります。これらを踏まえ、すべてのこどもが夢や希望を持ち、心身ともに健やかに成長できるよう、行政と地域が一体となって取り組んでいくための計画として「次世代育成支援行動計画」を策定します。

2 計画策定の目的

「次世代育成支援対策推進法」において、目的が以下のように明確化されています。

【「次世代育成支援対策推進法」から抜粋】

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

本村でも、少子高齢化、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化、ライフスタイルの多様化、デジタル社会の進展などにより、こどもや子育て家庭を取巻く状況は厳しくなっています。このような状況を背景に、子育て支援や働きながら子育てしている家庭の生活支援、また、こどもたちの健全育成のために、様々な施策で子育て支援を推進すべく、村総合計画を上位計画とし、平成17年度（2005年度）に「次世代育成支援行動計画」を策定し、その後、数次の改訂を図りつつ取り組んできました。

国や社会の動向を踏まえるとともに、本村におけるこれまでの次世代育成支援に関する取組の進捗状況や課題を検討し、令和8年度（2026年度）4月から始まる「南箕輪村こども計画」に包含し「南箕輪村次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画です。本村としては、第3条の基本理念にのっとり相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進します。

【「次世代育成支援対策推進法」から抜粋】

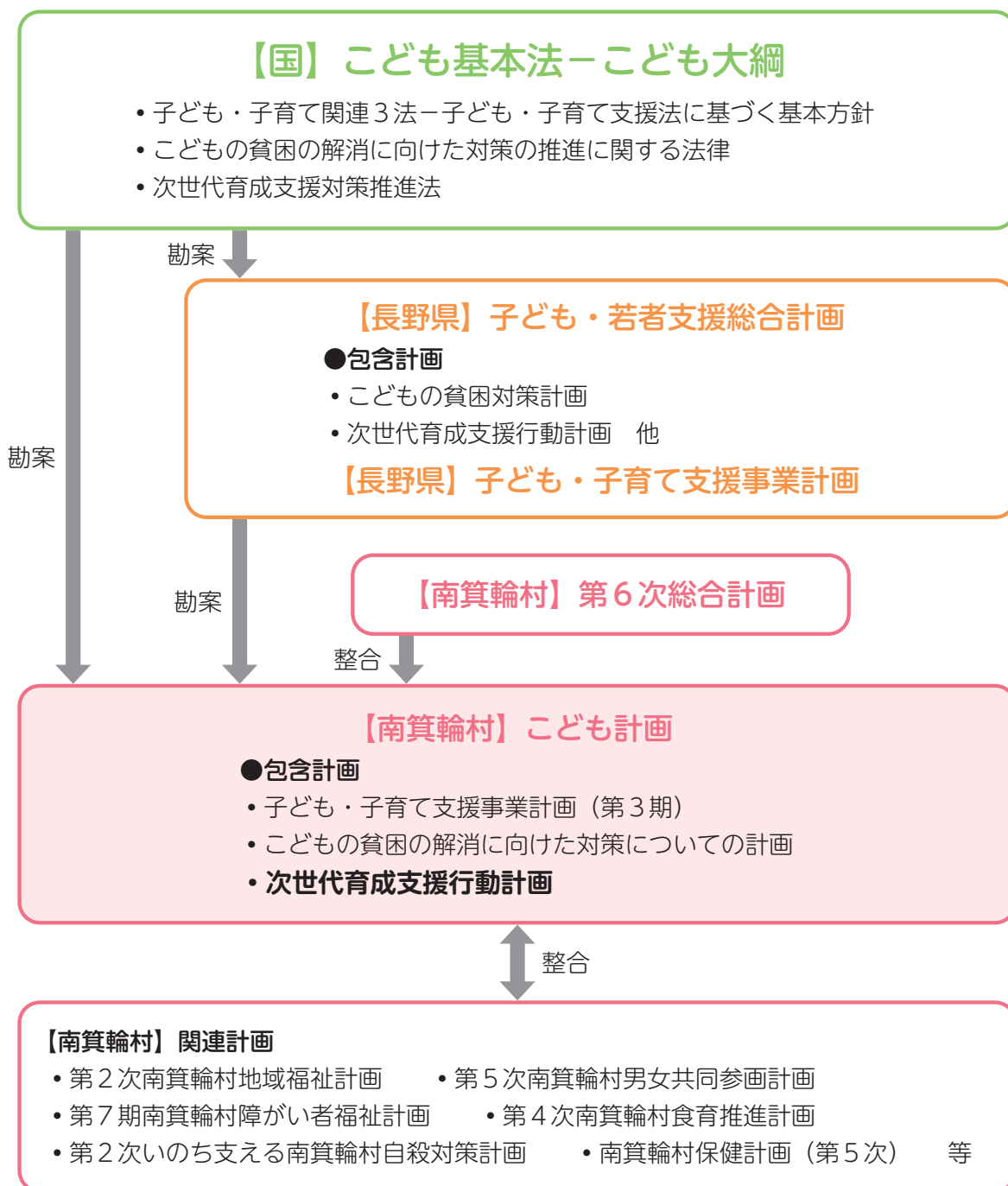
(基本理念)

第三条

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(2) 他の計画との関係

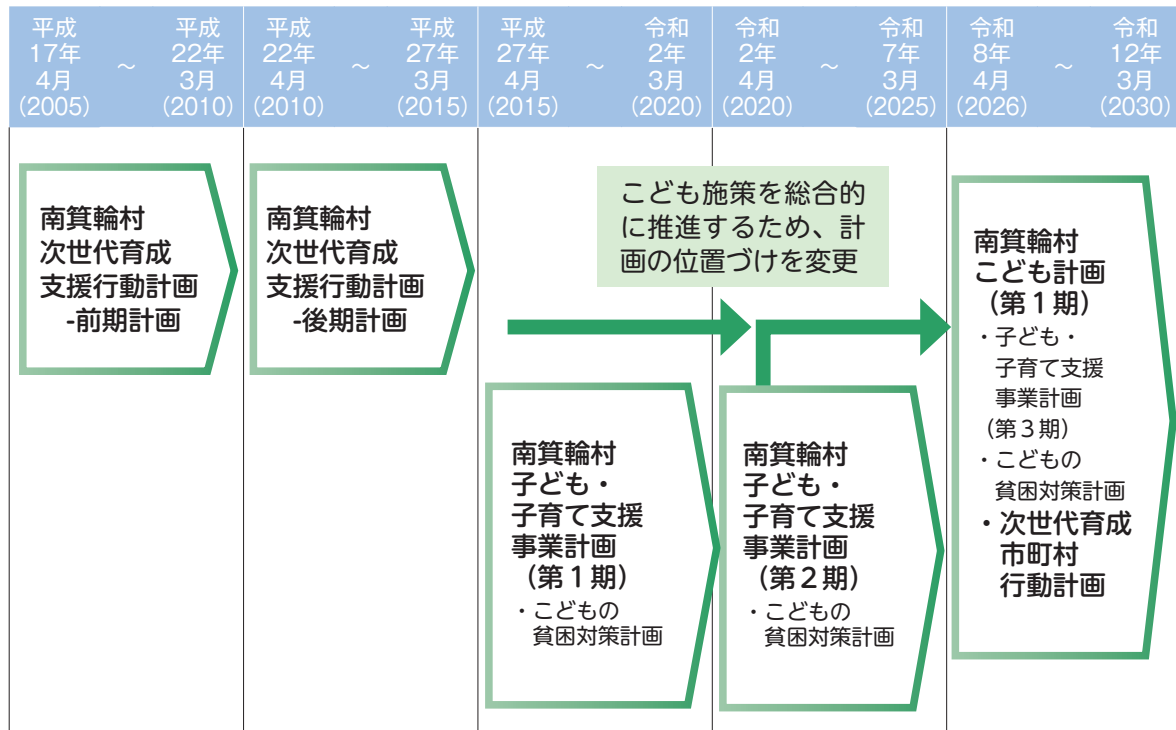
この計画は、福祉をはじめ保健、教育、労働、生活環境など村政の各分野にわたる総合的な計画として位置づけられ、本村のむらづくりの総合的指針である村総合計画を上位計画として、次代を担う子どもを生き育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。



4 計画期間

この計画は、令和8年（2026年）4月から令和12年（2030年）3月までの4年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や本村の状況の変化、子育て家庭のニーズなどに適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



第2章 本村の現況

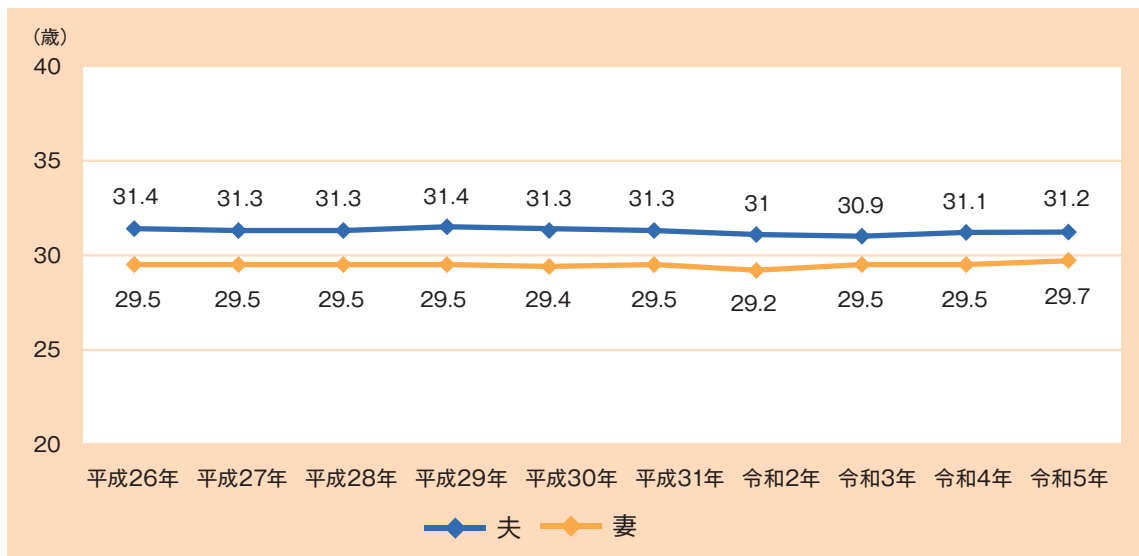
1 本村の現況

(1) 少子化の動向

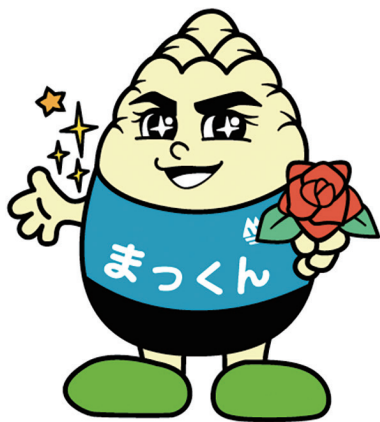
① 平均初婚年齢

長野県の平均初婚年齢について、平成26年(2014年)からの10年間は、男性は概ね31歳、女性は概ね29歳で一定となっています。

【長野県の平均初婚年齢の推移】



【資料：人口動態統計】

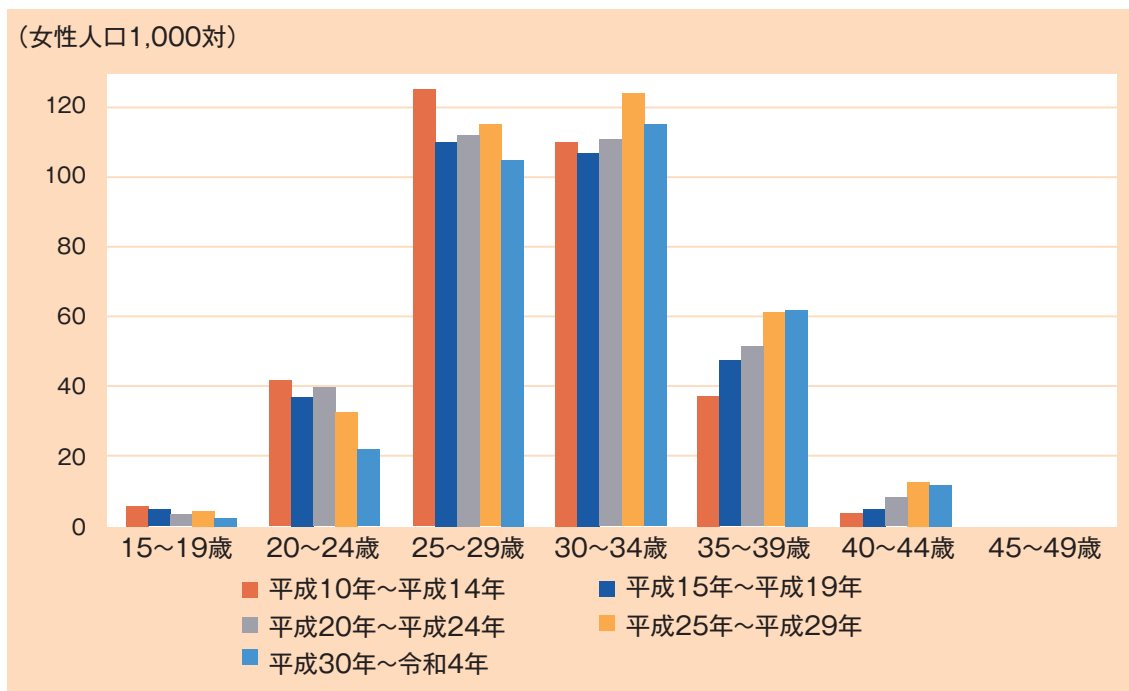


②晩産化、少産化の動向

・母親の年齢階級別出生率

本村の母親の年齢階級別出生率については、平成25年（2013年）から令和4年（2022年）と平成10年（1998年）から平成19年（2007年）を比べると、平成25年（2013年）から令和4年（2022年）の方が30歳以上で出産する割合が多くなっています。

【母親の年齢階級別出生率（女性人口1,000対、ベイズ推定値^{*1}）】



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成10年～平成14年	6.3	41.7	125.3	110.1	38	4.7	0.1
平成15年～平成19年	5.1	37.1	110.6	107.3	48.3	5.3	0.1
平成20年～平成24年	3.5	40.2	112.7	111.3	52.1	8.8	0.2
平成25年～平成29年	4.7	33.2	115.4	124.3	61.8	12.8	0.2
平成30年～令和4年	3.0	22.5	105.4	115.6	62.7	12.4	0.2

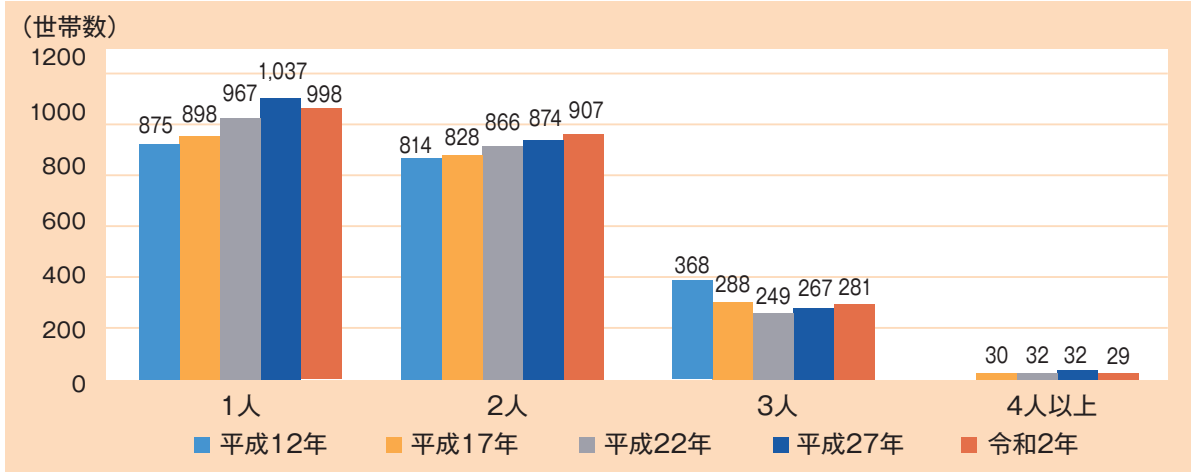
【資料：人口動態統計】

※1 ベイズ推定値：小地域における合計特殊出生率や標準化死亡比を見る場合、観測データ（出生数や死亡数）が少なく、出生、死亡の動向を把握することが困難。このような場合、当該市区町村を含むより広い地域である都道府県の出生、死亡の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生数、死亡数等の観測データを総合して当該市区町村の合計特殊出生率、標準化死亡比を推定するベイズ推定を適用し安定的な推定を行う。

・世帯当たり子ども数

本村の世帯当たり子ども数については、平成12年（2000年）には3人の世帯が368件でしたが、以降は約250～290世帯前後にとどまっており、1～2人世帯が増加傾向にあります。

【世帯当たり子ども数】

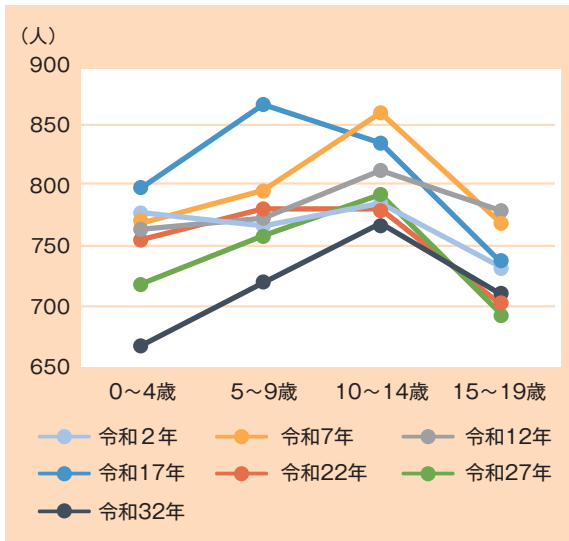


【資料：国勢調査】

③こどもの数の将来予測

本村のこどもの数の将来予測は、多少の増減はあるものの、どの年代においても年々減少していく傾向が予測されています。

【こどもの数の将来予測】



子供の数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳
令和2年	797	864	834	737
令和7年	767	795	859	772
令和12年	763	772	813	779
令和17年	778	767	784	734
令和22年	755	780	779	702
令和27年	720	758	793	697
令和32年	669	721	770	708

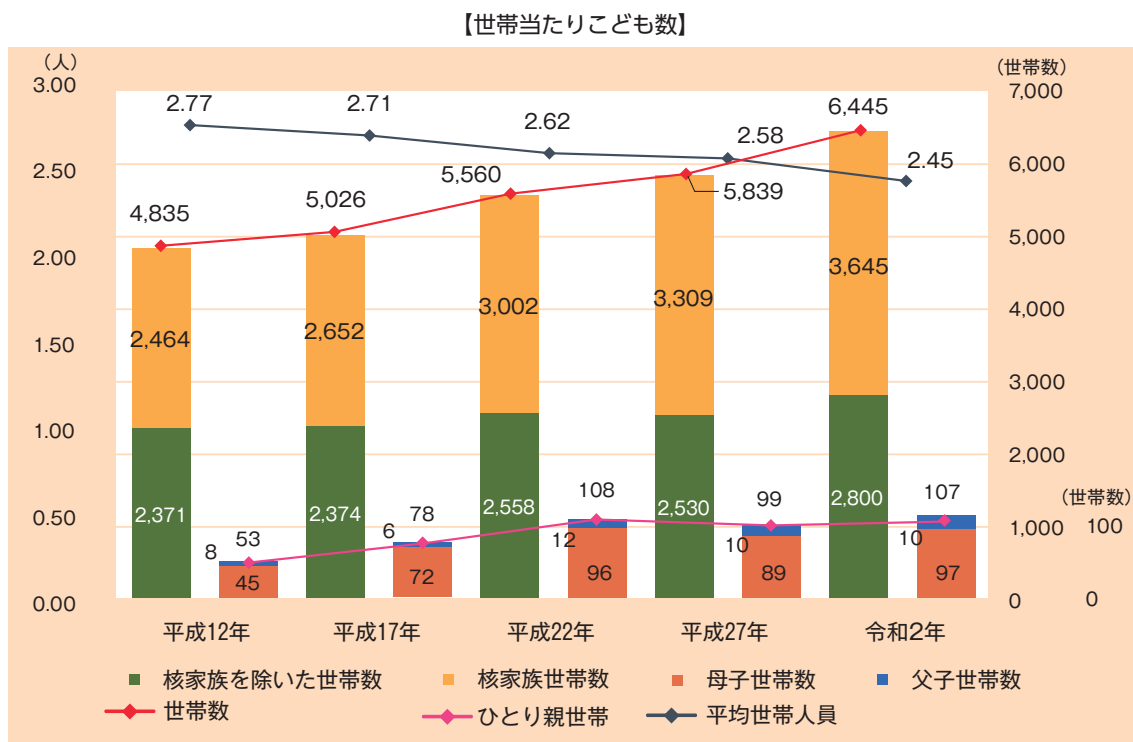
【資料：国立社会保障・人口問題研究所】

(2) 家族や地域の状況

①世帯の動向

・世帯数

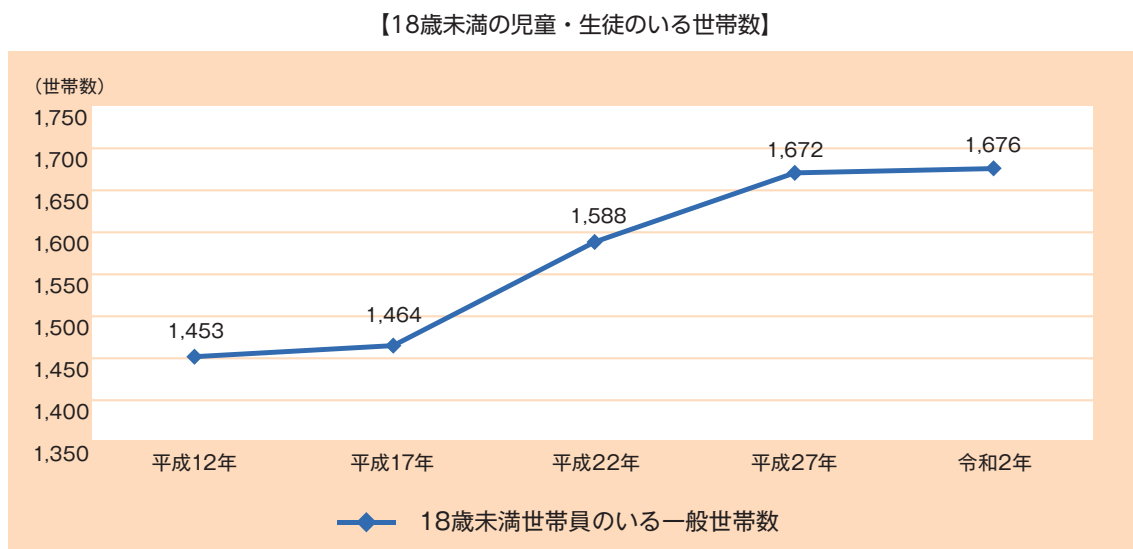
本村の世帯数の推移を見ると、平成12年（2000年）から令和2年（2020年）の間で増加し続け、その20年間に1,610世帯増えています。しかし、1世帯あたりの人数は徐々に減少しています。また、ひとり親世帯については平成12年（2000年）から平成22年（2010年）まで増加し、その後100世帯前後の横ばいになっています。



【資料：国勢調査】

・18歳未満の児童・生徒のいる世帯数

本村の18歳未満の児童・生徒のいる世帯数については、年々増加傾向にあります。



【資料：国勢調査】

第3章 次世代育成支援に向けた具体的取組

1 地域における子育ての支援

【現状・課題】

少子高齢化、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化、ライフスタイルの多様化、デジタル社会の進展などの環境の変化は、子育て中の保護者が孤立する状況を招き、子育て不安や精神的な負担の増大につながっています。

また、子育て支援において、地域の担う役割は今後より重要になってきます。気軽に相談や交流などができる場づくりや、子育てを支える地域活動の振興など、地域における子育て支援体制を充実させていく必要があります。

アンケート調査では、「日常的に児童をみてもらえる親族・知人」は祖父母が33.5%、友人・知人が2.3%と低い値となっています。また、「子育てをするうえで気軽に相談できる人」は祖父母など親族が85.4%、友人や知人が70.9%となっています。さらに、周囲のサポートについては、子どもを預かる場所や時間の拡充を望む意見が多く見られました。

さらに、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター「すくすくはうす」、子育て援助活動支援センター「ファミリー・サポート・センター」など）を利用していないとの回答は83.2%となっています。

本村では、未来を担うすべての子どもたちが、限らない夢と想像力を持ち、健やかに成長していくために、成長段階に合わせた子育て支援・相談をはじめ、子どもたちが「学び・遊び・交流」ができる、そして、幅広い世代の人たちと交流ができる"みんなの憩いの場"をめざして「こども館」を開設しました。

この「こども館」を活動の核として、地域での助け合いの機運や機会を創出しながら、必要な子育て支援サービスの充実を図ることで、家庭と地域が支え合う子育てのしやすい環境の拡大が求められています。

【施策の方向】

「こども」を育てることは、地域の未来を育てることであり、本村の未来を育てることに繋がります。子ども・子育て支援事業を着実に実行し、地域における様々な子育てへの取組を支援します。

2 妊婦及び幼児などの健康の確保及び推進

【現状・課題】

妊娠期及び出産後の母親、乳幼児などの健康の確保及び推進は、その後の人生に大きく関わります。

特に、乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動など生活リズムを整え、こどもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

アンケート調査では、子育てをするうえで気軽に相談できる人は「祖父母」「友人・知人」が多く、子育て支援施設・NPOは15.2%、自治体の子育て関連担当窓口は3.2%と低い値となっています。

本村では、妊娠の届け出をした母親にこども課窓口で母子健康手帳の交付に始まり、妊婦健診の受診勧奨、医療機関などで使用できる受診票（補助券）の交付、妊婦とその夫が妊娠中の保健衛生や育児に関する正しい知識を持ち、安心して出産、育児に臨むためのマタニティスクールの開催など、妊婦、乳児及び幼児などの健康の確保及び増進に取り組んでいます。

また、様々な不安の解消や、近年社会的な問題となっている「孤育て^{*1}」への対策として、産婦・新生児、乳児訪問、育児相談なども実施しています。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取組が必要です。

今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、安心してこどもを生み育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

【施策の方向】

不妊及び不育症の治療を行っている夫婦への支援を強化するとともに、妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援の体制をより強化し、妊娠期の不安の解消や孤育てとならないための取組、こどもを健康で健全に養育するための取組をより充実させます。

※1 孤育て：子育てを家族だけで抱え込み、周囲から孤立した状態。共働きや地域のつながりの希薄化、祖父母世代との同居の減少など、複数の要因が重なっている。

3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【現状・課題】

すべてのこどもの健やかな育ちを支援するためには、こどもの将来を見据えた子育て支援が必要であり、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ることが求められます。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組むことが必要です。

さらに、こどもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、こどもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、こどものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

アンケート調査では、母親の87.8%、父親の98.8%は就労しており（一部産休、育休、介護休暇中を含む）、このうち、母親の55.4%は現在の勤務形態であるパート・アルバイトなどの継続を望んでおり、フルタイムへの転換希望者で実現できる見込みのある母親は14.3%となっています。また、定期的な教育・保育事業の利用は、保育園が95.7%と大半を占めています。

本村では、保育園5園を運営しており、多くのこどもが通っています。さらに、延長保育は各園で、乳児保育は3園で、未満児保育は5園で対応しています。また、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として地域子育て支援拠点事業（すくすくはうす）などの運営も行っています。

今後は、多種多様な保育が利用される中、教育・保育のニーズを適正に把握し、提供量を担保しつつ、安全で安心なより質の高い教育・保育を維持していくことが必要です

【施策の方向】

こどもの心身が健やかに成長することは、子育ての基本であり、次代の社会を担うこどもを育てることに繋がります。

子育てに必要な環境の整備やこころとからだのバランスよく成長するための取組を推進するとともに、安心して成長できる体制を地域と連携して構築します。

4 子育てを支援する生活環境の整備

【現状・課題】

こどもの遊びや体験活動は、こどもや若者の健やかな成長の原点です。遊びを通じて想像力や好奇心、自尊心、思いやりなどを学びます。こどもが、のびのびとすこやかに成長するためには、安心して様々な体験をすることのできる環境を整備するとともに、その経験を通して成長するための施設整備への取組も重要となっています。

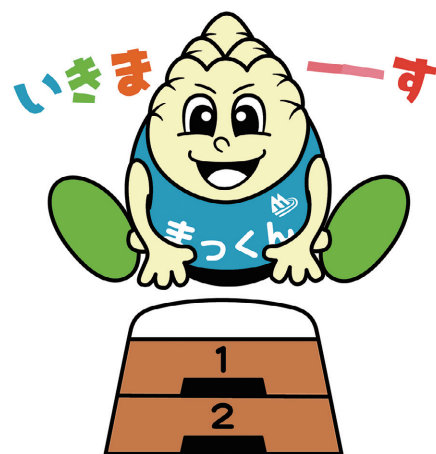
近年、こどもたちを狙った犯罪や、こどもが巻き込まれる事故などの発生により、地域におけるこどもの安全・安心への関心が高くなっています。文部科学省は、平成30年（2018年）に「登下校防犯プラン」を示し、地域における連携の強化や多様な担い手による見守りの活性化などを掲げ、取組んでいます。アンケート調査でも、回答者の多くが、「安全」「安心」といったキーワードを掲げており、保護者の多くは、安心して生活を送ることのできる環境の整備を求めています。

本村でも、こどもが安心して過ごすことができるよう、こども館の整備、大芝公園を含む都市公園4か所、地区で整備した公園を含む児童遊園が14か所整備されており、1か所が整備中です。また、歩道の設置などの交通安全対策も実施してきました。一方、多くの児童・生徒が利用する道路では、歩道の未整備区間があります。

今後は、こどもの安全・安心のための環境整備への取組が求められています。

【施策の方向】

こどもが安全で安心して日常の生活を送れる環境を整えることで、子育てを支援します。



5 職業生活と家庭生活との両立の推進

【現状・課題】

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することをめざしています。令和6年（2024年）5月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され、こどもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況について公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化などが盛り込まれ、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では、母親の87.8%、父親の98.8%は就労しており（一部産休、育休、介護休業中を含む）、このうち、母親の55.4%は現在の勤務形態であるパート・アルバイトなどの継続を望んでいます。また、フルタイムへの転換希望者で実現できる見込みのある母親は14.3%となっています。

本村では、子育て女性再就職トータルサポートセンターを軸に、子育て中の母親に対し仕事と子育ての両立を図れるよう、相談から就業のあっせん、セミナーの開催やスキルアップへの支援などを実施しています。

すべての村民が希望する働き方や暮らし方を選択でき実現できるように、子育てや介護のための社会支援の充実を図り、仕事と家庭生活の両立ができる環境づくりが求められています。また、村内の企業・事業所に対して、「女性の活躍推進法」に関わる情報を提供するなど、連携して取り組むことができる環境づくりが必要です。

【推進方策】

働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性、職場でステップアップしたいと希望する女性など、自らの意志によって働き、また働こうとする女性とその思いを叶えることができるむらづくりを推進します。

家庭では子育ての責任の多くを女性が担っている現状を踏まえ、女性が職業生活と家庭生活との両立を図りながら職業生活において活躍できる取組を促進していきます。

6 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

【現状・課題】

発達に支援が必要なこどもの早期発見・早期支援を行うために関係機関が連携を強化し、支援や相談体制の充実を図るとともに、保育園、学校、放課後児童クラブなどにおける受け入れ体制の充実を図る必要があります。

近年、こども・若者を取巻く環境は複雑化・多様化しており、全国的に、いじめや不登校、ひきこもりといったこども・若者を取巻く問題が指摘されています。ひきこもりやニートなどの困難を抱えたこども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、相談支援や関係機関の連携強化し、一人ひとりが自分らしく生きていけるよう必要な支援を行うことが重要です。

さらに、支援を必要とするこどもや、困難を抱えた家庭・こどもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、こどものライフステージにあわせた、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉など）が総合的に支援する仕組みが重要です。また、子育て世帯が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実が求められます。

一方、アンケート調査では子育てを相談するうえで気軽に相談できる人、場所については、保育士40.5%、子育て支援施設（児童館など）・NPO15.2%、かかりつけの医師12.7%と、保育園における相談が多くなっています。また、地域子育て支援拠点事業の利用は15.0%に留まるなど、より広範な相談体制の構築が求められています。

この相談については、現在の取組を好評価する回答が多く見られる一方、より充実した相談体制を望む回答もありました。

本村でも、要支援親子教室（あそびの教室「どんどこ広場」）、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）、こども相談室などで様々な問題に対して相談を受け付け、解決に向けて取組んでいます。

【推進方策】

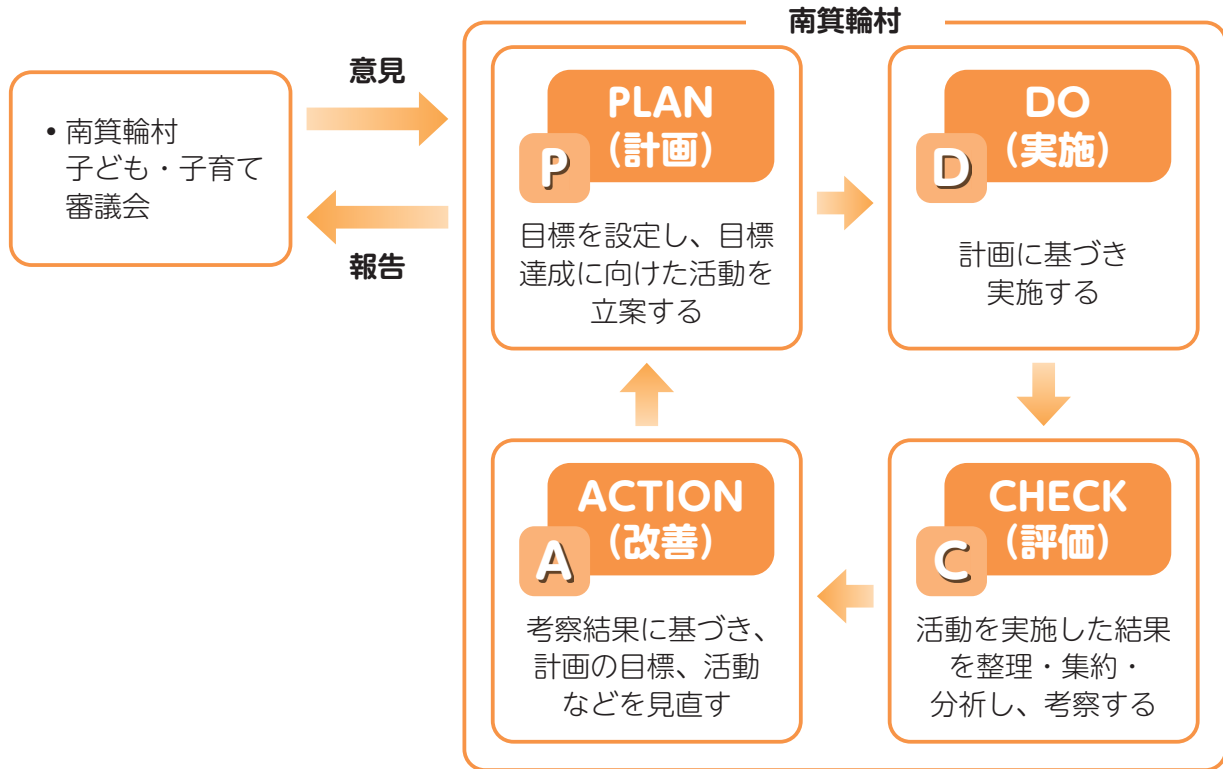
個人情報保護・秘密保持などに配慮しながら子育てに関する様々な悩みごとを気軽に相談できる体制について、関係機関との連携を図りつつ体制の維持・強化を図ります。

また、要保護児が安心して成長することができるよう、各種支援措置を継続します。

第4章 計画の進行管理

本計画に基づく施策を推進するために、主な事業における庁内関係各課及び関係機関等の取組の状況や成果・課題など進捗状況の点検を行いPDCAサイクルに基づき管理します。

進捗状況については、必要に応じて「子ども・子育て審議会」に報告を行うことで、外部からの視点も取り入れていきます。また、適宜計画の見直しなどを実施し、本村における「こども計画」の推進を図ります。



資料編



1 策定経過

年 月	項 目	内 容	
令和7年	1～3月	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援ニーズ調査 ・子ども、若者意識調査 ・子どもの生活実態調査
	5月28日	小中学校の意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども大綱の内容についての活動状況 ・児童・生徒、保護者からのニーズ ・課題や連携状況について
	6月5日	第1回 南箕輪村子ども・子育て審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 ・4計画の概要について ・アンケート結果について
	9月11日	第2回 南箕輪村子ども・子育て審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども計画について ・子ども・子育て支援事業計画について
	11月10日	第3回 南箕輪村子ども・子育て審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画について ・次世代育成支援行動計画について
令和8年	1月28日	第4回 南箕輪村子ども・子育て審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども計画（4計画）について
	2月3日	答申	
	2月10日	議会全員協議会	全員協議会への説明
	2月17日 ～3月16日	パブリックコメント	

2 南箕輪村子ども・子育て審議会条例

平成25年9月13日
条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、南箕輪村子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じて、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、本村の子ども・子育て支援施策に関し、村長が必要と認める事項について調査審議すること。
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、村長に意見を述べることができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
 - (2) 保育関係者
 - (3) 教育関係者
 - (4) 子ども関係団体に属する者
 - (5) 識見を有する者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附則(令和5年3月14日条例第5号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和5年12月18日条例第21号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

3 南箕輪村子ども・子育て審議会委員名簿

任期:令和 7年 4月 1日~令和 9年 3月 31日

番号	氏名	選出団体等	役職等	備考
1	倉田 幸一	北部保育園保護者会	会長	
2	金子 勇一	中部保育園保護者会	会長	
3	荒井 里味	南部保育園保護者会	会長	
4	高谷 佑佳	西部保育園保護者会	会長	
5	桂島 亮	南原保育園保護者会	会長	
6	高木 基至	南箕輪村PTA連合会代表	南箕輪中学校PTA会長	
7	水崎アツ子	保育園園長会	南部保育園長	
8	清水 閣成	南箕輪村教育委員会	教育長	副会長 R7.10.31まで
	尾形 浩			副会長 R7.11.1から
9	松崎 善幸	南箕輪村小学校長代表	南箕輪小学校長	
10	小林 充	南箕輪村青少年健全育成会	会長	
11	清水 麻男	南箕輪村 民生児童委員協議会	会長	会長 R7.11.30まで
	松澤 俊郎			R7.12.1から
12	唐澤 豊	南箕輪村民生児童委員協議会	主任児童委員	
13	北原 英行	合資会社milky way	代表	
14	穂高 貴志	ここから	代表	会長 R7.12.1から
15	三澤 澄子	南箕輪村議会	福祉教育常任委員	

(順不同・敬称略)

用語集

数字

【1号認定】

子どもの年齢が満3歳児以上で「保育に必要な事由がない」場合に受けられる認定。幼稚園や認定こども園を利用できる。

【2号認定】

子どもの年齢が満3歳児以上で保育に必要な事由がある」場合に受けられる認定。認可保育園や認定こども園を利用できる。

【3号認定】

子どもの年齢が満0～2歳児で「保育に必要な事由あり」の条件を満たし、認可保育園・認定こども園（保育園枠）等を利用する場合に受ける認定。

アルファベット

【DV】

「ドメスティック・バイオレンス」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又は関係があった者から振るわれる暴力。

【ICT】

ネットワークやコンピュータを用いて情報や知識を共有する技術。

【LGBTQ+】

性的少数者を表す総称で、Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシュアル）、Transgender（トランスジェンダー）、Queer/Questioning（クィア/クエスチョニング）の頭文字を取った言葉。

あ行

【アセスメント】

情報を収集・分析し、利用者の課題やニーズを明らかにする重要な手法。

【一般事業主行動計画】

企業が従業員にとって働きやすい環境を整備し、仕事と生活の調和を図るために策定する計画。計画では、一定の期間内に達成すべき目標を設定し、その目標を実現するための具体的な対策を明確にする。企業には多様な働き方や生活環境を持つ従業員を支援しつつ、持続可能な事業運営を実現することが期待されている。

【医療的ケア児】

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰（かたん）吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要なこども。

【インクルーシブ教育】

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加できるようにすることを目的に、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが共に学ぶ仕組み。

【インターンシップ】

社会に出る前の職場体験。企業で仕事をしている人の話を大学生が直接聞いたり、実際の仕事を体験したりすることで、業種・業界・職種の違い、社員の雰囲気、企業風土などを知ることができる。

【ウェルビーイング】

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみだけでなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

か行**【キャリア教育】**

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。文部科学省による手引きは小学生からある。

【教育支援センター】

小学校及び中学校の不登校の児童・生徒を対象に、学校復帰に向けて集団適応指導、学習指導、教育相談等を行うために設置された施設。

【グリーンベルト】

歩道が設けられていない道路の路側帯に緑色のカラー舗装を施したエリア。

【ケースワーカー】

公的機関である福祉事務所や児童相談所で、病人や障がい者、一人暮らしの高齢者など日常生活で困っている人の相談に乗る専門職。

【合計特出出生率】

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当。

【孤育て】

子育てを家族だけで抱え込み、周囲から孤立した状態。共働きや地域のつながりの希薄化、祖父母世代との同居の減少など、複数の要因が重なっている。

【こども食堂】

家庭における共食が難しいこどもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場。こども食堂の活動は様々だが、親子で参加する場合も含め、こどもにとっての貴重な共食の機会の確保となったり地域コミュニティの中でのこどもの居場所を提供する場となっている。

さ行**【自己肯定感】**

ありのままの自分を認めることで、自分の存在そのものを肯定的に受け入れる感覚。

【自殺者数】

自殺者数に関連する統計として主に用いられるものとして、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」が挙げられる。「人口動態統計」は、日本における日本人を対象とし、住所地を基にした統計であり、「自殺統計」は、総人口（外国人を含む）を対象とし、発見地及び住居地を基にしている。

【自情障学級】

自閉症や情緒障がいを持つ児童が、学校生活や社会生活に適応できるように支援することを目的とし、自閉症や情緒障がいを持つ児童に特化した支援を行うための特別支援学級。

【障がい観】

障がいに対する社会的、文化的、又は個人的な理解や見方を指し、障がい者に対する態度や支援のあり方に影響を与える重要な概念。

【障がい児】

「障がい児福祉計画」において、「障がい者のうち満18歳に満たない児童」と定義している。

【情報リテラシー】

情報を適切に収集、理解し、それらを有効に活用する能力。膨大な情報の中から信頼できる情報を選び出し、正確に理解・分析するためにも情報リテラシーというスキルが求められている。

【人口置換水準】

すべての女性が人口レベルを維持するのに十分な数を出産し、死亡率は一定で、純移動はゼロと仮定した場合の合計特殊出生率。

【スクリーニング】

多くの対象の中から、基準に合ったものを選び出すこと、又は不要なものをふるい落とすこと。

【スクールカウンセラー】

「心の専門家」として臨床心理士などが携わり、児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアなどを行う。

【スクールソーシャルワーカー】

問題を抱える児童・生徒に対し、その児童の環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく専門職。

【セクシュアリティ・ジェンダー】

「セクシュアリティ」は、個人の性的特徴や意識、能力を指し、誰に対して性的または恋愛に惹かれるか、又は惹かれないかといった要素を含む。一方、「ジェンダー」とは、社会的・文化的に構築された性別の概念であり、男性や女性の役割、期待、行動を含む。これらの概念は、個人のアイデンティティや社会的な関係性に深く関わっている。

た 行

【たけのこ園】

小学校就学前のお子さんを対象として、育ちがゆっくりだったり、育児に心配のあるご家庭の支援をしていく児童発達支援事業所として、平成24年（2012年）10月1日に開園。保育士・作業療法士・臨床心理士・言語聴覚士などの専門職を配置して、毎日の生活や遊びを通して、基本的な生活習慣を身につけたり、集団生活を楽しめる力をつけたりする。

【共育(トモイク)】

共働き・共育での推進のため、「職場」や「家庭」におけるいわゆる“ワンオペ”の実態を変え、男女ともに誰もが希望に応じて仕事と家事・育児を両立し、「共に育てる」に取り組める社会をめざし、特に、“企業”へのアプローチを主軸に、雇用環境・職場風土の改善等、多くの企業が「共育で」しやすい環境作りに積極的に取り組めるよう、普及啓発活動といった働きかけをメインに展開していく。

な 行

【ながの子育て家庭優待パスポート事業】

地域全体で子育て家庭を応援する機運づくりを進めるため長野県・県内市町村と協働し、協賛店の協力のもと、妊婦がいる家庭及び18歳以下のこどもがいる子育て家庭を対象に、買い物などの際にカードの提示で割引など各種サービスを受けられる。

【ニート】

総務省が行っている労働力調査における、15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない方。

【ネウボラ】

フィンランド語で「アドバイス（助言）の場所」という意味。妊娠や出産、育児をサポートする支援制度や施設のこと。

【ネグレクト】

世話をする責任がある保護者が責務の放棄や怠ること、義務不履行によって加害者となる行為。例として、扶養対象のこどもを遺棄すること、健康状態を損なうほどの不適切な養育、こどもの危険について重大な不注意を犯す児童虐待がある。

【ネットリテラシー】

インターネット上の情報を正しく読み取り、状況に応じて適切な判断や行動ができる能力。

は 行

【パタニティハラスメント】

男性労働者が、育児のために育児休業・こどもの看護等休暇・時短勤務などの制度利用を希望したこと、これらの制度を利用したことを理由に、同僚や上司等から嫌がらせなど

を受け、就業環境を害されること。

【ピアサポート】

同じような経験や悩みを持つ人同士が、互いに支え合う活動や関係性。専門家からの支援とは異なり、似た体験をした当事者同士が対等な立場で助け合う。

【ひきこもり】

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を指す現象概念。

【プレコンセプションケア】

適切な時期に適切な知識や情報を女性やそのパートナーを対象に提供し、将来の妊娠のためのヘルスケアを行うこと。このケアは妊娠を計画している女性だけでなく、すべての妊娠可能年齢の女性にとって大切なケアとなる。

【ベイズ推定値】

小地域における合計特殊出生率や標準化死亡比を見る場合、観測データ（出生数や死亡数）が少なく、出生、死亡の動向を把握することが困難。このような場合、当該市区町村を含むより広い地域である都道府県の出生、死亡の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生数、死亡数等の観測データを総合して当該市区町村の合計特殊出生率、標準化死亡比を推定するベイズ推定を適用し安定的な推定を行う。

ま 行

【マタニティハラスメント】

女性労働者が、妊娠・出産したことや産前産後休業・育児休業などの制度利用を希望したこと、これらの制度を利用したことなどを理由に、同僚や上司等から嫌がらせなどを受け、就業環境を害されること。

【メンタルヘルス】

体の健康ではなく、こころの健康状態を意味する。体が軽いか、力が湧いてくるといった感覚と同じように、心が軽い、穏やかな気持ち、やる気が湧いてくるような気持ちの時は、こころが健康といえる。

や 行

【ヤングケアラー】

本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

【ユニバーサルデザイン】

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できることをめざした建築（設備）・製品・情報などの設計。

【ユニバーサルフィールド】

物理的障害、設備の有無を意味するものではなく、身体的、心因的状态の異なる多様な人間同士が着想や人の手を用いて、誰もが実用可能となる環境。

ら 行

【ライフデザイン】

結婚や子育て、住居、老後の暮らしなどについての計画。人生計画。ライフプラン。

わ 行

【ワーケーション】

「Work（仕事）」と「Vacation（休暇）」を組み合わせた造語で、「リゾートホテルや地方のキャンプ場など、いつもの職場や自宅とは異なる場所で働き、同時に休暇取得も行うスタイル。

南箕輪村こども計画

発行日 令和8年(2026年)4月
発行 南箕輪村
〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825-1
電話：0265-72-2104 (代表)
編集 南箕輪村 こども課